

「かわさき教育プラン」策定に寄せて

戦後から現在にいたる教育行政の取組は、戦後の教育復興やベビーブームによる児童生徒の急増対策から始まり、基礎学力の向上、高校等への進学率の向上などにより、戦後日本の経済発展や、国際競争力の強化に貢献してきたものと考えております。

しかしながら、少子高齢化、グローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む21世紀の社会において、教育に対するニーズも非常に多様化してきております。

また、都市化や核家族化などが進行するなかで、家庭や地域の教育力が十分に発揮しにくい状況が見られるなど、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しております。

このような急速な変化に対し、現在の教育行政システムでは十分に応えることが難しくなってきたとの認識から、本市においても「教育改革」への取組を計画的に進めるために平成17年度からの10年間で計画年度とする「かわさき教育プラン」の策定を進めてきました。

本プランでは、「第1章プランの基本的な考え方」において、10年間でスパンとする長期的なプランの目標・方向性を明らかにしています。ついで「第2章重点施策」として、平成17年度からの3年間に重点的に取り組むべき項目と具体的なスケジュールをまとめています。「第3章施策体系」は、第1章の基本的な考え方に基づいて教育分野の施策を4つの階層に体系化したものです。このプランでは、教育行政を効果的に進めるために、施策の体系化をしたのちに、3年間と年限を区切って重点的に取り組むべき事業を抽出しております。

今後は、このプランに基づいて教育委員会や各学校が自ら改革を進め、保護者・市民の信頼に添えていくことが重要であると考えております。

プランの推進にあたりましては、「第4章プランの進め方」にあるとおり、プランの広報に努め、市民の皆様との協働でこのプランを進めていきます。また、プランを推進するなかで、市民の皆様一人ひとりに内在する力をお借りし、本市の教育を活性化することで「市民の力が教育を変える」というサブタイトルのねらいを実現していきたいと考えております。さらに、そのために必要な施策に関しては勇気を持ってスピーディに着手するとともに、計画（Plan）－実行（Do）－評価（Check）－見直し（Action）のサイクルを確立して、時代の変化に柔軟に対応してプランを進めていきたいと考えております。

最後になりますが、このプランの策定にあたり、市民説明会やシンポジウム、市民意見の募集等に多くの皆様にご参加いただき、貴重なご意見をお寄せいただきましたことに感謝申し上げますとともに、このプランの実現に向けて、市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

平成17年3月

川崎市教育委員会
教育長 河野 和子

目次

はじめに

第1章 プランの基本的な考え方

- 1 プランの目標…………… 3
- 2 プランにおける施策の方向性…………… 3
 - (1) 各学校や地域の自主性・自律性を促進する…………… 4
 - (2) 市民との協働、職員の専門性の向上、専門家の参画を推進する…………… 4
 - (3) 客観的な現状把握に基づく、効果的で効率的な教育行政を推進する…………… 4

第2章 重点施策

- 1 川崎式で「生きる力」をつける…………… 5
- 2 「個性が輝く学校」をつくる…………… 10
- 3 「教職員の力」を伸ばす…………… 14
- 4 「地域に開かれた学校施設」にする…………… 17
- 5 「市民の学び」を支援する…………… 20
- 6 「市民の力」を活かす…………… 24

第3章 施策体系

- 基本政策1 幼児・学校教育…………… 27
- 基本政策2 家庭・地域における教育…………… 46
- 基本政策3 社会教育・文化・スポーツ…………… 55
- 基本政策4 教育行政…………… 68

第4章 プランの進め方

- 1 プランの広報…………… 72
- 2 PDCAのサイクル、スケジュール、進捗管理体制…………… 72
- 3 川崎市教育目標について…………… 74

参考

- 1 策定経過…………… 76
- 2 かわさき教育プラン策定委員会設置及び運営要綱…………… 79
- 3 委員名簿…………… 80
- 4 諮問文…………… 83
- 5 答申文…………… 84
- 6 市民からの意見の概要…………… 85
- 7 「かわさき教育プラン（案）」に対するご意見…………… 102
- 8 川崎市の教育の現況と課題…………… 114
- 9 プランに関連する具体的な動き…………… 146
- 10 時代潮流と教育…………… 148
- 11 関連資料一覧…………… 150
- 12 語句説明一覧表…………… 152

- 巻末 施策体系一覧表…………… 154
- 現況と課題一覧表…………… 159

はじめに

1 策定の趣旨

わが国は、少子高齢化、グローバル化、情報化、産業・就業構造の変化、価値観の多様化、地方分権の推進などの大きな時代の変化の中にあります。この大きな変化の中で、教育分野においては、学力の低下、モラルの低下、学級崩壊などの新たな課題が浮かび上がってきています。

本市では、高度経済成長下における豊かな財源に支えられ、多くの優れた独自政策を展開してきましたが、右肩上りの社会の終焉に伴う制度疲労や少子高齢社会の到来といった社会構造の変化に伴う諸要因から、財政が急速に逼迫してきました。そこで、平成14年度に「川崎市行財政改革プラン」が策定され、全庁的に行財政改革に取り組んでいます。

学校や地域では、昭和61年に市長あてに報告のあった「いきいきとした川崎の教育をめざして」に基づく教育が展開されてきました。報告は、20年近く前のものでありながら、「教育への市民参加」の重要性を説き、その第一歩を踏み出すきっかけとなった点で大きな意義があったと考えます。

教育委員会では、平成15年5月に「かわさき教育プラン策定委員会」を設置し、市民と行政の協働がさらに重要となっていることを踏まえて、そのシステムを教育行政計画として具体化するために、市民と行政が共に手を携えて教育を進める「かわさき教育プラン」の策定を進めてきました。

また、サブタイトル「市民の力が教育を変える」は、そのような教育を進めることにより、市民一人ひとりに内在する力が、本市全体の教育を活性化するというねらいを表現したものです。

このプランは、子どもから高齢者まで、全ての市民が教育・学習、文化・スポーツなどの各分野にわたって、いきいきと学びあうことのできる学習社会の実現を目指すものです。

2 プランの位置づけ

このプランは、「川崎市行財政改革プラン」や新たな総合計画との整合を図るとともに、新しい時代における、より効果的な教育財政のあり方などについて、平成16年3月に策定された「教育委員会事務事業改善プラン」の内容を踏まえてまとめています。

3 対象とする期間

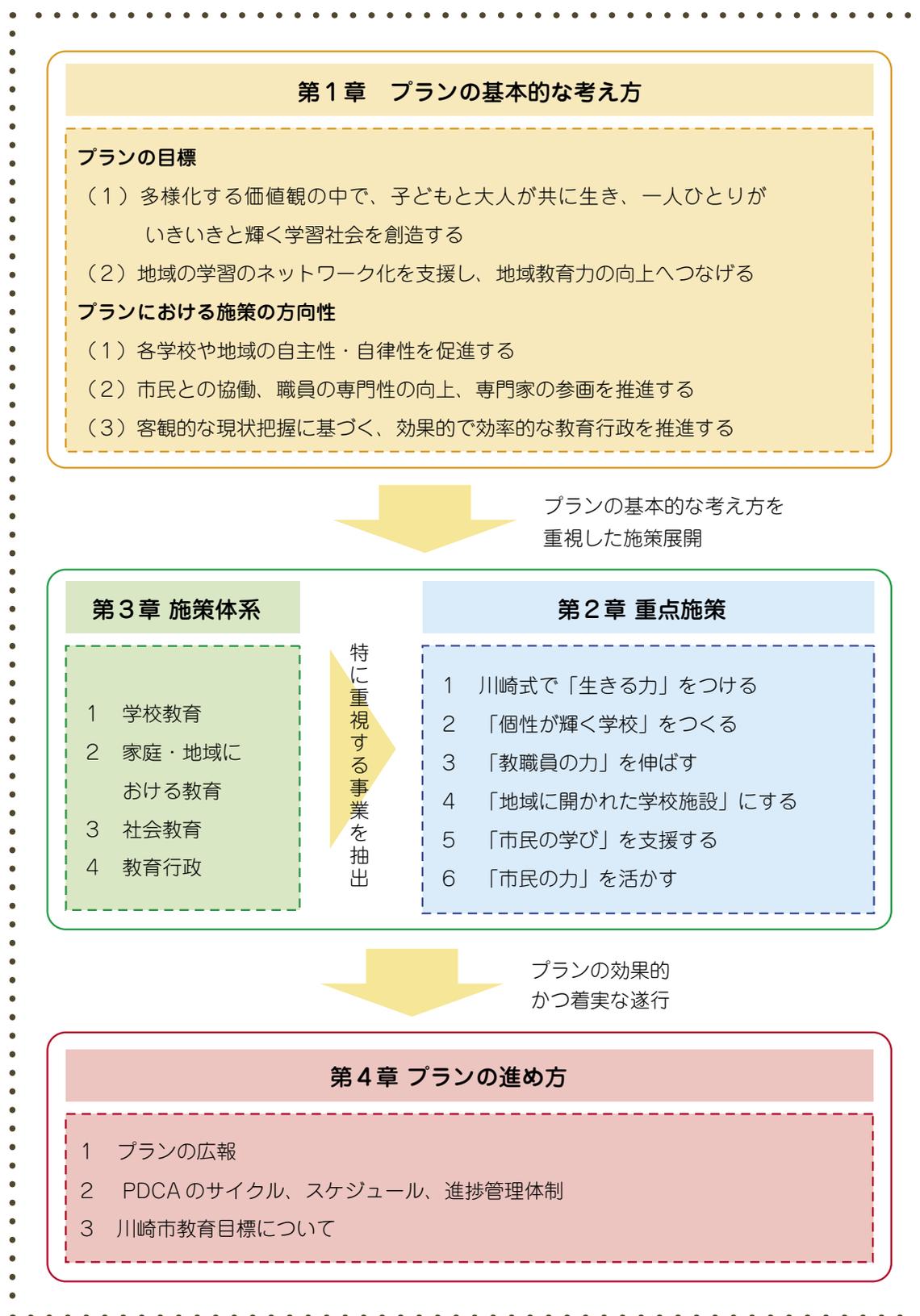
このプランの対象期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

4 プランの対象分野

このプランにおいて対象とする分野は、幼稚園や市立の小・中・高・聾・養護学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

| 5 プランの全体像

プランは、全体として以下に示すように構成されています。



第1章 プランの基本的な考え方

本市では、教育を取り巻く環境、本市の教育の現況と課題、これまでの本市の取組、本市の行財政全般の状況などを踏まえて、プランの目標と施策の方向性を以下のように設定しました。

| 1. プランの目標

本プランでは、学校教育や社会教育における施策を展開していく上で、以下のように、「次代を担う人づくり」と「地域づくり」の観点から二つの目標を設定しました。

多様化する価値観の中で、子どもと大人が共に生き、一人ひとりがいきいきと輝く学習社会を創造する。

社会の急激な変化、地域の国際化などにより人々の価値観が多様化する中で、子どもも大人もお互いの人権を尊重し、全ての人々が自己を実現していきいきと輝けるような社会を創造することが必要です。

そのためには、共に認め合い、共に高め合い、そのことによって自らも成長できるような子どもを育てる教育を学校・家庭・地域が連携して行う必要があります。特に学校は、教職員一人ひとりが自らの能力を十分に活かすことができ、子どもと大人が触れ合うコミュニティの拠点として地域に開かれた学習環境でなくてはならないでしょう。また、大人も一人ひとりがいきいきと輝けるように、地域の中で主体的に学習に取り組むことが必要です。

本プランでは、このような教育や学習が展開する社会を学習社会ととらえ、その創造を目標とします。

地域の学習のネットワーク化を支援し、地域教育力の向上へつなげる。

本市では、学校においては、子どもの学力など「生きる力」を形成する取組が行われてきています。また、地域においては、市民の自主的な学習活動や市民活動が活発に展開されてきています。しかし、そうした取組や活動の相互の連携・協力をさらに密接にしていく必要があります。学習社会を創造し、地域全体の教育力を高めるためには、地域における様々な施設、機関、団体、市民の自主グループなどによって行われている実践をつなぐネットワーク化を図ることによって、子どもも大人も成長できる地域をつくる必要があります。

本プランは、そうしたネットワーク化を支援し、地域教育力の向上を図ることを目標とします。

| 2. プランにおける施策の方向性

時代の潮流や市民一人ひとりの学習ニーズが変化するなか、教育分野の施策について、様々な変革に対応する新たな方向性が必要となっています。本プランでは、プランの目標の実現に向けて、以下の方向性を重視して教育施策を進めます。

(1) 各学校や地域の自主性・自律性を促進する

学校における教育課題は非常に多様化しており、子どもたちが「生きる力」を身につけるためには、家庭や地域との連携の推進や、よりきめ細かい施策の実施が求められています。学校教育においては、児童生徒一人ひとりが個性豊かに輝くための学校経営や、保護者の参加、教職員の資質向上などを効果的に支援することが求められています。

また、社会教育や文化・スポーツなどの生涯学習は、市民の多様なニーズに応じて、地域の中で自主的・自律的に展開されるものです。市民の「参加と協働」を基本として、生涯学習を効果的に支援することが求められています。

本プランでは、学校教育については、各学校が子どもの実態に即した創意工夫を重ね、優れた教育実践が他校との交流などによって一層充実するように支援していくことを重視します。また、社会教育については、市民自らの課題や、地域の課題解決につながるような市民の主体的な学習や活動がより豊かに行われることを重視します。

(2) 市民との協働、職員の専門性の向上、専門家の参画を推進する

学校や地域が抱える課題がますます複雑化・高度化する中、個々の学校や地域で全ての課題について、的確な現状把握や解決を行うことは困難となっています。一方で、自らの学習の成果や経験を活かして、学校の教育活動に協力したり、地域課題の解決に貢献できるような市民が増えてきています。

本プランでは、市民との協働を促進するとともに、教職員など職員の専門性を向上させ、さらに教育分野の専門家の参画を促進して、教育施策を推進することを重視します。

(3) 客観的な現状把握に基づく、効果的で効率的な教育行政を推進する

これまでの教育行政は、成果を重視することに比べて、効率性などについての意識が低かったと言えます。コストの意識化、チェック機能の強化、組織のスリム化などが求められています。

本プランでは、客観的な現状把握に基づいて、よりよい成果を効率的に実現することを重視します。

第2章 重点施策

プランの目標を実現するために、本市が重点的に推進する施策を6つ提示します。

この章の重点施策は、プラン策定後、最初の3年間に、特に何を重視していくかということをも市民の方々に分かりやすく伝えるために、第3章の施策体系から具体的な事業を抽出し、再構成したものです。

1 川崎式で「生きる力」をつける

【背景・目的】

少子高齢化、グローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む21世紀の社会では、市民に求められる能力や知識がますます高度化・多様化しています。このような21世紀の社会を生きていく中で、子どもたちには「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて、子どもの最善の利益が確保されること等が大切です。その上で、子どもたち一人ひとりが個性を發揮し活躍することができるよう、「知（確かな学力）」「徳（豊かな人間性）」「体（健康・体力）」からなる「生きる力」を、身につけることが求められています。

このような「生きる力」をつけるためには、全ての教育の出発点である家庭における教育機能を高め、幼児期から、学齢期（6歳～15歳）及び後期中等教育期間（16歳～18歳）にわたって、子どもたちが成長や発達状況に応じて必要な力を身につけていくことが大切です。

本重点施策では、多様な文化や国籍の市民が共生するなどの本市の特色を活かしながら、子どもの発達に応じた教育を展開する方法を「川崎式」として、本市の教育を受ける全ての子どもたちが「生きる力」をつけることを目的とします。

【内 容】

本市の学校では、子どもたちのそれぞれの個性を活かしながら、「生きる力」を育む教育活動を行っています。これまで「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえて本市が特に力を入れてきた、いのち、こころの教育・人権尊重教育などの教育内容をより一層推進します。

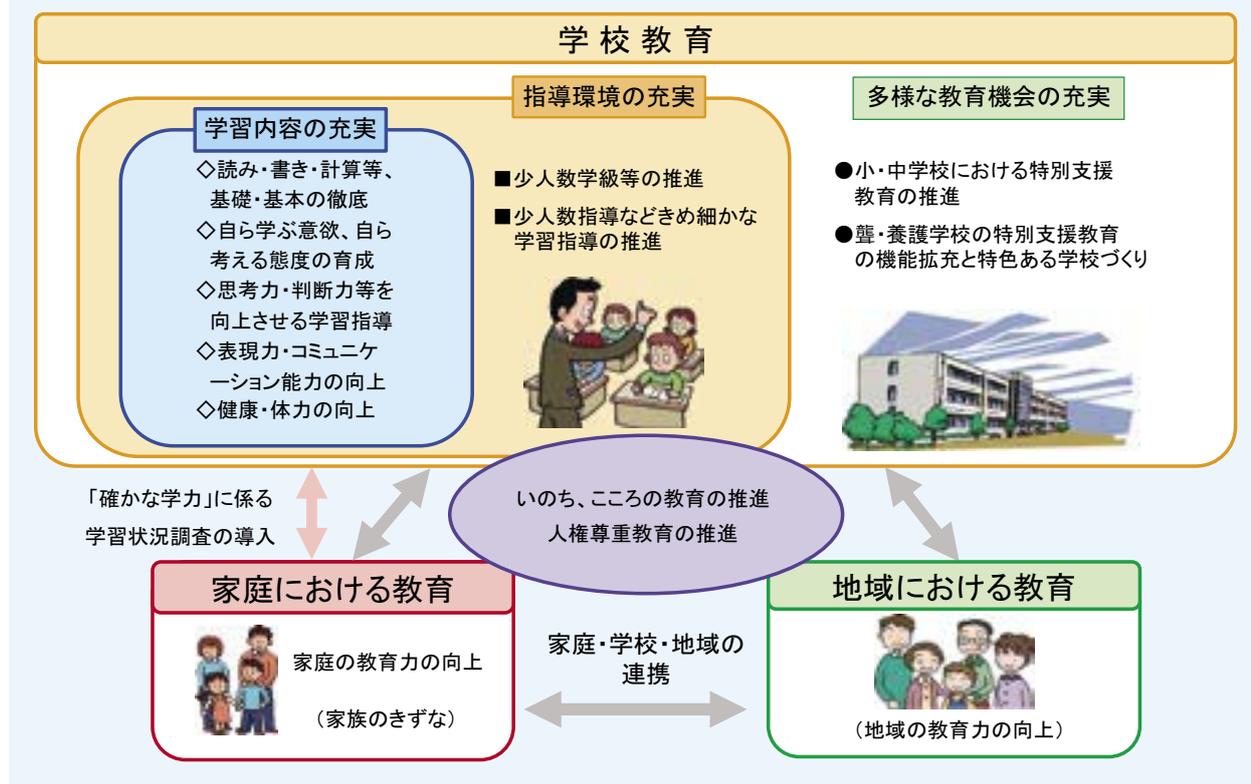
知識や技能、それらを活用する力、学ぶことへの意欲、自分で考え判断する力、表現する力、問題を解決し、自分で道を切り開くことができる力を本市では、「確かな学力」と捉え、読み書き計算などの基礎・基本、自ら学ぶ意欲や態度、思考力・判断力、表現力・コミュニケーション能力などの育成や定着を目指した取組を行います。その上で、基礎的な学力の定着度を調査し、指導方法の改善等に活かすために、子どもたちの学習状況調査を実施します。

加えて、全国的に低下が懸念されている子どもたちの健康・体力の向上に取り組むとともに、一人ひとりの子どもへのきめ細かな対応を図り、「生きる力」を子どもたちに育むため、少人数学級や少人数指導などの展開を図ります。

また、これまでの障害の種類や程度に応じ特別の場で教育を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育活動を行う「特別支援教育」へ向けた取組を進めていきます。

さらに、家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育に関する学習を支援します。

重点施策1 川崎式で「生きる力」をつける



【展開する事業】

① いのち、こころの教育の推進（施策体系1-1-(1)-①）

子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重する姿勢を育みます。また、読書活動や体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携した取組を行い、社会のルールを守る子どもを育てます。

② 人権尊重教育の推進（施策体系1-1-(1)-②）

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市においてこれまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。

③ 読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底（施策体系1-1-(4)-①）

子どもたちが、生涯にわたって、学び続けるために必要とされる、読み書きや正確に計算する力などの、各教科における揺るぎない基礎・基本の定着を図ります。

④ 自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成（施策体系1-1-(4)-②）

子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を行います。

⑤ 思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実（施策体系1-1-(4)-③）

子どもたちの思考力・判断力等を向上させるために、思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。

⑥ 表現力・コミュニケーション能力の向上（施策体系1-1-(4)-④）

様々な活動場面において、言語はもとより、絵画、音楽、身体活動等による豊かな表現力を育

てることを目指した取組を充実します。また、好ましい人間関係づくり等が図られるよう、コミュニケーション能力の一層の向上を目指した取組を展開します。

⑦ 「確かな学力」に係る学習状況調査の導入（施策体系1-1-(4)-⑤）

指導などに活かすため、学習状況調査を導入し、子どもたちの学習状況を正しく把握します。調査の導入で以下の成果を目指します。

- 学校や教員が子どもたちの学習状況を正確に把握することにより、指導方法や教育課程の検証・改善を図ります。
- 子どもと保護者に学習状況を伝え、一人ひとりの子どもの学習に対する課題を明確にし、子どもが学習へ取り組む態度や、家庭での学習のあり方を改善することに役立てます。
- 教育委員会が各学校の教育課題をより正確に把握することにより、それぞれの学校を効果的・効率的に支援することを目指します。

⑧ 健康・体力の向上（施策体系1-1-(3)-①）

子どもたちの健康や体力・運動能力について、体力測定などを行うことで定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行います。また、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等を行い、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。

⑨ 少人数学級等の推進（施策体系1-1-(6)-①）

学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の定着、望ましい集団づくりなど、小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、当面は小学校1年生の1クラスの人数を35人以下とするなど、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを推進します。

⑩ 少人数指導などきめ細かな学習指導の推進（施策体系1-1-(6)-②）

基礎・基本の確実な定着を目指し、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導を推進し、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

⑪ 小中学校における特別支援教育の推進（施策体系1-1-(9)-①）

小中学校における特別支援教育の推進のために、校内支援体制づくりを行うとともに、通級指導教室の専門性の活用や巡回相談システム等の整備を行います。

また、従来の障害児教育の対象だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、（仮称）特別支援教室の設置を進めます。

⑫ 聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり（施策体系1-1-(9)-②）

聾・養護学校は、地域の小中学校を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、聾・養護学校を中心とする地域におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。

また、総合的（知・肢併置）養護学校の整備を行います。

⑬ 家庭の教育力の向上（施策体系2-2-(4)-② 重点施策5-⑥）

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTAや自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

【スケジュール】

事業名	H17	H18	H19	H20～26
①いのち、こころの教育の推進	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">全校で実施</div> 道徳教育の充実、体験活動（栽培・飼育など）等のいのちに触れる活動の展開	内容の充実		随時見直し
②人権尊重教育の推進	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">小・中・高・聾・養護学校向け</div> 人権尊重教育を推進するための支援、子どもの権利学習資料の作成	内容の充実		随時見直し
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">H17は146学級に派遣</div> 学校が子どもの権利学習を行う際の講師の派遣	内容の充実		随時見直し
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">H17は75校に派遣</div> 異文化を持つ地域の外国人市民等を学校に講師として派遣	内容の充実		随時見直し
③読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底	児童生徒の学習状況に応じた補充学習、発展学習の展開	学習状況調査等の結果により改善		随時見直し
④自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成	学びの意義、学びの実感を与え、意欲・態度形成を重視した授業展開	学習状況調査等の結果により改善		随時見直し
⑤思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実	思考し判断する必要がある課題・学習場面の設定を重視した授業展開	学習状況調査等の結果により改善		随時見直し
⑥表現力・コミュニケーション能力の向上	各教科等における表現活動を重視した授業展開	学習状況調査等の結果により改善		随時見直し
⑦「確かな学力」に係る学習状況調査の導入	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">国語・算数・学習意識調査を全校実施</div> （小学校5年生で新規に実施）	効果を確認して、調査対象や実施方法等を改善		随時見直し
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">国語・数学・英語・理科・社会を全校実施</div> （中学校では従来の診断テストに加え、2年生で学習意識調査を実施）	効果を確認して、調査対象や実施方法等を改善		随時見直し
⑧健康・体力の向上	運動の楽しさを味わうことのできる学習展開、子どもたちの主体的な健康づくり、基礎体力づくりの支援			随時見直し
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">小学校 20校</div> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">中学校 全校</div> 新体力テスト（8種目）の実施	小学校25校 中学校全校	小学校30校 中学校全校	小学校 順次拡大 中学校全校
⑨少人数学級等の推進	小学校1年生における少人数学級の実施（神奈川県研究指定校、H16は11校で実施）			随時見直し
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">H17は6校に配置</div> 非常勤講師（市費）を配置	効果を見ながら推進		随時見直し

事業名	H17	H18	H19	H20～26
⑩少人数指導などきめ細かな学習指導の推進	習熟度別学習の推進（H16は小学校62校、中学校15校で実施）	学習状況調査等の結果による研究		→ 随時見直し
	課題別学習の推進（H16は小学校35校、中学校4校で実施）	学習状況調査等の結果による研究		→ 随時見直し
	チームティーチングの実施（H16は小学校53校、中学校39校で実施）	学習状況調査等の結果による研究		→ 随時見直し
⑪小中学校における特別支援教育の推進	（仮称）特別支援教室の設置について調査・研究	モデル校での研究	モデル校での試行	随時見直し ※法改正に伴い実施
	56校を対象に相談・支援 教員や保護者などを対象に相談・支援を行う巡回相談員が学校を訪問	56校 （H16～18で全168校を終了）	見直し	見直し結果に基づく事業の実施
	巡回指導員を全市で4名配置 学校を巡回しながら、主に教員に対して指導方法等の助言を行う巡回指導員を配置			→ 随時見直し
	通級指導教室の機能拡充 （言語）各区1ヶ所 （情緒）全市2ヶ所⇒3ヶ所			→ 随時見直し
⑫聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり	聾・養護学校による地域の学校等への支援の実施			→ 随時見直し
	一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じて「個別の教育支援計画」を作成			→ 随時見直し
	関係機関（教育・福祉・医療等）による連携システムのあり方について研究	連携システムの検討	連携システムの構築	随時見直し
⑬家庭の教育力の向上 （重点施策5-⑥）	12学級実施 家庭教育学級の開催			→ 随時見直し
	PTA家庭教育学級、自主グループ家庭教育学級の開催			→ 随時見直し

2 「個性が輝く学校」をつくる

【背景・目的】

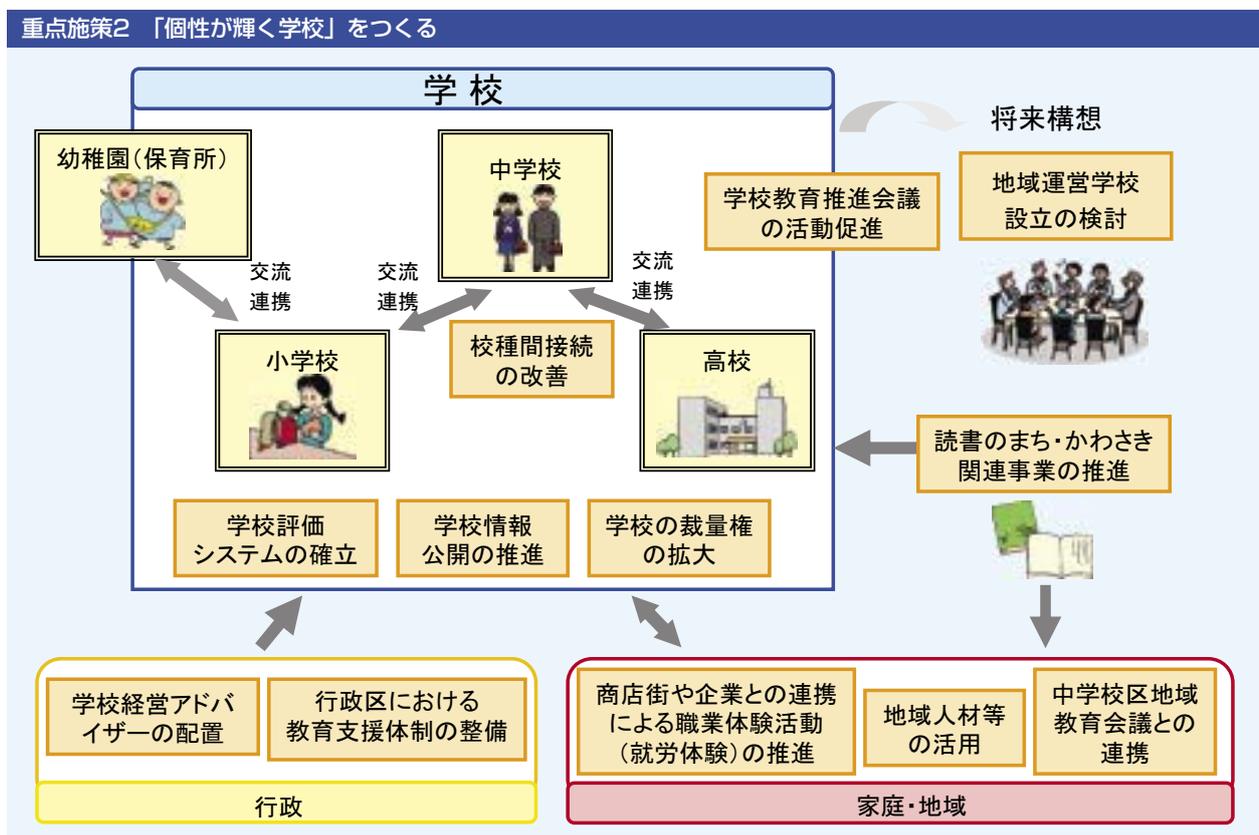
これまででは、全ての学校において同じ教育を保障することを重視する傾向にありましたが、各学校における保護者や地域住民からの意見、子どもの学習状況や生活状況などが多様化することによって、各学校が地域に根ざし、創意工夫を發揮して個性ある教育活動を行うことが求められています。保護者や地域住民からの意見や子どもの生活の場を踏まえた教育活動を行うと、おのずから各学校に特色が生まれてきます。そのために、保護者・地域が学校と連携をとり、子どもの成長に責任を持って、学校運営に参加することが重要です。

本重点施策では、各学校がそれぞれの特色を活かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進することを目的とします。

【内 容】

人事や予算などに関する学校の裁量権を拡大することで、各学校が創意工夫を活かした取組を行えるようにします。さらに、学校の情報をわかりやすく積極的に地域に公表し、学校運営に対して、学校内部での評価とともに、地域住民等の学校外部による評価を行う学校評価システムを確立することで学校の自主性・自律性を高め、特色ある学校づくりを推進します。こうした学校の取組を、学校現場に近い行政区ごとに支援するための体制を整備し、豊富な経験を活かして学校経営に対する助言を行う人材等を配置します。

また、それぞれの学校の特色を大切にしながら、異なる学校種（幼稚園と小学校など）との間で、教育のなめらかな接続を図ることで、進学時の支援体制等を整えるとともに、学校図書館の活性化



を中心とした子どもの読書活動推進に向けた取組を、家庭・地域と連携しながら進めていきます。

さらに、各学校が地域の教育力を活かし、地域に開かれた教育活動等を展開していくために、地域人材・地域資源の活用や商店街、企業と連携した職業体験・就労体験活動、学校教育推進会議の活動の促進、中学校区地域教育会議との連携とともに、権限と責任をもって地域住民などが学校運営に参画する地域運営学校の設立も検討していきます。

【展開する事業】

① 学校の裁量権の拡大（施策体系1-2-(1)-①）

校長がリーダーシップを発揮して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるために、各校の特色や学校経営計画に沿った教員を他の市立学校から公募する制度の検討や学校独自の予算枠を拡大することで、人事や予算における学校の裁量権を拡大します。

② 学校の情報公開の推進（施策体系1-2-(1)-③）

学校評価システムを十分に機能させるとともに、地域住民の教育活動への参加や参画を促進するため、授業の公開や学校経営計画の公表、さらに計画の達成状況に対する評価の公表などにより、保護者や地域への説明責任を果たし、開かれた学校づくりを推進します。

③ 学校評価システムの確立（施策体系1-2-(1)-②）

「計画→実践→評価→改善」のサイクルからなる学校評価システムを確立し、各学校が自らの課題を明らかにすることによって、行政が的確な支援を行い、子どもの意見を取り入れながら学校が自律的な改善を行うことができる仕組みづくりを進めます。

④ 行政区における教育支援体制の整備（施策体系4-1-(3)-① 重点施策6-⑥）

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

- 社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実
- 学校運営や市民の主体的な活動への支援施策を、学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携により総合化

⑤ 学校経営アドバイザーの配置（施策体系4-1-(3)-②）

特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザー」として配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問するなどの支援を行います。

⑥ 子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善（施策体系1-2-(4)-①）

幼稚園・小学校・中学校・高等学校が交流・連携を図り、校種間における教育課程の効果的な接続や、小学校における中学校教員の教科の専門性を活かした学習指導、教員の交流を活かした児童生徒指導等を充実します。このことにより、子どもたちの成長に応じた指導や教育を推進します。

⑦ 読書のまち・かわさき関連事業の推進（施策体系1-1-(5)-①）

「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・地域において子どもが乳幼児期から様々な読書活動に取り組むことのできる環境整備を行います。市立図書館との連携や司書教諭・図書館コーディネーター等の活動促進により学校図書館の活性化を図るとともに、各学校の特色ある読書活動を推進して、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成等に関する活動をさらに推進していきます。

⑧ 地域人材等の活用（施策体系1-2-(2)-① 重点施策6-⑤）

地域の人材やNPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブなどを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

⑨ 商店街や企業等との連携による職業体験活動（就労体験）の推進（施策体系1-2-(2)-②）

地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育んでいきます。

⑩ 学校教育推進会議の活動促進（施策体系1-2-(3)-① 重点施策6-①）

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と、「川崎市子どもの権利に関する条例」の第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

⑪ 中学校区地域教育会議との連携（施策体系1-2-(3)-④）

中学校区地域教育会議と連携して、地域の人材や教育資源に関する情報収集を行うなど、地域の教育力を活かした学校の教育活動を行います。

⑫ 地域運営学校の設立の検討（施策体系1-2-(3)-② 重点施策6-②）

保護者や地域住民と校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、保護者や地域住民などが学校運営に積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえ、保護者・地域住民等のニーズに応じて協議会の設置を検討します。

【スケジュール】

事業名	H17	H18	H19	H20～26
①学校の裁量権の拡大	教員公募制など、教職員の意欲を引き出す人事異動の方法についての検討・試行	実施		→ 随時見直し
	学校独自予算枠拡充についての検討	実施		→ 随時見直し
	30校に配置 特別非常勤講師の配置（H16は20校）			→ 随時見直し
②学校の情報公開の推進	全校実施 学校のホームページを公開（H16は82校）	ホームページの内容の充実		→ 随時見直し
	全校実施 学校経営計画・計画の実施結果の公表			→ 随時見直し
③学校評価システムの確立	全校実施 （うち研究実践校 10校）	研究実践校の成果を踏まえて改善	随時見直し	→
④行政区における教育支援体制の整備（重点施策6-⑥）	各行政区（7区）で実施 各区の市民館に学校教育を担当する主幹・指導主事を配置			→ 随時見直し

事業名	H17	H18	H19	H20～26
⑤学校経営アドバイザーの配置	試行 2名を配置	試行の結果に基づく展開		→ 随時見直し
⑥子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善	小中間連携研究推進校を各区に設置 幼小、中高、高大間連携の実施	→	見直し	→ 連携の拡大
⑦読書のまち・かわさき関連事業の推進	全市で7名配置 「子ども読書活動推進計画」に基づき各学校を巡回指導する図書館コーディネーターの配置 ・司書教諭との連携 ・学校図書ボランティアの支援	効果を確認しながら実施		→ 随時見直し
⑧地域人材等の活用 (重点施策6-⑤)	各種ボランティア活動、NPO法人等との連携拡充	→		→ 随時見直し
⑨商店街や企業等との連携による職場体験活動(就労体験)の推進	期間・時間・内容における充実	→		→ 随時見直し
⑩学校教育推進会議の活動促進 (重点施策6-①)	全校実施 学校教育推進会議メンバーの学校教育への関わりの拡充	→		→ 随時見直し
⑪中学校区地域教育会議との連携	地域教育会議と連携した教育活動の推進	→		→ 随時見直し
⑫地域運営学校の設立の検討 (重点施策6-②)	必要な規則改正の検討・実施	指定の検討 順次指定	→	→ 随時見直し

3 「教職員の力」を伸ばす

【背景・目的】

社会の状況が大きく変わり、学校・家庭・地域の連携が進められる中で、学校教育に求められる役割も変化しています。子どもたちの良き理解者となり、健やかな成長を支え、保護者や地域住民から信頼される教職員となるためには、日々、自己の成長のために研鑽を積み、資質や能力を向上させていくことが求められています。子どもの成長に大きな役割を果たす教職員は、人間的魅力を備え、自らの指導力を高め、学校経営の一翼を担っているという意識を持ち、活力ある教育実践に取り組むことが責務です。また、学校の管理職は、時代を見通して自らの教育理念をしっかりと持ち、教職員の先頭に立って学校経営や教育活動に取り組む必要があります。

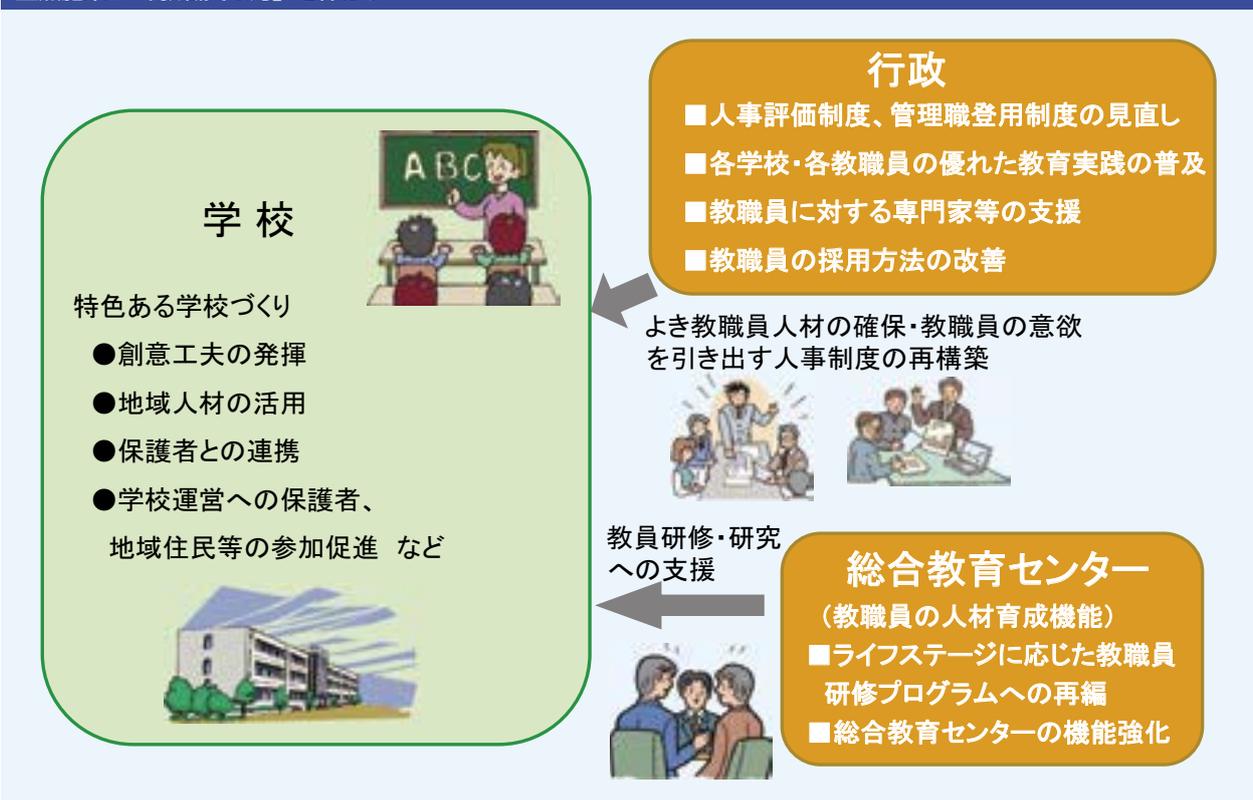
本重点施策では、教職員が自らの力を伸ばし、本市の教育改革を第一線で推進していくための支援を行っていくことを目的とします。

【内 容】

教職員が創意工夫を発揮し、自らの能力を十分に発揮できるように人事評価制度を見直します。また、教職員や管理職に求められる能力や資質を満たした人材を登用できるように、教職員の採用方法の改善や管理職登用制度の見直しを行います。

さらに、教職員の指導力等を高めるために研修体系を再編し、優れた教育実践が普及するように努めます。また、総合教育センターの機能強化、教員に対する専門家等の支援などにより、学習指導や児童生徒指導などに関する教職員への支援体制を強化します。

重点施策3 「教職員の力」を伸ばす



【展開する事業】**① 人事評価制度の見直し（施策体系1-3-(1)-③）**

教職員が自らの能力を高めて、子どもたちにより効果的な指導を行い、保護者のニーズに柔軟に対応することなどにより、学校全体の教育活動の質的向上が促進されるよう、人事評価制度を見直します。

② 教職員の採用方法の改善（施策体系1-3-(1)-②）

人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を採用できるように採用試験の方法等を改善していきます。

③ 管理職登用制度の見直し（施策体系1-3-(1)-①）

リーダーシップを発揮して学校経営や教育活動に取り組み、保護者や地域住民から信頼される人材を管理職として登用するために、登用における公平性や透明性を高めます。また、民間からの登用なども含めて検討し、活力ある人材登用に努めます。

④ ライフステージに応じた教職員研修プログラムへの再編（施策体系1-3-(3)-①）

教職員が経験年数に応じてその能力を確実に高めていけるように、計画的な研修を実施し、内容の充実を図ります。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、研修プログラムの改善を図っていきます。

⑤ 総合教育センターの機能強化（施策体系1-3-(2)-①）

本市の教育の研究・研修機関として中心的な役割を担う総合教育センターの機能を一層充実します。学校教育への直接的な支援として、カリキュラムセンター機能の充実を図るとともに、教育相談や情報・視聴覚機能の充実を通して家庭や地域への支援を進め、側面からも学校を支援していくことに努めます。

⑥ 各学校・各教職員の優れた教育実践の普及（施策体系1-3-(3)-④）

各学校において、自校における課題をテーマとした自主的な校内研究や研究授業の充実に努めるとともに、先進研究校等における校外研修で学んだ成果を自校の教職員に確実にフィードバックするための校内研修等の充実を図ります。また、優れた教育実践を表彰し、各学校へ普及させていきます。

⑦ 教職員に対する専門家等の支援（施策体系1-3-(2)-②）

いわゆる学級崩壊、不登校などの多様化する教育課題に対してNPOや関係機関との連携を図るなど、専門家による支援体制の充実を図ります。

【スケジュール】

事業名	H17	H18	H19	H20～26
①人事評価制度の見直し	市費負担教員の新人事評価制度の試行(平成16年度から)	実施		→ 随時見直し
②教職員の採用方法の改善	広報活動の充実、特別選考の実施、試験方法・内容の変更などについて検討・改善	順次改善		→ 随時見直し
③管理職登用制度の見直し	保護者や地域住民から信頼される管理職を登用するための制度についての検討・実施			→ 随時見直し
④ライフステージに応じた一貫性のある教職員研修プログラムへの再編	2年目教員研修・近代教育研修(満15年)・障害児学級新担任者2年目研修の実施			→ 随時見直し
⑤総合教育センターの機能強化	カリキュラムセンターや情報・視聴覚センターへの組織再編			→ 随時見直し
⑥各学校・各教職員の優れた教育実践の普及	研究・研修の成果を学校の中で活かす校内研修や授業の実施			→ 随時見直し
⑦教職員に対する専門家等の支援	専門の医師やカウンセラー等による支援体制の整備			→ 随時見直し

4 「地域に開かれた学校施設」にする

【背景・目的】

学校は、子どもたちの教育を担う重要な教育機関であるとともに、市内全域に設置されている市民の財産です。学校を、子どもと大人が触れ合うコミュニティの拠点としていくために、子どもだけでなく地域のあらゆる人々の学習や活動の場であるにとらえ、市民にとってより身近な施設にしていく必要があります。

また、多くの市民に安心して使用してもらえるように、より安全な学校施設が必要とされています。

本重点施策では、学校をコミュニティの拠点として整備し、子どもや市民に様々な学習や活動の場を提供することを目的とします。

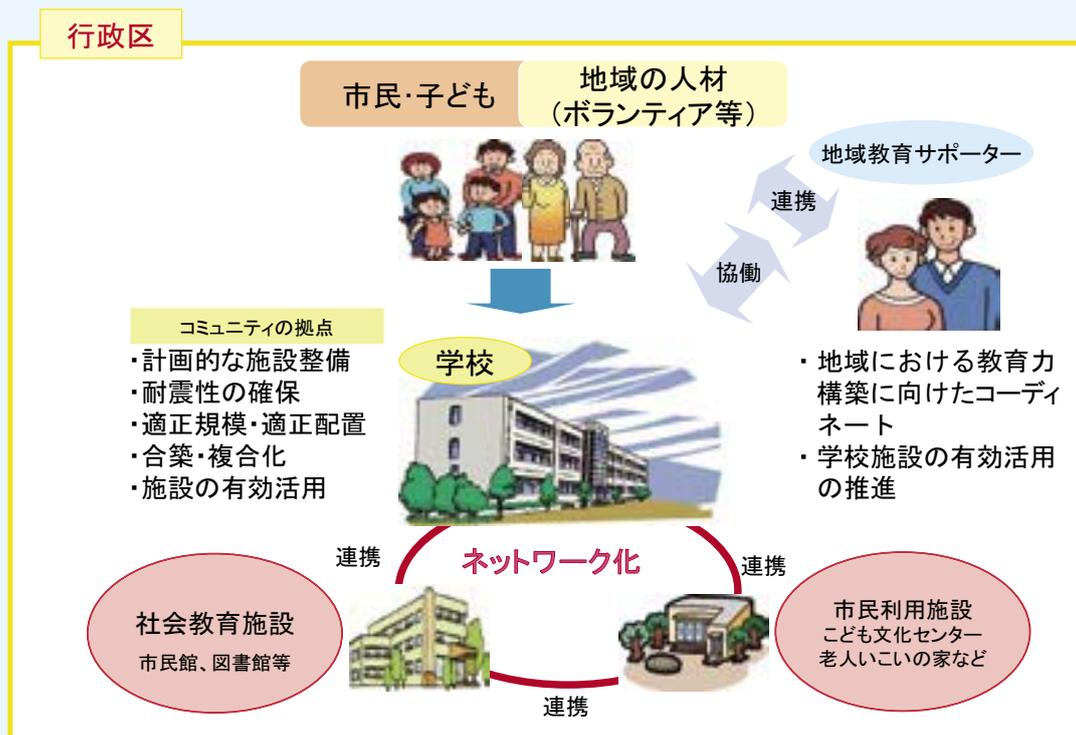
【内 容】

学校を子どもと大人が安心して使えるコミュニティの拠点としていくために、利用しやすく、安全で快適な学校施設の整備を計画的に進めていきます。同時に、地域の多くの人々が様々な形で学校施設を利用することができるように、体育館・校庭などの開放、再転用可能教室・特別教室の有効活用や、他の公共施設との合築・複合化を進めていきます。

また、学校施設と市民館や図書館などの社会教育施設や、こども文化センターや老人いこいの家などの施設との連携を深め、日常生活圏における市民の学習や活動の場としての機能充実を図ります。

さらに、学校と地域の連携を推進する地域教育サポーター制度を構築します。

重点施策4 「地域に開かれた学校施設」にする



【展開する事業】

① 計画的な学校施設の整備（施策体系1-4-(4)-①）

学校と地域で共に利用できる、より安全で快適な教育環境を目指して、学校の適正規模・適正配置を踏まえた新築・改築・改修を行います。

② 校舎の耐震性の確保（施策体系1-4-(1)-①）

児童生徒の安全を確保するとともに、コミュニティの拠点や地域の防災拠点として、安心して学校施設を利用してもらうために、校舎の耐震補強を行います。

③ 学校の適正規模・適正配置（施策体系1-4-(4)-②）

児童生徒数の増減に地域差があり、学校の規模別格差が広がってきています。そのため、社会・地域の実情を考慮し、学校の適正規模・適正配置を推進し、子どもたちの良好な教育環境を確保していきます。

④ 学校施設の有効活用の推進（施策体系3-1-(1)-⑥ 重点施策5-④）

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応じていきます。

⑤ 他の公共施設等との合築・複合化の推進（施策体系1-4-(2)-②）

学校施設と保育所やデイサービスセンターなどの公共施設等を合築・複合化することにより、子どもたちの活動の幅を広げます。また、学校を夜間や休日にも活用できる施設として整備し、学校の地域拠点化を進めます。

⑥ 学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化

（施策体系3-1-4-① 重点施策5-⑤）

市民館をはじめ、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家、学校施設等の市民に身近な施設を、生涯学習やコミュニティの拠点として位置付け、地域の実情に応じてより有効に活用できるように、ネットワーク化を図ります。

⑦ 地域教育サポーター制度（施策体系4-1-(3)-③ 重点施策6-④）

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域の連携を推進する新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

【スケジュール】

事業名	H17	H18	H19	H20～26
①計画的な学校施設の整備	改築の実施 橋中学校着工	東門前小学校着工	1校着工	→ 随時見直し
	大規模改修による校舎リニューアルの実施			→ 随時見直し
	(仮称)土橋小学校の新築	開校		
	黒川地区小・中学校の新築 PFI事業による整備実施方針発表 事業者提案	事業者選定 契約	工事	開校 (H20)

事業名	H17	H18	H19	H20～26
②校舎の耐震性の確保	78棟（耐震補強工事実施済棟数） 新耐震基準設計適用外の校舎の耐震化	108棟	138棟	全198棟 完了 (H21)
③学校の適正規模・適正配置	早急な検討が必要な過大規模校5校、小規模校6校について、行政区ごとに検討委員会、検討部会を設置して適正規模化へ向けた検討を行う			随時見直し
④学校施設の有効活用の推進 (重点施策5-④)	15校で実施 図書館パートナーの配置による学校図書館の有効活用	H17の実施結果に基づき推進		随時見直し
	モデル実施7校 市民主体による学校施設の有効活用	モデル実施 14校	本格実施 14校	順次全校へ 拡大
	有効活用に必要な施設整備			
⑤他の公共施設等との合築・複合化の推進	新・改築に伴う複合化の推進			随時見直し
⑥学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化 (重点施策5-⑤)	利便性アップに向けた全庁的な検討	順次改善		随時見直し
⑦地域教育サポーター制度 (重点施策6-④)	サポーター制度の導入に向けた検討	試行	試行の結果に基づき展開	随時見直し

5 「市民の学び」を支援する

【背景・目的】

本市においては、これまで実施してきた幅広い社会教育施策により、多くの市民が自己の学習課題や地域課題、生きがいを発見してきました。そして、地域に目を向けた自主的な市民活動が展開されています。

地域社会が抱える課題が複雑化する中で、行政による解決（公助）とともに、地域に目を向けた自主的な市民活動（自助・共助）がさらに増えていくように、市民の学びを支援していくことが求められています。

今後は、これまでの学習機会の提供や社会参加の動機付けのための施策に加え、その成果が、まちづくりや福祉、学校教育支援などの取組につながっていくような社会教育施策の重要性が高まっているとともに、そのための社会教育関係職員等の力量形成が求められています。

本重点施策では、市民が自ら学ぶ意欲を持ち、主体的に学習や活動に取り組めるように、きめ細やかに支援していくことを目的とします。

【内 容】

市民館を中核に行政区全体の生涯学習をコーディネートし、学校教育やまちづくり活動を含めた地域全体の学習活動をつないでいきます。また、情報提供を通して市民の学びを支える図書館の機能を充実させるとともに、社会教育施設の計画的な整備や、施設間のネットワークづくりなどにより、学習の場や機会の充実を図ります。さらに、家庭の教育力の向上や市民同士のネットワーク化の促進、学校・企業・大学等の連携、市民教育の推進、総合型地域スポーツクラブの育成などを進

重点施策5 「市民の学び」を支援する



め、地域の教育力と自治能力を高めます。

【展開する事業】

① 市民館を拠点とした生涯学習の推進（施策体系3-1-(1)-①）

行政区レベルで市民の学習や活動を支援する拠点である市民館は、社会や地域の課題に応じた学習機会の提供や、情報提供・相談事業や場の提供を通じた学習や活動の支援、社会教育に関わる団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行います。その中で、地域の各関係機関やグループ・団体との協力関係を強め、行政区全体の生涯学習の充実を図ります。

② 図書館機能の充実（施策体系3-1-(1)-③）

図書館は、読書施設としての機能に加えて、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民が必要とする資料や情報の提供・発信を行う総合的な情報センターとしての機能を充実させていきます。市立学校や大学の図書館との連携、インターネット上の情報や生涯学習に関するデータベースも活用できる環境整備、ボランティアの育成、レファレンス機能（調査・相談）の充実などを通じて、市民の生涯学習施設として、子どもから大人まで、全ての市民の学習や活動、社会的自立を支えていきます。

③ 社会教育施設の整備（施策体系3-1-(1)-④）

市民館、図書館、青少年教育施設、博物館施設、スポーツ施設などの各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、生涯学習拠点施設の整備や、スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学習と活動の場を保障していきます。

④ 学校施設の有効活用の推進（施策体系3-1-(1)-⑥ 重点施策4-④）

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応じていきます。

⑤ 学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化

（施策体系3-1-(4)-① 重点施策4-⑥）

市民館をはじめ、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家、学校施設等の市民に身近な施設を、生涯学習やコミュニティの拠点として位置付け、地域の実情に応じてより有効に活用できるように、ネットワーク化を図ります。

⑥ 家庭の教育力の向上（施策体系2-2-(4)-② 重点施策1-⑬）

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTAや自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

⑦ 子育て支援活動のネットワーク化（施策体系2-2-(1)-⑤）

子育てに関わる活動や施策が効果的、有機的に展開され、地域全体で子育て家庭の支援と子どもの育成に関わっていくことができるように、子育てグループや子育て支援グループと関係機関などのネットワーク化を図ります。

⑧ シニア世代の活力を地域で活かすための支援（施策体系3-1-(3)-②）

今後10年の間に定年退職を迎える団塊の世代を中心に、シニア世代が自らのキャリアを地域社会の中で活かし、地域の原動力として活躍することができるように、地域課題や、NPOの立ち上げ、起業などに関する学びを支援します。

⑨ 市内の高校・専門学校・大学・企業との連携（施策体系3-1-(5)-①）

市民の知識の向上や就労に向けたキャリアアップを図るため、市立高校における聴講制度の整備や、大学や企業による地域開放講座の支援など、高校・専門学校・大学・企業との連携によるリカレント教育を推進します。

⑩ 市民教育の推進（施策体系3-1-(3)-①）

市民がNPOやボランティアとして地域で活動していくための幅広い力を身に付ける市民教育の場の充実等を図るとともに、その一層の推進に向けて、企業、大学、地域で活躍している市民グループ等との連携を深めます。

⑪ 総合型地域スポーツクラブの育成（施策体系3-3-(1)-①）

地域スポーツを通して、世代間交流や青少年の健全育成、高齢者・障害者の社会参加などの場となる、総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民の主体的な運営を支援します。

【スケジュール】

事業名	H17	H18	H19	H20～26
①市民館を拠点とした生涯学習の推進	情報提供・相談事業の充実			→ 随時見直し
	ボランティヤ研修18講座ほか 社会教育団体・ボランティヤの育成			→ 随時見直し
	市民自主学級53学級実施 市民自主企画事業13事業実施			→ 随時見直し
		順次拡大		→ 随時見直し
②図書館機能の充実	幅広い資料収集体制の整備			→ 随時見直し
	利用者用インターネット端末の整備 [試行1館]	試行の結果に基づく展開	→	順次全館へ整備
	図書館ボランティヤ育成講座の開催準備	2館で実施	→	随時見直し
③社会教育施設の整備	中原市民館 実施設計・着工		→	開館 (H21)
	中原図書館 実施設計	着工	→	開館 (H24)
	有馬・野川地区生涯学習拠点施設整備検討委員会の設置	設計	着工	開館 (H20)
	玉川地区・生田地区・菅生地区における生涯学習拠点機能の検討		→	検討結果に基づく展開
	宮前スポーツセンター 竣工	開館		
	多摩スポーツセンター 基本構想策定	基本構想に基づく事業推進	→	

事業名	H17	H18	H19	H20～26
④学校施設の有効活用の推進 (重点施策4-④)	15校で実施 図書館パートナーの配置による学校図書館の有効活用	H17の実施結果に基づき推進		→ 随時見直し
	モデル実施7校 市民主体による学校施設の有効活用	モデル実施14校	本格実施14校	順次全校へ拡大
	有効活用に必要な施設整備			→
⑤学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化 (重点施策4-⑥)	利便性アップに向けた全庁的な検討	順次改善		→ 随時見直し
⑥家庭の教育力の向上 (重点施策1-⑬)	12学級実施 家庭教育学級の開催			→ 随時見直し
	PTA家庭教育学級、自主グループ家庭教育学級の開催			→ 随時見直し
⑦子育て支援活動のネットワーク化	区役所など関係機関との連携の推進			→ 随時見直し
⑧シニア世代の活力を地域で活かすための支援	ワークショップの開催		→ 関係部局と連携した支援	→ 随時見直し
⑨市内の高校、専門学校、大学、企業との連携	大学等による主体的な開放講座の支援			→ 随時見直し
	市内の8大学との連携 大学連絡会議の見直し			→ 随時見直し
	2校で試行 市立高校における聴講制度の試行	聴講制度の導入(5校)		→ 随時見直し
⑩市民教育の推進	全市的な市民教育推進体制の構築へ向けた取組			→ 随時見直し
	市民エンパワーメント事業の実施 社会教育振興事業の見直し			→ 随時見直し
⑪総合型地域スポーツクラブの育成	延べ設立クラブ数 3 クラブ設立に向けた支援	4	5	各区1箇所以上

6 「市民の力」を活かす

【背景・目的】

教育に対する市民の期待や要望、地域社会が抱える課題が多様化する中で、従来の画一的な施策でそれぞれのニーズに充分応えることが難しくなってきました。

一方で、多様な知識や能力を備えた市民が増えてきているとともに、そうした知識や能力を活かして地域や社会のために貢献する市民も増えてきています。

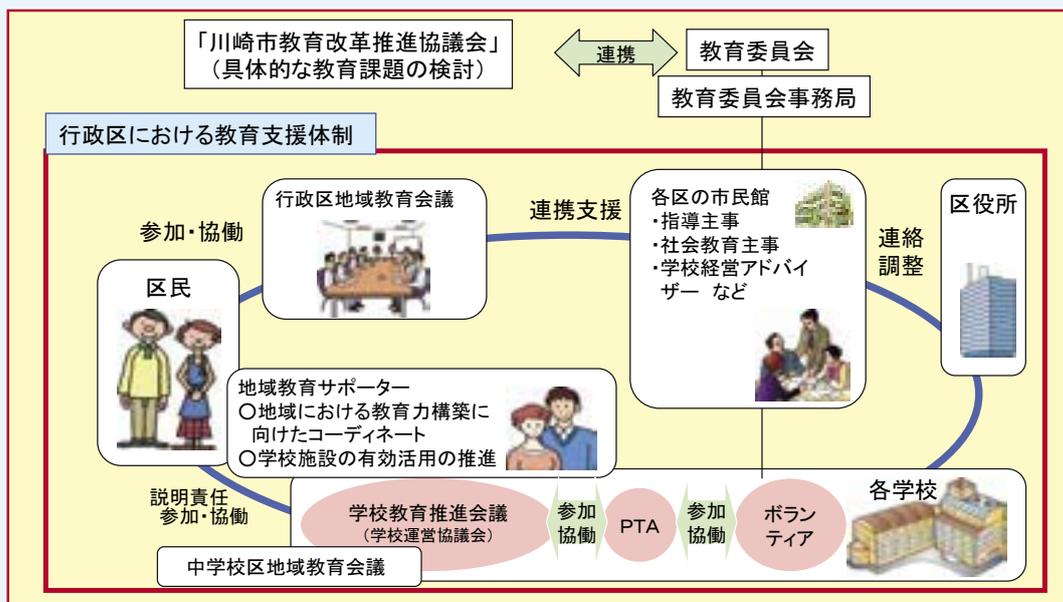
今後は、こうした自主的な活動をより多様化、活発化させ、学校や地域社会が抱える課題を、市民と行政の新たな協働関係の中で解決していくために、市民活動の支援や市民参画の場を、全市、行政区、日常生活圏において充実させていく必要があります。

本重点施策では、市民が学校の活動や、地域における教育の施策づくりに参加・参画できる仕組みをつくることで、分権と市民参画による本市の教育・学習活動の活性化を図ることを目的とします。

【内 容】

学校教育推進会議の活動促進、地域運営学校の設置などにより、多くの市民が学校の活動や地域における教育などに参画しやすい仕組みづくりを進めていきます。また、学校と地域の連携を深めていくために、地域教育会議の役割や体制の見直しによる活性化、地域教育サポーターの設置などにより、教育活動における地域人材の活用を進めて、中学校区における市民の参画と協働を促進します。

重点施策6 「市民の力」を活かす



区民と行政の協働により解決

学校や地域が抱える課題

さらに、市民活動の楽しさと地域の豊かさを実感できる施策を、地域の中で展開し、まちづくりや福祉など教育以外の分野でも市民の力が発揮されていくように、区役所や行政区地域教育会議等と連携しながら生涯学習の推進と学校支援を一緒に行う体制を行政区ごとに整備します。

また、川崎市教育改革推進協議会の設置により、「市民の力を活かす」教育行政を推進していきます。

【展開する事業】

① 学校教育推進会議の活動促進（施策体系1-2-(3)-① 重点施策2-⑩）

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と、「川崎市子どもの権利に関する条例」の第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

② 地域運営学校の設立の検討（施策体系1-2-(3)-② 重点施策2-⑫）

保護者や地域住民と校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、保護者や地域住民などが学校運営に積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえ、保護者・地域住民等のニーズに応じて協議会の設置を検討します。

③ 行政区・中学校区地域教育会議の活性化（施策体系3-1-(2)-②）

学校・家庭・地域の連携を推進するための市民の自主的な活動組織である行政区・中学校区地域教育会議が、以下のような視点で活性化していくよう、支援していきます。

●中学校区地域教育会議

住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議等と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域の子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能する。

●行政区地域教育会議

中学校区地域教育会議の支援・補完を通じたネットワーク化や、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートを行う。また、地域住民の教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織として機能する。

④ 地域教育サポーター制度（施策体系4-1-(3)-③ 重点施策4-⑦）

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域の連携を推進する新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

⑤ 地域人材等の活用（施策体系1-2-(2)-① 重点施策2-⑧）

学校教育に、地域の人材やNPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブなどを積極的に活用することで、学校の教育活動を支援するとともに、教職員とは異なる多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

⑥ 行政区における教育支援体制の整備（施策体系4-1-(3)-① 重点施策2-④）

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

●社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の

充実

- 学校運営や市民の主体的な活動への支援施策を、学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携により総合化

⑦ 川崎市教育改革推進協議会の設置（施策体系4-1-(2)-①）

学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について検討する場として、川崎市教育改革推進協議会を設置します。

【スケジュール】

事業名	H17	H18	H19	H20～26
①学校教育推進会議の活動促進（重点施策2-⑩）	全校実施 学校教育推進会議メンバーの学校教育への関わりの拡充			→ 随時見直し
②地域運営学校の設立の検討（重点施策2-⑫）	必要な規則改正の検討・実施	指定の検討 順次指定		→ 随時見直し
③行政区・中学校区地域教育会議の活性化	活性化に向けた支援策の検討	実施		→ 随時見直し
④地域教育サポーター制度（重点施策4-⑦）	サポーター制度の導入に向けた検討	試行	試行の結果に基づく展開	→ 随時見直し
⑤地域人材等の活用（重点施策2-⑧）	各種ボランティア活動、NPO法人等との連携拡充			→ 随時見直し
⑥行政区における教育支援体制の整備（重点施策2-④）	各行政区（7区）で実施 各区の市民館に学校教育を担当する主幹・指導主事を配置			→ 随時見直し
⑦川崎市教育改革推進協議会の設置	協議会の設置 プランの進捗管理・課題の検討			→ 随時見直し

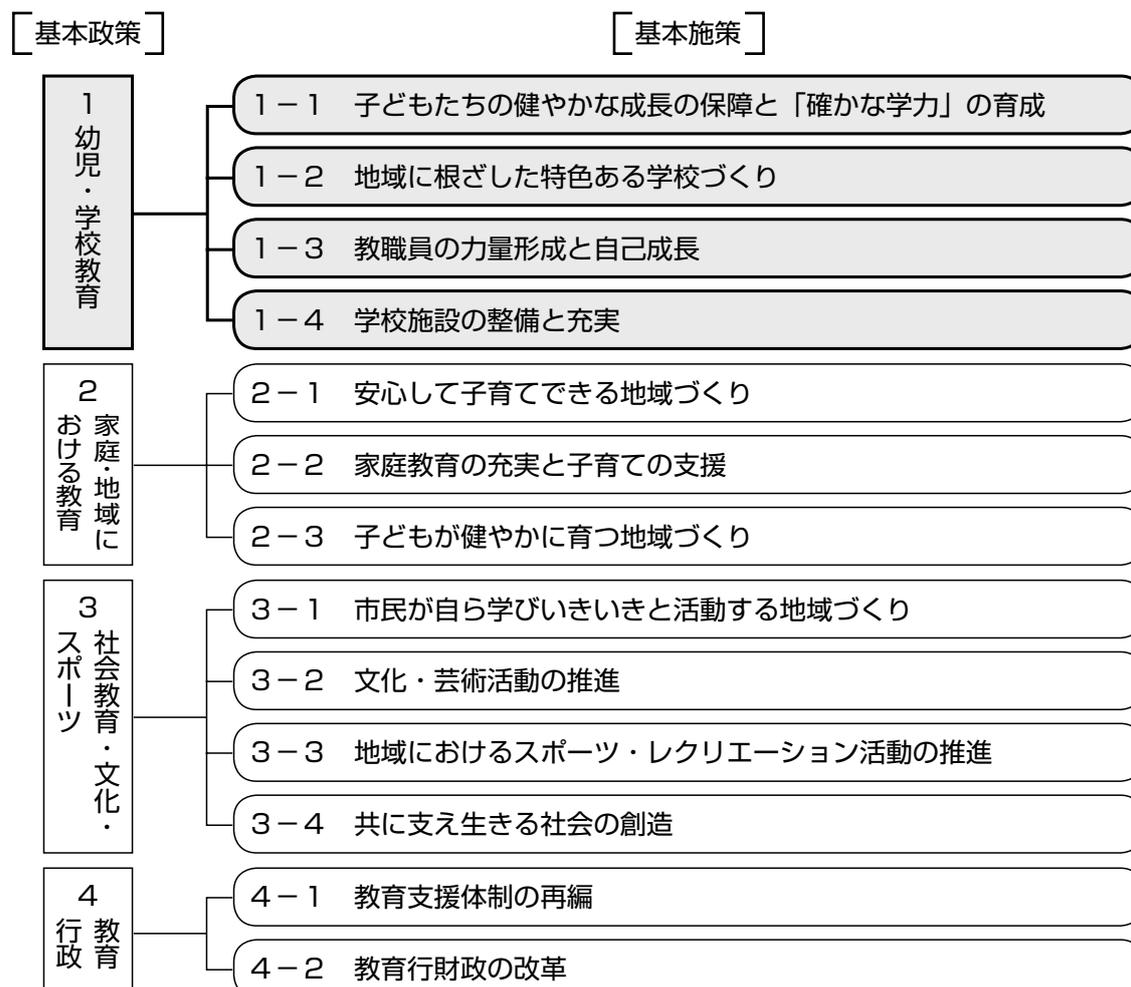
事業名についている*印は、施策体系の他の場所にも再掲されていることを示します。
再掲先には、当該事業が再掲であることを示すと共に、本掲場所の事業コードを示しています。

第3章 施策体系

第1章「プランの基本的な考え方」に基づき、今後、推進していく教育分野の施策について、次のように体系的に整理しました。体系化に際しては、「幼児・学校教育」「家庭・地域における教育」「社会教育・文化・スポーツ」「教育行政」という4つの「基本政策」を推進するために、13の「基本施策」、52の「施策」、188の「事業」という構成としました。

基本政策1 幼児・学校教育

本市の子どもたちが、確かな学力や健康・体力、豊かな人間性を備え、たくましく生きる力を身につけることを目指します。また、地域の教育資源や地域人材を教育活動に活用するとともに、学校運営などに対する保護者等の参加、参画の仕組みを整えることで、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進していきます。さらに、子どもたちの成長に大きな役割を果たす教職員の力量形成と自己研鑽を支援するとともに、学校施設・設備については、地域における施設の有効活用も視野に入れた整備を行い、施設の充実を図ります。



基本施策1-1 子どもたちの健やかな成長の保障と「確かな学力」の育成

子どもの心と体が健やかに育つことは、社会の願いです。人間の心と体の形成期ともいえる一生で一番大事な時期にある子どもたちが、健やかに成長していくことができるようにすることが大切です。さらに知識や技能、それらを活用する力、学ぶことへの意欲、自分で考え判断する力、表現する力などからなる「確かな学力」を育むことで、全ての子どもたちに「生きる力」をつけることを目指します。

基本施策1-1では、子どもたちが生涯にわたって健やかに成長し、学力を伸ばすことを目的とした施策を展開します。

〔基本施策〕 1-1 子どもたちの健やかな成長の保障と「確かな学力」の育成

〔 施 策 〕

(1) いのちの教育・こころの教育の推進

(2) いじめ・不登校等への対応

(3) 健やかな身体の育成

(4) 「確かな学力」の育成

(5) 川崎らしさを活かした学習機会の提供

(6) 「生きる力」の向上のための環境づくり

(7) 社会の変化に対応できる能力の育成

(8) 幼児教育の充実

(9) 特別支援教育の推進

(10) 多様な教育機会・支援体制等の整備

<展開する施策>

(1) いのちの教育・こころの教育の推進

これまで本市は、「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定するなど、人権尊重教育に積極的に取り組み、人権教育を教育施策の基本理念としてきました。この姿勢を継続し、より一層、子どもたち一人ひとりが自信と誇りをもって生きていけるよう、自尊感情を育むと同時に、他者を大事にし、共に生きる力の育成を目指した施策を推進します。

■具体的な事業

①いのち、こころの教育の推進 →重点施策1-①

子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重する姿勢を育みます。また、読書活動や体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携した取組を行い、社会のルールを守る子どもを育てます。

②人権尊重教育の推進 →重点施策1-②

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市においてこれまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。

③子どもの権利学習の推進（*）

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、様々な教育活動の中で、子どもたち自身が子どもの権利について理解し、安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長できるよう子どもの権利学習を推進します。また、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために学校・家庭・地域の連携により子どもの権利保障を推進します。

④性に関する教育の充実

学校・家庭・地域が連携し、性に関する基礎的・基本的な内容を、児童生徒の発育・発達に応じて正しく理解させるとともに、異性との人間関係や今後の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう性教育を充実していきます。

(2) いじめ・不登校等への対応

いじめの根絶や不登校の減少に向けて、学校・家庭・地域が連携して、早期発見・早期対応のための体制と不登校児童生徒等に対する相談・支援体制を充実します。また、教職員の人権意識の向上などにより体罰等の根絶に向けた取組を進めます。

■具体的な事業

①いじめ・不登校等への対応

教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スクールカウンセラーの有効な活用、相談カードの発行など、いじめ・不登校等に対する相談機能を充実させ、早期発見・解決に向けた取組の充実を図ります。

②不登校児童生徒等に対する相談・支援の充実

不登校児童生徒等に対する指導を行うため、個別カウンセリング、学習活動やグループ活動等を組織的、計画的に行う適応指導教室の充実、児童相談所やNPO法人、フリースペースなどの関係機関等と児童生徒の在籍校とが連携をとることで、子どもたちへの多様な教育機会の提供や相談機能の充実を図ります。

③人権意識を高めるための研修等の充実

学校内における体罰・セクハラ等の人権侵害を防止するため、研修や啓発を充実させ、教職員の人権意識をより向上させます。また、体罰・セクハラ等に対して、学校・家庭・地域

及び専門家等の連携や相談機能の充実により、早期発見・解決に向けた体制強化を図ります。

(3) 健やかな身体の育成

低下が懸念されている子どもたちの体力の向上を図るとともに、けが・病気の予防や「食に関する指導」等を行うことで、自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育みます。

■具体的な事業

①健康・体力の向上 →重点施策1-⑧

子どもたちの健康や体力・運動能力について、体力測定などを行うことで定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行います。また、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等を行い、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。

②部活動の充実

学校部活動における外部指導者を導入・拡充したり、市内、地域の各種団体や地域で活動するスポーツ指導者等と学校の指導者との連携を図ります。また、学校間の連携による合同練習の実施を推進します。

③健康教育の推進

定期健康診断等を実施し、病気の早期発見や治療に向けての啓発に努めます。また、健康を増進し、病気を予防する「一次予防」を重視して、豊かな生涯づくりを目指すため、計画的に健康教育を推進します。

④「食に関する指導」の充実

児童生徒が、バランスのよい食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを理解し、将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力や望ましい食習慣を身につけられるよう、「食に関する指導」を学年に応じて、計画的に推進します。

⑤学校給食の充実

小学校給食では、衛生管理面における取組を一層強化するとともに、献立内容の充実を図り、安全・安心で、おいしい給食を実施していきます。また、給食調理業務の委託にあたっては、保護者や地域の意見に配慮しながら、民間委託化についての検証結果を踏まえて進めていきます。

中学校では、ミルク給食を実施するとともに、栄養バランスに配慮したランチサービス方式を展開します。また、高等学校定時制課程における夜間給食のあり方についての検討を行います。

⑥薬物乱用防止教育の充実

薬物が身体に与える影響や被害の深刻さを理解するための授業や、啓発活動を展開するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの薬物への接触を追放する地域社会の環境づくりの推進を図ります。

(4) 「確かな学力」の育成

揺るぎない基礎・基本の定着、自ら学び、自ら考える学習態度の形成や、思考力、判断力、表現力などを育成することで、生涯にわたって学び続け、自己実現を図ることができることを目指した

教育活動を展開します。

■具体的な事業

①読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底 ⇒重点施策1-③

子どもたちが、生涯にわたって、学び続けるために必要とされる、読み書きや正確に計算する力などの、各教科における揺るぎない基礎・基本の定着を図ります。

②自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成 ⇒重点施策1-④

子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を行います。

③思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実 ⇒重点施策1-⑤

子どもたちの思考力・判断力等を向上させるために、思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。

④表現力・コミュニケーション能力の向上 ⇒重点施策1-⑥

様々な活動場面において、言語はもとより、絵画、音楽、身体活動等による豊かな表現力を育てることを目指した取組を充実します。また、好ましい人間関係づくり等が図られるよう、コミュニケーション能力の一層の向上を目指した取組を展開します。

⑤「確かな学力」にかかる学習状況調査の導入 ⇒重点施策1-⑦

指導などに活かすため、学習状況調査を導入し、子どもたちの学習状況を正しく把握します。調査の導入で以下の成果を目指します。

- 学校や教員が子どもたちの学習状況を正確に把握することにより、指導方法や教育課程の検証・改善を図ります。
- 子どもと保護者に学習状況を伝え、一人ひとりの子どもの学習に対する課題を明確にし、子どもが学習へ取り組む態度や、家庭での学習のあり方を改善することに役立てます。
- 教育委員会が各学校の教育課題をより正確に把握することにより、それぞれの学校を効果的・効率的に支援することを目指します。

(5) 川崎らしさを活かした学習機会の提供

本市が特に力を入れている分野や本市の独自性を活かした取組に関する、教育や学習機会の提供を、学校との連携を図りながら実施します。

■具体的な事業

①読書のまち・かわさき関連事業の推進(*) ⇒重点施策2-⑦

「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・地域において子どもが乳幼児期から様々な読書活動に取り組むことのできる環境整備を行います。市立図書館との連携や司書教諭・図書館コーディネーター等の活動促進により学校図書館の活性化を図るとともに、各学校の特色ある読書活動を推進して、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成等に関する活動をさらに推進していきます。

②音楽のまち・かわさき関連事業の推進

地域の音楽家やプロの音楽家の協力を得て、よりよい音楽活動を推進します。ミュージア川崎シンフォニーホールにおいて、生のオーケストラ等の演奏を聴く機会をもつことで川崎の

子どもたちに豊かな感性を育み、音楽を愛好する心情を育てます。

③21世紀子どもサイエンス事業の推進

子どもたちの理科離れに歯止めをかけて科学に興味・関心を持つ子どもの育成を図るため、科学の基礎的な原理や先端科学を身近に楽しく体験できる実験教材を製作し、実験教材を活用した科学体験教室を、学校や地域の施設などで開催します。

④子どもの権利学習の推進（再掲1-1-(1)-③）

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、様々な教育活動の中で、子どもたち自身が子どもの権利について理解し、安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長できるよう子どもの権利学習を推進します。また、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために学校・家庭・地域の連携により子どもの権利保障を推進します。

⑤多文化共生教育の推進

「川崎市外国人教育基本方針」を踏まえ、外国人市民や異なる文化的背景の中で育った子どもたちが自分の文化に対する自尊感情を育むと同時に、全ての子どもたちが異文化を理解し、尊重することで、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育みます。

(6)「生きる力」の向上のための環境づくり

子どもたちが、「生きる力」をより確かに身につけることができるよう、一人ひとりの子どもの学習状況に応じた、きめ細かな指導の充実や学習環境の整備に努めます。

■具体的な事業

①少人数学級等の推進 ⇒重点施策1-⑨

学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の定着、望ましい集団づくりなど、小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、当面は小学校1年生の1クラスの人数を35人以下とするなど、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを推進します。

②少人数指導などきめ細かな学習指導の推進 ⇒重点施策1-⑩

基礎・基本の確実な定着を目指し、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導を推進し、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

③学校二学期制の導入

試行校における実施結果を基に、本市の実情に応じた二学期制を導入します。

(7) 社会の変化に対応できる能力の育成

様々な社会の変化に対応し、問題を解決する能力を培うことが教育の課題となっています。情報化、国際化、環境問題など、様々な社会変革、社会問題によって新たに生起する教育課題に対応する教育活動の展開を図ります。

■具体的な事業

①情報活用能力の育成

インターネットや電子メールなどのコンピュータやインターネットを利用し、情報活用能力の向上を図るため、情報を主体的に収集・判断・処理等できる能力や情報を取り扱う際の

モラルを身につけ情報社会に参画する態度の育成、さらに情報を活用するための基礎的な理念や方法の理解を図る取組を行います。

②国際理解教育の推進

広い視野を持って異文化や様々な習慣をもった人々と交流し、共に生きていくための資質や能力を子どもたちに育成するとともに、日本や外国の文化・歴史に対する理解を深めることを目指します。

③小学校での英語活動の推進

小学校での国際理解教育の一環として、英語活動を通して積極的に人との関わりをもち、自分を表現したり相手を理解する態度を育みます。そのため、外国人英語講師の派遣や英語に慣れ親しむ機会の拡大等を行います。

④環境教育の推進

自然環境や環境問題に対する関心や環境保全に参加する態度をもち、問題解決をしていこうとする力を育むため、省エネ活動や体験的な学習を一層進め、家庭や地域社会において学習内容を実践できるような教育を展開します。

⑤福祉教育の推進

車椅子体験や施設訪問など、主に体験活動を通して、共感する心、思いやりの心を育み、助け合い協力し合う態度や能力を子どもに育てる教育を展開します。

⑥望ましい勤労観・職業観の形成（キャリア教育の推進）

子どもたち一人ひとりに対して望ましい勤労観・職業観の形成を図るために、学校の全ての教育活動を通して、小学校・中学校・高等学校の各学校におけるそれぞれ取組を、相互に関連づけや系統立てを行いながら、子どもの成長に応じた教育活動を計画的に展開します。

(8) 幼児教育の充実

生涯にわたる人間形成の基礎を培うために、個々のニーズに応じた幼児教育の充実を目指します。

■具体的な事業

①幼稚園教育の充実

私立幼稚園の園児の保護者に対し、負担を軽減するため、保育料の補助を行うとともに、私立幼稚園に対し、障害のある子どもの受入や預かり保育の拡充を含めた支援を行い、その健全な教育活動の充実を図ります。

②幼保一元化の検討（*）

就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるように、市内の既存の教育・保育資源を生かし、行政と民間の幼児教育・保育施設が相互に連携・協力して、本市の実情に即した幼保一元化に向けた取組を推進します。

③就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成（*）

幼稚園・保育所等と区別なく、0歳～就学前の子どもによりよい成長を保障するために、現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、幼児期に育てるべき共通の基本的な内容についての「教育・保育カリキュラム」を関係局とともに作成します。

④幼児教育関係職員の研究・研修

保育の質の向上と、就学前の子どもたちの成長についての共通理解を目指して、幼稚園・保育所・

子育て支援センター等の職員の研修を充実します。また、幼児教育の今日的課題に対応した調査・研究を進めます。

⑤幼児教育センターと関係機関の連携

一人ひとりの子どもの成長に応じた適切な支援が行われるよう、幼児教育センターと、幼稚園、保育所、子育て支援センター等の子育て施設、社会教育施設、小学校等が連携を図ります。

⑥家庭の教育力の向上（再掲2-2-(4)-②） ⇒重点施策1-⑬、5-⑥

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTAや自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

(9) 特別支援教育の推進

従来の障害児教育の対象だけではなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進します。

また、聾・養護学校は専門性を活かして、特別支援教育の地域センター的な役割を担うなど機能の拡充を図ります。

■具体的な事業

①小中学校における特別支援教育の推進 ⇒重点施策1-①

小中学校における特別支援教育の推進のために、校内体制づくりを行うとともに、通級指導教室の専門性の活用や巡回相談システム等の整備を行います。

また、従来の障害児教育の対象だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、（仮称）特別支援教室の設置を進めます。

②聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり ⇒重点施策1-⑫

聾・養護学校は、地域の小中学校を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、聾・養護学校を中心とする地域におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。

また、総合的（知・肢併置）養護学校の整備を行います。

③聾・養護学校・重複障害児学級の適正配置の検討

（仮称）県立川崎北部方面養護学校の設置に伴う、聾・養護学校や重複障害児学級（たんぼ学級）の今後のあり方に関して、学識経験者や市民を含めた検討委員会を設置して長期的な視野に立って検討します。

(10) 多様な教育機会・支援体制等の整備

様々な理由で支援が必要な児童生徒等に対して、家庭環境や学習能力、身体能力などに応じた教育・支援を受けることが可能な体制づくりを行うとともに、相談体制の充実を図ります。

■具体的な事業**①就学援助の実施**

経済的理由により就学が困難な小学校・中学校に通う子どもの保護者に対し、教育の機会均等の理念に基づく就学援助を実施します。

②奨学金事業の実施

修学促進を図るとともに社会的に有用な人材育成に資するため、経済的理由により修学困難な高校・大学生に対して奨学金を支給（貸与）します。

③学校と家庭の連携・相談の促進（*）

子どもの心身の状態や学習状況、学校生活、友人関係などについて、学校と家庭の間での情報共有を促進するとともに、子育てや教育に関する保護者からの相談の機会を充実させます。

④海外帰国・外国人児童生徒の就学支援・相談体制の充実（*）

海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障については関係機関等と連携しながら支援を実施します。また、区役所等と連携した就学相談や児童生徒・保護者のニーズに応じた進学相談の体制を充実します。

⑤夜間学級の実施

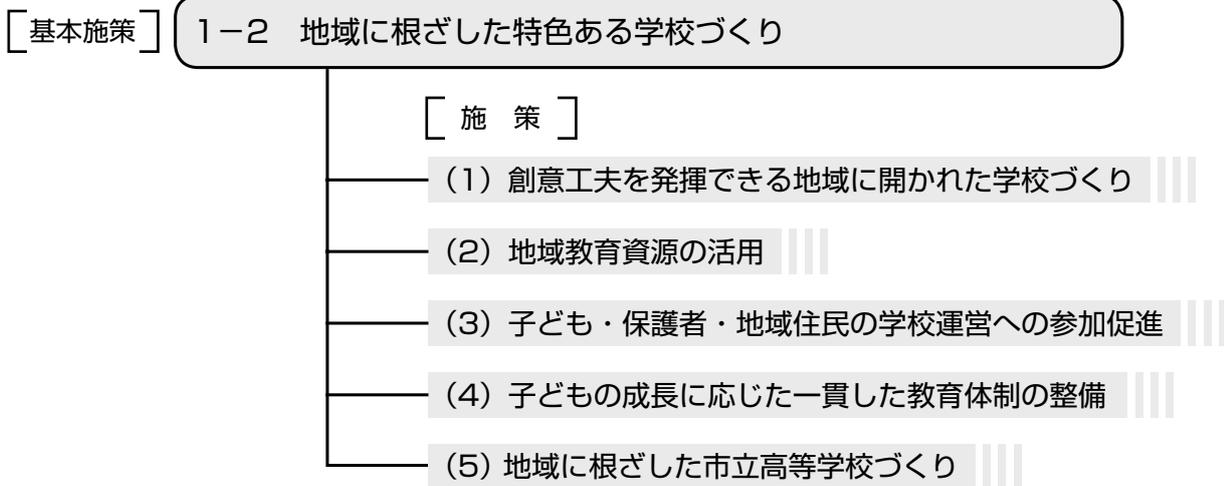
義務教育を未修了で、中学校の就学義務年齢を超えた希望者に対して、夜間に中学校教育を受ける機会を提供します。



基本施策1-2 地域に根ざした特色ある学校づくり

一人ひとりの子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進めていくと、それぞれの学校には特色が生まれてきます。そのためには、学校だけでなく、保護者、地域住民が連携し、地域特有の教育資源や人材を活用していくことが必要です。また、各学校が地域に開かれ、地域の独自性を活かしながら、保護者や地域住民が教育活動や学校運営等に参加、参画しやすい環境づくりを進めていくことが求められています。

基本施策1-2では、幼稚園から高等学校、聾・養護学校にいたる各学校が創意工夫や連携を行いながら、保護者・地域住民とともに地域に開かれた学校運営が行えるような仕組みを整えることを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 創意工夫を発揮できる地域に開かれた学校づくり

各学校が自主的、自律的な運営を行い、地域に開かれた学校づくりを促進するための仕組みを整備します。

■具体的な事業

①学校の裁量権の拡大 ⇒重点施策2-①

校長がリーダーシップを発揮して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるために、各校の特色や学校経営計画に沿った教員を他の市立学校から公募する制度の検討や学校独自の予算枠を拡大することで、人事や予算における学校の裁量権を拡大します。

②学校評価システムの確立 ⇒重点施策2-③

「計画→実践→評価→改善」のサイクルからなる学校評価システムを確立し、各学校が自らの課題を明らかにすることによって、行政が的確な支援を行い、子どもの意見を取り入れながら学校が自律的な改善を行うことができる仕組みづくりを進めます。

③学校の情報公開の推進 ⇒重点施策2-②

学校評価システムを十分に機能させるとともに、地域住民の教育活動への参加や参画を促進するため、授業の公開や学校経営計画の公表、さらに計画の達成状況に対する評価の公表などにより、保護者や地域への説明責任を果たし、開かれた学校づくりを推進します。

④学校経営アドバイザーの配置（再掲 4-1-(3)-②）⇒重点施策2-⑤

特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザー」として配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問するなどの支援を行います。

⑤川崎市教育改革推進協議会の設置（再掲 4-1-(2)-①）⇒重点施策6-⑦

学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について検討する場として、川崎市教育改革推進協議会を設置します。

⑥効果的な学校運営費等の執行

市立学校及び幼稚園における、児童生徒の教育にかかわる消耗教材や各種備品類、理科教育・産業教育に関する教材、学校図書館用図書などについて、整備状況を把握し適正な予算管理を行います。

また、市立学校・幼稚園で使用する光熱水費については、節減努力により、予算の有効活用を図ります。

(2) 地域教育資源の活用

文化、歴史や伝統、産業、自然環境、人材などの地域の教育資源を活かした元気で活力ある教育活動を展開するための仕組みや基盤をつくります。

■具体的な事業

①地域人材等の活用⇒重点施策2-⑧、6-⑤

地域の人材やNPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブなどを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

②商店街や企業等との連携による職業体験活動（就労体験）の推進（*）⇒重点施策2-⑨

地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育んでいきます。

③地域における体験活動の推進（*）

地域の住民や各種団体と連携し、医療・福祉施設での看護・介護、公園や道路の清掃、保育・幼児教育などのボランティア体験活動等を行います。

④ボランティア等の外部人材の確保

保護者や地域住民の学校教育現場への参加により、教育活動における学習支援や読み聞かせなどの学校図書館運営等を支援する人材を確保して活用します。また、参加者に対して研修等を行い、ボランティアの資質向上を目指します。

⑤地域の文化財を活用した学習機会の提供（再掲3-2-(2)-③）

文化財の歴史的背景やそのものが持つ意義などを学習し、郷土に関する理解を深めるため、文化財に関する講座やイベントを開催するとともに、小中学校における学習教材としての活用を推進します。

⑥地域住民との連携による学校の安全対策の推進

児童生徒に対し、災害や不審者侵入等に対する、防災・安全教育を行うとともに、各学校において危機管理マニュアルの作成や実践的な防災訓練を行うことで緊急時における教職員対応についての共通理解を図ります。これらのことを地域と連携して取り組むことによって、より効果的な安全体制づくりを推進します。

(3) 子ども・保護者・地域住民の学校運営への参加促進

子ども・保護者・地域住民の意見等を反映し、地域性を活かした教育活動を推進するために、学校運営への参加、参画の仕組みを整えます。

■具体的な事業

①学校教育推進会議の活動促進（*） ⇒重点施策2-⑩、6-①

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と、「川崎市子どもの権利に関する条例」の第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

②地域運営学校の設立の検討 ⇒重点施策2-⑫、6-②

保護者や地域住民と校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、学校運営などに積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえ、保護者・地域住民等のニーズに応じて協議会の設置を検討します。

③PTAとの連携

教職員と保護者との協働関係や相互理解を一層進め、よりよい教育環境づくりや学校行事の運営等を行い、教育活動の活性化を図ります。

④中学校区地域教育会議との連携 ⇒重点施策2-⑪

中学校区地域教育会議と連携して、地域の人材や教育資源に関する情報収集を行うなど、地域の教育力を活かした学校の教育活動を行います。

(4) 子どもの成長に応じた一貫した教育体制の整備

長期的な視点（義務教育期間の9年間や中学校・高等学校の6年間など）を持って教育活動を行うことで、教育課程や学習環境、学校生活に連続性を持たせ、子どもの成長にあわせた指導や教育を行います。

■具体的な事業

①子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善 ⇒重点施策2-⑥

幼稚園・小学校・中学校・高等学校が交流・連携を図り、校種間における教育課程の効果的な接続や、小学校における中学校教員の教科の専門性を活かした学習指導、教員の交流を活かした児童生徒指導等を充実します。このことにより、子どもたちの成長に応じた指導や教育を推進します。

②就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成（再掲1-1-(8)-③）

幼稚園・保育所等と区別なく、0歳～就学前の子どものよりよい成長を保障するために、現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、幼児期に育てるべき共通の基本的な内容についての「教育・保育カリキュラム」を関係局とともに作成します。

③幼稚園・保育所と小学校との連携の推進

幼児期から児童期への連続した成長を支援するために、幼稚園・保育所と小学校の連携システムの検討を行います。

④小中一貫教育の検討

小中一貫教育検討委員会（仮称）を設置し、子どもたちの成長を9年間という長期的な視点で捉えた小中一貫教育のあり方を検討します。

⑤中高一貫教育の検討

中高一貫教育検討委員会を設置し、本市における中高一貫教育の基本的な考え方と方向性について検討し、6年間のゆとりある学校生活と継続した指導を目指します。

(5) 地域に根ざした市立高等学校づくり

各学校が特色を出し、個性ある学校づくりを進めるとともに、多様な専門学科を有機的につなげ、地域の総合制高校を目指した市立高等学校間の連携を一層強化します。さらに、高校の教育内容を広く市民に提供するとともに、地域と連携した教育を推進します。

■具体的な事業

①新たな市立高等学校の創造

定時制課程については再編成を行い、生徒の学習要求や生活スタイルに応じて、午前・午後・夜間に開講する三部制定時制課程の開設に取り組みます。また、全日制課程については、時代に対応した市立高等学校を目指し、改編を進めます。

②学校間連携の推進

生徒の学習の場を充実させるため、生徒が他の市立高等学校、さらに、大学や専門学校等の授業が受講できるような学校間連携を推進します。

③家庭・地域との連携

「学校教育推進会議」を充実することや、「教育ボランティア制度」を導入することなどにより、家庭・地域と連携した市立高等学校の教育活動を推進します。

④教育内容の市民への提供

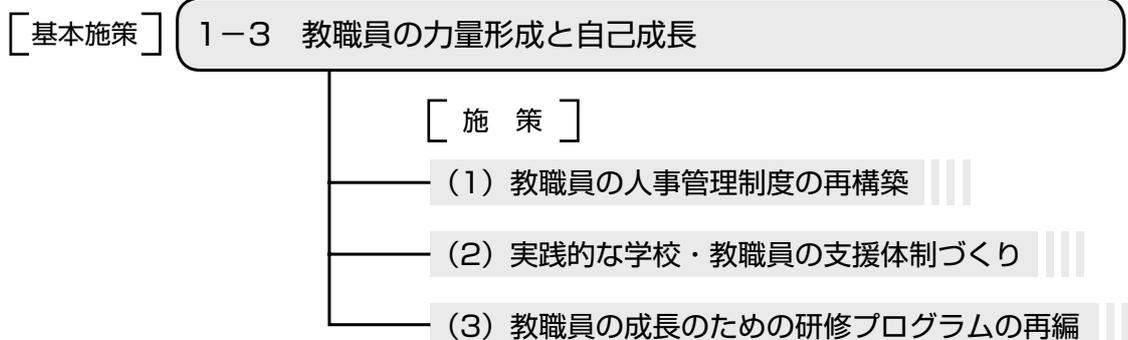
生涯学習機会の創出を図るとともに、市立高等学校の教育内容を広く市民に提供する聴講制度の導入に取り組みます。

また、地域学習情報センター（仮称）を設置し、聴講制度に関する事務等を取り扱います。

基本施策1-3 教職員の力量形成と自己成長

社会の状況が大きく変わり、学校、家庭、地域の連携が進められる中で、学校教育に求められる役割も変化しています。子どもたちの良き理解者となり、健やかな成長を支え、保護者や地域住民から信頼される教職員となるためには、日々、自己の成長のために研鑽を積み、資質や能力を向上させていくことが求められています。子どもの成長に大きな役割を果たす教職員は、人間的魅力を備え、自らの指導力を高め、学校経営の一翼を担っているという意識を持ち、活力ある教育実践に取り組むことが責務です。また、学校の管理職は、時代を見通して自らの教育理念をしっかりと持ち、教職員の先頭に立って学校経営や教育活動に取り組む必要があります。

基本施策1-3では、教職員が持てる力を十分に発揮していくための施策や教職員を支援する体制の整備を図るとともに、教職員が効果的に学ぶことのできる環境を整えることで、教職員一人ひとりの資質や指導力を向上させることを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 教職員の人事管理制度の再構築

優秀で多様な能力を持った教職員を確保・育成していくために教職員の人事管理制度の再構築を行います。

■具体的な事業

①管理職登用制度の見直し ⇒重点施策3-③

リーダーシップを発揮して学校経営や教育活動に取り組み、保護者や地域住民から信頼される人材を管理職として登用するために、登用における公平性や透明性を高めます。また、民間からの登用なども含めて検討し、活力ある人材登用に努めます。

②教職員の採用方法の改善 ⇒重点施策3-②

人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を採用できるように採用試験の方法等を改善していきます。

③人事評価制度の見直し ⇒重点施策3-①

教職員が、自らの能力を高めて、子どもたちにより効果的な指導を行い、保護者のニーズに柔軟に対応することなどにより、学校全体の教育活動の質的向上が促進されるよう、人事評価制度を見直します。

(2) 実践的な学校・教職員の支援体制づくり

教職員の指導力向上に対するニーズに応えるための研修や相談支援の充実を図るとともに、教職員同士の連携体制構築の支援を行います。

■具体的な事業

①総合教育センターの機能強化 ⇒重点施策3-⑤

本市の教育の研究・研修機関として中心的な役割を担う総合教育センターの機能を一層充実します。学校教育への直接的な支援として、カリキュラムセンター機能の充実を図るとともに、教育相談や情報・視聴覚機能の充実を通して家庭や地域への支援を進め、側面からも学校を支援していくことに努めます。

②教職員に対する専門家等の支援 ⇒重点施策3-⑦

いわゆる学級崩壊、不登校などの多様化する教育課題に対してNPOや関係機関との連携を図るなど、専門家による支援体制の充実を図ります。

③教職員相互の相談・支援体制づくり

横断的な教職員交流会の開催や、インターネットを利用した教職員相互の情報共有のための体制を整備します。

④指導力不足教職員等に対する研修

教職員の指導力不足等を評価指標に沿って的確に把握し、それに連動した研修プログラムの開発・実施を行います。

⑤外部専門家・研究機関との連携

総合教育センターや地域の諸機関、団体をはじめ、外部の専門家や関係機関、NPOなどが相互に連携し、学校や教職員を支援する体制を構築します。

(3) 教職員の成長のための研修プログラムの再編

総合教育センターで実施されている研修を再編成するとともに、教職員の自発的な研修を支援するなど、指導力の向上を図ります。また、学校においては、研修に取り組める環境を整えるとともに、研修成果が効果的に校内に行き渡るよう、校内研修の充実を図ります。

■具体的な事業

①ライフステージに応じた教職員研修プログラムへの再編 ⇒重点施策3-④

教職員が経験年数に応じてその能力を確実に高めていけるように、計画的な研修を実施し、内容の充実を図ります。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、研修プログラムの改善を図っていきます。

②教職員の自己研修活動への支援

教職員の自己研修活動を充実させるため、インターネットを活用したeラーニングシステムを構築するなど、自己研修環境の整備を図ります。また、総合教育センターの夜間施設利用を拡大するなど、夜間の研修活動を支援します。

③教職員のIT活用研修の充実

コンピュータやインターネットを利用して、児童生徒が楽しくわかりやすい授業を行うために教職員のIT活用研修を実施します。

④各学校・各教職員の優れた教育実践の普及 ⇒重点施策3-⑥

各学校において、自校における課題をテーマとした自主的な校内研究や研究授業の充実に努めるとともに、先進研究校等における校外研修で学んだ成果を自校の教職員に確実にフィードバックするための校内研修等の充実を図ります。また、優れた教育実践を表彰し、各学校へ普及させていきます。

⑤教職員の企業等体験研修

広い視野や多角的なものの見方・考え方などを体得し、教職員の力量の向上を図るため、地域内外の企業等との連携を図り、教職員の企業等体験研修を実施します。

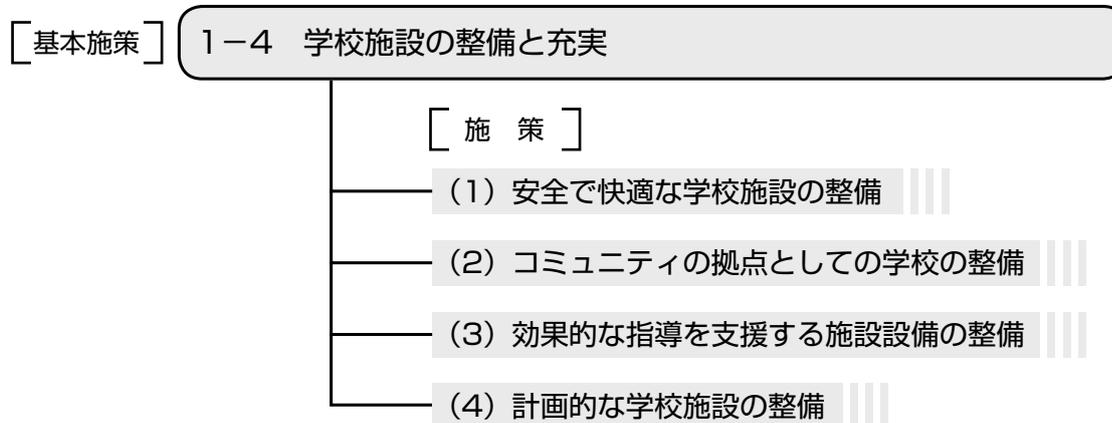


基本施策1-4 学校施設の整備と充実

学校施設は、効率よく計画的に整備していくことが必要です。時代潮流や社会の変化に伴って、学習指導や事務業務の効率化や質的向上を促進するための情報通信技術の導入や情報教育・環境教育・少人数指導などに適応した設備の整備が必要とされていると同時に、学校施設の安全性を確保することが求められています。

また、学校施設は、地域資源の一つであるという側面から、子どもの学習施設としての役割の他に、コミュニティの拠点としての役割が求められるようになってきました。そのため、多くの地域住民が学校施設を様々な形で利用することを前提とした、学校施設・設備の整備・充実が求められています。

基本施策1-4では、子どもたちはもちろんのこと、保護者、地域住民も、安全で快適に利用できる学校施設を整備していくことを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 安全で快適な学校施設の整備

子どもたちが安全で快適に学べる環境整備を進めるとともに、学校施設の環境への配慮を高めるための取組を実施します。

■具体的な事業

①校舎の耐震性の確保 ⇒重点施策4-②

児童生徒の安全を確保するとともに、コミュニティの拠点や地域の防災拠点として、学校施設を活用できるよう、校舎の耐震補強を行います。

②学校の防犯システムの整備

児童生徒の安全を図るために、防犯カメラ、防犯ブザー、インターホン等の設置を行います。

③環境に配慮した学校施設整備

校庭の芝生化、屋上緑化、ビオトープの設置等による学校の緑化を推進し、環境にやさしいだけでなく、環境学習に活用できる学校施設・設備を充実させます。

④教室等の快適化

特別教室や普通教室への空調設備等の導入を検討するなど、児童生徒が快適に学習に取り組める学習環境の整備を進めます。

(2) コミュニティの拠点としての学校の整備

子どもたちだけでなく、地域住民・保護者も利用しやすいコミュニティの拠点として、学校施設の整備を図ります。

■具体的な事業

①学校施設の有効活用の推進（再掲3-1-(1)-⑥） ⇒重点施策4-④、5-④

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応じていきます。

②他の公共施設等との合築・複合化の推進 ⇒重点施策4-⑤

学校施設と保育所やデイサービスセンターなどの公共施設等を合築・複合化することにより、子どもたちの活動の幅を広げます。また、学校を夜間や休日にも活用できる施設として整備し、学校の地域拠点化を進めます。

③学校施設管理に関する地域住民との協働の推進

学校施設利用に対する地域住民のニーズをより一層反映させるために、学校施設の管理運営に関する地域のNPOや任意団体との協働を推進します。

(3) 効果的な指導を支援する施設設備の整備

IT学習、少人数指導や体験型学習等、多様な指導方法に適應するための学校施設設備の整備を図ります。

■具体的な事業

①ITを活用した学習環境の整備

全市立学校において校内LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）の構築やコンピュータの整備を行います。

②少人数指導等に適したスペース・設備の整備

少人数指導等に適した設備の充実や教室空間の整備を行います。

(4) 計画的な学校施設の整備

長期的な視野に立って、地域の実情に即した学校教育施設の整備を行います。

■具体的な事業

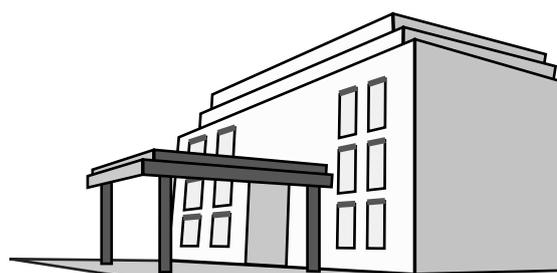
①計画的な学校施設の整備 ⇒重点施策4-①

地域と学校が共に利用できる、より安全で快適な教育環境を目指して、学校の適正規模・適正配置を踏まえた新築・改築・改修を行います。

②学校の適正規模・適正配置 ⇒重点施策4-③

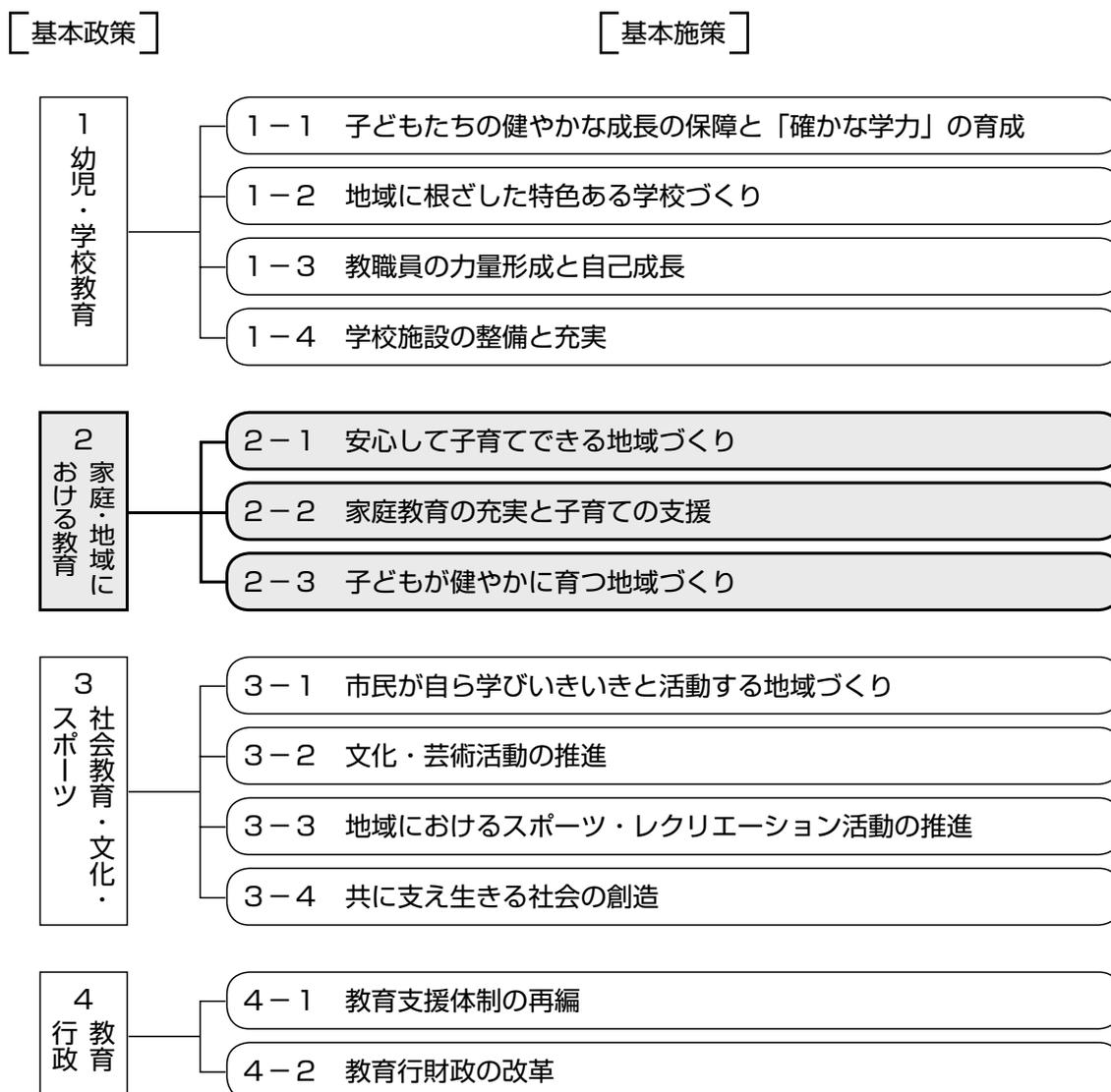
児童生徒数の増減に地域差があり、学校の規模別格差が広がってきているため、社会・地

域の実情を考慮し、学校の適正規模・適正配置を推進し、子どもたちの良好な教育環境を確保していきます。



基本政策2 家庭・地域における教育

地域社会全体で子どもの成長を支えるという共通認識のもと、家庭における子育ての不安の解消や支援を行うとともに、地域において子どもたちが安心して健やかに成長し、様々な交流や体験をすることのできる環境づくりを進めます。

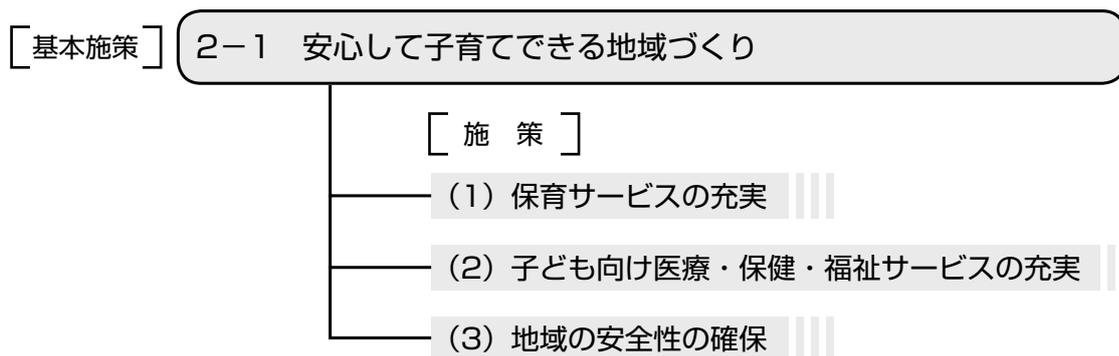


基本施策2-1 安心して子育てできる地域づくり

少子化や核家族化にともない、子育てに不安を抱える親が増える中、家庭だけでなく、地域全体として、安心して子育てができる環境が求められています。

本市では、これまで、安心して子育てを行うことのできる環境づくりを進めてきましたが、加えて、民間の保育・幼児教育との連携、地域の安全確保体制の整備などを行っていくことが必要です。

基本施策2-1では、市民が、安心して子育てを行うことのできる環境づくりのために、保護者を直接的に支援することを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 保育サービスの充実

ますます多様化し、増加する保育ニーズに対応するために、保育サービスの充実を図ります。

■具体的な事業

①多様な保育サービスの充実

社会情勢が変化する中で、多様化する保育ニーズに対応するため、民間事業者との連携のもとで、保育受け入れ枠の拡充とともに、低年齢児、延長、休日、一時、病後時などの多様な保育サービスの充実を図ります。

②幼保一元化の検討（再掲1-1-(8)-②）

就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるように、市内の既存の教育・保育資源を活かし、行政と民間の幼児教育・保育施設が相互に連携・協力して、本市の実情に即した幼保一元化に向けた取組を推進します。

③保育・幼児教育に関する情報提供

保護者に対して、保育・幼児教育に関する情報を多様なメディアを用いて提供します。

(2) 子ども向け医療・保健・福祉サービスの充実

保護者が安心して子育てをすることができるように、医療、保健、福祉サービスを向上します。

■具体的な事業

①小児救急医療体制の充実

症状の変化しやすい幼児等の初期救急に対応するため、小児急病センターの充実を図ります。

②母子保健サービスの向上

保健福祉センター等で実施している母子保健サービスの一層の充実を図ります。また母子保健サービスを受ける機会を活用して、保護者に対し、子育てや家庭教育に関する様々な情報提供を行います。

③親子参加型健康づくり教室の開催

親子で参加できる健康づくり教室を開催し、子どもの健康・体力の向上を図るとともに、子育てに関する保護者のストレスや不安を緩和します。

④障害児発達支援

障害のある子どもに対する早期の発達支援を行います。

(3) 地域の安全性の確保

子どもたちが安心して登下校し、地域で遊べるように、地域の安全性を高める取組を行います。

■具体的な事業

①通学路の安全性の向上

子どもが安心して通学路を通行できるよう、関係機関等へ危険箇所の解消等に向けた働きかけを行います。

②地域における防犯対策の充実

地域における防犯への取組として、PTAや地域等との連携により、登下校時の安全指導や地域巡回、危険箇所の点検などを行います。

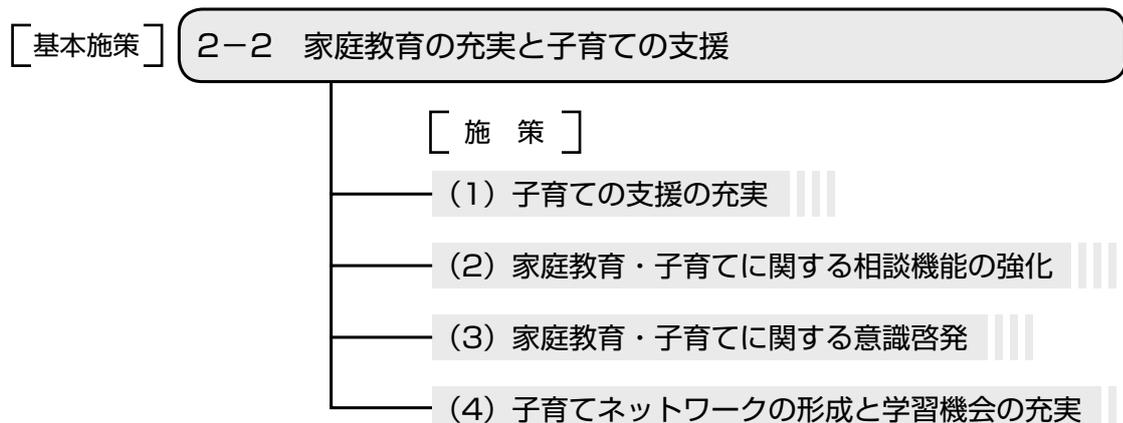
③子どもの安全にかかわる関係機関との連携

子どもが巻き込まれる恐れがある地域における犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な情報の共有を図り、保護者への通知に努めるなど、子どもの安全を確保する対応を図ります。

基本施策2-2 家庭教育の充実と子育ての支援

不登校やいじめ、薬物の乱用や有害な情報への接触など、子どもに関わる問題が深刻化する中、核家族化や、地域における市民同士の交流やつながりの希薄化を背景として、家庭教育力が低下していることが指摘されています。子どもの基本的な生活習慣や基本的なモラルの形成など、親の果たす役割は大きく、家庭教育の推進と子育て支援の充実が重要となってきています。

基本施策2-2では、子育て家庭を直接支援すること、家庭からの相談に対応すること、家庭の役割や子育ての重要性を啓発すること、親同士の交流や学習を促進することを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 子育ての支援の充実

家庭においてよりよい教育や子育てが行われるように直接的な支援を行うとともに、子どもの生命にかかわる危機を防止するための体制を強化します。

■具体的な事業

①幼児教育センター、地域子育て支援センターの充実

保護者の子育てへの負担感や不安を軽減させるために、幼児教育センターや地域子育て支援センターにおいて、子育ての仲間づくりや育児相談、育児講座、情報提供などの機能を強化し、子育て支援を充実します。

②地域子育て支援活動の充実

地域の中で自主的に活動している子育て支援のグループ等を支援し、住民同士の子育て支援活動を充実させます。

③ひとり親家庭の支援

ひとり親の家庭に対する支援を充実するとともに、支援策に関する情報提供を行います。

④児童虐待防止体制の強化

児童相談所や民生・児童委員を中心に、地域の住民や学校との連携を強化して、児童虐待

の防止に努めます。

⑤子育て支援活動のネットワーク化 ⇒重点施策5-⑦

子育てに関わる活動や施策が効果的、有機的に展開され、地域全体で子育て家庭の支援と子どもの育成に関わっていくことができるように、子育てグループや子育て支援グループと関係機関などのネットワーク化を図ります。

(2) 家庭教育・子育てに関する相談機能の強化

子どもの教育や子育てに関する保護者の不安や疑問等に対応する相談体制を強化します。

■具体的な事業

①学校と家庭の連携・相談の促進（再掲1-1-(10)-③）

子どもの心身の状態や学習状況、学校生活、友人関係などについて、学校と家庭の間での情報共有を促進するとともに、子育てや教育に関する保護者からの相談の機会を充実させます。

②家庭教育・子育てに関する庁内連絡会の開催

相談・情報提供窓口を通じた対応や情報提供を総合的に行うために、行政区単位で、関係機関の横断的な連絡会を定期的に開催します。

③海外帰国・外国人児童生徒等の就学支援・相談体制の充実（再掲1-1-(10)-④）

海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障については関係機関等と連携しながら支援を実施します。また、区役所等と連携した就学相談や児童生徒・保護者のニーズに応じた進学相談の体制を充実します。

(3) 家庭教育・子育てに関する意識啓発

家庭教育や子育ての重要性を、家庭はもとより、市民や企業に対して啓発するため、イベントの開催や広報などを行います。

■具体的な事業

①イベントや各種事業における家庭教育・子育てに関する意識啓発の推進

様々な事業や定期健診などの場を通して家庭教育や子育て、子どもの権利の重要性などについての意識啓発を進めます。併せて、市民に対して意識啓発のためのイベントなどを開催していきます。

②企業等に対する子育てしやすい就労環境づくりの要請

市内の企業などに対して、短時間勤務、在宅勤務、子育て休暇、子ども手当など、保護者が子育てしやすい就労環境づくりの要請を行っていきます。

(4) 子育てネットワークの形成と学習機会の充実

親が自ら家庭の役割や子育てについて学習することを支援するとともに、親同士が交流することや子育て支援に関する情報を共有することを推進します。

■具体的な事業

①親子参加型事業の展開

市民館における子育て広場や、社会福祉協議会による子育てサロンなど、親子で参加できる事業を開催し、保護者間の交流を図り、親子のきずなを深める場を提供します。

②家庭の教育力の向上(*) ⇒重点施策1-⑬、5-⑥

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTAや自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

③学級や講座に併設する保育サービスの充実

子育て期の親の学習を支援するために、保育ボランティアの養成に努め、家庭教育等に関する学級・講座を中心に保育サービスを併設します。

④家庭教育・子育てに関するデータベースの作成

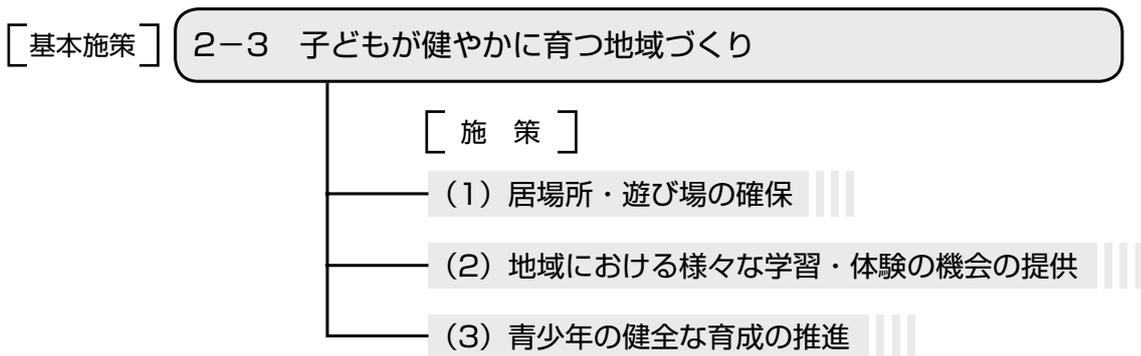
家庭教育や子育てに関する活動を行う団体や、ノウハウを持つ人材、家庭教育や子育てに関する事業や施設等の地域情報に関するデータベースを構築し、地域での情報共有を図ります。



基本施策2-3 子どもが健やかに育つ地域づくり

本来、地域には、子どもが友達同士で自由に遊ぶことや、自然や社会を体験することや、異世代と交流することなど、学校でも家庭でも、担うことのできない様々な教育の機能が求められています。特に、学校週5日制の実施にともない、地域の中で子どもが諸活動を行う場に対するニーズが高まっています。

基本政策2-3では、地域の豊かな人材や資源を活かして、子ども達が様々な体験や学習を積み重ねながら、生きる力を育み、心豊かに育つことを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 居場所・遊び場の確保

こども文化センターが中学・高校生の居場所としての機能を拡充するとともに、小学校の中にはわくわくプラザが開設されています。こうした施設を改善・充実することによって、子どもたちがありのままの自分でいられる居場所・遊び場を、子どものより身近な地域の中に広げ、地域において、異年齢の子どもたちが共に遊び、学べるような場や機会を提供していきます。

■具体的な事業

①こども文化センターの充実

中学・高校生の居場所としての機能を拡充しているこども文化センターについて、地域の住民や団体の協力を得ながら、ハード面、ソフト面から、充実を図ります。

②わくわくプラザの充実

小学生の居場所としてのわくわくプラザについて、地域の住民や団体の協力を得ながら、ハード面、ソフト面から、充実を図ります。

③子ども夢パークの充実

子どもが学び、遊び、つくり続ける施設であり、子どもたちの居場所としての機能を持つ子ども夢パークについて、施設・事業運営への子どもの参加、スタッフの育成などを進め、地域の住民や団体の理解と協力を得ながら、充実を図ります。

④子ども会等各種青少年団体の活動支援

子ども会など、地域における既存の青少年団体に対して、活動や研修の場の提供、プログ

ラム相談などを通して、活動を促進するための支援を行います。

⑤地域スポーツクラブ・団体の育成・活動支援

スポーツを通じた交流や人格形成を図るため、地域のスポーツクラブや団体の育成、活動支援を行います。

(2) 地域における様々な学習・体験の機会の提供

核家族化や情報化、地域における市民同士の交流やつながりの希薄化などによって減少している、地域における子どもたちの自然・社会体験活動やボランティア活動の機会や場を充実させていきます。

■具体的な事業

①自然体験・学習・活動の機会と自然系博物館の充実

黒川や八ヶ岳、交流のある地方自治体等において、子どもたちが自然の中で学び・活動する機会を充実します。

また、自然系博物館である青少年科学館を中心に、子どもたちに自然体験や自然に関する学習活動の場を提供するとともに、施設の設備・機能の充実を図ります。

②博物館施設における体験学習の推進

市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園などの博物館施設において、子どもが文化・芸術に触れる体験学習を推進します。

③商店街や企業等との連携による職業体験活動（就労体験）の推進（再掲1-2-(2)-②）

⇒重点施策2-⑨

地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育てていきます。

④地域における体験活動の推進（再掲1-2-(2)-③）

地域の住民や団体と連携し、医療・福祉施設での看護・介護、公園や道路の清掃、保育・幼児教育などのボランティア体験活動等を行います。

⑤読書のまち・かわさき関連事業の推進（再掲1-1-(5)-①） ⇒重点施策2-⑦

「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・地域において子どもが乳幼児期から様々な読書活動に取り組むことのできる環境整備を行います。市立図書館との連携や司書教諭・図書館コーディネーター等の活動促進により学校図書館の活性化を図るとともに、各学校の特色ある読書活動を推進して、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成等に関する活動をさらに推進していきます。

(3) 青少年の健全な育成の推進

地域における豊かな経験を通して青少年が成長していくために、青少年教育施設を中心に、居心地よく過ごせ、自己発見できるような居場所をつくとともに、青少年が不安や悩みを相談できる体制を充実します。また、地域において、青少年の非行を早期に発見し、指導する体制も強化します。

■具体的な事業

①青少年教育施設を拠点とした青少年の居場所づくり

青少年が地域で気軽に過ごせる居場所として、青少年教育施設などの拠点の充実を図り、青少年が社会性・自発性・創造性などを身に付けるための事業を展開します。

②相談体制の充実

ヤングテレホン相談事業の充実など、青少年が個人で気軽に悩みを相談できるようなシステムの充実を図ります。

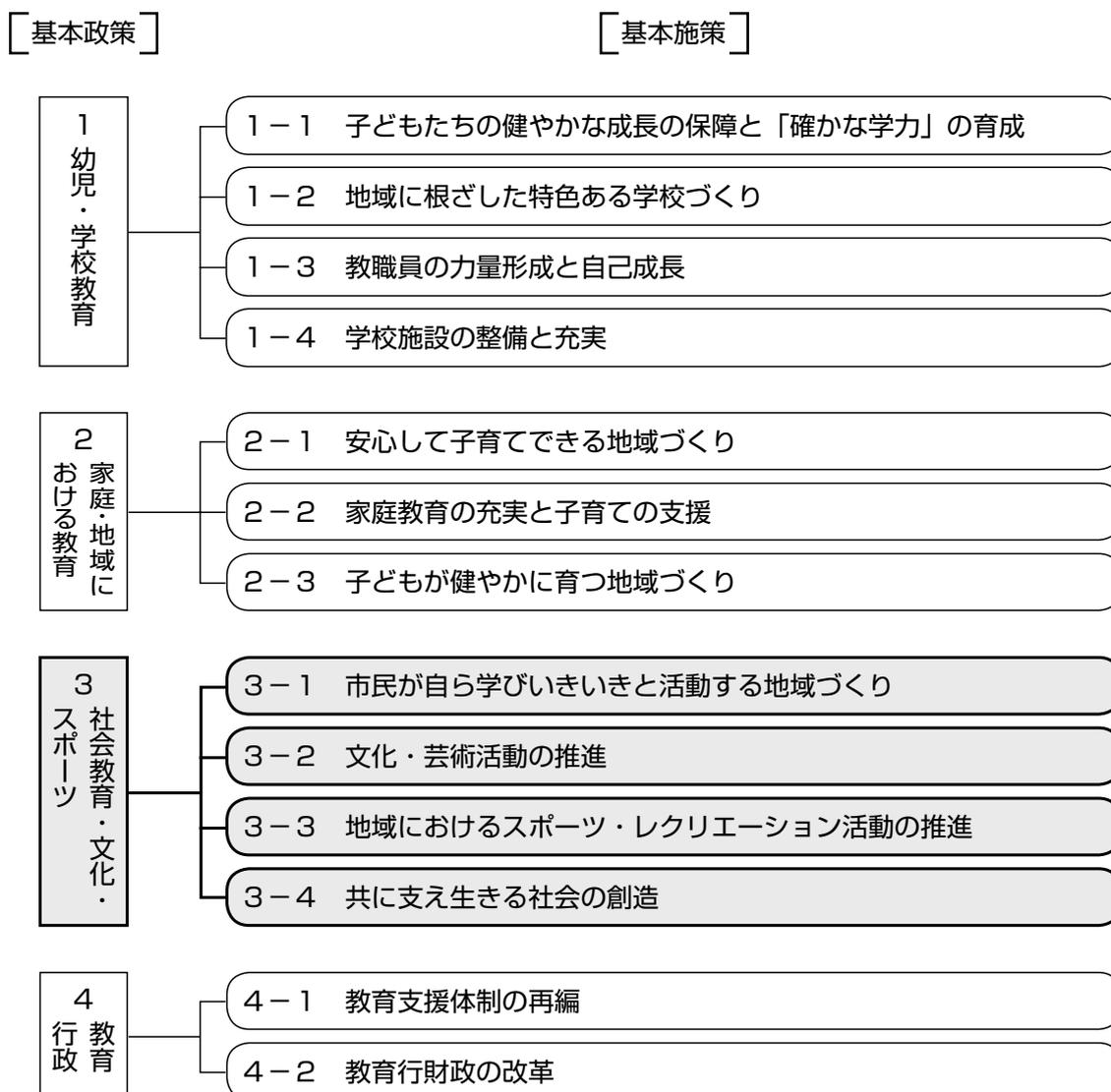
③非行の早期発見・指導の体制づくり

学校や地域教育会議、地域の各種団体、地元の商店街・企業などが連携して、青少年の非行を早期に発見し、指導することのできる体制を強化します。



基本政策3 社会教育・文化・スポーツ

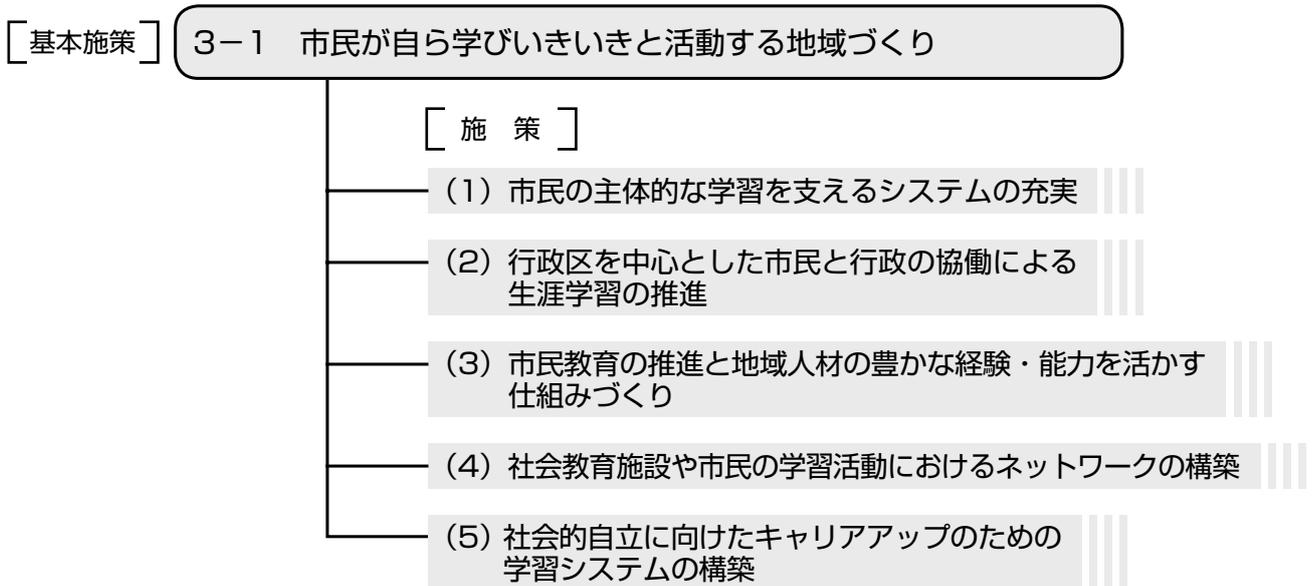
地域の豊かな人材や資源を有効に活かし、あらゆる市民の主体的な学習活動を支えるため、行政区における学習活動の拠点として市民館を位置づけ、他の社会教育施設や学校、市民利用施設などとネットワークを結び、市民の学習をきめ細かく支援していきます。また、市民と行政の協働による生涯学習、文化・スポーツ活動、まちづくりを支援・推進し、活動の楽しさと地域の豊かさが実感できる環境づくりを進めます。



基本施策3-1 市民が自ら学びいきいきと活動する地域づくり

市民のライフスタイルが多様化し、学習に対するニーズも多様化・複雑化・高度化する中で、従来から実施してきている学習機会の提供や動機付けに重点を置いた施策だけではなく、市民が主体的に学習し、学習成果を地域課題の解決へ向け、発揮できるようなシステムを充実させることが求められています。

基本施策3-1では、学習を通じた市民の成熟を支援するため、社会教育施設を拠点として、地域の人材・施設等を連携・ネットワーク化させることにより、市民がいきいきと学び、成長する学習環境を創造することを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 市民の主体的な学習を支えるシステムの充実

市民が学習活動や地域づくりに関わる機会を保障するため、総合的な情報提供の仕組みを構築していきます。また、市民館や図書館などの社会教育施設の機能を充実させる中で、施設相互の連携と職員の力量形成を図ることによって、市民の多様な学習ニーズに対応していくとともに、市民グループや市民ネットワークを促進していきます。

■具体的な事業

①市民館を拠点とした生涯学習の推進 ⇒重点施策5-①

行政区レベルで市民の学習や活動を支援する拠点である市民館は、社会や地域の課題に応じた学習機会の提供や、相談事業や場の提供を通じた学習や活動の支援、社会教育に関わる団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行う中で、地域の各関係機関やグループ・団体との協力関係を強め、行政区全体の生涯学習の充実を図ります。

②生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供（*）

社会教育・文化・市民団体、地域の人材、講座やイベント、市民が利用できる施設、文化資源など、生涯学習に関する情報のデータベース化を推進するとともに、ホームページなど様々な方法で、市民へ情報を提供する環境を整備します。

③図書館機能の充実 ⇒重点施策5-②

図書館は、読書施設としての機能に加えて、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民が必要とする資料や情報の提供・発信を行う総合的な情報センターとしての機能を充実させていきます。市立学校や大学の図書館との連携、インターネット上の情報や生涯学習に関するデータベースも活用できる環境整備、ボランティアの育成、レファレンス機能（調査・相談）の充実などを通じて、市民の生涯学習施設として、子どもから大人まで、全ての市民の学習や活動、社会的自立を支えていきます。

④社会教育施設の整備（*） ⇒重点施策5-③

市民館、図書館、青少年教育施設、博物館施設、スポーツ施設などの各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、生涯学習拠点施設の整備や、スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学習と活動の場を保障していきます。

⑤運営審議会の充実

市民のニーズを反映させた社会教育施設の運営や、事業展開を図るため、学識経験者、施設利用者、地域住民、関係職員等からなる各社会教育施設の運営審議会を、より充実させていきます。

⑥学校施設の有効活用の推進（*） ⇒重点施策4-④、5-④

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応えていきます。

⑦社会教育関係職員の研究・研修

市民館、図書館、博物館施設、スポーツ施設などの社会教育施設において、市民の学習と活動を支援する関係職員の研修を行い、施設としての機能と専門性を高めていきます。また、時代の変化や市民のニーズに応じた社会教育の充実を図るための調査・研究を進めます。

(2) 行政区を中心とした市民と行政の協働による生涯学習の推進

行政区単位で学校教育やまちづくり活動を含めた地域全体の学習活動をコーディネートすることで、市民の学習をきめ細かく支援します。また、市民と行政の協働により生涯学習の活性化を図り、市民による自主・自治運営のシステムを確立していきます。

■具体的な事業

①行政区生涯学習推進会議の見直し

行政区における各施設の連携・調整を図り、より効果的・効率的に生涯学習施策を推進していくため、市民館を中心に、行政区生涯学習推進会議の見直しと充実を図ります。

②行政区・中学校区地域教育会議の活性化（*） ⇒重点施策6-③

学校・家庭・地域の連携を推進するための市民の自主的な活動組織である行政区・中学校区地域教育会議が、以下のような視点で活性化していくよう、支援していきます。

●中学校区地域教育会議

住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議等と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域の子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能する。

●行政区地域教育会議

中学校区地域教育会議の支援・補完を通じたネットワーク化や、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートを行う。また、地域住民の教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織として機能する。

③行政区における教育支援体制の整備（再掲4-1-(3)-①） ⇒重点施策2-④、6-⑥

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

●社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実

●学校運営や市民の主体的な活動への支援施策を、学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携により総合化

④地域教育サポーター制度（再掲4-1-(3)-③） ⇒重点施策4-⑦、6-④

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域をつなぐ新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

⑤社会教育関係団体・市民活動組織・NPOへの支援、連携

地域における生涯学習の主体として、社会教育関係団体・市民活動組織・NPO等の活動を支援するとともに、相互の連携を図りながら市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

(3) 市民教育の推進と地域人材の豊かな経験・能力を活かす仕組みづくり

市民が地域の活動等に積極的に参加し、相互に協力し、よりよい地域社会を築いていくために必要な力をつける市民教育を推進します。そして、豊富な経験と知識、多様な能力を持つ市民が、その力を地域の課題解決に向けて有効に活かすことができるシステムを構築し、課題解決のためにそうした経験や知識を必要とする地域のニーズと、地域社会へ貢献する機会を求めている市民のニーズを結んでいきます。

■具体的な事業

①市民教育の推進 ⇒重点施策5-⑩

市民がNPOやボランティアとして地域で活動していくための幅広い力を身に付ける市民教育の場の充実等を図るとともに、その一層の推進に向けて、企業、大学、地域で活躍している市民グループ等との連携を深めます。

②シニア世代の活力を地域で活かすための支援 ⇒重点施策5-⑧

今後10年の間に定年退職を迎える団塊の世代を中心に、シニア世代が自らのキャリアを地域社会の中で活かし、地域の原動力として活躍することができるように、地域課題や、NPO

の立ち上げ、起業などに関する学びを支援します。

③かわさき市民アカデミー事業の推進

かわさき市民アカデミー事業を推進し、市民の社会参加・学習成果の社会還元に向けた学習活動を実践するために、市民の主体的な学習や事業の企画・運営を援助し、市民自治の発展につなげます。

④ボランティア活動の支援

市民が地域社会との関係性を持ち、より豊かな生活を送るために、ボランティアとして地域活動等へ参加することを促進・支援します。また、ボランティア入門講座などを通して市民がボランティアを始めるきっかけづくりに努めます。

(4) 社会教育施設や市民の学習活動におけるネットワークの構築

市民の学習や活動における場のニーズに対して、多様な選択肢をもって応えていくために、社会教育施設・学校・市民利用施設間のネットワーク化を図ります。また、各施設で展開される事業についても連携を図り、日常生活圏の課題解決に向けた学習活動や市民活動のネットワーク化を促進します。

■具体的な事業

①学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化 ⇒重点施策4-⑥、5-⑤

市民館をはじめ、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家、学校施設等の市民に身近な施設を、生涯学習やコミュニティの拠点として位置付け、地域の実情に応じてより有効に活用できるように、ネットワーク化を図ります。

②生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供（再掲3-1-(1)-②）

社会教育・文化・市民団体、地域の人材、講座やイベント、市民が利用できる施設、文化資源など、生涯学習に関する情報のデータベース化を推進するとともに、ホームページなど様々な方法で、市民へ情報を提供する環境を整備します。

(5) 社会的自立に向けたキャリアアップのための学習システムの構築

大学や企業等との連携により、社会的自立を目指す市民・若者を対象として、産業・経済の構造的変化に伴う雇用形態の流動化や多様化に対応し、基礎的・専門的な知識や技術等を身につけるための学習システムを構築します。また、職業の多彩な選択に向けた情報提供を行います。

■具体的な事業

①市内の高校・専門学校・大学・企業との連携 ⇒重点施策5-⑨

市民の知識の向上や就労に向けたキャリアアップを図るため、市立高校における聴講制度の整備や、大学や企業による地域開放講座の支援など、高校・専門学校・大学・企業との連携によるリカレント教育を推進します。

②図書館の就労支援・ビジネス支援機能の充実

図書館を中心として企業や研究所、商工会議所、ハローワークなどとの連携を進め、日常の仕事、就職、転職に役立つ資料や情報を収集・提供し、社会的な自立を目指す若者や、キャリアアップや起業を目指す市民を支援します。

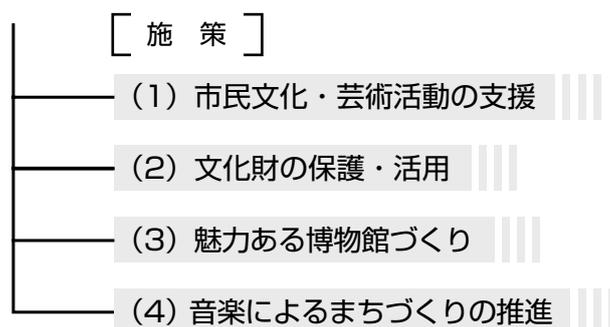
基本施策3-2 文化・芸術活動の推進

文化・芸術活動は、市民の心を豊かにし、生活に潤いを与えます。文化・芸術活動を推進し、活力ある地域づくりを進めることが求められています。

また、文化施設や文化財などの地域資源を有効に活用して、地域の魅力と地域への愛着を高める施策が期待されています。

基本施策3-2では、市民との「協働」をキーワードに、多様な文化・芸術活動を推進し、豊かで潤いのある市民生活と魅力ある地域社会を創造することを目的とした施策を展開します。

〔基本施策〕 3-2 文化・芸術活動の推進



<展開する施策>

(1) 市民文化・芸術活動の支援

市民が自発的、自主的に文化・芸術を体験し、創造し、参加できる環境の整備や文化施設のネットワーク化の推進、地域の文化資産を活かした文化・芸術情報提供システムの構築、各種文化・芸術活動のコーディネーターや文化ボランティアの育成、文化・芸術交流の推進、地域性・国際性豊かな文化政策の推進などに取り組みます。

■具体的な事業

①文化施設の基盤整備とネットワーク化の推進

アートセンター等の整備を図るとともに、既存の文化施設（ミューザ川崎シンフォニーホール、市民ミュージアム、岡本太郎美術館など）の活用と、民間の文化施設を含めた様々な文化施設間での共同事業の開催や共通テーマによる事業展開の推進を図り、各施設の特徴や特質を活かすとともに、その機能が充分発揮できるよう取り組みます。

②市民文化活動の支援と文化活動情報提供システムの構築

市民の文化活動が自発的、自主的、創造的に行われるように環境の整備に努めるとともに、優れた文化を享受できる機会を提供するため、文化イベントや施設の情報等を、ホームページや電子メール等の情報通信技術の活用を図りながら、より効果的に市民に提供する仕組みを構築します。

③各種文化・芸術活動のコーディネーターや文化ボランティアの育成

市民主体の文化・芸術活動を推進していくためには、市民が文化芸術の担い手として自主

的に活動を展開するとともに、その活動をお互いに理解し、支援することが重要であることから、文化・芸術活動のきっかけづくりや興味・関心を深化させ助けること、また、活動意欲をもつ市民や、地域における文化・芸術資源をコーディネートする人材やアートマネージャー、活動を支援する文化ボランティア等の人材を育成します。

④文化・芸術交流の推進

様々な地域との文化・芸術交流が、文化・芸術活動を活性化させ、新たな文化・芸術の創造の契機となり、また、まちづくりにも貢献するように、国内外の様々な地域と文化・芸術の交流やネットワーク化を図っていきます。

⑤地域性・国際性豊かな文化施策の推進

地域で展開されている外国人市民などによる固有の文化・芸術活動を継承、発展、支援をすることにより、地域の人々との交流を推進し、多様な文化が育つ豊かな地域社会の創造を図ります。

(2) 文化財の保護・活用

市内に所在する文化財は、川崎の歴史や文化を理解するためにはなくてはならないものであり、文化の向上・発展の基礎となるものです。文化財を良好な状態で保存・継承していくために、調査、保護、活用を進めます。また、文化財の保護と活用における市民参加を推進し、市民生活の様々な場面で文化財を活用して魅力ある地域づくりを進めていきます。

■具体的な事業

①文化財の調査・保存

地域の文化財等を調査・研究するとともに、地域における文化財を保存・継承していくボランティアの育成と支援を推進します。

②橘樹郡衙推定地の保存・整備

奈良時代の役所の跡であると言われている橘樹郡衙推定地について、市民との協働により環境整備・保存管理を進めます。

③地域の文化財を活用した学習機会の提供（＊）

文化財等の歴史的背景やそのものが持つ意義などを学習し、郷土に関する理解を深めるため、文化財に関する講座やイベントを開催するとともに、小中学校における学習教材としての活用を推進します。

④文化財を活用した地域振興

市民の、郷土への愛着を深めるため、インターネットの活用等により、文化財や川崎の自然について市民の理解を広めます。さらに、文化財を地域の観光資源として活用していくため、広報の推進や解説板の設置、案内ボランティアの育成などを図ります。

(3) 魅力ある博物館づくり

地域の文化資源である「博物館施設」は、歴史や自然など地域に根ざした資料を保存・活用し、市民の学習活動や文化の向上に寄与していきます。市民参加による博物館活動を進めるとともに、効率的な管理運営を行い、市民ニーズを反映した魅力ある博物館活動を推進します。

■具体的な事業

①博物館施設の管理・運営

市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館、大山街道ふるさと館において、それぞれの専門性を活かした資料収集、保存、調査・研究・展示等を推進します。また、市民館や図書館等との連携による事業展開を図るとともに、集客力の向上に向けた魅力づくりと、効率的な管理運営を推進します。

②市民参加による博物館活動の推進

講座やイベントの企画・運営への市民参加を促進し、市民や子どもたちの学習、文化の発展に寄与する地域博物館として、機能の充実を図ります。

(4) 音楽によるまちづくりの推進

「音楽のまち・かわさき」を実現するために進めている各種イベントの開催支援、音楽に関する情報発信支援、ミュージアム川崎シンフォニーホールを活用した音楽鑑賞機会の提供や各種コンサートの市内への誘致、ストリートミュージシャンのための演奏できる環境づくりなどを通じて、市民の様々な音楽学習活動の成果をまちづくりに活かしていきます。

■具体的な事業

①各種イベントの開催支援

市民（グループ等）が日々の音楽活動を通じて習得した成果を地域で発表し、主体的に音楽のまち・かわさきの創造に寄与するための音楽イベント開催を支援します。

②音楽に関する情報発信支援

市民の音楽に関する学習ニーズに対応した情報に加え、音楽のまちの創造へ向けた市民・団体等の取組や行政の施策などを広く発信します。

③ミュージアム川崎シンフォニーホールを活用した音楽鑑賞機会の提供や各種コンサートの市内への誘致

ミュージアム川崎シンフォニーホールを、音楽のまちづくりの拠点として位置づけ、市民の音楽に対する感性を向上させるために質の高い音楽事業を展開し、優れた各種コンサートを市内へ誘致するなど、市民が音楽に親しむことができる環境を提供します。

④ストリートミュージシャンの演奏場所の確保

川崎発の新しい音楽を全国へ発信していくため、音楽における若者文化の象徴でもあるストリートミュージシャンなどが、まちなかで演奏できる環境づくりを進めます。

基本施策3-3 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進

少子高齢化の進展や運動機会の減少により、市民の健康・体力づくりへの関心が高まっています。また、日常のスポーツ活動の楽しみ、プロスポーツ等の観戦、スポーツボランティア活動など、「する」「みる」「支える」といったかたちで、多様なスポーツへの参画機会を充実させることが望まれています。

そのため、スポーツ施設の整備・充実に加え、スポーツ指導者の育成・活用、各種スポーツ教室や各種競技大会の開催等により、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めることが求められています。

基本施策3-3では、行政主導型のスポーツ振興から、市民が創る・地域が担うスポーツ振興への転換を図るとともに、競技面でのスポーツ振興に加え、市民一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、興味に応じ、生涯を通じてスポーツを楽しむためのスポーツ・レクリエーションの環境づくりを目的とした施策を展開します。

[基本施策]

3-3 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進

[施策]

(1) 生涯スポーツの推進

(2) 競技力の向上

(3) スポーツ環境の充実

(4) ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり

<展開する施策>

(1) 生涯スポーツの推進

市民が生涯にわたって様々な形でスポーツに親しむことができる環境を整備するため、「総合型地域スポーツクラブ」などの育成、支援を進めます。また、子どもから高齢者まで地域の人々が交流できる多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進や、スポーツセンターにおけるスポーツ教室等のスポーツプログラムの提供、健康・体力の保持・増進のための事業を推進します。

■具体的な事業

①総合型地域スポーツクラブの育成 ⇒重点施策5-①

地域スポーツを通して、世代間交流や青少年の健全育成、高齢者の社会参加などの場となる、総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民の主体的な運営を支援します。

②多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進

子どもから高齢者まで、様々な年代の市民が交流し、地域の人々のコミュニケーションを活発化させるとともに、それぞれの年代にあわせたスポーツが楽しめるイベントの開催など

を推進します。

③スポーツ教室など健康・体力保持増進のための事業の推進

各区のスポーツ振興の拠点であるスポーツセンターにおいて、スポーツ教室等を行うとともに、市民自らの健康と体力の保持・増進のため、体育指導委員など地域の人々や団体と協力して、健康に関する各種教室やイベントを開催します。

(2) 競技力の向上

子どもから大人まで、スポーツ競技者が各々目標を持ち、互いに切磋琢磨して、自らの競技力や川崎の競技レベルを向上させていくことを目指し、各種競技大会の開催を支援します。また、トップチーム・トップアスリート、スポーツ団体や協会と連携し、指導者や選手の育成を図ります。

■具体的な事業

①各種競技大会の開催・支援

競技スポーツの成果を発表する場としての市民各種競技大会の開催や支援を行います。

②指導者の養成

市民のスポーツ活動を指導・コーディネートする指導者及び地域の競技スポーツを牽引する指導者を育成・確保するため、指導者養成講座などを開催します。

③スポーツ団体・協会等との連携

川崎から世界で活躍するトップアスリートを輩出するために、トップチーム、各競技団体や協会などが連携して、選手を育成・支援する環境を整えます。

④一貫した指導体制の整備

競技力向上のための一貫した指導プログラムの策定や、専任指導者の養成・確保を促進します。

(3) スポーツ環境の充実

全ての市民がスポーツ・レクリエーションに親しみ、活動できるように、スポーツ施設の整備を進めるとともに、ボランティアの育成と活動の支援を行います。

■具体的な事業

①スポーツ施設の管理・運営

施設の効率的・効果的な管理・運営体制の整備を図るとともに、市民の健康と体力の増進に向けた多様なプログラムの提供と支援を行います。

②社会教育施設の整備(再掲3-1-(1)-④) ⇒重点施策5-③

市民館、図書館、青少年教育施設、博物館施設、スポーツ施設などの各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、生涯学習拠点施設の整備や、スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学習と活動の場を保障していきます。

③スポーツボランティアの育成・活動の場の提供

スポーツ活動の活性化を目指して、市民によるスポーツボランティア(NPO等)を育成・支援するとともに、スポーツボランティアが活躍できる場づくりを進めます。

④スポーツ情報提供の充実

地域のスポーツ・レクリエーション活動の活性化のために、施設の利用情報、スポーツイベント情報、地域のスポーツ活動情報など、スポーツに関する様々な情報を提供する仕組みづくりを進めます。

(4) ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり

川崎フロンターレなど、本市のトップチームやトップアスリートと市民の交流を推進して、まちへの誇りと愛着を育むとともに、プロスポーツや競技スポーツの一層の振興を図ります。また、トップチーム等の活躍を通して、川崎の魅力づくりを進めます。

■具体的な事業**①トップチーム・トップアスリートと市民との交流、活動支援**

各種競技のトップチーム・トップアスリートによる小中学校での体力づくり、地域でのスポーツ教室、ホームゲームへの招待など、市民とのふれあいを推進し、トップチームを身近に感じてもらうとともに、スポーツ活動のきっかけづくりを進めます。

②市民によるホームタウンスポーツの推進

市民とトップチームなどが一体となってスポーツによる地域づくりを進めるため、ホームタウンスポーツを市民が中心となって応援し、支える体制づくりを進めます。

③Jリーグクラブ支援など「みるスポーツ」の環境づくり

Jリーグクラブの活動をはじめ、川崎のホームタウンスポーツを支援し、「みるスポーツ」の環境を整備します。

④大規模スポーツイベント等の開催・誘致

大規模スポーツイベント等の開催を継続的に行うことにより、市民がトップレベルのスポーツにふれて、感動を味わい、観戦や参加の楽しみを通してスポーツへの意欲を向上させることを推進します。

また、小学生・中学生・高校生を対象にしたスポーツの全国的な大会を誘致し、スポーツの拠点づくりによる地域の活性化を図るとともに、多摩川を活用したスポーツイベント等の開催を通して、川崎の魅力を市内外へ発信します。

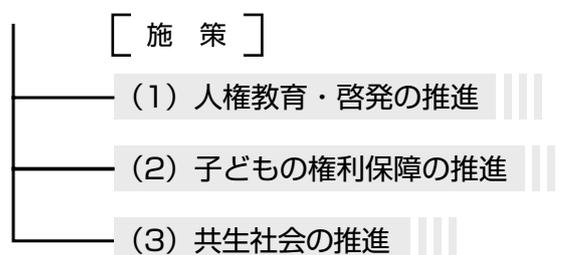
基本施策3-4 共に支え生きる社会の創造

私たちは社会において多くの人々とのつながりの中で相互理解しながら生きており、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方など様々な違いを認め合った上で、互いを尊重し、「共生」する社会をつくっていく努力が必要です。

そして、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない社会の実現を目指すためには、全ての市民が、あらゆる機会、あらゆる場を通して、様々な人権問題に関する理解を深めることが必要です。

基本施策3-4では、全ての人々が権利の主体として人権を尊重され、互いに支え合いながら共に生きる社会の創造を目的とした施策を展開します。

[基本施策] 3-4 共に支え生きる社会の創造



<展開する施策>

(1) 人権教育・啓発の推進

市民に広く人権意識の向上を図るため、事業者や関係団体、行政関係部局が連携し、人権尊重教育の推進に取り組みます。

■具体的な事業

①平和・人権学習の推進

平和・人権について学習する機会を充実するとともに、学級・講座の企画運営への市民参画を推進し、共に生きる地域社会の創造を目指します。

②男女平等推進学習の充実

男女が性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、対等な個人として互いの人権を尊重し合う関係を築くための学習機会を提供するとともに、学級・講座の企画運営への市民参画を推進し、男女の置かれた状況に配慮した、参加しやすい学習機会を提供していきます。

③人権・同和研修の充実

職員等を対象に様々な人権・同和問題に関する研修に取り組みます。

④人権啓発の推進

市民が人権や同和問題について理解を深め、互いを尊重し、共に支えあう地域社会が実現するように、広報や人権フォーラムなどの啓発活動を推進します。

(2) 子どもの権利保障の推進

「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために、学校・家庭・地域の連携による子どもの権利保障の推進を図ります。

■具体的な事業

①子ども会議の充実

子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの意見を市政に反映させる場である「子ども会議」の充実を図ります。子どもの意見の具現化に向けて学校・家庭・地域・行政の連携を深めるとともに、全市・中学校区・行政区子ども会議の交流の推進と、子どもによる子どものための情報ネットワークの整備に向けた支援を行います。

②子どもの権利に配慮した学習機会の提供

家庭教育学級等、様々な機会をとらえ、子どもの権利に関する学習を促進します。

③かわさき子どもの権利の日事業

川崎市子どもの権利に関する条例第5条に定められた「かわさき子どもの権利の日」の趣旨に沿い、広く市民の参加を求め、子どもの権利について周知するための事業を展開します。

④「こどもページ」の充実

川崎市公式ホームページ「こどもページ」について、「子どもモニター制度」の設置等を行い、子どもからの意見、要望を聴き、反映させることにより、内容の充実を図ります。

(3) 共生社会の推進

人は地域社会の一員であるという考えに立ち、共に支え合う地域社会を実現するために、様々な市民の社会参加と相互理解を推進します。

■具体的な事業

①外国人市民のための識字（日本語）学級の充実

外国人市民が地域で生活する上で必要な日本語を学ぶ場として、各市民館では識字学級を開催するとともに、外国人市民の日本語学習を支えるボランティアの養成・研修を進め、識字学級が外国人市民と日本人市民との共同学習の場となるよう、充実を図ります。

②障害者社会参加活動の支援

市民館における障害者社会参加事業の開催など、障害のある市民の学習・交流の機会の充実を図り、社会参加を支援するとともに、そのためのボランティアの養成に努めます。

③社会人学級の推進

様々な事情で十分な教育を受けられなかった市民が、中学課程の学習領域における基礎的知識や教養を学び、学習者同士の交流を通して支え合う場を提供します。

④図書館における外国人や障害のある市民の学習支援

図書館への来館が困難な市民への図書の手送サービスなどを進めるとともに、外国語資料の充実や、多言語での資料検索システムの整備を行います。

基本政策4 教育行政

本市教育委員会においても、これまでどちらかと言えば、「どの地域、どの学校、誰に対しても同じような」教育を保障する、という考え方を重視して教育行政を進めてきましたが、昨今では社会状況が大きく変化するとともに、教育に対するニーズが、地域レベルや個人レベルで非常に多様化し、これまでの画一的な施策ではそれぞれのニーズに充分応えることが難しくなってきました。

一方で、財政状況の厳しい中、効率的、効果的な政策の推進が急務の課題となっており、教育行政も例外ではありません。

これからの新しい教育行政のあり方として、多様化する市民のニーズに、効果的・効率的にきめ細かく応える体制の構築を進めていきます。



基本施策4-1 教育支援体制の再編

価値観の多様化により、社会教育・文化・スポーツ活動における市民のニーズが多様化するだけでなく、学校教育においても、保護者や地域住民のニーズが多様化しており、全市一律ではなく、個々のニーズに応じたきめ細かい施策や取組が求められています。

また、少子高齢化、情報化、グローバル化などの社会環境の大きな変化にともなって、子どもたちの教育や生涯を通じた学習に関する課題は非常に複雑化、高度化しており、専門的な支援を行うことが求められています。

基本施策4-1では、多様化する市民のニーズや高度化する教育課題に対応するために、市民との協働、専門的な支援、行政区単位の支援を実現する教育行政の体制をつくることを目的とした施策を展開します。

〔基本施策〕

4-1 教育支援体制の再編

〔施策〕

- (1) 市民参加による教育支援体制の充実
- (2) 専門的な教育支援体制の整備
- (3) 行政区単位での支援体制の整備

<展開する施策>

(1) 市民参加による教育支援体制の充実

教育行政における既存の住民参加の仕組みである地域教育会議と学校教育推進会議について、その活動を活性化し、これまで以上に住民の力を教育行政の推進に活かせるような体制をつくります。

■具体的な事業

①行政区・中学校区地域教育会議の活性化（再掲3-1-(2)-②） ⇒重点施策6-③

学校・家庭・地域の連携を推進するための市民の自主的な活動組織である行政区・中学校区地域教育会議が、以下のような視点で活性化していくよう、支援していきます。

●中学校区地域教育会議

住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議等と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域の子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能する。

●行政区地域教育会議

中学校区地域教育会議の支援・補完を通じたネットワーク化や、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートを行う。また、地域住民の教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織として機能する。

②学校教育推進会議の活動促進（再掲1-2-(3)-①） ⇒重点施策2-⑩、6-①

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と、「川崎市子どもの権利に関する条例」の第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

(2) 専門的な教育支援体制の整備

複雑化、高度化する教育課題について、的確な現状の把握・分析を行い、専門的な解決策の検討を行うことのできる教育支援体制をつくります。

■具体的な事業

①川崎市教育改革推進協議会の設置（*） ⇒重点施策6-⑦

学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について検討する場として、川崎市教育改革推進協議会を設置します。

②大学や研究機関との連携

市内外の大学や研究機関との連携を深め、高度な教育課題の解決に対する専門的な支援を受けられるようにします。

(3) 行政区単位での支援体制の整備

多様化する市民ニーズへの対応のために、現場により近いところで意思決定できる体制や、市民から見て身近なところで教育に関する総合的な対応を行うことのできる体制をつくります。

■具体的な事業

①行政区における教育支援体制の整備（*） ⇒重点施策2-④、6-⑥

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

- 社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実
- 学校運営や市民の主体的な活動への支援施策を、学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携により総合化

②学校経営アドバイザーの配置（*） ⇒重点施策2-⑤

特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザー」として配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問するなどの支援を行います。

③地域教育サポーター制度（*） ⇒重点施策4-⑦、6-④

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域をつなぐ新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

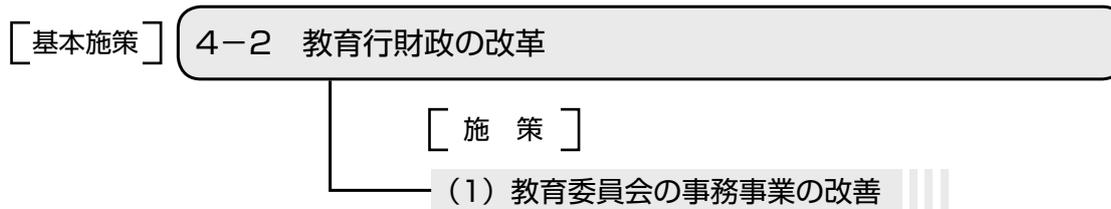
④行政区地域教育会議等との連携

上記の行政区における教育支援体制の整備に際しては、行政区地域教育会議等との連携を重視します。

基本施策4-2 教育行財政の改革

平成15年度に教育委員会対象の包括外部監査が実施され、教育委員会の事務事業執行の基本的なところからの見直し、改善が求められました。市全体の行財政改革プランへの対応と併せて、包括外部監査での指摘事項への対応により、教育行財政の改革を推進することが必要となっています。

基本施策4-2では、教育委員会の事務事業の根本的な改善を実現することを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 教育委員会の事務事業の改善

平成16年3月に策定した「事務事業改善プラン」を着実に実行することはもちろんのこと、より効率的、効果的な教育行財政の実現に向けた取組を続けます。

■具体的な事業

①教育委員会事務の改善体制の確立

教育委員会に、事務事業の改善を推進、評価、指導する体制を確立します。

②補助委託事業執行の改革

補助委託事業の執行状況のチェックを強化し、補助委託先への指導の徹底を行うとともに、学校関係団体への委託事業については教育委員会事務局が直接執行する体制への移行を進めます。

③外部団体の改善

生涯学習振興事業団等、教育委員会所管の外部団体における事務事業の改善や組織の適正化などを行います。

④物品管理の徹底

教育委員会における職員のコスト意識向上のための第一歩として、物品管理を徹底します。

⑤組織の適正化と人件費削減

教育委員会における業務内容の見直しを行った上で、その業務を執行するための組織としての適正化や人件費の削減を行います。

第4章 プランの進め方

1 プランの広報

本プランは、保護者、地域住民、子どもたちなど、多くの方々の参画を得てはじめて実現可能となります。従って、プランの具体的な推進と同時に、プランの内容に関するPRを進め、プラン実現に向けての協力や参画に関する広報にも力を入れていきます。

2 PDCAのサイクル、スケジュール、進捗管理体制

本プランは、計画（PLAN）－実行（DO）－評価（CHECK）－見直し（ACTION）のサイクルで推進します。

毎年、重点施策の実施状況や得られた成果について評価し、3年後には、評価結果に基づいて、主に重点施策についての見直しを行います。

本プランの実施状況や成果の評価、見直しは、教育委員会及び川崎市教育改革推進協議会で行い、評価結果等について市民に公表します。

【「重点施策」成果指標の例示】

成果指標は、「重点施策」の成果を具体的に数値で表したものです。ただし、「重点施策」の成果の全てを表すものではなく、あくまでもその一部を数値化したものです。実際の「重点施策」の評価は、事業の進捗状況等を総合的に捉えて行います。（指標は成果をよりの確に表すものに適宜、変更・追加していきます。）

成 果 指 標	現状値 16年度	17年度	18年度	19年度	26年度	数値の 出 典
重点施策1 川崎式で「生きる力」をつける						
1 子どもの学習意欲 わからないことをそのままにせず、 わかるまで努力をしている児童生徒の 割合	－％（小5）	50%	51%	52%	60%	学習意識 調査 (新規)※
	－％（中2）	30%	31%	32%	40%	
2 1ヶ月に読む本の冊数 子どもが1ヶ月間に読む本の平均冊 数	－冊（小5）	6.0冊	6.1冊	6.2冊	7.0冊	学習意識 調査 (新規)※
	－冊（中2）	2.0冊	2.1冊	2.2冊	3.0冊	
3 新体力テスト 新体力テスト全国平均を100とし たときの川崎市の数値 種目：持久走（中2） 男子 1500メートル 女子 1000メートル	93.4(男子)	93.6	93.8	94.0	95.4	新体力テ スト
	96.3(女子)	96.5	96.7	96.9	98.3	

成果指標	現状値 16年度	17年度	18年度	19年度	26年度	数値の 出典
重点施策2 「個性が輝く学校」をつくる						
4 子どもの通学意欲 学校に行くのが楽しいと感じる児童生徒の割合	－% (小5) －% (中2)	75% 70%	76% 71%	77% 72%	85% 80%	学習意識調査 (新規)※
5 定時制課程を退学する生徒の割合 川崎市立高等学校定時制課程に在籍する生徒の中途退学率	18%	16%	15%	15%	10%	
重点施策3 「教職員の力」を伸ばす						
6 授業の理解度 学校の授業が分かると感じる児童生徒の割合 教科：国語・算数(数学)・英語	－% (小5国語) －% (小5算数) －% (中2国語) －% (中2数学) －% (中2英語)	75% 75% 65% 65% 65%	76% 76% 66% 66% 66%	77% 77% 67% 67% 67%	85% 85% 75% 75% 75%	学習意識調査 (新規)※
重点施策4 「地域に開かれた学校施設」にする						
7 学校施設の耐震化率 耐震性を確保した校舎・体育館の割合	73%	76%	81.3%	86.6%	100% (H21完了)	
8 学校施設の利用者数 学校施設の有効活用事業において、学校の図書館、体育館、校庭、特別教室などを利用する市民の数(延べ人数)	約170万人 (15年度)	176万人	183万人	191万人	200万人	
重点施策5 「市民の学び」を支援する						
9 社会教育振興事業参加者数 「家庭教育学級」「ボランティア研修」「市民自主企画事業」など、教育文化会館・市民館で行われる社会教育振興事業への参加者数	125,000人	126,000人	127,000人	128,000人	138,000人	
10 図書貸出冊数 市立図書館における市民一人あたりの図書の年間貸出冊数	4.5冊	⇒	⇒	5冊	6.5冊	
11 市民のスポーツ実施率 週に1日以上スポーツをしている成人の割合	37.1% (15年度県調査)	38%	40%	42%	50%	県調査 市民意識 実態調査
重点施策6 「市民の力」を活かす						
12 地域活動実施率 趣味のサークル、ボランティア、PTA、町内会、子ども会など、地域で活動している市民の割合	26%	27%	29%	30%	40%	市民意識 実態調査
13 「教育を語るつどい」の参加者数 地域における教育に関心を持ち、毎年1回各行政区において開催される「教育を語るつどい」(各行政地域教育会議主催)へ参加する地域住民の人数	600人	620人	640人	660人	700人	

※新規の調査については、初回の調査終了後に適切な数値を改めて検討します。

3 川崎市教育目標について

(1) 設定時の歴史的経緯について

①川崎市教育目標設定委員会の設置

教育委員会発足後まもない昭和26年度初頭、教育委員や教育研究所長からの声がおこり、本市としての教育目標の設定が問題となりました。

その後、市立学校の校長及び教員代表、教育委員会事務局関係者、市内在住の有識者、企業関係者の代表ら数十名によって川崎市教育目標設定委員会が組織されました。

昭和26年4月26日の第1回設定委員会以来数度の会合の中で、教育基本法をはじめ教育法規の分析研究や、本市の都市形態、市民性の特質が検討され、川崎市教育目標の起草に対する方向づけが次のようになされました。

- 教育基本法に示された新しい日本教育の目的が達成されるためには、その目的が郷土社会の実情に即し、更に具体化されなければならない。工業都市として近々十数年間に飛躍的な発展を遂げたわが川崎市は、東南部工業地帯を中核として北西部農村地帯まで、長くその区域が広がっている。その自然的環境と人為的都市計画は、市民の生業、教養、風俗がかもしたす雰囲気と相まって特異な都市の性格を帯びていることは周知の如くである。今、工都川崎の名に加えるに、国際文化都市川崎の建設途上にあつてわれわれは川崎が誇る伝統と戦後醸成された新事態とを具に検討して、よき川崎市民はよき日本人であるとの信念のもとに、本市の教育目標が設定されなければならない。

②教育研究所での研究

文案の作成は、教育委員会事務局と教育研究所で進められました。研究所では、教育目標の設定にあたって将来をみこした人間像（子ども像）、市民像にかんがみ、より具体的な目標にするべく案を練った。この研究所案は、事務局案と統合されて原案となりましたが、結果的には研究所案が大幅に取り入れられたものとなりました。

③川崎市教育目標の設定・公表

昭和27年1月8日の教育委員会定例会において、原案に対する検討が行われ、若干の修正のうえ、以下の内容が昭和27年1月30日に川崎市教育目標として設定・公表されました。

そこでは、教育基本法に基づきながら地域に即した具体的な目標を市民の日常生活に生かすべきことを説いており、単に学校教育のみならず、青少年の校外教育・成人の自己教育・社会教育においても実現を期待されていました。

教育は人間生涯のことであり、その主眼は人間性をたつとび、その正しい個性の伸長をはかるにある。しかもそれは日々の生活のなかにあつて進められるものであるから、教育は実にわれわれ市民の手によって行われるべきものである。われわれはその責任において自己を教育し、又次代の市民を育成しなければならない。教育基本法には民主的で且つ文化的な国家の成員を教育する大方針を示しているが、独立日本の新生にあたり、われわれはこれを地域に即し一層具体化し教育を市民の中にかすために、よりはっきりした目標をたてなければならない。

日本の動脈、京浜の中心にあつてゆるがぬ工業都市として戦後いちやく再興し、更に新興港都として、はたまた文化都市として一大飛躍をこころみんとするわが川崎市の動態は、各方

面から驚異の眼をもってみられている。

われわれはわが川崎市の誇るべき現実をにない、更に輝かしい未来をつくるために郷土の伝統の上から、のぞましい理想像の上から、また講和後における国家的見地から、大方の意見にききつぶさに考えて、ここに五つの目標を設定した。

われわれは青少年の学校教育、校外教育において、又成人の自己教育、社会教育においてこれが実現につとめ、真に教育をわれわれ市民の努力によって全からしめんことを念願してやまない。

●「科学的で実行力のある市民」

近代生活に必要な知識と技能をやしない、合理化された生活をいとなむ実践力の強い人となる。

●「民主的で明るい市民」

人々が互いに尊重しあい、真理を愛し、社会の一員として道義と責任を重んじ、自主的に行動できる明朗な人となる。

●「文化的で心身ともにゆたかな市民」

心身ともに健康で、ゆたかな教養と品位をそなえ、文化都市川崎の伸展につとめる人となる。

●「生産的でたくましい市民」

勤労の精神にあふれ、個性をいかす職業を身につけ、生産都市川崎になくってはならない人となる。

●「国際的ではばのある市民」

世界の国々を理解し、すべての国民と手をつなぎ、国際港都川崎の発展に役立つ人となる。

なお、昭和27年度の初頭に、教育委員会から教育目標実現への学校教育の指標が市立学校長に示達されています。

※内容は「川崎教育史（川崎市教育研究所発行）」から抜粋

(2) 川崎市教育目標のあり方について

本市の教育目標は以上のような経緯で設定されたものですが、その内容については、本プラン策定の過程の中でも、様々な議論がありました。

教育目標については、現代にも通ずる普遍的な目標であるという一面と、制定後50有余年を経て、「人権」や「環境」の視点の強化など、時代潮流を踏まえた改正が必要な面があると考えられます。

設定の経緯の中で述べられているように、教育目標は教育基本法をはじめ、国の施策にも密接に関係しているところから、本市では現在の教育目標の普遍性を尊重しつつ、そのあり方について検討をしていきたいと考えています。

参考

1 策定経過

No.	年 月 日	曜日	場 所	内 容
1	平成15年 5 月21日	(水)	川崎市立高津高等学校会議室	【第1回策定委員会】(専門委員含む) 委嘱状の交付 教育委員会からの諮問について 川崎市の教育の現況と課題について
2	平成15年 7 月24日	(木)	高津市民館 視聴覚室	【第1回社会教育専門部会】 川崎市の教育の現況と課題について 市民へのアンケートについて
3	平成15年 7 月24日	(木)	中小企業婦人会館 大会議室	【第1回学校教育専門部会】 川崎市の教育の現況と課題について 市民へのアンケートについて
4	平成15年 7 月25日	(金)	中原市民館 第3会議室	【第1回教育行政専門部会】 川崎市の教育の現況と課題について 市民へのアンケートについて 学校の適正規模・適正配置について
5	平成15年 8 月12日	(火)	教育委員室	顧問会議
6	平成15年 8 月18日	(月)	エポック中原 第3会議室	【第2回策定委員会】(専門委員含む) 各専門部会の論点の報告 川崎の教育の基本的な方向性について
7	平成15年10月 4 日	(土)	教育文化会館 第7会議室	【第2回社会教育専門部会】 プランの構造・目標について
8	平成15年10月16日	(木)	教育文化会館 視聴覚室	【第2回教育行政専門部会】 プランの構造・目標について 重点施策について
9	平成15年10月21日	(火)	高津市民館 視聴覚室	【第2回学校教育専門部会】 プランの構造・目標について 重点施策について
10	平成15年11月 4 日	(火)	高津市民館 第6会議室	【第3回社会教育専門部会】 重点施策について
11	平成15年11月 6 日	(木)	教育文化会館 第6・7会議室	【第3回教育行政専門部会】 重点施策について
12	平成15年11月 7 日	(金)	高津市民館 第5会議室	【第3回学校教育専門部会】 重点施策について
13	平成15年11月29日	(土)	教育委員室	正副委員長会議
14	平成15年12月 5 日	(金)	教育委員室	顧問会議
15	平成15年12月 8 日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
16	平成15年12月14日	(日)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第3回策定委員会】 中間報告検討素案について
17	平成16年 1 月15日	(木)	教育文化会館 第6・7会議室	【第4回教育行政専門部会】 中間報告検討素案について
18	平成16年 1 月19日	(月)	エポック中原 第3会議室	【第4回学校教育専門部会】 中間報告検討素案について
19	平成16年 1 月20日	(火)	教育文化会館 第1会議室	【第4回社会教育専門部会】 中間報告検討素案について
20	平成16年 2 月 4 日	(水)	教育文化会館 第4会議室	【第5回学校教育専門部会】 中間報告検討素案について
21	平成16年 2 月 5 日	(木)	教育文化会館 第6・7会議室	【第5回教育行政専門部会】 中間報告検討素案について

No.	年 月 日	曜日	場 所	内 容
22	平成16年2月11日	(水)	エポック中原 第3会議室	【第5回社会教育専門部会】 中間報告検討素案について
23	平成16年3月8日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
24	平成16年3月10日	(水)	教育委員室	正副委員長会議
25	平成16年3月17日	(水)	教育委員室	顧問会議
26	平成16年3月26日	(金)	教育委員室	正副委員長会議
27	平成16年4月2日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第4回策定委員会】(専門委員含む) 中間報告について
28	平成16年4月12日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
29	平成16年5月11日	(火)	教育文化会館大会議室	【中間報告市民説明会】
30	平成16年5月15日	(土)	高津市民館大会議室	【中間報告市民説明会】
31	平成16年5月21日	(金)	麻生市民館大会議室	【中間報告市民説明会】
32	平成16年6月28日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
33	平成16年7月15日	(木)	教育委員室	顧問会議
34	平成16年7月16日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第5回策定委員会】(専門委員含む) 平成16年度のスケジュールについて
35	平成16年7月16日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第6回教育行政専門部会】 平成16年度のスケジュールについて
36	平成16年7月16日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第6回学校教育専門部会】 平成16年度のスケジュールについて
37	平成16年7月16日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第6回社会教育専門部会】 平成16年度のスケジュールについて
38	平成16年9月3日	(金)	教育委員室	正副委員長会議
39	平成16年9月17日	(金)	教育文化会館 第2学習室	【第7回教育行政専門部会】 かわさき教育プラン素案について
40	平成16年9月18日	(土)	高津市民館第1音楽室	【第7回社会教育専門部会】 かわさき教育プラン素案について
41	平成16年9月20日	(月)	高津市民館 第1・2会議室	【第7回学校教育専門部会】 かわさき教育プラン素案について
42	平成16年10月5日	(火)	教育文化会館 第6・7会議室	【第6回策定委員会】 かわさき教育プラン素案について
43	平成16年10月11日	(月)	中原市民館 第2会議室	正副委員長会議
44	平成16年10月28日	(木)	高津市民館第1音楽室	【第8回社会教育専門部会】 かわさき教育プラン(第2次素案)について
45	平成16年11月1日	(月)	高津市民館視聴覚室	【第8回学校教育専門部会】 かわさき教育プラン(第2次素案)について
46	平成16年11月4日	(木)	教育文化会館第2会議室	【第8回教育行政専門部会】 かわさき教育プラン(第2次素案)について
47	平成16年11月21日	(日)	明治安田生命ビル 第1会議室	【第9回社会教育専門部会】 かわさき教育プラン(第3次素案)について
48	平成16年11月22日	(月)	教育文化会館 第6・7会議室	【第9回教育行政専門部会】 かわさき教育プラン(第3次素案)について
49	平成16年11月23日	(火)	明治安田生命ビル 第1会議室	【第9回学校教育専門部会】 かわさき教育プラン(第3次素案)について
50	平成16年12月10日	(金)	教育委員室	正副委員長会議
51	平成16年12月15日	(水)	教育委員室	顧問会議

かわさき教育プラン

No.	年 月 日	曜日	場 所	内 容
52	平成16年12月26日	(日)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第7回策定委員会】 かわさき教育プラン(案)について
53	平成17年1月11日	(火)	教育委員室	教育委員会への答申
54	平成17年2月19日	(土)	高津市民館大ホール	【かわさき教育プランシンポジウム】
55	平成17年2月1日) 平成17年2月28日			「かわさき教育プラン(案)」に対する意見募集
56	平成17年3月15日	(火)	教育委員室	教育委員会で議決



2 かわさき教育プラン策定委員会設置及び運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、かわさき教育プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事 業)

第2条 策定委員会は、次の事業を行う。

- (1) かわさき教育プランの策定。
- (2) かわさき教育プランの策定に必要な調査、研究。
- (3) かわさき教育プランの策定に関する冊子等の刊行。

(組 織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(任 期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、途中で委員の交替の必要が生じた場合、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長1名、副委員長3名を置くものとする。

2 委員長は委員の互選により定めるものとし、委員長は策定委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、専門部会の部会長をもって構成し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し会議を主宰する。

2 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 策定委員会に次の専門部会を置く。

- (1) 教育行政専門部会
- (2) 学校教育専門部会
- (3) 社会教育専門部会

2 専門部会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。

3 専門部会は、部会長が必要に応じてこれを招集し、開催するものとする。

(顧 問)

第8条 策定委員会に顧問を置く。顧問は別表3のとおりとする。

2 顧問は必要に応じ、かわさき教育プラン策定に関し、助言を行うものとする。

(会 計)

第9条 策定委員会の経費は、川崎市の委託料をもって充てる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、川崎市教育委員会事務局総務部企画課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、策定委員会で定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成15年4月26日から施行する。

3 委員名簿

■策定委員 ○委員長、○副委員長（専門部会長）

		氏 名	現 職 等
学識経験者	1	大森 彌	東京大学名誉教授、千葉大学法経学部教授
	2	○小松 郁夫	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長
	3	◎新井 郁男	放送大学教授(埼玉学習センター所長)
	4	○児島 邦宏 (～H16.27)	東京学芸大学教育学部教授
		○小島 弘道 (H16.28～)	筑波大学人間総合研究科教授
	5	○佐藤 一子	東京大学大学院教育学研究科教授
	6	田中 雅文	日本女子大学教授
	7	田辺 誠	田辺内科クリニック院長、市学校保健会長
	8	齋藤 勝	さざなみ幼稚園長、日本女子大学講師
9	柴田 頼子	学校法人鷗友学園常務理事	
市民代表	10	秋山 薫 (～H15.7.2)	PTA推薦
		西山 克枝 (H15.7.3～)	
	11	中島 豪一	川崎市全町内会連合会会長
	12	今井 淑子	公募市民
	13	増田 和子	公募市民
	14	左澤 充克	公募市民
15	八木 晋郎	川崎信用金庫理事長	
報道	16	三好 秀人	神奈川新聞社編集委員
教職員	17	寺尾 央	元小学校長
	18	江幡 淳	元中学校長
	19	峪 正人 (H16.7.12～)	小学校長会代表(木月小学校長)
	20	正村 和久 (H16.7.12～)	中学校長会代表(宮前平中学校長)
	21	吉田 正和	川崎市教職員組合執行委員長
行政	22	北條 秀衛	総合企画局長
	23	河野 和子	教育

■教育行政専門部会 専門委員

		氏 名	現 職 等
学識経験者	2	○小松 郁夫	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長
	24	高橋 寛人	横浜市立大学国際文化学部助教授
	25	中村 立子	川崎市男女共同参画センター館長
	26	佐々木 賢司	宮前区役所保健福祉センター子ども教育相談員
市民	12	今井 淑子	公募市民
	27	西山 克枝 (～H15.7.2)	PTA推薦
大川 健治 (H15.7.3～)			
教員	28	峪 正人 (～H16.7.11)	梶ヶ谷小学校長

		氏 名	現 職 等
教員	28	村上 寛 (H16.7.12～)	旭町小学校長
行政	29	田中 則之 (～H16.7.11)	総合企画局企画調整課長
		瀧峠 雅介	
	30	松井 孝憲 (～H16.7.11)	教育委員会企画課主査
		平野 誠 (H16.7.12～)	教育委員会事務改善担当主幹

■学校教育専門部会 専門委員

		氏 名	現 職 等
学識経験者	4	○児島 邦宏 (～H16..27)	東京学芸大学教育学部教授
		○小島 弘道 (H16..28～)	筑波大学人間総合研究科教授
	31	天笠 茂	千葉大学教育学部教授
	32	西野 博之	フリースペースたまりば 代表
	33	片山 世紀雄	総合教育センター家庭訪問相談員
市民	13	増田 和子	公募市民
	34	齊藤 陽子 (～H15.7.2)	PTA推薦
		内田 省治 (H15.7.3～ H16.7.11)	
谷地中 忠彦 (H16.7.12～)			
教員	35	沢木 光雄 (～H16.7.11)	平間中学校長
		白井 達夫 (H16.7.12～)	宮崎小学校長
	36	本間 俊	中原小学校教頭
行政	37	村上 寛 (～H16.7.11)	総合教育センター教科教育研究室長
		井藤 直美 (H16.7.12～)	中野島中教諭
	38	中島 慎一	総合教育センター障害児教育研究室長
	39	渡辺 直美	教育委員会指導課主幹

■社会教育専門部会 専門委員

		氏 名	現 職 等
学識経験者	5	○佐藤 一子	東京大学大学院教育学研究科教授
	40	奥村 廣重	大妻女子大学名誉教授
	41	大下 勝巳	社会教育委員会議議長、日本広報協会理事
	42	福島 一男	総合教育センター教育相談員
市民代表	14	左澤 充克	公募市民
	43	豊島 このみ (～H15.7.2)	PTA推薦
金子 文雄 (H15.7.3～ H16.7.11)			

		氏 名	現 職 等
市民代表	43	松波 昭光 (H16.7.12～)	PTA推薦
	44	川西 和子	社会教育委員、宮前区地域教育会議議長
	45	斉藤 正彦	社会教育委員会議副議長、主任児童委員
教員	46	白井 達夫 (～H16.7.11)	宮崎小学校長
		沢木 光雄 (H16.7.12～)	平間中学校長
行政	47	寺内 藤雄 (～H16.7.11)	教育委員会生涯学習推進課長
		浜田 哲郎 (H16.7.12～)	
	48	伊藤 弘 (H16.7.12～)	総合企画局企画調整課主幹

■顧問

氏 名	現 職 等
大熊 辰熊	元教育長（平成3年4月～平成7年3月）
小机 實	元教育長（平成7年4月～平成11年3月）
松下 充孝	前教育長（平成11年4月～平成14年3月）

4 諮問文

平成15年 5月21日

かわさき教育プラン策定委員会
委員長 新井 郁男 様

川崎市教育委員会
委員長 黒田 俊夫

かわさき教育プランの策定について（諮問）

本市におけるかわさき教育プラン策定にかかる次のことについて貴委員会の意見を求めます。

- 1 教育行政に関すること
- 2 学校教育に関すること
- 3 社会教育に関すること

（理由）

1 川崎市の教育目標

川崎市の教育目標は、川崎市教育委員会の発足とともに、次のように設定され、教育活動の指針とされてきたとともに、またその帰着点とされてきました。

- (1) 科学的で実行力のある市民
- (2) 民主的で明るい市民
- (3) 文化的で心身ともに豊かな市民
- (4) 生産的でたくましい市民
- (5) 国際的ではばのある市民

2 川崎市の総合プランと中期計画

昭和58年（1983年）3月、高度経済成長時代の終焉と新しい時代の招来の中で、来るべき21世紀に向かって本市がどのようにあるべきかという視点で、全庁的な施策の総合的プランとして、「2001かわさきプラン」が策定されました。以来、高齢化、グローバル化、高度情報化、景気の長期低迷化等激しい時代の流れの中で、教育委員会の施策も様々な見直しが行われ、次の各中期計画の中に、その施策も位置付けられてきました。

- (1) 「川崎市中期計画1989－1993」（平成2年3月）
- (2) 「川崎新時代2010プラン」（平成5年3月）
- (3) 「同第1次中期計画1993－1997」（平成5年8月）
- (4) 「同第2次中期計画1996－2000」（平成8年4月）
- (5) 「同第3次中期計画1999－2003」（平成11年4月）

3 教育委員会の施策の策定

昭和59年（1984年）6月に市長から「川崎の教育のあり方」についての諮問を受けた川崎市教育懇談会は、昭和61年（1986年）11月・本市の21世紀に向けた教育の全般について、長期的展望と予測のもとにそのあり方を「いきいきとした川崎の教育をめざして」として答申しました。

本答申は、現在まで本市教育のあらゆる分野の基本的指針として、その役割を果たしてきたが、同時に各分野での施策としては様々な計画や報告がなされており、最近の主な計画は次のようになっています。

- (1) 「川崎市生涯学習推進基本計画」（平成5年3月）
- (2) 「Catch Smile Plan 川崎市生涯スポーツ振興基本計画」（平成6年3月）
- (3) 「川崎市幼稚園教育振興計画」（平成10年3月）
- (4) 「川崎市立高等学校教育振興計画」（平成14年3月）

4 教育プラン策定の具体的理由

はじめに、本市の教育に係る施策の総合的な計画は、昭和59年（1984年）の市長の諮問に対して答申があった「いきいきとした川崎の教育をめざして」であるが、策定されて既に18年が経過しようとしており、現在の全国的及び本市の教育界の状況と必ずしも適合していないことや、既に一定の成果が見られる内容もあり、本市の教育のあり方について再構築が必要と考えられること。

2つには、既に策定されている各計画等については、各分野の個別の計画であり、総合的に一体化された計画とはなっていないこと。

3つには、教育委員会が所管する全ての分野での施策の計画が策定されていないという現況に鑑みて、本市全体の教育理念や目標のもとに、各分野の一定期間の相互に調整された総合教育プランが必要と考えられること。

5 答申文

平成17年 1月11日

川崎市教育委員会
委員長 宮田 進 様

かわさき教育プラン策定委員会
委員長 新井 郁男

かわさき教育プランの策定について（答申）

かわさき教育プラン策定委員会は、平成15年5月21日に川崎市教育委員会から「かわさき教育プランの策定について」諮問を受けました。その際に、具体的審議事項として、

- 1 教育行政に関する事
- 2 学校教育に関する事
- 3 社会教育に関する事

の3つが挙げられました。

国レベルの教育をめぐる変革の流れは、中央教育審議会において「地方分権時代における教育委員会の在り方について」審議が始まるなど、年々加速してきているように感じられます。

本市では、諮問文の内容にもあるように、市長の諮問を受けて川崎市教育懇談会が昭和61年11月に提出した報告「いきいきとした川崎の教育をめざして」に基づく教育が、学校、地域、保護者等の努力で展開されてきました。報告は、20年近く前のものでありながら、「教育への市民参加」の重要性を説き、その第一歩を踏み出すきっかけとなった点で大きな意義があったと考えます。

このたび、この答申をまとめるに当たっては、何が変わっていくべきで、何を変えずにいくべきか、その見極めがこれからの教育改革において非常に重要になってくると考え、審議を重ねてきました。

策定委員会では、「教育行政専門部会」「学校教育専門部会」「社会教育専門部会」を設置し、さまざまな教育ニーズを踏まえながら審議を重ね、平成16年4月に「かわさき教育プラン中間報告」をまとめました。その後、市民説明会や保護者へのアンケートなどにより、各方面の意見に耳を傾け、さらに審議を重ね、ここに答申をとりまとめました。

本答申では、行政と市民の協働が、学習社会の創造という観点から、さらに重要となっていることを踏まえて、そのシステムを教育行政計画として具体化するために、教育に関わる全ての職員がその力を一層発揮し、市民と行政が共に手を携えて教育を進める施策を重要視しています。そして、市民一人ひとりが内在する力を活かすことにより、市全体の教育が活性化するものと思われれます。サブタイトルを「市民の力が教育を変える」とした理由です。

本市の教育が、この答申を基に、子どもや市民のための教育という原点を忘れることなく、さらに発展していくことを願います。

6 市民からの意見の概要

(1) 中間報告概要版及び保護者向けパンフレットに寄せられた主なご意見

1 川崎式で「生きる力」をつける

性別	年代	お住まい	要 望
女	30代	中原区	・読書の推進
女	30代	幸 区	・学力以前に、人間としてのルールを教えるようなカリキュラムが必要では。
男	40代	宮前区	・「生きる力をつける」ではなく、「生き方」を教えるべきではないか。
記載なし			・子どもの成長につながるような子ども主体の具体的な目標が必要 ・英語だけでなく多言語の教育も必要
女	30代	高津区	・30人学級、少なくとも隔週の週6日制にして欲しい。
女	50代	多摩区	・少人数制（30人以下）を早急に実施して欲しい。どのプランも、40人以上では機能しない。
記載なし			・少人数指導は、一学級20人以下にして欲しい。 ・学力向上プログラムの内容を学校ごとに明記し、保護者が学校を選べるようにして欲しい。
女	30代	高津区	・少人数制、チームティーチングなどをもっと推進して欲しい。
女	40代	麻生区	・少人数（30人以下）指導の早期実現。 ・学習内容の3割削減に伴い、それを補う形で川崎市独自の教材を作成して欲しい。
女	30代	高津区	・1クラスあたり、先生を2人つけるか、あるいは生徒を30人以下にして欲しい。 ・暴力を振るう子どもに対する対策が必要。
女	40代	高津区	・画一的な男女平等ではなく、性差を尊重したものにしたい。
記載なし			・「川崎市子どもの権利に関する条例」についての学習の実施。 ・少なくとも午後の週2回、生活に密着した学習や将来の職業を考える学習・社会教育事業への参画などを総合学習と併せ実施。
記載なし			・東京都の「心の教育革命」のような、道徳教育の充実に触れるべき。 ・学級崩壊への対策を講じて欲しい。 ・過度のジェンダーフリー、性教育は不必要。
女	40代	川崎区	・学習速度が遅く、内容も低レベル。もっと厳しくできるように先生の立場を作ってほしい。
女	30代	麻生区	・中学で進路指導をしてくれず、「塾で決めて」と言われた。塾は高いし皆が行けるわけではない。学習内容・先生のレベルを上げてほしい。
女	40代	高津区	・夏休みなどの長期休暇に、昔あった学習帳のようなものを出して欲しい。宿題がないのは不安。
女	20代	多摩区	・教科書は薄く、授業も易しく、学力低下は当然。塾に通わせるお金がない人もいる。確かな学力の育成に期待。
女	50代	幸 区	・国語の教育を充実させて言葉遣いを良くしてほしい。中高生女子は特に酷い。美しい自国語を喋るための習慣をつけさせて欲しい。
男	50代	幸 区	・道徳教育をもっと充実させ、ボランティアなども取り入れたらどうか。
男	30代	川崎区	・現実的で物分りの良いプランは存在しないのでは。学級数・学校数の減少は否定できない。
女	30代	麻生区	・個性をのばす⇒グループではなく一人でクラスの前で発表したり、日記ではなく創造力を使って物語を書いたりなど。運動会でもチームではなく個人競技や個人賞を設けては。
女	30代	高津区	・現在、学校の授業で意欲的に発言する生徒で、学校の学習内容だけで勉強している生徒が何人いるか調査してみたらよい。
女	40代	多摩区	・英語（会話）の授業を取り入れて欲しい。早期実現をお願いしたい。
女	40代	宮前区	・施策は頼もしい。次回は、施策例をより具体的に提示、実施校の公開は常に発信して欲しい。 ・「生きる力」の一環として、愛護センターに收容された犬達の見学をさせて欲しい。「命」とは何が感じられると思う。
女	40代	多摩区	・総合学習の英会話の授業内容に疑問を感じる。英会話のみで英語のスペル等を教えているわけではないので、中学になってから苦労している。これなら中学からやるのと変わらないので、そのために国語や算数の時間をつぶすことに疑問を感じる。
女	30代	高津区	・40人学級で教室内が窮屈。先生も一人ひとり把握できているのか疑問。30人学級にして欲しい。
記載なし	30代	幸 区	・公立小学校の現状は「だらしない子ども」を作る場所。40人学級で家庭のしつけもできていない子ども達にあわせて教育されるので、何のために学校にやっているのかわからない。 ・勉強は塾に頼るしかない。 ・一体何年後に成立するのか。何度もこういう話を聞いた。ゆとりのおかげで悪くなるばかりなのでいい加減にして欲しい。

性別	年代	お住まい	要 望
		記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のように教員が社会経験のない状態では、「生きる力」をつけるのは無理。社会経験豊富な人材の登用を期待する。 ・学力向上を真剣に検討するなら教科専任制をとるべき。
男	40代	川崎区	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会で、児童が少ないのに無理やり4チーム作ったり、お弁当の時間を家族ではなく子ども達だけで取らせたりすることに疑問を感じる。親と子を分離することで、自己中心的な子どもが増えてきたのではない。
男	20代	宮前区	<ul style="list-style-type: none"> ・落ちこぼれを作らないよう、基礎重視の教育・優劣をつけることを極力抑える体育というような「ぬるま湯」の中で「たくましい力」をつけることができるのか疑問。自己尊重を目指す幼い時代だからこそ、自分の力を試す場が教育の場に必要である。
男	40代	中原区	<ul style="list-style-type: none"> ・こども会議を教育・指導の場とのみ捉えている人が多い。子どもと同じ高さ・視点で子ども達の意見表明の場として認識する必要がある。 ・「学校の常識」が「世間の非常識」ということがあり、子どもの基本的人権が守られていない。
女	40代	宮前区	<ul style="list-style-type: none"> ・平日5～6時間と疲れて帰宅。友達と遊ぶゆとりも時間もない。 ・共働き家庭の子は土日はサークルやスポーツに入っているが、土日を家族で過ごす子と、サークルに入っている子などがバランスをとってうまくやっているか不安。
女	30代	幸区	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談で、「他の子は何もしなくてもこれくらいできる。家でみてあげて」といわれた。出来る子だけを見て出来ない子は切り捨てるところが学校か。
女	50代	麻生区	<ul style="list-style-type: none"> ・映画を学校の行事として公民館で見て、その時の感動を今でも覚えている。今は、そのような生き方に影響を与える機会があまりない。 ・映画だけでなく、話題の人・尊敬できる人（スポーツ選手や俳優など）の体験談等を聞けると良いと思う。
男	30代	宮前区	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成度を客観的に測ることができるような指標を作り、数値でチェック。制度導入後も定期的に数値をチェックし、改善できるように見直しを行う。 ・教える側を中心にした制度を学ぶ側を中心にしたものに改める。学習内容を個人が選べるようにする。小学校から単位制にする。 ・幼保一体化のみでなく、教育と福祉を一体化し、市民の生活の質を高めるような組織に改める。 ・子育てアドバイザーが子育て中の人・全ての家庭に定期的に訪問、相談や話相手になる。
女	40代	宮前区	<ul style="list-style-type: none"> ・親が進んで「子ども会」や「親子主催イベント」に出ない限り、学校・習い事みの生活になっており、人間としての成熟をできるような場がないのが残念。 ・自分達だけの狭い世界から、広い視野を持って周りを見られるような教育を推進して欲しい。（総合学習で地域の問題点をどのように解決するか考えさせ、実行させるというような授業をやっている学校をテレビで見た。）
記載なし	30代	麻生区	<ul style="list-style-type: none"> ・英語は、小学生からの取組が必要。少しでも早く取り入れて欲しい。 ・終戦記念日でもテレビでは日常の番組が流れ、戦争・平和についての知識を得ることが出来ない。今イラクで起きていることなども積極的に子どもたちに教えて欲しい。
女	30代	宮前区	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校で行うコンピュータ指導は、必要なものか？高校・大学からでも遅くないような気がする。犯罪の低年齢化にもつながっているのでは？ ・放課後、もっと子ども達がのびのびと体を動かして遊べる公園などの環境整備を真剣に考えて欲しい。
女	30代	幸区	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数指導、ティームティーチングは是非推進して欲しい。1学級40人は多すぎ。
女	40代	麻生区	<ul style="list-style-type: none"> ・行事の為に1週間練習に明け暮れたり、部活中心だったりして、学業の定着ができない。結局塾に行かせることになる。
女	30代	多摩区	<ul style="list-style-type: none"> ・1クラスあたり、40人は多い。学区の見直しや、35人越えたら一クラス増やすなど対応をして欲しい。
女	30代	高津区	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数学級を進めて欲しい。40人では多すぎ。 ・子どもと先生の個別面談を導入し、クラスや個人の問題など親や友達に言えない悩みなどが打ち明けられるような信頼関係を築いて欲しい。 ・研修なども力を入れ、適性のない教師は徹底した処分などを考えて欲しい。
女	30代	中原区	<ul style="list-style-type: none"> ・30人に満たないというので無理矢理40人のクラスに押し込まれた。30人学級とは、「最大30人」ではなく30人を切らない40人学級なのか？それなら20人学級にして欲しい。 ・私立校との格差が縮まるような授業内容を望む。今のゆとり教育は、子ども達の芽もつぶしてしまうような内容ではないか。
女	30代	幸区	<ul style="list-style-type: none"> ・一クラスの人数を減らし、さらに学力別にしないと差がありすぎる。
女	40代	多摩区	<ul style="list-style-type: none"> ・高機能自閉症などでも、中学では学習面で健常児と同じ試験を受け、評価を出される点が困る。努力点での評価を出し、本人に将来も学ぶという意欲を出せるようにして欲しい。
女	40代	川崎区	<ul style="list-style-type: none"> ・英語の授業の取組が遅れている。 ・宿題が出ないで困っている。 ・授業時間が少ない。 ・レベルが低すぎる。 ・10年計画ではなく改善して欲しい。勉強する子は自分で、という考えはやめるべき。

性別	年代	お住まい	要 望
女	40代	宮前区	・30人以下の少人数学級の実施、または2人担任制の導入を早急に実施して欲しい。 スクールカウンセラーの導入をして欲しい。
女	30代	宮前区	・もっと他人の気持ちを理解できるように道徳の時間を増やして欲しい。勉強ができて頭の良い子どもが必ずしも良い大人になるとは限らない。 ・体育の時間も増やして欲しい。公園などが危険で（変質者などで）気軽に外で遊べないので運動不足。
女	40代	宮前区	・普通学級に通っている軽度発達障害（高機能自閉症）の子どもを含め、特別支援教育に対する先生方の認識が高まっているかが疑問。障害は「わがまま」ではないことを分かって欲しい。 ・軽度発達障害児を受け入れる障害児学級の増設、教師の増員、養護学校への受入体制を整えて欲しい。
女	40代	高津区	・障害児学級について触れられていない。 ・何も障害の勉強をしていない教師が障害児担任になったり、理解が無い。もっと障害児について勉強して欲しい。
記載なし	30代	宮前区	・学校と親、教師と親との意思疎通のなさ、協調関係の無さを感じる。学校は先生と子どもたちの密室のように感じられる。 ・授業のお手伝いや、親達による家庭科や社会科などの生きた学習（仕事の話や出産の話など）の時間を設ける等。風通しのよい教室であって欲しい。
女	30代	幸区	・「特別支援教育」は素晴らしいが、実現には人が必要。十分人が配置できるよう、財政的バックアップをして欲しい。 ・つくって終わりにならないプランをつくって欲しい。
女	40代	多摩区	・絶対評価になって、入試時の内申点のことが心配。市や学校ごとにばらつきがある。（川崎は横浜の平均内申点より低いということは、川崎の教育が劣っているということになるのではないか。）
女	30代	宮前区	・軽度の障害児を普通級に受け入れてくれるのは良いが、介助員もつけてもらえず、上級になっても保護者の付き添いを要求されるなど、無理がある。 ・障害児級も、8人に1人の教員配置では少なすぎる。2人に1人の教員でも手一杯。 ・療育センターも、他市に比べ指導力・やる気の無さが顕著。プロ意識が感じられない。
記載なし			・いずれ特殊学級が廃止されるとのこと。障害を持つ子ども達もきちんとした指導を受けられるようにして欲しい。現状のままでは無理。
女	30代	麻生区	・30人学級の実施をお願いしたい。
女	40代	宮前区	・「いのちの大切さ」を教えるという趣旨で各教室で動物（ハムスター）を飼うことがあったが、教師の知識不足でしっかり世話ができず、死なせてしまう件が何件もあった。ちゃんと世話ができず死なせてしまうくらいなら何もしない方が良くと思う。
女	30代	中原区	・ADHDという障害を持つ子がいる。何も支援してもらえず、この先どうやって育てていけば良いかわからず困っている。
女	30代	中原区	・ADHDという障害を持つ子がいる。川崎には普通級と障害児級しかなく、大変困る。
女	40代	宮前区	・絶対評価体制が、あまりに大人を評価するような減点制で、マイナスになってもレポートや別の行動によりプラスされるチャンスがあることが教育ではないか。「ゆとり」や「個性」が思春期の成長の特質を加味して適切な評価体制となるよう期待。
記載なし	40代	宮前区	・致命傷になりかねないひどい暴力をふるう子がいるが、学校側は全く対応してくれない。外部からの安全だけでなく内部の安全をもっと真剣に考えてほしい。
男	40代	川崎区	・過度のジェンダーフリーは問題。運動会など、身体能力的な男女差は考慮して欲しい。
女	40代	宮前区	・いじめ・暴力問題に、学校としての取組が必要では。
	70代	幸 区	・暴力等の問題を抱える生徒への対策を講じて欲しい。
女	30代	宮前区	・子ども⇒子どもへの過度の暴力に関する対策をもっと真剣講じて欲しい。
女	40代	宮前区	・火気で脅したり、万引きを強要したり、気に入らない子を殴り続けたりする子が居る。暴力を振るう子どもの処置をしてほしい。
女	30代	宮前区	・ハンディキャップのある子をもっと大切に福祉教育がベースになるようなプランにして欲しい。
女	40代	記載なし	・専門家の配置など、特別支援教育を充実させて欲しい。
記載なし			・競争でない運動・スポーツに重点を置いて欲しい。
女	40代	多摩区	・運動会でかけっこをなくさないでほしい。
女	30代	宮前区	・プールがない学校があることに驚き。もう少し体育やプール指導に、力を入れてはどうか。

2 「個性が輝く学校」をつくる

性別	年代	お住まい	要 望
女	30代	幸 区	・PTAのあり方をもっと開かれた形で話し合えるようにして欲しい。現状は管理の強化・権威的で「重点施策」とは正反対。 ・役員の教育理論は、理想プランに近いが、実際の行いは正反対で矛盾しており、子ども達に悪影響。
女	30代	幸 区	・もっと音楽に力を入れて欲しい。クラブ活動など。音楽発表会も年1回行って欲しい。
記載なし	40代	麻生区	・住宅が増え、生徒の収容力が遅れている。生徒の人数と教師の数に余裕が必要だと思う。「個性が輝く学校」等掲げても、先生に余裕がなければ意味がないのでは。
男	40代	麻生区	・学校評価制度、特色ある学校づくりは、差別を助長するものとして反対。
女	30代	多摩区	・学区外の学校も選択して入学できると良い。子どもにあう家庭の教育方針に合う学校を選びたい。
女	30代	多摩区	・現実には、どの小学校にも個性が感じられない。川崎市だけでなく神奈川県の実態にも問題があるのでは。
記載なし			・少人数指導は、一学級20人以下にして欲しい。 ・学力向上プログラムの内容を学校ごとに明記し、保護者が学校を選べるようにして欲しい。
男	40代	幸 区	・「開かれた学校」になっていない最大要因は「説明責任」がなされていないこと。学校からの情報にまとまりがないほか、地域との連携や総合的な学習の時間についても説明不足。 ・学校評議員制度の遅れが目立つ。

3 「教職員の力」を伸ばす

性別	年代	お住まい	要 望
記載なし			・事務職員を活用して欲しい。
記載なし	40代	高津区	・教師の人材育成は必要だが、研修日程を再考して欲しい。(研修のため教師不在で授業を自習にする等は避けて欲しい。)
女	40代	川崎区	・定期的に子どもによるアンケートを実施し、教育現場・教師の見直しを図って欲しい。
女	40代	高津区	・教師によって実力の差がありすぎるのは問題。教師育成に力を入れて欲しい。
女	40代	中原区	・先生と親の個人面談のように、生徒と先生の個人面談を設けるなどして、一人ひとりの子どものことを分かって欲しい。
男	50代	麻生区	・教科指導の力をつけて欲しい。 ・教師の通知表を作り、保護者・生徒による評価を実施。それに伴って教師への指導を行う。 ・教師として不適切な態度をとった場合、処罰を設けるなどが必要では。
女	40代	宮前区	・校長・教頭の質の向上が必須。生徒を評価するように、校長・教頭への評価体制をつくるべき。
記載なし	30代	麻生区	・校長の登用・採用評価方法を検討して欲しい。民間から広く採用するなど。
女	40代	高津区	・名前と呼ぶ、さん付けをする等の教師の教育を徹底して欲しい。
記載なし			・管理的でない柔軟な思考力を持つ教師を育てるような研修の実施。
女	30代	多摩区	・障害児学級の重度・軽度による差を考えて欲しい。質の向上が必要。 ・専門の介助員か、ボランティアによる介助が毎日必要。 ・障害児担任以外の教師・校長による継続的な質のチェックが必要。 ・普通学級での、福祉学習の内容を検討・充実させ、理解を深めて欲しい。
女	40代	宮前区	・障害児学級の先生を増やして欲しい。 ・普通学級から異動してくる先生の事前研修を徹底して行って欲しい。
記載なし			・美術・家庭科の専門科目の先生に来て欲しい。
女	40代	高津区	・絶対評価を的確につけられる先生が少ない。内申のつけ方も疑問が多い。
女	30代	幸 区	・いじめをしている子の親に話がいけないので親は何も知らず、悪化する。適切な連絡処置を取れる先生を。
女	40代	川崎区	・枠からはみ出した子を問題児扱いするのではなく、個性として理解してほしい。 ・絶対評価は、基準がわかりにくいという公正な評価をできる教師が少ないので、反対。
女	40代	高津区	・ベテランの先生が新人研修にあたって担任を持たず、新人の先生がいきなり担任を持つのはおかしい。
女	40代	中原区	・夏休みのプール開放は7月中しかないのに、先生が立ち会いに来ない。夏休み中先生は何をしているのか。 ・視野を広くするために先生方の社会経験の必要性を感じる。

性別	年代	お住まい	要 望
男	50代	麻生区	・絶対評価を公正につけられる先生がほとんどいない。自分の部活に入っている生徒をひいきしたり、自分の答えられない質問をした生徒にひどい点をつけるなど。 ・教え方の酷い先生や、暴力を振るう先生を保護者側が指摘しても、学校側は聞いてくれない。
		記載なし	・部活の顧問があまりにも酷い
男	50代	幸 区	・「先生」の呼称を実務経験2年、教員試験（2回目）合格後与える制度と取り入れるなど。それまでは「助手」、「補助員」、「先生補佐」等と呼び、その間は副担任までとするなど。先生と呼べる質の人がいない。先生の資質の向上を真剣に考えて欲しい。
		記載なし	・授業参観で、多感な年齢の子どもに接する態度とは思えない先生を見た。学校側も先生の資質を把握して対処して欲しい。
		記載なし	・指導力不足や体罰・不祥事はモラルの欠如。教育関連の研修だけでなく社会常識的なマナーの研修を徹底しなくてはいけないと思う。 ・給与、昇進等と連動させた人事評価システムを構築し、また評価する管理職の質の向上を図らなくてはいけない。
女	30代	川崎区	・教職員の教育が必要。先生側は道徳観念の大切さを口では説くものの、口だけのような気がする。
		記載なし	・数年後とは遅すぎる。今すぐの改善を求める。 ・教員採用試験を厳しくして欲しい。地域によって進路に格差ができてるのは酷い。学校は実態を把握すべき。
女	30代	麻生区	・新卒の先生には、5年以上実務経験のある教師を補助につける等の指示を各校に出して欲しい。
女	30代	麻生区	・プランはすごい先生のレベルが低い。先生を選ぶ教育委員会にも問題があるのでは。 ・ゆとり教育のわりには子どものことを分かっていないし、ゆとりではなくただ必要なことを省いているだけ。やる気のない先生は辞めるべき。
		記載なし	・生徒のゆとりより先生のゆとりがない。 ・「教職員の力」を伸ばすために多くの研修や研究授業をするより、子どもたちとのゆとりある時間を持つことが必要では。
女	記載なし	高津区	・先生と呼ばれ続けて常識はずれになっている人がいる。定期的に研修で民間企業などで働くなどしたらどうか。 ・評判が悪ければ、先生に適しているのか時々テストするなどして欲しい。
		記載なし	・一般企業で言えば教師＝営業・子ども＝お客様であるのにも関わらず、子ども・保護者の意見・評価が全く反映されていない。 ・教師間だけでない評価方法を導入すべき。 ・教員不適格者が改善のみられないまま1年毎に学校を変わるような人事制度は廃止すべき。
女	30代	宮前区	・「新人研修」を受けるような新人の先生が担任を持ってよいのだろうか。学校を卒業したての社会人としても未熟な方に子どもを預けることに抵抗を感じる。新人研修の中に一般企業などに属し「世間」を知っていただくようなカリキュラムを設けて欲しい。
男	40代	麻生区	・研修といって教師達をしめつけることは、いきいきした教室づくりに逆行しており、反対。研修はあくまで自主的であるべき。
記載なし	40代	中原区	・教職員を多様化させては。外国人・在日・障害者など、非常勤で良いから違う境遇の人達が働くと、先生達も違いを認め合う意味を理解できるのではないか。
記載なし	30代	麻生区	・やる気のある先生が集まらなると評判の学校。行事も少ないのに指導意欲が無いのが感じられる。(学校は掃き溜めとまで言われている)。 ・教師の質が悪すぎる。
女	40代	中原区	・以前のミニマムスタンダードよりは良くなってきたが、とにかく一般の人より人間性の劣る人を先生とは呼べない。
女	40代	幸 区	・先生としてというより人間として疑問の先生がいる。挨拶も返さず、早口ですぐに怒る等々。プリント等もスタンプを押すだけで指導や励ましのコメントひとつない。子どもに対してもひいきが激しい。こんな教師を置いている学校に疑問を感じる。
女	30代	高津区	・毎年のように問題を起こす先生が数名出ている。そのような先生に税金から給料が払われている。税金の無駄遣いはやめて欲しい。 ・障害児学級の子をつねる・たたく・言葉の暴力などで子どもを脅したり、産休で2年以上学校に出てこなかったりするのに疑問。
女	30代	宮前区	・「塾に行っている子が多いので、学校は息抜きの場でありたい」と言った教師が居る。担任によって偏りもあり、宿題の出し方について学校全体で統一できないものか。新任の先生の研修も、毎週平日にすることに疑問。
女	30代	麻生区	・子どもを好き嫌いで差別する教職員が多すぎる。いじめまではいかないがあからさますぎる。 ・職員の適性検査などで問題があったような人が担任を持つことに疑問。

性別	年代	お住まい	要 望
女	30代	宮前区	・新任の先生のクラスでは、物が紛失したり、トイレに捨てられたり、子ども達が暴言を吐いたりする事が多い。経験不足でクラスを持つことに疑問。もっと経験をつんでから担任になってくれないと不安。
女	30代	宮前区	・先生によって資質に差がありすぎる。「家庭側からの教職員評価のしくみ」を作って欲しい。
女	40代	多摩区	・公立小の音楽の先生になるには、どのような資格が必要で、どのように能力チェックをされているのか疑問。明らかに間違えた譜読みやピアノに、子どもが頼りなさを感じている。
女	40代	麻生区	・学校現場・教育者の質が低い。問題が起きたときに、対処せず放置したりするのは疑問を感じる。
記載なし			・教職員は税金で養われていることを自覚してもらいたい。 ・少なくとも親に対する説明責任と意見交換を行う責任を果たして欲しい。 ・何故親が越境させてまで隣の学校に通わせようとするか、考えて欲しい。
女	40代	中原区	・宿題を出さず「家で見てあげてください」と、子どもの基礎学力をつけることを教師から丸投げされている。 ・川崎市内の先生達は手を抜いていると感じている親は多い。
女	30代	麻生区	・何故この人が教師をやっているのかと思う先生が多い。子どもの名前を覚えな、罰を与えて言うことをきかせようとする、ヒステリックに怒る、等々。 ・署名活動が起こるほどの評判の悪い先生は、やめさせることがあっても良いのでは。公務員の待遇は良すぎる。
女	40代	麻生区	・教師の質の低さ、授業・テストのいい加減さ、いじめなど諸問題に対しての逃げる態度等。子どもの成長の芽を摘んでいる。
女	40代	宮前区	・総合教育センターで教員の児童心理の研修をし、経験をつんで欲しい。現場で問題が起きてから先生が動揺し、精神的に参っているのを見ると、子どものフォローに不安を感じる。
記載なし	40代	幸 区	・サラリーマン教師や事なかれ教師が高い評価を受けるようなシステムはやめて欲しい。事務処理が評価されるのではなく子どもに心から接してくれる熱い先生が評価されるようになって欲しい。
女	40代	川崎区	・教職員の質の低さが酷い。ひとりで間食をしたり、居眠り、暴力等。学校側に苦言を言っても全く対処してくれない。 ・1年ごとに、父母に担任の評価やアンケートをさせて欲しい。
女	30代	多摩区	・教職員以前に、校長・教頭に問題があると思う。教育委員会は、毎月各学校を抜き打ちで視察してはどうか。机上のプランでは何も出来ないのでは。
女	40代	川崎区	・学習速度が遅く、内容も低レベル。もっと厳しくできるように先生の立場を作ってほしい。
女	30代	麻生区	・中学で進路指導をしてくれず、「塾で決めて」と言われた。塾は高いし皆が行けるわけではない。学習内容・先生のレベルを上げてほしい。
記載なし			・現在のように教員が社会経験のない状態では、「生きる力」をつけるのは無理。社会経験豊富な人材の登用を期待する。 ・学力向上を真剣に検討するなら教科専任制をとるべき。
記載なし			・現状の人材では学校ごとの創意工夫など無理。校長が定年間際で保守的なことが多いので改善が期待できない。 ・アメリカのように校長職（管理職）専門の人材を育て改革できる体制を取って欲しい。同時に学校選択制を導入して欲しい。
女	40代	多摩区	・教師の不祥事・事件に対する発生後の初期のクレームの対応・処理が悪すぎる。早い段階で事件経過報告と担当教師の処遇等を対処すれば、大きな問題にならないこともある。アンケートよりも、過去の事件・事故の反省をすべきでは。
記載なし			・全ての施策に共通して「子どもに関わる大人の数と質の向上」、「現場の職員の意識向上を第一に」を検討して欲しい。

4 「地域に開かれた学校施設」にする

性別	年代	お住まい	要 望
女	30代	宮前区	・PCなどを用いた情報化教育以前に、情報処理能力として読書力向上のためのプログラムを設けて欲しい。それに伴い、地域の図書室設置や、小学校の図書室の活用を考えて欲しい。
女	30代	麻生区	・わくわくプラザでなく校庭開放を。
女	30代	宮前区	・学校を緑化し、気持ちが和める場所にして欲しい。
女	30代	麻生区	・夏は部屋が暑い。空調等工夫できないか。
記載なし			・ITなど情報システムの活用が遅れているのではないかと。学校・保護者・教師の情報交換などシステムを作ればよいと思う。

性別	年代	お住まい	要 望
女	30代	宮前区	・地区の人口により40人クラスの学校や30人弱のクラスの学校があり、偏りがある。学区の変更や越境など自由に選択ができれば良いのではないかと。
男	40代	宮前区	・学校側との情報交換の機会があまりにも少ない。土日・祝祭日・早朝・深夜に時間を共有できるのでは。学・民ディスカッションできる機会を是非設けて欲しい。 ・平日の通常時間だけで問題を解決しようとするのはお互いに甘すぎる。
女	30代	多摩区	・授業に支障を来すほどの暑さを解決し、過ごしやすい環境を作って欲しい。昔よりも夏の暑さが酷いので必要。
記載なし	30代	中原区	・室温の高さに気分が悪くなった。授業に集中できないばかりでなく、熱中症も心配。対応をお願いしたい。
記載なし			・「各教室へのエアコン設置」希望。
女	40代	中原区	・教室が暑すぎて体調を崩す子どももいる。クーラーが無理なら夏休みを2週間増やしてその分冬と春を減らす等、してはどうか。
女	40代	高津区	・教室が暑すぎて体調を崩す子どももいる。扇風機でもいいから対処して欲しい。
女	30代	麻生区	・1学年1クラスの小規模校では、クラス替えもなく6年間一緒に過ごすのは、親子ともに息が詰まる。クラスでもめ事を起こすと逃げ場なくなるので、本音で言い合えない。子どもがかわいそう。
女	40代	麻生区	・マンション建設に伴い児童数が急激に増加、図書室・多目的室等がつぶされ普通学級に。少人数学級などできない状態。反面、児童数の減少地域もある。現状を是正して欲しい。 ・「かわさき教育プラン中間報告」だが具体的な数値目標などが何もないのでイメージがわからない。具体性を。
女	30代	宮前区	・小学校のトイレの悪臭をなくして欲しい。教育のあり方を考える前に子ども達の環境を考えて欲しい。人権侵害だ。
女	40代	川崎区	・トイレが汚く、「汚いからイヤ」と入らず、我慢して帰ってくる。トイレ等改装の予定はないのか。
記載なし			・子ども達が快適に学べる環境を作って欲しい。夏は40度近くなる教室で水筒持参禁止、金属の食器での食事など、疑問に感じる。その一方で先生が休み時間や清掃中に不在で、職員室で涼んでいるのはおかしい。

5 「市民の学び」を支援する

性別	年代	お住まい	要 望
女	40代	宮前区	・子育ては子どもだけでなく親へのサポートが必要。子育て支援の施設に対する援助や場所の提供をお願いしたい。
女	50代	幸 区	・地域・学校での教育とは、子どもに対するものではなく、地域でサポートすることで子どもに愛情を向けられるように、親を育てることが本質ではないだろうか。
記載なし	40代	高津区	・市民ミュージアムが赤字とのこと。市内に点在した狭くて使いづらい図書館をまとめ、ミュージアムの建物を使って中央図書館にできないだろうか。
女	30代	宮前区	・川崎市立図書館の貸し出し延期を、電話でも可能にして欲しい。
記載なし			・学びたいことはお金がかかる。もっと安く、あるいはボランティアで教えてくれる団体があると良い。 ・多くの人々とふれあいながら学べる場所があると良い。
記載なし	30代	麻生区	・夏休みの過ごし方で、映画も劇もお金がかかる。現状では図書館へ本をかりに行くのが一番気軽。川崎市として、美術館やホールで絵を見たり、工作をしたり、歌や遊びをするようなイベントがあったら良い。

6 「市民の力」を活かす

性別	年代	お住まい	要 望
女	30代	宮前区	・教師以外に、地域の一般の方（商店・企業）が参加した授業が行えると良い。 ・地域（川崎市）の歴史を勉強させたい。 ・ボランティア・環境問題の活動が欲しい。
女	40代	高津区	・中学の部活動に地域の人材を活用できないか。
記載なし			・有害図書を置いているコンビニや書店が目にするので、地域全体で子どもたちの教育を考えるような環境を作るべき。 ・わくわくプラザは女子向け。男子も遊べる企画を行って欲しい。
男	30代	川崎区	・地元産業・企業などとの連携がなぜ必要かなどの説明が不十分。

かわさき教育プラン

性別	年代	お住まい	要 望
女	20代	中原区	・ボランティアだけでなく、仕事をする（働く）ことの大切さを知る機会を設け、市内の企業・大学等と連携して産業都市を伝承していただきたい。
女	30代	宮前区	・働くことの重要性を実体験させてほしい。アルバイトでお金を稼ぐのではなく、中高の授業の一環として地域の企業で働いてレポート提出をさせる等。
		記載なし	・わくわくプラザの事業でさえ、校長によっては放課後の学校施設利用をイヤがっていると聞く。学校を私物化する校長がいる限り、市民の力を期待する方針は成り立たない。施策例にある団体にはわくわくプラザも入れて欲しい。
男	40代	麻生区	・一見、個に対応した・住民のニーズに応えたスタイルを見かけ上とっている（このアンケートのように）が、その実国家主義的・全体主義的な志向を強く感じる。学校行事での日の丸・君が代強制などに疑問。
記載なし	30代	麻生区	・PTAのパトロールや防犯カメラの設置も大切だが、元警察官の方や警備会社OBの方などシルバー人材を活かして周囲をパトロールしてもらえると良い。
女	20代	宮前区	・地域に住む外国人の方（親子）と触れあえる場所を作るなど「面白そう、参加したい」と思える環境を作れば、自然に英語を学び、人間関係を学べるのでは。

その他

性別	年代	お住まい	要 望
男	40代	多摩区	・もっと具体的なビジョンが必要
男	30代	川崎区	・もっと具体的な目標が必要。
		記載なし	・高等学校における特別支援教育に関する記載がない。どのようにするのか明記して欲しい。
		記載なし	・内向的で閉鎖的なプランのように思える。作成者は学校関係者や学識経験者ばかりでなく、企業経営者や人材担当者、文化・スポーツ等多方面のスペシャリストなどで構成すればいいのではないか。
女	30代	宮前区	・横浜市にあるような、子どもが友達と遊べる公園や広場を整えて欲しい。
女	40代	宮前区	・給食制度を続けて欲しい。
男	50代	幸 区	・親の無関心を無くすため、学年初に説明会を開く。子どもに関して不安を感じたら担任への相談やカウンセリングを受けられる時間や場所を作って関心が持てるようにするなど。
		記載なし	・学校でアレルギー性鼻炎だとプールに入らせてもらえない。内科で聞いたところ問題ないとの事。学校だけが入れないことに疑問を感じる。どういう基準なのか分からない。
		記載なし	・スポーツセンターで、使用時間の不都合が生じている。小学生の学校からの帰りが遅くなり、合気道など教室との時間が合わないため、午後の部と夜の部の間に夕方の部を新設するなどの対策をお願いしたい。
女	40代	宮前区	・特別級に入らないで普通級に入っている子どもの態度があまりにも酷く、まわりの生徒に多大な迷惑をかけている。一人のために残りの40人弱が我慢をするというのはおかしい。本人と家族に何もできない教育委員会にも疑問。
女	30代	高津区	・津田山駅前に「夢パーク」という遊び場が出来たが、平日学校に行っているはずの時間帯に小中学生が遊んでいる。環境的によくないのでは。
		記載なし	・「川崎らしさ」として大枠提示で、現場に任せてきていた状況などを変えて欲しい。 ・検討項目ごとに意見聴取会を開いても良いのでは。 ・市民に殆ど知られていない教育目標、各校目標、職員評価制度をデータ提示していかなくては、よくわからないまま目標で終わってしまうのでは。
女	30代	多摩区	・二学期制にあたり、夏休みを削るなら暑い後半にすべき。体育祭も9月上旬にするなど疑問。子どもの体調をもっと考えて欲しい。
記載なし	30代	川崎区	・「教育プラン」あまり意味を感じない。実行できるのだろうか。 ・「教育者の指導」は誰がするのか？「体罰の根絶」とあるがそんなに悪いことか？「新しい時代の教育」は「古い時代の教育」に戻る方が良いのではないか。 ・出来ないことをやっても無駄。子どもの前に親の教育が必要では。
女	40代	麻生区	・市内の公園の管理の悪さに驚いている。公園の数も少ない。子ども達が遊べるような広場が必要ではないか。
女	40代	高津区	・身近な自然たっぶりの空き地を解放して欲しい。10数年も立ち入り禁止のままになっているのはもったいない。
記載なし	30代	中原区	・上丸子小学校の新幹線側の道路の環境を良くして欲しい。ゴミの散乱・車の不法投棄・駐車車両での昼寝や生活者など、子どもをひとりで歩かせるのに不安要素が多すぎる。
女	40代	多摩区	・公園でのボール遊び、キックボード、自転車等が禁止され、自由に遊ぶ場所がなくなってしまった。遊具等要らないので、自由にボールや自転車ができる広場が欲しい。

性別	年代	お住まい	要 望
男	70代以上	高津区	・ いじめ、不登校、学級崩壊などに、生産現場で用いるQC手法を使って、対策立案⇒実行⇒検証⇒再対策、と結果の出るまで続けることを行ってはどうか。
記載なし			・ 外国籍の子どもに対する配慮が足りない。具体的な項目を作り、支援して欲しい。 ・ 日本人同士でもいじめが多い。教師（特に担任）が状況把握をし、素早く対処して欲しい。
女	40代	麻生区	・ 給食の費用は安くなったが、ご飯(お米)の回数の少なさにびっくり。ご飯の方が腹持ちがよく、おかずのバリエーションも豊富なので、増やして欲しい。 ・ 小学校のプールを夏休みに開放して欲しい。希望者への水泳教室なども。
男女	40代 50代 70代	多摩区	・ 「秋休み」には絶対反対。意義が感じられない。 ・ 日の丸掲揚問題、男性教員のふしだらな行為、熱意の欠如等で、全体的に教育のレベルが下がっているのでは。
女	30代	中原区	・ 学校の全ての門に鍵をかけてもらいたい。 ・ クラスに暴れる子が居るが障害児かどうかの診断を、親が興味が無い場合学校でできるようにして欲しい。
記載なし			・ 新川崎駅の下空き地なども公園ができそう。 ・ 野球場でも、多摩川の東京側の方が整備されている。
女	30代	幸区	・ 川崎の子どもが、川崎市民だから楽しく遊べる施設が欲しい。立川昭和記念公園や、青山の子どもの城のようなもの。
女	20代	麻生区	・ 危険な道路・場所が多く子どもが歩くことに不安を感じる。学校で集団下校させたり、「みどりのおばさん」のような人をつけたりして欲しいが、学校側は聞いてくれない。防犯ブザーを持たせたら「ブザーで遊ばれては困る」と言われ、今の時代の状況を理解していないのではと、不安。
女	40代	多摩区	・ 中間報告の内容は抽象的でよくわからない。 ・ 具体的に、実際どのような活動を誰が誰に対して何処で行い、どのような効果を期待しているかを示して欲しい。
女	30代	麻生区	・ 川崎市教育委員会後援のサッカー協会に登録のサッカークラブで、高学年につれ試合へのエントリー数が減る。コーチが、勝つことだけを考えて指導するのではなく、試合に出られる子を増やすとか、子どもたち全体を伸ばすような在り方を検討して欲しい。
女	30代	麻生区	・ 重点施策は観念的で曖昧な施策。具体的な数値や目標達成時期が欠落している。
女	30代	幸区	・ 何故一時保育をしている保育所が無いのか。もっと幼児教育の場が必要なのは。 ・ 保育所の一時保育も、一時保育児と通常保育児を分けて保育するのはおかしいのでは。
女	30代	中原区	・ 食べ物アレルギーを持つ子ども達が増加しているので、支援体制を整えて欲しい。給食の表示だけではあまりにも不十分。
女	30代	川崎区	・ 夏休みのプール開放で、子ども会にまかせて監視が保護者では非常に危険で、指導もなく水遊びでは学校のプールとして疑問。 ・ 夏休み40日間のうち、プールが1週間では少ない。監視くらいプロにお願いして欲しい。
女	30代	宮前区	・ 少子化対策として、保育所充実や育児休暇延長ばかりが目につくが、実は子どもが小学生になってからの方が親の負担が多いということが見過ごされている。学校行事（PTA含）は平日昼間で、放課後安心して子どもを預ける場所が皆無。（わくわくプラザは学校との連携がなく、働く親にとって18時までというのは難しい） ・ 教育プランの充実はもちろんだが、全国に先駆け少子化対策に取り組んだ学校の在り方を提示して欲しい。
女	40代	高津区	・ 1年はプールが6日のみしかない。 ・ わくわくプラザとの連携に納得いかないことが多い。サポーターさん達がプロではないが、言動に疑問が多い。誰の、何のための施設なのか考えて欲しい。
女	30代	麻生区	・ わくわくプラザのおやつシステムがおかしく、申し込みの有無でおやつをもらえる子ともらえない子がいる。そのために行きたくないという子もいるため、システムを変えてほしい。
記載なし			・ わくわくプラザの役割が何か。「見守る」というより「監視」という気がする。「先生一緒に遊ぼう」と誘われても遊べない状況。 ・ スタッフの質を高め、スタッフの人数を増やすことが必要。 ・ スタッフの勤務条件についても、週18時間と制約があるため、資質のある人も給料のために他に流れてしまう。また、3年間というのも、入学から卒業までを見守れない期間で、疑問を感じる。

(2) 中間報告市民説明会での主なご意見

■プラン全体について

番号	市民からの主な質問・意見・要望	回答、または、今後の対応の考え方
1	本プランは、いきいき懇談会の改訂版と理解しているが、「いきいきとした川崎の教育をめざして」と本プランはどのような関係か。 いきいき懇談会の提言以降の20年の取組について、どう総括・検証を行ったのか。	<ul style="list-style-type: none"> ●本プランは、いきいき懇談会の提言の改訂版ではない。提言の理念は引継ぎながら、その後の時代や社会の変化に応じて、具体的な施策を再検討するものという位置付けである。 ●提言の総括は、中間報告の「現況・課題」の部分で行ったと考えている。
2	市行政改革プランとの関わりについて説明してほしい。	●市の機関である教育委員会として、行政改革プランを踏まえて、教育プランを策定する。
3	策定委員会や部会では、憲法、教育基本法を遵守する方向で議論しているのか。	●川崎市の教育プランを策定する策定委員会や部会の議論の対象ではないと考える。
4	中間報告は、方向性は見えているが、具体的な進め方が見えない。 中間報告の内容は総花的過ぎるので、プランの中での優先度、手法、手順を明記すべき。喫緊の課題が山積しているため、それへの対応を最優先すべき。	●具体的な進め方、優先順位、手法などについては今後、検討を進め、最終案には盛り込む予定である。
5	プランの目標管理、年度ごとの結果の市民への公表を行ってほしい。 プラン実現のための実施・評価・改善策が具体的に示されていないがどう考えているのか？	●プラン策定後の評価、見直しの手順などについては、今後、検討を進め、最終案には盛り込む予定である。
6	地域の実態の特色を制約要因として考えるのではなく、プラスで考えてもらいたい。 地域との連携はという視点は、川崎の教育を考える上で、大変、重要なものだと考える。 「川崎らしさ」をどのように捉えているのか？	●既に、行政区単位での施策推進や拡大教育委員会など、川崎らしさ、地域の実態、地域との連携を盛り込んでいるが、今後、さらに検討を進める。
7	地域の実態・ニーズに応じた教育とはどのようなものか？	●これまでの画一的な教育ではなく、地域の特徴の違いを踏まえた、きめ細やかな教育をイメージしている。
8	プラン策定後、これまでの教育と、具体的に何が変わってくるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育に対して、住民(子どもや保護者を含む)のニーズや力を反映できるような仕組み(行政区単位の施策推進体制、学校の裁量権拡大など)ができる。 ●社会教育においては、市民自身の自発的な取組を行政がサポートする形に移行する。

■幼児教育・学校教育分野

番号	市民からの主な質問・意見・要望	回答、または、今後の対応の考え方
1	学校の現場とプランの内容が乖離していると感じる。	●策定委員会や専門部会には、学校の現場のメンバーが含まれており、そうした方々からの意見も踏まえて、プランを作成していく。
2	地域に根ざした教育とは具体的にはどのようなものか？実現されるためにはどうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の裁量権拡大、行政区単位での施策推進体制整備などを進め、地域の特性を活かしながら、学校と地域が密接に連携した教育を想定している。具体的には、今後さらに検討していく。 ●子どもだけでなく、大人も学校に集って、活動できるようにしていきたい。
3	開かれた学校づくりは80年代の学校教育力の低下に端を発し、地域の教育力がなくなったことから発展してきている。このことを十分理解してプランづくりを進めてほしい。	●指摘の経緯・背景を十分に踏まえて、教育プランを策定する。
4	学校を地域に開くことと、防犯対策との兼ね合いをどう考えるか？	<ul style="list-style-type: none"> ●トレードオフの関係になる面もあるため、非常に難しい問題であるが、全国的な動向も踏まえて、検討していく。 ●例えば、地域住民が学校で防犯の役割を担うような形も想定される。

5	特色ある学校とはどういう学校を考えているのか。 個性輝く学校づくりは、学校ごとに独自性を出すのか、数校を集めてその中で役割分担するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ●予算・人事等について、学校にある程度の権限を委譲した上で、各学校が自らの意思で教育内容等を決定することを想定している。 ●他の学校との差別化を目指すのではなく、各学校において、地域特性などを活かしながら、子どもたちの教育にとって何が重要かという観点から検討を進めた結果、各学校の特色が出ればよい。
6	二学期制の導入の是非についてどう考えるか。 二学期制について、導入ありきで議論しているのではないか。	●二学期制については、現在一部の学校で試行されており、地域の特性や試行の結果を考慮して、子どもにとっての最適な制度を検討していく予定である。
7	大規模校・小規模校はそれぞれ良さがあるので、学校再編、適正規模については慎重に検討してほしい。	●適正規模については、川崎市としての基準を別途策定しているのので、その基準に従って対応していく。
8	国際化に伴い、英語教育だけでなく、多様な国、言語、文化を想定した多文化共生教育を望む。	●その方向で検討を行う。
9	子どもの権利条例についての記載が概要版には記載がないが、検討はしているのか。条例がもっと地域市民に浸透していくよう、学校からの発信を充実して、条例が具体化された実践を行ってほしい。 子どもの権利条例が制定されても、学校現場が変わっていない。授業がわからない高校2年生が半数以上いるし、不登校も増加傾向である。不登校は教職員や学校の問題である。地域住民の人権意識も低い。	●中間報告には既に記載されており、最終報告においても、指摘の点を踏まえて、検討する。
10	川崎版権利ノートの作成を望む。	●プランの検討とは別に、市長部局と連携して検討していく。
11	文部科学省の「心のノート」について議論はなされたのか。	●「心のノート」についての個別の議論はしていない。自信と誇りを持ち、ともに支えあって生きる、心の教育については議論をした。具体的な施策は今後検討する。
12	いじめ、体罰、セクハラ等の不祥事の根絶に向け、力をあわせて取り組んでほしい。	●指摘の点を踏まえた施策を検討する。
13	心の教育を「強くたくましい人間をつくる」ということだと考えるが、強くたくましい子でない子を切り捨てるような教育であってはならない。	●貴重なご意見としてプラン検討の際の参考にする。
14	最近の子どもは、大人を批判する力だけが突出して身に付いている。大人を尊敬したり、友人を尊重する気持ちがなくなっている。	●貴重なご意見としてプラン検討の際の参考にする。
15	子どもの声が反映される学校づくりが期待される。主役は子ども。子どもの置かれた環境は多様であるため、それぞれのニーズを掘り起こしてほしい。	●指摘の点を踏まえた施策を検討する。
16	ぜひ教育プランを実現させて、子どもが安心し、学校に行くのが楽しみになるようにしてほしい。	●貴重なご意見としてプラン検討・実施の際の参考にする。
17	多忙化の進む教職員の指導力向上のため、研修以外にも支援策が必要ではないか。	●指摘の点を踏まえた施策を検討する。
18	教師同士も高め合うことが必要である。	●貴重なご意見としてプラン検討の際の参考にする。
19	学校管理職の登用の問題も検討してほしい。	●貴重なご意見としてプラン検討・実施の際の参考にする。
20	教育現場へ学生ボランティアを参加させてほしい。	●ボランティアや保護者等との連携を視野に入れ、教育プランを策定する予定である。

■家庭・地域における教育分野

番号	市民からの主な質問・意見・要望	回答、または、今後の対応の考え方
1	家庭の教育は地域によって差があるが、どのように展開していくのか。	●家庭教育そのものに社会教育が入り込むことは公教育の視点からは無理であるが、地域の協働の子育てという観点から、親自身が喜びを持って子育てができる環境の整備や、相談機能の充実など、地域の教育力として家庭教育を支援していく方向で検討を進める。
2	子どもと社会をつなぐシステムづくりをしてほしい。	●指摘の点を踏まえた施策を検討する。
3	子どもの教育を学校だけが責任を負うのではなく、教職員、保護者も含めた、地域社会全体として、川崎の教育の責任を担っていくことが望まれる。そのためには、地域の学校、市民の学校として、学校が評価されることは、必要不可欠だと思われる。開かれた学校を進めることによって、市民が学校教育に参画することは望ましい。	●指摘の点を踏まえた施策を検討する。
4	学校教育と社会との連携という視点及び環境教育、地域愛護教育の視点から、学校教育と博物館がより提携していくことによって、次世代を担う子どもたちが博物館に親しみをもち、足を運ぶようなことが望まれる。	●指摘の点を踏まえた施策を検討する。
5	わくわくプラザは、多様なトラブルが発生しているため、時間をかけて解決する必要がある。	●プランの検討とは別に、現状を把握して、問題解決に向けて努力していく。

■社会教育分野

番号	市民からの主な質問・意見・要望	回答、または、今後の対応の考え方
1	生涯学習体系をどのように捉えているのか。社会教育は、学校教育・教育行政と一体として施策されるべき。	●生涯学習体系の定義は明確にされていないが、学校教育と社会教育を合わせた乳幼児から高齢者までの生涯を通じた学習活動全体を想定している。 ●専門部会としては、学校教育・社会教育・教育行政の3つに分かれているが、相互の整合性や連携を踏まえながら検討し、一つのプランにまとめていく。
2	地域の教育力の向上に向けて、学習の場の保障をしてもらいたい。	●市民の自発的な取組を支援するという観点から、地域における学習の場を充実させる施策を検討する。
3	学習者と教育資源を橋渡しするコーディネーターを制度化してほしい。社会全体が教育資源として活用できるようにしてほしい。	●具体的にどのようなシステムにしていくかは今後の課題となるが、指摘の点を踏まえた施策を検討する。
4	高齢化に対応した施策があまり見えない。	●川崎市の場合、地域により高齢化の状況が異なるが、指摘の点を踏まえた施策を検討する。
5	「読書のまち・川崎」「音楽のまち・川崎」事業と教育プランの関連性が見えない。	●市民の社会教育や文化・スポーツ活動が、まちづくりにつながるような視点での施策を検討する。

■教育行政分野

番号	市民からの主な質問・意見・要望	回答、または、今後の対応の考え方
1	地域教育会議の見直しが必要ではないか。行政区地域教育会議を教育委員会の諮問機関として位置付けてはどうか。中学校区地域教育会議と学校教育推進会議を統合してはどうか。地域教育会議を拡大教育委員会にすべきである。中間報告のいろんな箇所に、地域教育会議が登場しているが、同会議は、地域や子どもの意見を集約して行政に働きかける役割に絞るべきである。	●それぞれ設立された経緯・背景が異なるため、様々な要因を整理して、検討していく。 ●地域教育会議は、地域住民の自主的な活動として、すでに多様な取組をしている現状を踏まえ、地域教育会議の機能や責任、教育行政における位置付けについて検討していく。
2	学校教育推進会議に公募の市民を入れてはどうか。	●学校教育推進会議の趣旨・目的を整理し、委員の公募制が馴染むかどうか検討する。

3	拡大教育委員会は市に一つか、行政区に一つか、中学校区に一つか。	●現段階ではそこまで具体的なことは決定していない。今後の検討課題である。
4	市全体と行政区の教育についての役割の見直しについて説明してほしい。	●一つの教育行政部局では、多様化する130万の市民の教育ニーズに対応しきれないため、行政区単位で対応できるよう役割を見直し、よりきめ細やかなサービスが供給できるよう検討していく。
5	教育制度自体が市民のニーズに基づき、柔軟に変化・改善される仕組みを作してほしい。 既成のシステム見直しの際には、現場での実態と理念のすり合わせを十分にしてほしい。市民活動の現場の声を聞かないで改革が進められているような印象がある。	●行政区単位や学校単位で、市民や地域のニーズに応じた施策が柔軟に展開できる体制を検討している。
6	学校選択制と地域教育力には矛盾がある。地域の子ども同士が遊ぶ環境が大切なので、学校選択制には反対である。	●もはや地理的地域＝学区という一元的な捉え方では、多様化する子どもや保護者のニーズに充分対応できない。川崎らしい学校選択のあり方の検討を進める。
7	全国的に学校統廃合の動きがあるが、定時制を希望する生徒が増加しているため、定時制を残してほしい。定時制高校の問題を総合的に教育問題として検討すべきではないか？ 市立高校再編についてどう考えているか？	●平成15年度に「川崎市立高等学校教育振興計画」が策定されており、計画に沿った各種委員会で検討も進んでいるので、検討結果を踏まえて盛り込んでいく。
8	校長の権限強化が、教職員への管理強化にならないか。校長のリーダーシップは、教職員の専門性や協調性の向上に対して行われるべきである。	●決して校長と教職員の対立関係を想定しているのではなく、校長を中心とした、学校の自主的な判断に基づく取組を促進することをイメージしている。
9	教職員の人事評価の具体的な方向性はどのようなものが。	●平成18年度の公務員制度改革に合わせて、公平・公正な評価システムを構築していく。まだ試行の段階であり、適宜見直していく。
10	教員にゆとりが必要である。少人数学級を全市レベルで導入してほしい。	●学校における教育業務の現状を分析し、教員が業務に集中できる体制づくりを推進していく。 ●学級の適正規模については、まだ何人学級が適正であるかの検証はされていないが、子どもにとってより良い学習環境という観点から、検討を進める。
11	学校施設の再整備の見直しについて教えてほしい。	●厳しい財政状況を考慮し、優先度の高い順から計画的に整備していく。
12	中学校に調理施設を整備する考えはないか。	●現在のところ、中学校に調理施設を整備する考えはない。
13	民間活力の導入とは具体的にどういうことか。	●民間企業も含まれるが、中心としては、住民やNPO団体などの力やノウハウを積極的に活かしていくことを想定している。
14	教育予算の減額についてどう考えているか？	●本市の財政状況が厳しい中、教育予算についても例外にはなり得ないと考える。 ●但し、外部監査でも指摘されたように、より効率的な教育行政の推進によって、減額された予算でも、必要な水準のサービスを提供していけるようする考えである。
15	教育的な支援が必要とされる児童生徒に対して、具体的な施策はあるのか。 子どもの多い家庭への教育費の支援をお願いしたい。	●少子高齢化の問題と絡めて、他の行政部局と連携を図りながら検討していく。

■プランの策定方法等について

番号	市民からの主な質問・意見・要望	回答、または、今後の対応の考え方
1	いきいき懇談会のときには、非常に多くの市民が参加して作成した。「市民の力」を活かすのであれば、もっと市民の意見を聞くべきだが、なぜ行わないのか。 いまや、教育は大きな社会問題のひとつである。100校以上の学校関係者や市民が何度も膝を付き合わせて議論した結果、形としてできあがった「いきいきとした川崎の教育をめざして」（1986年）の策定経緯を考えれば、今回の中間報告の市民説明会が3回というのは少なすぎる。中間報告書後に期待している。決まる前に現場に押し付けるのは問題ではないか？	●今回も、チラシ、市政だより、教育だよりかわさき、市のホームページ、報道機関への情報提供など、周知については出来る限り行っている。その上で、郵送、FAXに加え、前回のときにはなかった電子メールでも意見を受付けている。 ●自主的に学校やPTA、地域教育会議等で議論していただいて、行政に提案してほしい。そのための投げ掛けをしていきたい。
2	市民説明会で出された意見への対応の考え方を示して、公開してほしい。	●その方向で検討する。
3	専門部会において、傍聴者の発言も認めてほしい。	●傍聴者からの直接の発言は、会議の趣旨からして認められないが、ご意見はいつでも承るので、会議開催前に事務局まで、ペーパーで提出していただきたい。
4	社会教育委員と教育プラン策定委員の意見交換ができる機会をもってほしい。	●プランの策定委員には、社会教育委員も含まれている。 ●ご意見やご提案があれば、是非、社会教育委員で、議論し、取りまとめていただいて、策定委員会に対して意見をいただきたい。
5	外国人への広報（情報提供）には、ルビをふるよう徹底してもらいたい。	●その方向で検討する。

(3) 子どもたちからの主な意見

●アンケート対象

◎協力していただいた学校

小学校・東桜本小、小倉小、中原小、子母口小、鷲沼小、下布田小、南百合丘小、（各区1校）

中学校・川中島中、塚越中、有馬中、生田中（川崎区、幸・中原区、高津・宮前区、多摩・麻生区から各1校）

校種	小学校	中学校	合計
校数	7校	4校	11校
人数	391	371	762

◎実施方法

各協力校のスケジュール等にあわせて、授業や帰りの時間、放課後を利用して実施してもらいました。

まず、担任の先生などがアンケートの趣旨を児童生徒に説明した後、「私はこんな学校にしたい」「私はこんな勉強をしたい」「私はこんな街に住みたい」と題されたプリント3枚を配布し、「～がある学校」「こんな先生と勉強したい」「まちでこんな大人の人たちとすごせたらいいな」などの設問に対して、指導者（担任の先生など）の支援を受けながら、児童生徒に自由に意見を記入してもらいました。

■学校に関する意見

意見の分野	意見の内容	小学校	中学校	合計
1 校則等について	登下校時間・自転車通学・服装・持物（かばん・水筒・筆記具）・アルバイト	13	82	95
2 施設設備等について	冷暖房（圧倒的にクーラー）・プール・体育館・購買・食堂・トイレ・エレベータ・きれいな校舎・エスカレータ・広い校庭・広い教室	282	383	665
3 授業・学習・部活・行事等について	授業時間・休み時間・宿題・部活動の種類時間・体験的行事・遠足・修学旅行・総合学習・集会・読書・学校に宿泊・海外旅行・選択授業	118	131	249

意見の分野	意見の内容	小学校	中学校	合計
4 対人関係（先生/友人）について	児童生徒への先生の接し方・希望する先生（若い先生）・いじめ・差別・仲間はずれ・仲良く・元気・やさしさ・協力・思いやり・やさしさ	405	223	628
5 給食について	デザート・分量・温度・おいしい給食・バイキング方式・弁当持参・学校内での調理	15	3	18
6 その他	通学時間・楽しい学校・学校選択・動物飼育・スクールバス運行・週休2日・少人数学級・ゆとり・自然・夢・学習環境・自由・安全・明るい・生徒の意見を取り入れる・伝統	172	105	277
延べ回答数		1,005	927	1,932

■勉強に関する意見

●こんなことを勉強してみたい

	小学校	中学校	合計
自然環境に関すること	82	9	91
語学（英語やその他外国語）に関すること	46	20	66
スポーツに関すること	27	27	54
各教科の学習に関すること	39	7	46
コンピュータなどに関すること	23	7	30
日本・外国の歴史・文化に関すること	21	4	25
地域社会に関すること	9	10	19
職業・仕事・ものづくりに関すること	23	13	36
遊びや趣味に関すること	19	0	19
専門的な学問（天文・宇宙・福祉・美術・音楽）に関すること	15	4	19
延べ回答数	304	101	405

●こんなふうに勉強してみたい

	小学校	中学校	合計
みんなで楽しく	49	10	59
校外学習を取り入れた学習	80	23	103
学習環境のよい所での学習	22	14	36
コンピュータを使った学習	40	14	54
少人数での学習	18	6	24
話し合いをしながらの学習	16	4	20
自然環境と結びついた学習	82	9	91
語学（英語やその他外国語）を取り入れた学習	46	20	66
スポーツ	27	27	54
各教科の学習	126	38	164
延べ回答数	506	165	671

■街に関する意見

●…な街はいやだ

	小学校	中学校	合計
街全体や川、空気などが汚い	84	126	210
ごみが多い	97	38	135
犯罪・事故・暴力が多い	59	52	111
自然が少ない	36	15	51
騒音が多い	0	10	10
マンションが多い	2	5	7
遊ぶ場所・広場がない	0	6	6
工場が多い	5	0	5
車が多い	4	0	4
その他	4	17	21
延べ回答数	291	269	560

●こんな街だといいな、こんな場所があったらいいな等	小学校	中学校	合計
広場・公園・遊び場があること	75	80	155
自然があること	80	38	118
プールがあること	16	8	24
きれいな場所	6	15	21
遊園地がある	8	13	21
図書館がある	3	11	14
デパート・ショッピングモールがあること	0	10	10
ふれあいの場があること	8	0	8
静かな場所	0	8	8
その他	7	10	17
延べ回答数	203	193	396

●こんな大人の人たちとすごせたらいいな	小学校	中学校	合計
やさしい人	173	140	313
面白い人	12	16	28
マナーがある人	1	17	18
子どものことを考えてくれる人	0	17	17
有名人	14	0	14
環境に気をを使う人	13	0	13
明るい人	9	1	10
挨拶してくれる人	0	8	8
知識が豊富な人	7	0	7
遊んでくれる人	5	1	6
タバコをすわない人	5	0	5
お年寄り	3	0	3
その他	0	6	6
延べ回答数	242	206	448

●川崎市子ども会議での討議

日 時：平成16年8月22日（日）

場 所：川崎市子ども夢パーク

参加者：18名

第1部で3班に分かれて、3つのテーマについて意見を出し合った後に、第2部で出た意見に対して全員で討議をしました。

■全体討議での主な意見

「①こんなこと勉強したいな。こんなふうに勉強したいな。」について

- ・「安全に授業を受けたい」とはどういうことか
⇒担任に暴力を振るわれたくない。
- ・「福祉、地震、原爆の体験談を聞いてみたい」とあるが、原爆については話したくない人がいるので難しいのではないかと。
⇒確かに心の傷になっている人もいるだろうが、話したい人もいるだろうからそういう人から聞けばいい。この意見を言ったのは、体験談を聞くことで、自分の学びを深めたいと思ったからだ。
- ・「職場体験学習をやってみよう」とあるがどういことをしたいのか。
⇒自分でアポをとって職場体験をしたが、もっとやってみると世界が広がると思う。小学校からも地域の人の同じ仕事をしてみたいと思う。

「②こんな街がいいな。こんな施設がほしいな」について

- ・「政治の看板が必要」とはどういうことか。
⇒今の川崎がどうなっているのかを知るために駅前などに掲示板を立ててほしい。子どもは市政だよりを見ない。
- ・「交差点ごとに警備員が必要」とは、警察のことか、それとも市がやるものか。
⇒自分の近所で実際に行なわれていて、それがよい取組だと思ったから報告した。
- ・「車より自転車を使う」とはどういうことか。
⇒環境面での話だ。
- ・「シンボルとなる建物が欲しい」とあるがどこにつくるのか。
⇒場所はどこでもいい。川崎に1つあればと思った。

「③大人たちにはこうしてほしいな。こんな大人になりたいな」について

- ・「道端で説教しない人」とはどういうことか。
⇒実体験としてあった。お年寄りと自転車でぶつかったときに説教された。
- ・最近の大人は知らない子をなかなかしからせてくれないのでいいことではないか。
⇒時間がないときにはされたくない。
- ・そもそも説教されるようなことをしなければいい。
- ・「カッコイイ人になりたい」とはどういうことか
⇒子どもの手本となるような人のこと
- ・「古い知恵を教えてくれる人」とはどういうことか
⇒コマやメンコなどの遊びや、物がなくても生活できること。昔からあることを受け継いでいくということだ。
- ・「たばこを吸わない人」とは、どこでもすわないということか、場所をわきまえてすうということか。
⇒公共の場で吸われると周囲の人の体にも悪い。周りの迷惑を考えて吸ってほしいということだ。
- ・「虐待する元気があるのなら仕事しろ」というのは、元気の問題ではないのではないか。虐待はしたくてするものではないと思うが。
⇒自分の実体験だが、親のストレスで虐待をされた。ストレスは他で発散してほしい。そういう意味で仕事といった。ストレスを子どもにぶつけるのはやめてほしい。
- ・「頼まれもしないのに言うな」とはどういうことをさしているのか。
⇒親などから「お前のために言って言っているんだ」という感じで言われることがある。

7 「かわさき教育プラン（案）」に対するご意見

本市では、新たな総合計画の策定と歩調をあわせて、平成17年度～26年度を対象とする教育行政の基本計画である「かわさき教育プラン」の策定を平成15年度から進めてきました。50人近くの様々な分野の委員の参画を得て作られた「かわさき教育プラン（案）」に対するご意見を平成17年2月1日から平成17年2月28日までの期間で募集しました。以下に、いただいたご意見の主な内容と、本市の考え方をまとめました。

■川崎式で「生きる力」をつけるについて

ご意見

「川崎式で生きる力をつける」という重点施策について、川崎式を強調する意味がよく分からない。子どもの権利条例とか、国籍条項問題とか、これまでの川崎市政や教育行政の中で培われた人間の平等意識といった、ある意味でユニークな川崎の土壌を基盤にした教育を進めるということを誇張することなのか、くらいしか見えてこない。また、基本理念として、特に学校教育面では「個」に対応する指導、いうならば学習の個性化だとか指導の個別化などの「一人ひとりの子どもを伸ばし生かす」という点が希薄ではないかと思われる。少数数学級・少数指導などの重視なども、基本は個を大切に、個に応じた指導を目標にした方式・形態なのだから、どうも通りいっぺんのつたい文句のように見える。習熟度別学級などへのおよび腰もその一つの表れだと思う。今、全国的に習熟度別学級や指導について、差別感だの不平等感だのという古い概念を見事に払拭したすばらしい指導が数多く研究され実践されている。せめて本当に一人ひとりを生かす授業や指導のためには、望ましい方向の一つとして積極的に実践研究に取り組むくらいの言い方があってもおかしくない。いずれにせよ、そのような個を大事にするという極めて原初的な教育の基本理念から考えると、子どもの権利を尊重・徹底した平等感などの川崎方式も、至極当然のことで、あえて「川崎式で」と呼ぶ意味は薄い。「自ら学び自ら生きる力をつける」のような標題の方が望ましいように思う。特に「生きる力」の分析の中で、知・徳・体の徳の部分で「いのち、こころの教育」の中に、川崎方式を唯一とっていいほど取り入れようとしているとすれば、なおさらである。第一「いのち、こころの教育」をどのような内容で、教育課程のどの部分に位置付けようとしているのかも定かではないのだから、「川崎式」では言葉が泣くかもしれない。

市の考え方

「知（確かな学力）」「徳（豊かな人間性）」「体（健康・体力）」からなる「生きる力」を確実に育てていくことは、この「かわさき教育プラン」の各重点施策が有機的に関連し合っただけで初めて実現していくことと考えています。

本市においては、「川崎市子どもの権利に関する条例」を全国に先駆けて施行するなど、子どもの権利保障等人権尊重教育を推進していますが、こうした本市独自の様々な特色ある取組や地域性を活かしながら「生きる力」の育成を図っていきたくと考えています。

習熟度別学習、課題別学習などの少数指導については、各学校の取組状況についての情報交換の機会を設けるなど、充実・改善を図っています。また、地域の方々、NPO法人、地元の学生などのご協力を得ながら、個に応じた指導が充実するよう学校に対する支援をさらに推進していきたくと考えています。

■家庭教育について

ご意見

親の責任をどう位置付けるかです。いくら学校で良い教育をしても、教育の原点である家庭教育がいい加減では何にもなりません。今回の教育プランの中で一番大事なことは、この家庭教育なのかも知れません。責任の一端を家庭にも分担させるという方針を是非強く盛り込んだら良いと思います。

「教職員の力を伸ばす」ことにプラスして「親の力」を伸ばすことはできないか？親が興味を持って、子どもと接することができる場を希望する。

市の考え方

子育ての基本は家庭にあります。都市化、少子化、核家族化、地域社会における世代間の交流の減少等、家庭を取り巻く社会状況の著しい変化が進む中、子育ての負担感や子どもの教育の仕方がわからないといった子育てに関する悩みなどをもつ親が増えています。

保育園、幼稚園、学校等は、保護者を支援するために、気軽に相談に応じることができる相談窓口や保護者同士が悩みを共有したり交流を深めたりできる機会を数多くつくるように努めています。また、子どもの発達や生活習慣、親の役割、家庭のあり方などを学ぶ場としては、市民館が行う家庭教育学級や子育て広場等があります。

平成16年度には、子どもを理解し、親の役割や家庭、地域の課題に関する学習機会を提供し、親としての成長を支援するとともに、子どもを豊かに育む地域社会の創造をめざすことを目的に、教育文化会館・市民館・分館で「家庭教育学級」を14学級実施しました。また、自主グループによる家庭教育学級9学級、公立小学校を中心としたPTAによる家庭教育学級109学級の開催を支援しました。

今後も「家庭教育学級」の開催や、PTAや自主グループによる家庭教育学級の支援、地域の課題解決をめざして市民が主体的に企画運営する「市民自主学級」「市民自主企画事業」などを通して、「親の力」を伸ばす取組を進めていきたくと考えています。

<p>ご意見 「就学前教育」と「幼児期から児童期への接続」がもりこまれたことを評価したいが、誕生からすでに一市民であることを考えると、家庭教育の記述の少なさに物足りなさを感じる。他機関との連携を密にした施策化を期待したい。</p>
<p>市の考え方 ご指摘のとおり、本市において、子どもたちが「生きる力」を身につけていくうえでは、学校教育だけではなく、家庭や地域との連携が重要であると考えています。また、そのためには他機関との連携も大変重要ですので、今後は、行政区における教育支援体制を整え、区役所のなかの子育てや福祉を担当する部署等とも、これまで以上に連携を図っていきたくと考えています。</p>

■勤労観・職業観の育成について

<p>ご意見 小学校を卒業する段階で、将来のある程度の進路を内定するという思い切った改革も必要な時期に来ているとも思います。勉強の嫌いな子どもに、机の上での勉強を強要するよりは、手に職をつける教育をさせることも大きなことでしょう。全員が優等生でなくとも良いと思います。</p>
<p>市の考え方 「第3章 施策体系」の事業「1-1-(7)-⑥望ましい勤労観・職業観の形成（キャリア教育の推進）」にあるとおり、子どもの成長に応じて教育活動を展開していきたくと考えています。</p>

<p>ご意見 自ら人生設計を立てるには、自分の性格、適性、価値観、能力といった自己理解が必要ですが、好奇心や興味関心、自分のしたいことを育てられなかった状況では、容易なことではありません。そこで、子どもができたときから、その子の将来を考え、その子の能力と自主性を育てるために、キャリア教育を中心とした家庭、学校、社会の共同教育システムをつくる必要があります。また、地域社会全体を学びの場として、座学だけではなく、経験や体験を通して実際の社会や対人関係を学んでいけるようにします。年齢や学校の狭い枠に囚われず、社会全体を教育資源として生かす生涯学習体験社会を目指します。</p>
<p>市の考え方 児童生徒の小学校から大学までの成長段階に応じて将来のあり方・生き方について考える機会を設けることは大切であると考えています。そのためには、地域社会と学校が連携を図りながら、職場訪問・職業体験などの様々な体験活動等を通して多様な力を身につけられるようにすることが必要であると考えています。</p>

■少人数学級等について

<p>ご意見 少人数学級等に取り組むのは急務と思うが、予算による裏書がないと、本当にやる気があるのだろうか、と感じる。</p>
<p>世の中は30人学級を検討しているところですが、川崎は今回、当面小学校1年生で35人学級と、世の中の流れに遅れている。もっと先行した内容に見直して欲しい。</p>
<p>少人数教育はきちんと目が届き、良い教育をして頂けるなら結構です。その前に良い教師が大前提と思います。少人数教育の言葉に惑わされ、楽な教育をする方向に流れてはいないでしょうか。もう一度きちんと見直す時期に来ていると思っております。そうでないことを願っております。</p>
<p>少人数学級と少人数指導について、どちらを基本にするかを含めて具体的な方法を明らかにすべきである。</p>
<p>市の考え方 平成16年度から、小学校1年生において、1学級あたりの児童数の基準を35人とする県の研究指定校となることによって、11校で少人数学級を実施しています。さらに、平成17年度からは本市で独自に非常勤講師を6校に配置し、きめ細かな指導を推進します。小学校1年生は、夢と希望を抱きつつも、それまでと違った環境で、戸惑いや不安も感じながら、学校での基本的な生活習慣を身につけ、多くの同級生や教職員との関係を作っていくスタートになります。また、学習面においても、国語や算数の基本的な内容を獲得する時期であり、この入門期に、授業を楽しみながら、意欲を持って、学習内容を確実に定着させていくことは、その後の学力形成に大きな意味を持ち、大変重要であると考えています。そのため、限られた財源のなかでの本市独自の人的配置については、当面小学校1年生を重視して進めていきたくと考えています。</p>

■食に関する指導について

<p>ご意見 施策体系の「1-1-(3)健やかな身体の育成」に「④食に関する指導の充実」とありますが、現在中学校の昼食時間は15分間です。このような短時間でいったい何を教えられるのでしょうか。</p>

市の考え方

小学校における「食に関する指導」は、給食の献立や給食だよりなどを活用して、学校給食の時間に一斉指導を行っています。また、各教科や特別活動の学習においても計画的に指導にあたっています。中学校においては、各自がそれぞれのお弁当を持参して食事をする昼食時には、一斉指導としての「食に関する指導」を行うのは難しい状況にあります。しかし、主にお弁当を購入してくる回数が多い生徒に対しては、栄養が偏らないような食品の選び方や、簡単なおかずの作り方を指導するなど、個別の指導を行うように努めています。また、全体への指導については、各教科や特別活動の時間の中で指導にあたるように努めています。本プランに掲げた「食に関する指導」の充実については、食に関する指導を、各学校における特別活動や総合的な学習の時間などに位置づけて、計画的な指導を行うことを目的としています。また、家庭科、技術・家庭科、保健、保健体育科などの各教科とも関連づけて指導することで、望ましい食習慣を身に付けて、将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力を育成していきたいと考えています。

■確かな学力の育成について

ご意見

学力低下が叫ばれている今、川崎市の教育は他のどこよりも頑張っていたらいい、子どもたちが生きていく上で必要な学力を身につけられるよう、考えて欲しいです。今のままでは、とても心配です。

私の住む地域では、教育に対する意識が低く、たくさんのPTA活動にも参加が少ないのが現実です。学習面では物足りなさを感じ、家での学習が中心で学校で学ぶのは、友達との社会性や、芸術（図工・音楽）です。そのような体験も貴重ですが、もっと学習内容を増やして欲しいです。高学年になっても子どものけんかが続き、担任の先生以外にも学習指導員を増やして欲しいです。このような環境が整ってはじめて、この教育プランが生きていくと思います。

ゆとり教育の言葉が一寸目に付きませんでした。まず、このお題目に教育界は大いに反省すべきです。全ての基礎を身につけるべき一番大事な年代に、出来るだけ多くを頭に入れないでどうしますか。このゆとり教育ということに、今後どう対応して行くのかきちんとした方針が必要だと思います。

塾を否定するものではありませんが、小学校に入学する前から塾通いをするような、いびつな子育ては決して良い子どもを育てません。出来ることならば、勉強は学校で充分といえるような教育に立ち返って欲しいものです。勉強だけは出来るが、社会常識もない、社会人としての欠陥だらけの子どもを育てても、今の社会の問題は解決しないのではないのでしょうか。

市の考え方

本市では、「確かな学力を知識や技能、それらを活用する力、学ぶことへの意欲、自分で考え判断する力、表現する力、問題を解決し自分で切り開くことができる力」と捉えています。子どもたちが自ら考え、自ら問題を解決しようとする態度を育成するためには、思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定、子どもたちがじっくり文章を読んだり、事象について考えたりする時間が必要です。そこで、少人数指導などきめ細やかな学習指導の推進や地域人材等の協力による個に応じた指導の充実を図ります。

ご意見

まだ案の段階としても、如何にも総花的でインパクトを感じません。今、何よりも必要なことは、子ども達の学力低下と、社会常識の欠如ではないのでしょうか。市民学習、生涯学習も大事なことですが、今は何よりも、日本の将来を担う子ども達の教育強化をどうするかです。そこに的を絞って欲しいと思います。そのためには大人の教育も必要かも知れませんが、それは今回は分けて考えるべきです。

市の考え方

子どもの学力や規範意識の向上については、重要な課題であると考えています。従って、プランの策定にあたっては、「学校教育専門部会」「社会教育専門部会」「教育行政専門部会」に分かれて議論を進め、その審議結果を「策定委員会」において総合的に協議するという方法をとりました。その結果、本プランは、教育分野の施策を「第3章 施策体系」としてまず体系化し、その後、今後3年間に本市が重点的に取り組む事業を「第2章 重点施策」として抽出して焦点化した構成となっています。

■学習状況調査の導入について

ご意見

これまで川崎で大切にされてきた「人権尊重教育の推進」などを盛り込み、川崎式で「生きる力」をつけることが大切であるとしていることを評価したい。また、「確かな学力」についても、狭義の学力の捉えではなく、自ら学ぶ意欲や態度、思考力・判断力などを含め広く学力を捉えていることも共感するところである。

しかしながら、「基礎的な学力の定着を調査し、指導方法の改善に生かす」手段として、学習状況調査の導入をあげていることに危惧を感じる。子どもたちの学習状況を示す指標の一つとして調査を実施することを否定するものではないが、実施の時期や内容、結果の取り扱いなどを慎重に扱わないと数字が一人歩きをし、学校の教育活動をゆがんだものにしてしまう可能性が大きい。また、教育プランで言われている確かな学力は、多様なものであり、一つの指標だけではそのすべてを測ることができないことを十分に認識して、実施をするべきである。また、学習状況調査は学校現場の意見をとり入れ、拙速な導入をすることのないよう要望する。

市の考え方

学習状況調査は、学校の序列をつくることが目的ではなく、川崎市全体としての児童生徒の学習状況の実態を把握し、

本市が的確に学校に対する支援を行うためのものです。また、学校においては、児童生徒の学習状況の実態を把握し、今後の指導の改善に役立てていきます。さらに、学習状況調査の結果を、学校と保護者・児童が共有し、今後の学習に対する課題を明確にする効果があると考えています。

ご指摘のとおり、確かな学力は学習状況調査だけで一概に推し量ることはできないと考えますが、少なくとも保護者からの要望が高い基礎的な学力の目安にはなると考えます。今後、学習意識調査との関連づけなどの研究を進め、子どもたちの学習状況の正確な把握に努め、「確かな学力」の育成に努めていきたいと考えています。

■いのち、こころの教育について

ご意見

「いのち、こころの教育の推進」について、子どもの様子を見れば大切なことは認めるが、全国的に問題となっている「心のノート」に触れられていない。大切なことは、子どもたちを「愛国心」を持った「強い」子どもに育てることよりも、多様な考えを持った子どもたちがいることを認め合うことを教えていくことではないだろうか。

市の考え方

本市の学校では、道徳の時間をはじめ様々な学習の中で、子どもたちが意見を述べ合って互いに多様な考えを知り、認め合う活動が行われています。「心のノート」は、子どもが道徳的価値について自ら考えるきっかけとなるように文部科学省が作成している冊子で、道徳の内容をわかりやすく書き表したものです。本市では、各学校における教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、様々な学習で「心のノート」を適宜活用しています。「心のノート」をきっかけにして話し合う中で、いろいろな考え方や感じ方について、子どもたちが気付くことができると考えています。

■ホームスクーリングについて

ご意見

学校内授業だけでなく、ホームスクーリングを認め、ホームスクーリングと学校内での学習や体験を結び、社会全体で学べるようにして欲しい。

市の考え方

不登校や引きこもり状態の子どもに対しての学習支援の一つとして、総合教育センターにおいてインターネットを活用したネット学習を受けることが可能になりました。今後、さらに様々な形態で学ぶ機会を与えることができるようなシステムづくりを考えていく必要があると考えます。

■こどもの相談について

ご意見

子ども一人ひとりの利益を中心に考え、子どもを取り巻く環境や状況に働きかけ、子どもがいきいきと生きやすいように調整をするスクールソーシャルワーカーを各学校や地域に配置して欲しい。(子どもの相談役であり、代弁者でもある。)

市の考え方

現在、学校における暴力行為、いじめ、不登校等の問題行動などの未然防止、早期発見、早期解決を図るため、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、平成17年度には全市立中学校に配置します。今後さらに相談活動の充実を図っていききたいと考えています。

■特別支援教育について

ご意見

「通級指導教室を設置する等、一人ひとりのニーズに応じた教育の実現」との文言がありますが、現在、ことばの教室のように一部の教室設置校へわざわざ授業時間を抜けて通うという事が「一人ひとりのニーズに応じて」いるとはとても言い難いです。まずは、各学校に設置することが先決です。

市の考え方

現在、通級指導教室は、設置校に児童生徒が通い授業を受ける形態をとっています。一人ひとりの子どものニーズに応じていくために、通級指導教室の運営方法のあり方について検討が必要であると考えていますので、平成17年度から調査研究を進めていきます。

ご意見

LD、ADHD、高機能自閉症の認知を強調するあまり、特別支援教育がそれらの児童のみを対象とする印象をもたれがちです。普通級に在籍する身体・知的障害の児童も特別な支援を必要としています。彼らが、置き去りにされるような事だけは決してしないでください。

障害の有無にかかわらず一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育支援を行ってほしいと思います。障害に対する差別が助長されるおそれもありますし、またボーダーラインにいる子は、ケアからまれていくのではないのでしょうか。大人が一人ひとりを大切にすることで子どもにも命の尊さを教えることができます。

特別支援教育を充実したものにしたい。良い人材、良い環境を整えて、子どもたちが成長できる学校であるよう望みます。養護学校の先生は、様々な知識技術の習得を心がけていく必要があると思います。学校と家庭と地域の連携を図り、子どもも大人も育っていく社会でありたいと思っています。

学級内において、いかなる理由でも授業についていくのが困難な生徒には特別な支援を行う人やシステムを検討して欲しい。

市の考え方

特別支援教育とは、従来の障害児教育の対象だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含めて障害のある一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うものです。今後は国の制度改正等の動向を見ながら、特別支援教室（仮称）の在り方について研究・検討を進めていきます。また、障害のある児童生徒にかかわる教員の専門性を向上させるために、総合教育センターを中心に演習型研修や現場研修等の充実に努めます。

ご意見

ハンデを持った子の進学に関して、聾・盲・養護学校、障害級、普通級の選択は、あくまで本人とその親にあるのであって、学校関係者、総合教育センター等が強制・強要するものではないという事を徹底していただきたい。

市の考え方

県から就学指導（相談）の在り方については、
 ○障害のある子どもの発達等についての的確な情報収集に努める
 ○ライフステージを見通し、また保護者の理解と納得の得られるきめ細やかな就学（相談）を行う
 ○総合的な教育判断を行うとともに、教育の場の弾力的な扱いに配慮する
 という方向性が出されています。本市においても就学指導（相談）は、校内就学指導委員会や総合教育センターを中心に、保護者との相談を重ねて行っています。

ご意見

川崎市は障害のある児童一人ひとりの特性に応じて「きめ細かい指導」を行う事を目標としているようですが、実際、それぞれの障害を持つ児童の親は「きめ細かな指導」をしてもらっていると感じているのでしょうか？その実態をすべての対象となる児童の親からリサーチして現実を把握して下さい。アンケートをとるなりしてその結果報告をして下さい。もっと、現場の声をきくべきです。

市の考え方

障害のある児童生徒は一人ひとり、状態も教育的ニーズも異なりますので、指導計画作成時、評価時にそれぞれ保護者と面談し、相談しながら教育活動を進めています。また日常的に家庭との連絡を密にすることが非常に大事であると考えています。市教育委員会も、各親の会等と保護者の方との話し合いの機会を設けており、意見を伺っています。本プランの策定経過で、全保護者にお配りしたパンフレットに対しても、特別支援教育に対する期待と危惧のご意見を多数いただいています。引き続き保護者の意見を汲み取る努力をしていきたいと考えています。

ご意見

聾・養護学校がセンターの役割を担い、ネットワーク体制づくりを進めるのであれば、聾・養護学校に人材面や設備面での条件整備が必要である。また、他の医療・療育機関との連携が必要になってくることから、その面での整備も必要である。
 また、小中学校に特別支援教室の設置を進めるのだけでなく、各学校施設のユニバーサルデザイン化を合わせて考える必要がある。また、特別支援教室を小中学校だけでなく、幼稚園・高校にも設置を進めるべきではないか。
 また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援を行うための特別支援教室であれば、対象となる子どもの判断基準について柔軟な対応が必要である。

市の考え方

聾・養護学校を中心としたネットワーク体制づくりを進めるためには、医療・福祉等との連携及び聾・養護学校の人材、設備面での整備が必要であり、今後、検討していきます。
 小中学校に関しては、改築や整備等を行うにあたってユニバーサルデザインの視点を取り入れた設備の設計や設備の導入を行っており、今後も子どもをはじめとする多くの人にとって使いやすい設備整備をおこないます。
 幼稚園、高等学校における特別支援教室については、今後の研究課題と考えています。また、特別支援教室の対象となる児童生徒の判断基準については、国の制度改正等の動向を見ながら検討を進めていきます。

■二学期制について

ご意見

聞くところによると、06年度から川崎市でも二学期制の導入があるとか。中間報告市民説明会でも意見があったようだが、これは最終報告でちょっと触れるなどという軽い問題ではないはずである。これほどおおきな制度改正について、このプランの中ではまともな意味では全く触れられていないのが不思議である。この制度についての基本理念・制度の功罪・取り入れにあたっての態度や視点など、何らかの形で議論し方向を打ち出すべきではないかと思う。全国的にはもはや最低限の情報や資料がかなり豊富である。検討し早急に報告をする必要があると考える。

市の考え方

川崎市では、平成15年度に「教育課程検討プロジェクト」を設置し、子どもたちに基礎・基本の定着を図り、自分自

身で問題を解決する能力などを育成するために、より効果的な教育課程のあり方を検討してきました。その中で二学期制の導入・実施に向けた可能性も検討され、他都市で一定の成果を得ていることなどから、平成16年度から小学校4校、中学校2校にて、二学期制を試行してきました。

試行校の取り組み内容については、平成16年12月に「学校二学期制への取組」として報告をまとめました。試行の結果として、①学習活動・学校生活にゆとりが生まれる、②継続性のある学習活動が行える、③子どもの実態に即した教育課程編成が行いやすくなり特色ある学校づくりが行える、④学習の評価が充実する、⑤子どもの学校生活のリズムと学期の区切りが一致する、などの成果が見られました。その一方で、①通信票を渡す回数が減り家庭へ子どもの様子を伝える機会が少なくなる、②学期途中に長期休業が入ることで学習の連続性を維持するための対応が必要となる、③学校行事・年間指導計画を二学期制にあわせたサイクルになるよう調整が必要となる、といった課題も浮かび上がりました。

このように、試行校に一定の成果がみられ、課題に関しては今後の取組により解決することができると考え、本市では、平成18年度から二学期制を導入していくこととしました。

■個性が輝く学校について

ご意見

「個性が輝く学校をつくる」という重点施策について、子どもの個性がきらきら輝く学校というイメージはすばらしいと思ったら学校が輝くとは、ちょっと驚き。施策の標題に少し捕らわれ過ぎの感も。

市の考え方

一人ひとりの子どもの個性を尊重し、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送ることができ、伸び伸びとその子らしさが発揮できることが大切であると考えます。この重点施策の【背景・目的】の記述のとおり、各学校が、保護者や地域住民からの意見や、子どもの生活の場を踏まえて創意工夫あふれる取組を行うことで、子ども、保護者、地域住民、教職員などを含めた「学校全体がいきいきと輝くこと」が、この重点施策の目的であると考えています。

■学校の個性、管理職の登用制度、学校教育における市民の力などについて

ご意見

学校の個性化については、危惧を感じます。子どもたちが、わかる喜び、達成感を味わうためには、派手なものは必要ないのです。毎日、声をかけ、見守る関係性が一番大切だと思います。研究や個性化に追い立てられる教師の姿が目に見えます。学校の中こそ、チームワークよく、仕事したりゆったり考えられる空間が必要ではないですか？

各学校、各校長の自主性尊重も大いに結構です。しかし、私立と違い定期的に人事異動がある現在の制度の中で、その方針の継続性をどうするか、また間違っている方向に、或いは自由という名のもとに放置の方向に走ってしまった場合などの心配もあります。上部組織の介入には問題があるかも知れませんが、少なくとも相互チェックでも、何かのけん制手法が絶対必要と思います。

学校の裁量権拡大というが、リーダーシップをとる校長は2、3年で替わってしまう。長期的に取り組むのは難しいのではないかと？

川崎の管理職登用の実態は、校長に対して批判的な意見を述べる教職員は推薦されてこなかった。どのような見直しをするか市民に分かりやすくすべきである。

市民の力というが、全てうまくいくのか。学校運営のプレーキになっていくこともあるのではないかと？

「学校教育推進会議」「中学校区地域教育会議」との連携をうたっているが、両者の関係について具体的に提起すべきである。

学校教育推進会議の委員は校長の任命であり、本当の意味での下からの教育改革であるとは言えない。

市の考え方

本市における今後の学校運営に対する行政の基本的な考え方として以下のように考えています。

●各学校の裁量権を拡大することで、これまでできなかった創意工夫あふれる取組を促進する。

●同時に保護者等に信頼される学校経営が安定的に行われるように、様々な仕組みを整える。

したがって、各学校では、子どもたちが安心して楽しく学校生活が送れ、心身ともに成長できるように、子どもたちの実態や、保護者・地域からの意見などを踏まえて教育活動を行うことができるようにしたいと考えています。その際、学校教育推進会議、学校評価などを通して、子ども、保護者、地域の意見を取り入れ様々な工夫をすることでそれぞれの学校に特色が生まれると考えています。

地域教育会議は、「地域の子育てや生涯学習のネットワークづくり」「教育への市民参加のシステムづくり」「地域の教育力の向上」などを目標として、これまで活動してきました。本プランにおいては、こうした役割に加えて、中学校区地域教育会議については「学校の運営や活動の支援」、行政区地域教育会議については「市民の教育行政への意見反映と行政との協働の推進」が期待されています。

また、保護者等に信頼される学校経営が安定的に行われるように、「学校評価システム」を平成17年度から全市立学校で導入します。システムのなかでは、毎年、教育委員会の方針や施策を「かわさき夢教育200X」として示し、各学校はその共通認識のもとに学校経営計画を作成していきます。学校経営計画については、3年程度の期間をかけて達成していく「中期経営計画」と1年間で目標を達成する「本年度の重点目標」を設定します。

また、ご指摘のとおり、校長人事については、できるだけ長期に学校運営に取り組めるよう現在検討を進めています。

■中高一貫教育について

<p>ご意見 川崎市では、中高一貫教育をどうするか、それにも是非触れて欲しいと思います。</p>
<p>小中一貫教育・中高一貫教育については、エリート教育にならないように要望する。</p>
<p>中高一貫教育の検討において、既存の市立中学・高校教育のあり方との関係にはふれられていない。受験体制の低年齢化や偏差値による学校間格差を助長させることのないような配慮がきちんと担保されるかは重要なことである。</p>
<p>市の考え方 本市における中高一貫教育のあり方については、学識経験者、市民代表、学校教育関係者、行政関係者を構成員とする「川崎市中高一貫教育検討委員会」において、基本的な考え方と方向性について検討協議を行っています。 また、小中一貫教育を検討する際の基本的な考え方は、「心を育てる教育」を根底におき、一人ひとりにあったきめ細かな教育を推進することと考えています。小中一貫教育を行うことによる教育的な効果として、小学校から中学校への進学時における接続がより円滑になることから、一人ひとりの成長を確実にとらえ、個にあった教育を一層進め「基礎・基本の徹底」を図ることができること、小学校1年生から中学校3年生までの異年齢集団がともに生活することから、異なる学年同士の交流が生まれ、子どもたちに豊かな心情が育つこと、などが期待されています。 小学校・中学校の9年間や中学校・高等学校の6年間の長期的な視点を持って教育活動を行うことで教育課程や学習環境、学校生活に連続性を持たせ、子どもの成長にあわせた指導や教育を展開していくことが大切であると考えています。</p>

■高等学校定時制課程について

<p>ご意見 新たな市立高等学校の創造については、「定時制課程の再編成について、三部制定時制課程の開設に取り組みます」とあるが、川崎市立高等学校教育振興計画にもとづく「川崎市立高等学校定時制課程検討委員会」での検討のまとめをどのように反映させていくのか？定時制教育の一層の充実を図るため、市立定時制高校の現状や課題、これまで担ってきた役割と新たに担うことが期待される役割などを見据え、希望する全ての子ども達に高校教育を保障する観点から検討されることが望まれる。</p>
<p>市の考え方 定時制高校においては、勤労青少年ばかりでなく、様々な生徒が学んでおり、一人ひとりの興味・関心や学ぶ目的に応じた教育の展開が求められています。そのため、多様な学習ニーズや生活スタイルに応じる柔軟な形態による教育活動を推進していくことが必要です。定時制課程検討委員会による検討結果を基に、市立高等学校定時制教育の一層の充実と発展を目指した取組を進めていきたいと考えています。</p>

■教職員の資質向上について

<p>ご意見 一番大切なのは、目の前にいる子どもとよく関わることだと思う。だが教師は余計な雑務や研修に時間を取られ、子どもとじっくり関われない。教師と子どもがいっしょにいる時間を増やして欲しい。</p>
<p>教職員の質の低下に問題はないでしょうか。数多くの教師の中には、失礼ながら不適任の先生も少なくないと思いますので、良い授業、良い教育をするためには、どうしても定期的にチェックが必要ではないでしょうか。良い教師がいなければ、決して良い生徒は育ちません。</p>
<p>「かわさき教育プラン(案)」はとてもすばらしいと思います。実際に小学校の授業内容を見ている限りでは、学習内容、教職員の熱意など、親に感じられるものは何もないように思います。</p>
<p>「教職員の力を伸ばす」という点を特に重視していただきたい。専門性や指導力ということも大切だが、適性がない、あるいは人間性に問題があると思われる人もいる。学校内では解決しにくいと思われるので、外部の専門家による指導が必要だと思います。採用の方法等も検討してもらいたいです。</p>
<p>教職員の力を伸ばすために専門性の向上とあるが、教職員が研修等に参加していくのか？その予算は？また、研修中において生徒の学習は誰がみていくのか？</p>
<p>先生方の人間力(生きる力)向上にも期待します。</p>
<p>今後10年間のプランは素晴らしいものだと思います。先生方の意識の向上を望みます。</p>
<p>重点施策の一つとして「教職員の力を伸ばす」ことがあげられている。教職員の力を伸ばすための研修の機会が必要であることは否定しないが、教職員の研修は、主体的、また協同的に行われるものでなければ、その効果は期待できない。このことを踏まえて進める必要がある。また、「教職員の力を伸ばす」のは、これは授業の内容をよりよいものにするためのものであるから、あわせて教職員が力を発揮できるような条件整備が必要である。プランでは、教職員の多忙緩和策を講じることなく、よりいっそう管理強化する傾向がみられることに危機感を感じる。教材研究や授業の準備、評価時間の確保や教材作成、研究予算など、現状では、教職員が十分に力を発揮する条件ができていない。教職員の意向を汲み、一方的な施策とならないよう希望する。</p>

市の考え方

このプランを推進するためには、「教職員の力」を伸ばすことが非常に重要だと考えています。まず、採用方法については、平成16年度から保護者を面接官として起用するなど、改善に努めてきましたが、人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を採用できるように、今後もより一層、広報活動の充実、特別選考の実施、試験方法・内容の変更などについて検討・改善していきたいと考えています。

⇒ 重点施策3-②「教職員の採用方法の改善」の【スケジュール】に反映

また、「教職員の力」を伸ばす研修を目指して、経験年数に応じてその能力を確実に高めていけるように、平成15年度から「ライフステージに応じた研修全体構想」を策定し、経験年数別研修をできるだけ各年代に位置付け、教員の資質向上に取り組んできました。具体的には、経験年数概ね1～5年の教員には「基礎的な指導力の育成」を、6～10年には「実践的な指導力の充実・向上」を、11～20年には「豊かな企画力と指導力の育成」を、21年以上には「経営力の向上」を目的に研修を実施しています。

教職員が研修を行う際には、他の教員が授業を行うなどの対応をするように努めています。また、新規採用教員を対象に行う初任者研修実施時には、研修実施に伴う授業の後補充として、非常勤講師を任用しています。

「教職員の力」を伸ばす研修やそれぞれの学校における校務分掌（学校運営に必要な役割分担）は、本市の子どもたちにも効果的な教育活動を行うために必要であると考えていますが、引き続き改善を図りたいと考えています。

■開かれた学校施設について

ご意見

開かれた学校施設とあるが、耐震診断も済んでいない施設を使っていくのか？

市の考え方

学校施設の安全対策は、大変重要で緊急の課題であると考えています。小中学校の耐震診断は平成16年度に全て完了しており、その結果、耐震補強が必要な学校については、平成21年度までに工事を完了させ、安全で快適な教育環境の整備に努めていきたいと考えています。

⇒ 重点施策4-②「校舎の耐震性の確保」の【スケジュール】に反映

■学校の防犯対策について

ご意見

こんなに細かく教育のプランを考えているのだと驚きました。このとおりの教育が進められていくなら、安心しておまかせできると思いますが、「地域に開かれた学校施設」とありますが、最近おきた事件等のことを思いすると、防犯対策などはどうなるのか、と思います。

「学校・子ども達の命・安全」に対する施策について、すっぱりと抜け落ちていきます。どうということなのでしょう。これは、まず第一に考えるべきことです。いま、保護者達の最大の関心事です。

携わったみなさんごろうさまでした。最近のニュースで騒がれています、防犯の面でも早急によりしくお願いします。

地域の安全のため、小学校に交番の設置を希望します。

今、それぞれの学校では警備の問題が最大の悩みです。不審者には子どもたちの集まる学校がねらわれるケースが多く、それに対応するためには、今のままの学校施設では危険すぎます。親だけのパトロール、防犯訓練などだけでは子どもたちの安全は守れません。早急に対策を考えていただきたいと思います。警備員の予算を組む都内の自治体の対応もあるようですが、どうぞそのような対応をお願いします。そうでなければ不安も多く、よい教育プランも実施できないと感じます。よろしく願いいたします。

学校内や通学途中で殺傷事件が起きている今日ですが、児童や教職員の安全・防犯対策が追いついていないと感じています。

防犯ブザーの配布や、警察の方の防犯指導や、PTAによる校内・校外パトロール、CAPの講義の導入など努力はされているとは思いますが、具体的な説明の不十分さや学校間の格差、保護者・地域の方々の意識の低さが気になります。そのあたりの底上げ、市民への周知の意味からも、是非、かわさき教育プランの大きな柱に、「子どもの安全・防犯対策の徹底」をいれていただけないかと思いました。（現況と課題の中の学校運営上の危機管理という項で検討課題になっているようですが、それだけではなくです）地域の大人の目のある方が、犯罪の抑止力がはたらくと聞きます。教育力の向上も、学校や地域での子どもたちの命、安全が保障されて初めて、議論できる事ではないでしょうか。専門家の意見を聞き、効果的な他の地域の取り組みを参考に、具体策を立てていただけたらと思います。教育プランの中で示された内容が、十分に市民に伝われば、子どもの安全について心配している保護者や、地域の方々が協体制をつくるきっかけになると信じます。本来なら行政主導でなく、市民の側から行動を起こせたらいいと思うのですが…。稚拙な意見ではございますが、ご検討くださいますようよろしくお願いいたします。

命・安全の保障がなかったら意味がありません一番の基本である学校、子ども達の命はどう守るのかどう安全を確保するのかを考えて欲しい。

市の考え方

児童生徒の安全の確保については大変重要な課題であると考え、本プランの「第3章 施策体系」においても、防災・防犯に関して次のような事業を位置づけています。

防災教育や教職員による危機管理対応などを地域住民と連携して行う「1-2-(2)-⑥地域住民との連携による学校の安全対策の推進」、校舎の耐震補強を行う「1-4-(1)-①校舎の耐震性の確保」、防犯カメラ・ブザー・インターホンの設置など施設整備を行う「1-4-(1)-②学校の防犯システムの整備」、関係機関等へ通学路の危険箇所の解消等を働きかける「2-1-(3)-①通学路の安全性の向上」、PTA等との連携による地域巡回等を行う「2-1-(3)-②地域における防犯対策の充実」、犯罪等に関する情報を迅速に関係機関と共有したり保護者へ通知することを目指した「2-1-(3)-③子どもの安全にかかわる関係機関との連携」など、様々な視点から学校内外における子どもの安全にかかわる取組が位置づけられています。今後は、プランに示された方向性に基づき、施策を推進していきます。

また、学校防犯に関わる取組については、これまで計画的・継続的に取組を実施しており、危機管理の強化を図ってきました。平成16年10月には「学校安全ハンドブック」を作成し、各学校における危機管理の校内体制の再構築や、学校外における安全確保に努めています。学校の安全は、校内だけで図られるものではなく、今後は地域ぐるみで児童生徒の安全を確保していくという考えを基盤として取り組んでいます。

教育委員会では具体的な取組として、全小学校での防犯ブザーの配布（低学年から順次）、小学校における巡回パトロール用の安全サポーター腕章の配布、全普通教室から職員室につながるインターホンの設置などを進めています。また、平成17年度から、防災対策として避難所に指定されている市立学校に携帯型防災無線機を設置しますが、不審者情報などの緊急性のある情報も当該無線機にて各校に一斉連絡を行うなど、防犯対策における活用も図ります。

一方各学校では、学校安全ハンドブックや危機管理に関するマニュアルを活用して教職員の安全対策に関する意識を高めています。また、校門の締切の徹底や来校者への声かけ、IDカード着用の徹底、子どもが自分で身を守る防犯教室の開催などに取り組んでいます。

今後は保護者や地域の方々、関係機関などと連携を一層強め、学校の安全対策を総合的に進めていきたいと考えています。

■富士見中学校のグラウンドについて

ご意見

川崎市富士見中学校にグラウンドを設置してください。未来を担う子どもたちにグラウンド（校庭）がないなんて、教育をどうのこうの言う前にもう少し力を入れて取り組んで欲しいです。よろしくお願いします。

市の考え方

学校が教育活動を行うための十分な広さの校庭を持つことは、重要な課題と考えています。現在、富士見グラウンド確保検討委員会を立ち上げ、学校に隣接する富士見球場を学校行事や部活動で使用するにあたっての日程調整や、将来的な学校グラウンド確保に向けた検討を関係局と行っているところです。また、富士見地区全体の整備計画を策定していく中で、学校グラウンドの確保に関しても検討課題として協議されているところです。

■環境教育について

ご意見

環境学習はどこまで学べるのか。京都議定書の発効により国際的に温室効果ガス排出削減目標達成が法的に義務付けられ、対策が本格化していく段階にあって川崎市民、学校、企業行政の協働した具体的活動が必要であり、特に次の世代の子どもたちには大事なテーマである。しかし、かわさき教育プラン（案）では環境について述べられているのは学校における「環境教育の推進」だけである。

学校では環境学習は学校ごとの裁量に任せられている状況であるが、総合教育センターにおいても教師の研修テーマにも上がっていないのはなぜか。先生は困っています。もっと環境教育をバックアップする体制がなぜ取れないのか。

市民館の地域社会教育における役割は大きいですが、環境問題はそのテーマにあがることはなかなかない。市民の自主企画であることはわかるが大事なテーマとして、また市民館のよこのつながりをもっと意識して取り組むことがなぜできないのか。川崎市では地域環境リーダー育成講座があるが市民館とも連動していない。かわさき市民アカデミーの講座・ワークショップの中に環境講座があるが、市民館とは連動していないし地域環境リーダー育成講座しかりである。これら環境教育については環境局に任せられているのか。

市の考え方

身近な環境から地球規模の環境まで、環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解して、環境保全に参加する態度、及び環境問題を解決していこうとする能力を育成することは、学校教育において重要な課題であると認識しています。

教育委員会では、環境教育研究推進校の設置、省エネ教育推進モデル校協議会における各学校の取組の情報交換、環境教育の視点を取り入れた研修（総合教育センターで行われている「教科」「総合的な学習の時間」に関する研修）の実施などにより、各学校における環境学習の支援などを進めています。また、「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき設置された「かわさき地球温暖化対策推進協議会」において、学校・家庭・市民等が連携した省エネ活動の推進、緑化、循環型社会を目指す取組を行っています。

一方社会教育事業については、平成15年度から、教育文化会館・市民館の事業全体を見直し、社会や地域の課題の解決を目指した学びの場として、市民自ら企画・運営に参画する「市民自主学級」「市民自主企画事業」を新設しました。

環境に関する学習事業として市民館では、全市で1事業を実施していましたが、平成15年度に「市民自主学級」などを新設した結果、平成16年度には市民の皆様の提案により、ごみ問題、自然環境、環境問題などに関する学級を教育文化会館・市民館・分館で合計9学級実施しました。

今後も、環境問題など市民の皆様の高い地域課題をテーマとした学習が行われるよう、「市民自主学級」などを推進していきます。さらに、環境局や市民局など、市民向けに学習事業を展開している部局、関係機関との連携を強め、より効果的に事業を展開していきたいと考えています。

■社会教育の今後について

ご意見

行政と市民をつなぐ役割、世代間連携、自覚的な市民の地域活動等、市民の自助努力や、意識的な関わりを持つという市民の役割や、参画をすることを期待されていますが、そういう人材の発掘(?)や、教育のための予算が減額あるいは、機会がなくなっていることが現実で、川崎市は社会教育を切り捨てるのでしょうか?子どもたちにとっての学校教育とともに、再考して欲しいです。

市の考え方

社会教育事業については、市民の自発的、主体的な生涯学習活動を支援し、市民一人ひとりの多様な学習ニーズや地域における様々な課題を捉え、自己実現や地域の課題解決を図っていくことが重要であると考えています。

本市では、平成15年度、教育文化会館・市民館の事業全体を見直し、社会や地域の課題解決をめざした学びの場を市民が自ら企画・運営する「市民自主学級」「市民自主企画事業」を新設しました。これにより、市民の皆さまがより主体的に社会教育事業に参画し、自らの学びを創造することができるようになりました。

また、生涯学習をプランニング・コーディネートするボランティアを育成するための「ボランティア研修」を実施しています。あわせて「障害者社会参加活動ボランティア研修」「保育ボランティア研修」など、市民活動やボランティア活動に取り組む人材を育成するための研修を実施しています。

今後は施策体系の「3-1-(3)市民教育の推進と地域人材の豊かな経験・能力を活かす仕組みづくり」にある事業を中心に市民教育を推進していきたいと考えています。

ご意見

「かわさき教育プラン」の策定経過のなかで社会教育部門は、市民・職員の声を反映し大きく前進をしている。その最大の評価は、市民利用施設から教育機関である社会教育施設として「市民館」を位置づけたことである。同時に専門職である社会教育職員の力量形成についても記述がなされたことである。

近代教育行政は、行政は「政策形成」、現場である教育機関は「教育事業」、とその役割を明確に分担しているが、今回は社会教育職員の研修と研究を総合教育センターから行政に移管するという、時代に逆行した管理強化にもつながる施策がなされることに危機感を抱かされる。

市の考え方

社会教育研修については、これまでに実施してきた職員の自主性・自発性を重んじた研修に加えて、各種別(市民館・図書館・博物館・スポーツ施設・青少年施設)研修を新たに取り入れて、施設毎に職員自らがテーマを設定する研修を実施していきます。

職員の自主性・自発性を重んじた研修を行い、社会教育職員の専門性を高め、職員の資質向上につながる研修を充実していきたいと考えています。

また、社会教育研究に関しては、総合教育センターで実施していた研究と同様、引き続き2年間に1テーマの研究を進めていきたいと考えています。

■子育て支援について

ご意見

子育て中の方が子育てをしていない人と同じような生活ができるように、地域が負担を軽減するようにして欲しい。具体的には、食事、学習、娯楽を気兼ねなく楽しめるよう、それらの施設内もしくは、すぐ近くに短時間、低価格で子どもを預けられるようにして欲しい。また、まちの中心にあるそれらの施設で子育て中の人を対象にした利用日を設けて欲しい。

市の考え方

子育て中の方が、何かの都合や用事で一時的に子どもを預けたい場合には、一時保育事業や市民が互いに子育てを支援する「ふれあい子育てサポート事業」で対応しています。また、子育て中の方を対象とした講座やイベントなどを開催する際には、保育室を設置していきます。

ご意見

子育て支援活動のネットワーク化については、全国的にも誇れる(現役の教職員で構成されていることで活力がある)幼児教育センターも主軸のひとつとして機能拡大をはかることを望む。また、一人親家庭、外国人家庭、障害のある子を持つ家庭、養護施設で暮らす子等の他、在宅で悩む家庭など少数派であるが学校教育への接続に係関係大であることを重要視してほしい。

市の考え方

子育て支援の充実については、「第3章 施策体系」の「2-2-(1)子育て支援の充実」に基づき、進めていきたいと考えています。

■学社連携について

ご意見

行政区の地域教育会議の機能を「地域住民の教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織」と原点にもとって指摘したことを評価したい。

とは言え、全体に見ると国際的潮流である住民の「学習権思想」が欠如している。さらに学社連携・学社融合の視点から言及すると学校の教育資源・教育力を地域に開放する考え方が施設論に止まり、地域で学び地域で育つと思われる教員の地域参加、ボランティア活動などの大きな課題が欠如している。

市の考え方

重点施策2-④、6-⑥「行政区における教育支援体制の整備」にあるとおり、行政区における生涯学習の拠点としての機能を持っている各区の市民館に、社会教育関係の職員に加えて学校教育を担当する主幹・指導主事等を配置することにより、学校教育と社会教育の連携をさらに推進していきたいと考えています。

■策定の趣旨について

ご意見

「策定の趣旨」に、「本市では、高度成長下における豊かな財源に支えられ、多くの優れた政策を展開してきましたが、」とある。また、「プランにおける施策の方向性」に「(3)効果的で効率的な教育行政」とある。「豊かな財源」がなくなったので「効率的な教育行政」をめざす「かわさき教育プラン」との印象を受ける。

「いきいきとした川崎の教育をめざして」にもとづき展開された施策や個々の事業の検証が見えてこない。「子どもの権利に関する条例」をもつ川崎市の「教育プラン」に、「子どもたちのかかわりや参加」が、あまり意識されていないように思える。たとえば、「策定の趣旨」の「市民と行政が共に手を携えて」とあるが、今後は、「子どもをはじめ市民と行政が共に」など、子どもを意識した施策化であってほしい。

市の考え方

財政が豊かであるかどうかに関わらず、「効果的で効率的な教育行政」を目指すことは当然であると考えます。また、この部分では「いきいきとした川崎の教育をめざして」における基本的な理念について言及しており、個々の事業の現在の状況やこれからの方針については、「現況と課題」及び「施策体系」に記述しています。「川崎市子どもの権利に関する条例」については、策定の経過のなかで、充分議論してきたと考えていますが、プランを実行するなかでも、ご指摘のとおり、引き続きその趣旨を大切にして教育を進めていきたいと考えています。

■事務事業の改善について

ご意見

「プランの位置づけ」に「事務事業改善プラン」のことがふれてあるが、このことは、行政内部の課題で、「教育プラン」の位置づけとしては、本末転倒で不適切である。また、「1-2-(1)-⑥効果的な学校運営費等の執行」は、「教育プラン」にもりこまれる内容なのか疑問が残る。

市の考え方

本プランは、教育行政の基本計画であり、行政内部のことを避けては成り立ちません。包括外部監査で指摘された項目は多岐に渡るものであり、今後の教育行政に大きな影響を与えるものであると考えます。同様の理由で「1-2-(1)-⑥効果的な学校運営費等の執行」もプランに盛り込んでいます。

■策定の趣旨について

ご意見

全体として、「どのような川崎の子ども」に育ってほしいか、「川崎の街づくりを担う市民」をどう育てるか、など、十分な基本論議の時間がとれないなかですすめられ、「行財政改革のため」というか、「行政の視点」からのプランとを感じる。

市の考え方

本プランは、単なる「ビジョン」や「報告書」ではなく、本市の教育行政の基本的な「計画」であるため、何よりもまず、学校も含めた行政が「何を行うのか」が明確に示されていることが重要だと考えています。そのため、「計画」全体の目標や、事業のスケジュールに重きをおいて記載をしています。「どのような子どもを育てるか」については、本市における教育目標を基本として考えています。各学校では、それぞれ子どもの状況や保護者の意見を踏まえて教育目標を立てて取り組んでいます。

■プランの進め方について

ご意見

PDCAのサイクルが回転するようお願いし、また協力したい。

プランはとても良いと思います。紙の上だけではなく、着実に実行していただきたいです。10年がかりの事業ですが、確かな結果が出たと実感できれば、と楽しみにしています。

体系的に総合的にまとめられていると思います。今後については、先行き不透明な国・市の財政状況が目標に及ぼす影響が大きいと思われる。従ってその時に市政・教育行政あるいは教育に係わるすべての方々強い意志をもってこそ、実現できるプランの内容だと思います。実現への取組を期待しています。

「川崎式で『生きる力』をつける」「学校経営アドバイザー」「地域運営学校」「地域教育サポーター制度」「川崎市教育改革推進協議会」などの新しい制度について、具体的な実施方法などが現時点で決まっていな以上このプランの実施時期を延期すべきである。教育改革は簡単に決めるべきではない。市民が自分たちの力でできる教育改革を行えばよい。

市の考え方

2年間に渡り、様々な議論を尽くして策定した本プランには、本市における「教育改革」のあり方がまとめられています。本プランは教育行政の「基本」計画ですので、10年間における教育施策を事細かに定めるものではありません。また、社会状況が刻々と変化する現代において、事細かなことまで全て事前に決まっていなくては、実行できないということであれば、「教育改革」はスタートを切ることが出来ないと考えます。従って本プランの「重点施策」は平成17年度から勇気を持って速やかに実施していきたいと考えています。実施後は、時代の変化に対応するため、毎年、その進捗状況を評価・公表し、次年度の取組に活かしていきたいと考えています。計画（Plan）したからには、実行（Do）－評価（Check）－見直し（Action）を着実に進めていくことが、本市の責務であると考えます。

■プランの対象分野について

ご意見

「いきいきとした川崎の教育をめざして」の精神を継承しつつ川崎の教育の新たな方向性を示すことは評価したい。しかし、対象分野に家庭教育・地域教育を取り入れず、学校教育と社会教育としたことに疑問が残る。

市の考え方

家庭や地域における教育力を高めていくことも社会教育の機能のひとつであると考えています。ご指摘の「家庭・地域における教育」は本プランの施策体系において、基本政策2に位置付けたとおり、大変重要なことであると考えています。

■その他のご意見

ご意見

今後も増加する共働き世代に対する学校教育のあり方を考えていただきたい。特に集団感染の時期など、学校での発熱時にただ早く帰れとプレッシャーをかけるのではなく、互いの状況なども考えた対応をしていただけると安心して学校との対応をすることが可能と考えます。

市の考え方

登校後に急な発熱や体調不良を訴える児童生徒に対しては、その状況によって、授業を継続しながら担任や教科担任が様子を見守ったり、保健室で休養をさせて様子を見るなどの対応をしています。また、児童生徒の様子から、早退して家庭で安静にした方がより回復が早いと判断した場合や、専門医での受診が必要と判断した場合には、保護者と連絡を取り合いながら対応するように努めています。しかし、ご意見にもあるように、必ずしも保護者がすぐに学校へ迎えにこられなかったり帰宅できないこともありますので、その場合にどのように対応するかについて、児童生徒の健康安全を第一に考えた上で保護者に充分説明と相談をして、より良い対応が図れるように努めていきます。

ご意見

「民間でできることは民間で」が合言葉になっている川崎市政ですが、教育のサービス低下を招かないよう心配りをお願いします。

市の考え方

貴重なご意見として伺いました。

ご意見

様々な教育改革をしても、出口が今と変わらない大学受験ならばまずいのだと思う。

市の考え方

貴重なご意見として伺いました。

8 川崎市の教育の現況と課題

本市の教育における現況と課題について、教育関連各種データや資料を踏まえて、以下のようにとりまとめました。

(1)「幼児・学校教育」の現況と課題

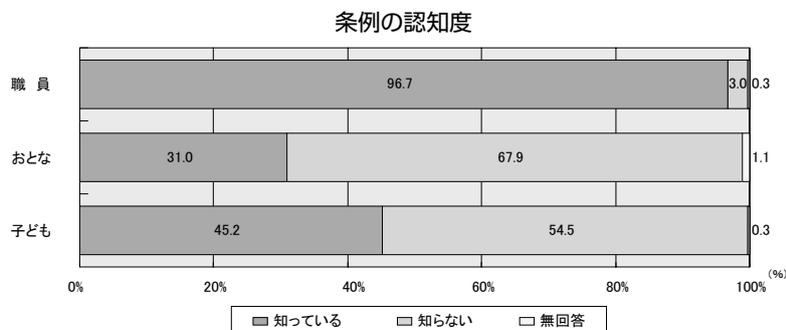
①子どもの権利保障に向けた教育・学習

【現況】

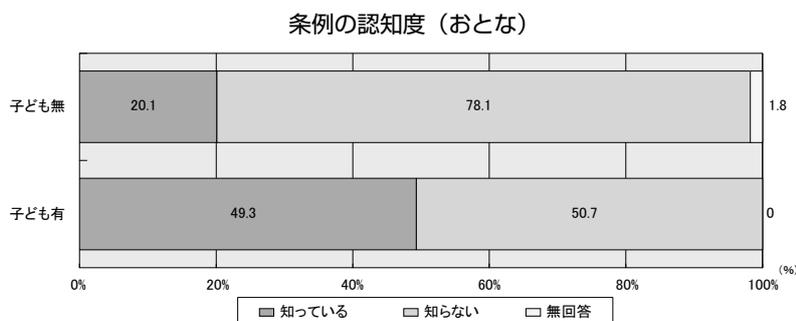
本市では、平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」や平成13年4月に総合条例として施行した「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいた事業により、教職員に対する研修や子どもの権利学習資料の作成、子ども自身が権利を具体的に学ぶ「子どもの権利学習派遣事業」など子どもの権利保障に向けた施策を推進してきています。

「川崎市子どもの権利に関する条例」の認知度は、学校現場において、子どもや、特に職員は高いものの、大人のは約3割となっています。また、子どもを持たない大人の条例に関する認知度は、約2割となっています。

「川崎市子どもの権利に関する実態・実態調査」では、権利侵害と見られる行為が子どもの身近に広がっていることが明らかにされています。親による体罰の経験を持つ子どもは37.6%、「まわりの人から大切にされている」と「思わない」、「あまり思わない」子どもも全体の2割強を占めています。また、このような権利侵害を受けていても、これを権利侵害とは受け止められないでがまんしてしまう子どもが目立つことも危惧されます。親の体罰についても「しかたがない」として肯定する子どもは43.9%、「つらくてどうしようもない」経験をもつ子どものうち、「やめてもらおうとした」子どもは21.5%に過ぎず、「がまんした」子どもは34.9%、「つらいままだった」子どもは21.0%、合計55.9%と、半分を超える子どもは権利侵害に甘んじてしまっている、ということが調査結果から見えてきます。



(出展) 平成15年度「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」



(出展) 平成15年度「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」

【課 題】

大人の条例に関する認知度の低さを踏まえ、学校現場だけでなく、幅広い市民に向けた条例の認知度向上への取組が、大きな課題のひとつとしてあげられます。また、昨今の人権侵害の深刻な問題に対応するためにも、これまでの人権尊重教育を検証し、多様で、しかも具体的な課題解決に即した人権学習手法の開発や実際の人権侵害に対応するための行政・学校・地域のネットワークづくりが求められています。

また、今後、社会や時代の変化により顕在化する様々な人権問題にも対応した教育施策の構築など、あらゆる差別・偏見の払拭に向けた取組が求められています。

②児童生徒指導

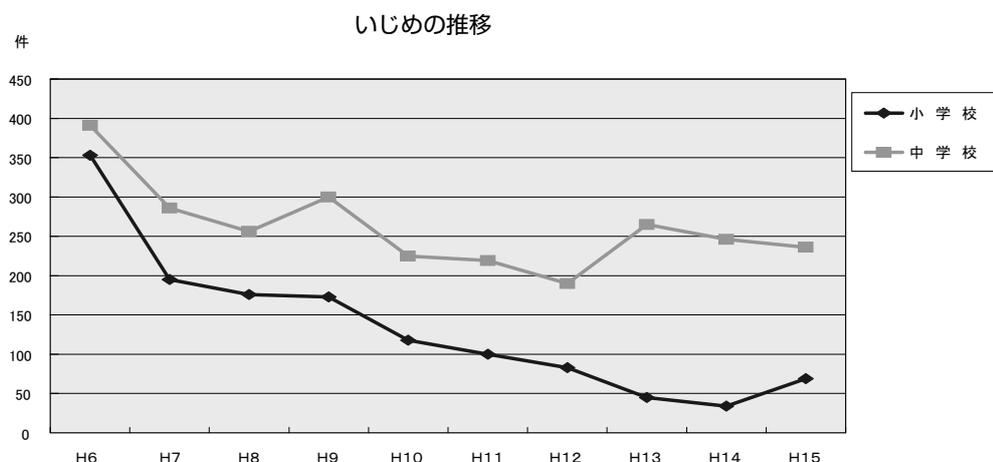
●いじめ

【現 況】

いじめの背景としては、家庭や地域社会など子どもを取り巻く環境の急激な変化等による対人関係のあり方の未熟さ、規範意識・モラルの低下、ストレスの増大などが指摘されています。

本市の公立学校におけるいじめ（「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。」と定義して調査）の発生件数は、平成15年度は、小学校69件、中学校236件となっています。この内、発生のピークは中学1年です。

発生件数の推移は、中学校ではほぼ横ばいで、小学校では減少傾向にありましたが、平成15年度には前年度より増加に転じています。被害者が転校を余儀なくされるなど深刻なケースも依然として見受けられます。また、いじめは潜在化することがあるので、調査上の数値よりもさらに多く発生していることが推測されます。



(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課 題】

学校教育においては、社会性の育成を図ること、学校生活に対する不安や悩みの解消を図ること、希望や目標を持った生活を営めるようにすること等に努めることが重要であると考えられます。そのための学校づくり、教育相談体制の充実、日常の教科・道徳・特別活動等における指導の充実を一層図ることが求められています。

●不登校

【現 況】

不登校の要因としては、家庭や地域社会などにおける人間関係の希薄化に伴う対人関係のあり方の未熟さや不安や緊張の傾向の高まり、養育放棄等家庭の養育上の問題、学校における学業の不振、教職員の不適切な指導等があげられます。

本市の公立学校における不登校の人数（学校基本調査における「理由別長期欠席児童生徒数」の内、「不登校」を理由として年間30日以上欠席した児童生徒数）は増加傾向にありましたが、平成15年度は小学校221人（74人減）、中学校1,076人（91人減）と減少しました。傾向としては学年進行に伴って増加し、特に小学6年から中学1年へは急激な増加が見られます。

不登校のきっかけとしては、本人に関わる問題、家庭生活に起因する問題、学校生活に起因する問題など様々に認められ、継続理由としては、「不安など情緒混乱」「無気力」などの割合が比較的多くなっています。

不登校の継続理由（平成15年度）

不登校の継続理由	小学校	中学校
学校生活上の影響	14人	89人
遊び・非行	1人	149人
無気力	40人	235人
不安など情緒的混乱	74人	242人
意図的な拒否	5人	42人
複合	66人	269人
その他	21人	50人

（出典）川崎市教育委員会調べ

【課 題】

いじめと同様、不登校の防止に対しては、子どもたちが楽しく安心して生活できる学校づくりに努めること、小中学校間での連携を強化し、児童生徒間や教職員間の交流などを一層推進するなどして、小学生が安心して進学できる環境を整えるなどの学校生活の円滑な接続を図ることが大切であると考えられます。また、不登校状態にある子どもたちに対しても、家庭との連携を図り、相互理解・相互協力のもとで、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導、援助を行うこと等が求められています。

●いわゆる「学級崩壊」

【現 況】

いわゆる「学級崩壊」については、「正常な学習活動ができない状況になった学級」として調査を実施したところ、平成15年度、市立小学校114校（5月1日現在の学級数は1,969学級）において、14学級がこれに該当すると報告されています。具体的な状況としては、「私語が多い」、「教員の指示が通らない」、「授業中、席を離れたり教室外へ出たりする」、「反抗した態度をとる」などが比較的多く見られるように、教員の指導力不足が原因となっている場合もありますが、一部の個別的な配慮を必要とする児童の行動から端を発し、教員の努力にもかかわらず、状況が改善できないケースも見られます。

【課 題】

「児童に対して共感的な理解ができない」、「授業がわからない、楽しくない」、「集団に対する指導など基本的な指導技術が欠けている」などの状況が教員の指導力不足の具体例として見られます。一方、児童の問題としては、「基本的な生活習慣が身に付いていない」、「集団活動を一緒に行えない」など、年齢に応じた社会性が未熟であること等があげられます。

教員の資質や指導力の向上を図るとともに、一人ひとりの子どもの個性に応じた対応を行うことが重要になっています。

③子どもの体力

【現 況】

児童生徒の体力・運動能力の全国的な推移を見ると、昭和60年を境に低下傾向にあります。本市においても、同様の傾向を示している上、平成15年度の新体力テストの調査報告書によると、男女ともにほとんどの項目において、全国平均に比べて多くが劣勢を示しています。

このような体力の低下傾向は、様々な要因が絡み合って生じているものと考えられます。外遊びの減少、スポーツの軽視、生活の利便化による体を動かす機会の減少や、生活の夜型化といった生活習慣の変化など、本来体をよく動かし、よく食べ、よく眠るという当たり前の生活ができなくなっていることも要因だと考えられます。また、運動を日常的に行っている子どもとそうでない子どもの二極化も進んでいます。

児童生徒の体格と体力（平成15年度平均）

			身長(cm)	体重(kg)	握力(kg)	50m走(秒)	立ち幅とび(m)	長座体前屈(cm)
小学校6年	男	市	145.90	39.44	19.52	9.12	159.52	34.69
		全国	145.35	38.96	21.15	8.96	166.68	35.09
	女	市	147.69	39.81	18.94	9.35	148.87	39.34
		全国	147.41	39.92	20.04	9.26	154.05	39.03
中学校3年	男	市	165.83	55.96	35.62	7.96	205.98	44.20
		全国	165.78	55.10	36.90	7.60	211.55	46.22
	女	市	156.75	50.46	25.17	9.13	162.76	43.23
		全国	156.67	50.13	25.70	8.83	170.00	44.85

(出典)「平成15年度児童生徒新体力テスト調査報告書」(川崎市教育委員会)

【課 題】

このような低下傾向を打開する方策として、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機付け、運動プログラムの提示が求められています。また、地域等と連携して放課後等の時間を利用した体を動かす活動の推進など、体を動かすことのできる環境の整備（機会、場所、仲間）も必要です。

④学校体育・運動部活動

【現 況】

学校における体育・スポーツ活動は、「生きる力」の基礎となる児童生徒の健康や体力の育成を図るものです。児童生徒が生涯にわたって運動に親しみ、豊かな生活を送ることができるよう、体育の授業や学校体育指導者の指導力の向上、中休みにおける運動や体を使った遊びの励行などによる児童生徒の体力・運動能力の育成に取り組んでいます。

学校での運動部活動は、学校で計画する教育活動であることから、生徒一人ひとりの希望を活かすことを基本としています。しかし、近年は生徒数の減少や教員の高齢化等により、部員がいなくなったり、十分な指導ができない顧問もみられることから、部が成立せずに廃部や休部になる学校もあります。

このような状況の中で、各学校では、開かれた学校づくりを目指すためにも、部活動に外部指導者を導入するなど地域の教育力を積極的に取り入れています。平成16年度は42中学校で88名の外部指導者の方に指導補助をお願いしています。高等学校においては特別専任コーチとして2校、2名の方をお願いしています。

運動部活動の状況（平成16年度）

	延べ数	顧問数	部員数	在籍数	入部率
運動部	527部	1,002名	17,229名	24,488名	70.4%

(出典)川崎市教育委員会調べ

【課 題】

地域や各種スポーツ団体等と学校との連携促進のもと、学校や地域、各種スポーツ団体等の指導者が一体となって児童生徒の体育・スポーツ活動を充実させていくことが求められています。

また、生徒や指導者の減少による部活動の廃部や休部という課題に対しては、競技団体や総合型地域スポーツクラブ等との連携のもと、部活動における外部指導者の導入を進めるとともに、複数の学校が合同で活動を行うなど、工夫して取組んでいく必要があります。

⑤給食

【現 況】

小学校114校、聾学校1校、養護学校2校では、統一献立、物資の共同購入により、自校の調理施設で調理して、主食、副食、牛乳を提供する「完全給食」を実施しています。平成16年度に各区1校ずつの計7校で、給食調理業務の民間委託をモデル的に実施し、安全衛生面や効率化など様々な検証を行っています。

中学校51校では、牛乳を提供する「ミルク給食」を実施するとともに、ランチサービス事業として、調理業者による校外調理方式により、栄養バランスに配慮したお弁当を提供しています（家庭等の弁当との選択制）。

高等学校定時制課程5校では、業者委託による弁当方式の「完全給食」を実施しています。

【課 題】

小学校給食においては、給食調理業務の民間委託の検証結果を踏まえ、平成17年度以降の民間委託化をどのように推進していくかが課題となっています。

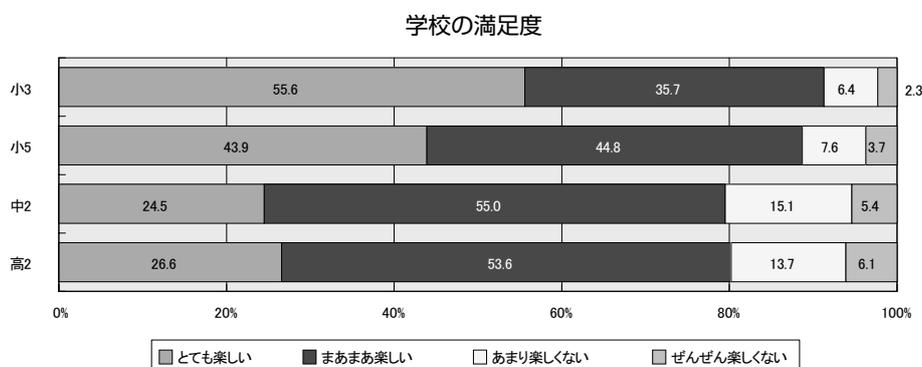
中学校ランチサービス事業では、生徒や保護者にとって、より利用しやすい申し込み方法にどのように改善していくかが課題となっています。

高等学校定時制課程では、受益者負担割合を含めた夜間給食のあり方について、見直すことが課題となっています。

⑥学校生活・授業

【現 況】

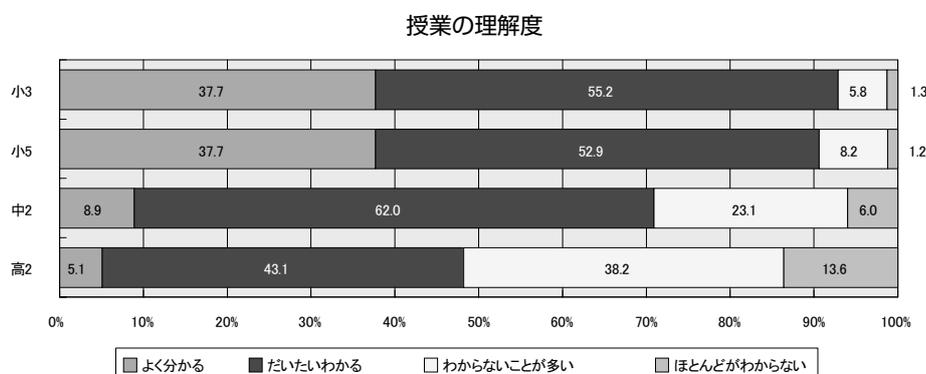
川崎市総合教育センターが平成15年に実施した生活実態調査によると、学校での生活が「とても楽しい」という回答は、小3・小5でほぼ2人に1人となっているのに対して、中2・高2では、ほぼ4人に1人となっています。さらに、「まあまあ楽しい」を合わせると、小3・小5では、ほぼ9割の子どもが学校生活を楽しいと受けとめています。また、中2・高2でも、ほぼ8割の子どもが同様に受けとめています。



(出典) 平成15年度「かわさき・子どもの生活実態調査」(川崎市総合教育センター)

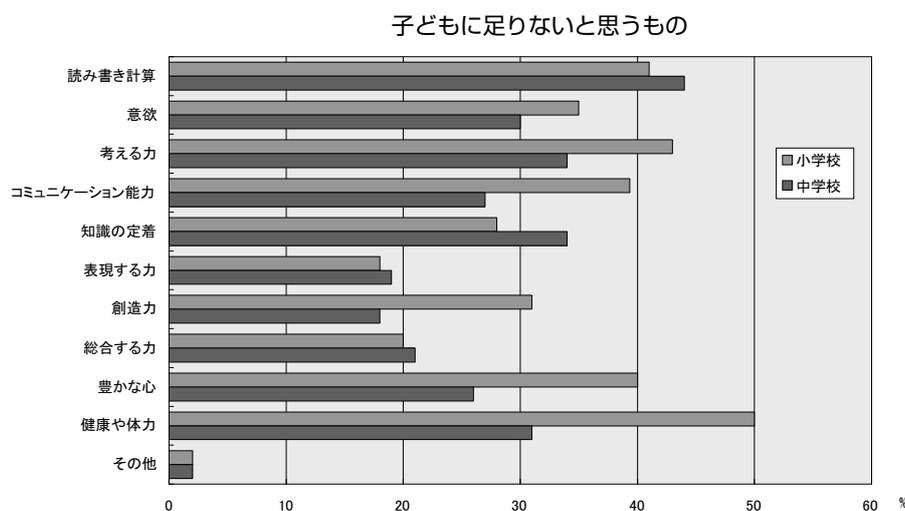
また、学校の授業が「よくわかる」という回答は、小3、小5ではどちらも37.7%であり、「だいたいわ

かる」を合わせると9割を超え、ほとんどの子どもが授業内容を理解できていると思っています。一方、中2、高2では「よくわかる」が急減し、1割にも満たない状況です。また、学校の授業が「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」を合わせると、中2で29.1%、高2では51.8%となっています。さらに、高2では、13.6%が授業の内容が「ほとんどわからない」と回答しています。



(出典) 平成15年度「かわさき・子どもの生活実態調査」(川崎市総合教育センター)

平成14年度に、授業を持っている全市立学校の教員各1名と小中学校各4校(全市立学校から抽出)の全教員を対象として調査した結果、「この5～6年間を考えると子どもの学力が低下、又はやや低下した」と回答した教員は、小学校で約5割、中学校で6割以上となっています。また、子どもに不足していると思うものとしては、小学生では、「健康や体力」「考える力」「読み書き計算」「豊かな心」が上位となっており、中学生では、「読み書き計算」「考える力」「知識の定着」「健康や体力」が上位となっています。



(出典) 平成14年度「研究紀要第16号」(川崎市総合教育センター)

【課題】

学校の満足度や授業の理解度においては、満足度・理解度を全体的に上昇させることも課題のひとつですが、小中学校間においてその差が著しいことから、中学校における学習面や生活面での支援を充実させるなど、小学校と中学校との接続が円滑に行えるようにすることも大きな課題としてあげられます。

子どもたちが生活し学ぶ場としての学校では、望ましい集団の中で自己実現が図れるように指導・支援するとともに、子どもたちが学ぶ楽しさや学ぶ価値を実感できる必要があります。そのためには、学校が子どもたちにとって安心して過ごせるように、よりよい人間関係づくりや他者と協力、協調して学習する機会等を意図的に設定しながら、教職員の適切な指導のもと、内発的な学習意欲の向上に向けた取組が課題としてあげられます。

⑦少人数指導・少人数学級

【現況】

少人数での指導にかかわる指導形態はチーム・ティーチング、少人数授業、少人数学級などがあり、いずれの指導形態も本市で実施しています。

平成16年度、少人数指導を取り入れているのは、小学校1969学級中767学級（39.0%）、中学校686学級中471学級（68.7%）です。その中で児童生徒の希望や学年・学習内容・単元に応じて習熟度別学習を取り入れている学校は、小学校66校（57.9%）、中学校20校（39.2%）となっています。

平成16年度、第6次（チーム・ティーチング）及び第7次（少人数授業）教職員定数改善計画で本市に加配されている教員は、小学校で149人、中学校で126人になっています。この内、小学校11校においては、平成16年度から県が定める「研究指定校」となることによって、小学校1年生を対象に少人数学級（編成基準は1学級35人）を実施しています。

【課題】

少人数指導や少人数学級の推進については、今後、本市の置かれた状況や学校事情を踏まえながら、児童生徒に対して、よりきめ細かなわかりやすい指導を行えるようにしていくことが課題となっています。

⑧外国人教育（多文化共生教育）の推進

【現況】

外国人市民は年々増加しており、平成16年度、111カ国から約26,000人が市内に在住しています。また近年では、国際結婚により生まれた子どもや、様々な文化的背景を持つ日本国籍の子どもの増加が見られます。外国人児童生徒をめぐっては、差別や偏見などの問題に加え、学習言語の習得の困難さや母語・母文化の継承の問題、高校進学など新たな問題が投げかけられています。教育委員会では現在、平成10年4月に改定した「川崎市外国人教育基本方針～多文化共生の社会をめざして～」に基づき、「民族文化講師ふれあい事業」や教職員の研修など多文化共生教育の推進を図っています。

【課題】

在日韓国・朝鮮人などオールドカマーや、昭和60年頃から渡日したニューカマーに対する差別や偏見の払拭をはじめ、新たな課題解決に向けた外国人児童生徒の就学支援や外国人教育を推進するための施策が必要とされています。また、全ての児童生徒に対して相互の豊かな人間関係を育むよう努め、違いを認め合い、尊重しあう意識や態度を養うことが求められています。

⑨情報環境・情報教育

【現況】

平成15年度に文部科学省が実施した調査によると、本市の小中学校におけるコンピュータ整備状況や普通教室のLAN整備率は13政令指定都市の中では低い状況にあります。

小学校・中学校におけるコンピュータ整備状況（平成15年度）

	一校の平均台数	政令市順位	1台当たり人数	政令市順位
小学校	24.8台	12位	22.9人	12位
中学校	45.2台	9位	10.6人	10位

（出典）文部科学省調査

普通教室のLAN整備率（普通教室数に対する割合）（平成15年度）

	普通教室LAN整備率	政令市順位
小学校	6.1%	9位
中学校	1.6%	11位

（出典）文部科学省調査

また、コンピュータを操作できる・指導できる教員の割合は、IT指導力向上プランによる研修の成果によって、平成11年度の調査（小学校操作56.8% 政令市中順位8位、指導25.9% 同10位、中学校操作55.8% 同12位、指導23.7% 同10位）と比べると割合が上昇し、13政令指定都市の中でおおむね平均的な水準となっています。

コンピュータを操作できる、指導できる教員の割合（平成15年度）

	操作できる教員	政令市順位	指導できる教員	政令市順位
小学校	96.7%	6位	82.5%	7位
中学校	97.3%	4位	64.1%	6位

（出典）文部科学省調査

小学校では「総合的な学習の時間」や各教科の授業において、「触れ、慣れ、親しむ」から「情報活用の実践力」を身につける取組を行っています。中学校では「技術・家庭科」でコンピュータの扱い方や情報モラルについて学習するとともに、「総合的な学習の時間」や各教科の授業において「情報活用能力の育成」に向けコンピュータが活用されています。

【課 題】

コンピュータの整備や普通教室のLAN整備について、今後も国の整備基準などに基づきながら、順次整備を進めていくとともに、これらのコンピュータや校内LANを有効活用するため、実践事例・実践研究の収集・提供等を計画的に進める必要があります。さらには、指導できる教員の割合を100%に近づけるための教職員研修を充実させることが課題です。

また、導入機器類を常に利用できる環境を整えるために、故障や障害への早急な対応や情報セキュリティへの対応、児童生徒への情報モラル等の指導が必要不可欠になっています。

⑩教育における国際化

●EAF・ALTの派遣

【現 況】

国際理解教育の一環として、拠点となる小学校にEAF（英語活動補助員、平成16年度5名）が配置されています。中学校では、「聞く」「話す」活動を中心に、高等学校では、「聞く」「話す」に加えて「読む」「書く」の活動で生徒の英語運用能力を高めるためALT（外国語指導助手、平成16年度15名）の派遣が行われています。

EAF ALTの派遣実施状況（平成16年度）		
EAF （英語活動補助員）	5名	・小学校32校に派遣（月2回程度）
ALT （外国語指導助手）	15名	・全中学校51校に派遣（週1回程度） ・全高等学校5校に派遣（週2.5回程度）（うち1校はボルチモア交換教員） ・小学校81校（EAF派遣校を除く）に派遣（年1回）

（出典）文部科学省調査

【課 題】

学校側のニーズに応じた配置を図るには、EAF・ALTいずれも、登録人数が不足しています。EAF、ALTの配置だけでは、学校のニーズに応えられない状況にあり、学校間の効率的連携や、語学に堪能なボランティアの活用などが必要とされています。

●外国籍児童生徒・海外帰国児童生徒の教育

【現況】

市内における帰国児童生徒数は、近年わずかながら減少の傾向にあります。一方、外国人児童生徒は市内全域に広く在籍し、平成10年から15年までに約100人増加しており、年々増えていく状況にあります。また、海外帰国・外国人児童生徒の教育相談実施件数は、平成10年度に約120件だったものが、平成15年度には160件を超えています。

海外帰国・外国人児童生徒に対して、区役所等と連携して就学相談を行うとともに、よりよい学習環境を保障するために、日本語指導等協力者を派遣し日本語指導の充実を図っています。さらに、児童生徒の異文化体験を生かした国際理解教育を進めています。

この他に、帰国・外国人児童生徒の特性を活かすための実践研究や外国人児童生徒の日本語指導に関する研究なども進めています。

外国籍児童生徒数・海外帰国児童生徒数（平成15年度）

	全児童生徒数	外国籍児童生徒数	海外帰国児童生徒数
小学校	64,761人	531人 (0.81%)	1,111人
中学校	24,569人	226人 (0.92%)	313人
合計	89,330人	757人 (0.84%)	1,424人

(出典) 川崎市教育委員会調べ

平成15年度日本語指導の実施状況

- 日本語指導等協力者の派遣状況…小学生112人・中学生43人（計155名）
- 対応した言語…10ヶ国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語（タガログ語他）、タイ語、インドネシア語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、ベトナム語）

実践研究

- 「ヒューマンネットワークを活用した多文化共生」
平成16年度国際化推進地域指定研究
- 「多文化共生のまち—自他の尊重をはかり、主体的に生きる力の育成を目指す—」
平成16・17年度国際理解教育研究推進校
- 「多文化共生の社会を目指した国際理解教育」
平成15年度総合教育センター国際理解教育研究会議

【課 題】

川崎市における帰国・外国人児童生徒の実態等を把握するとともに、児童生徒が経験してきたことや、習得した知識・技能等を積極的に学校教育の中で生かしていく方法等を研究し、日本語指導教材・教具等の研究等を進めていく必要があります。また、日本語等指導協力者による初期指導において日常生活に必要な言語を獲得するまでにいたらないケースがあり、指導方法や教材等も含めた取組の充実を図ることが必要とされています。さらに、外国人等生徒の進学、特に高等学校進学に関しての情報提供、進路指導、及び選抜試験等に向けての学習指導などの支援が必要とされています。

①幼児教育

【現 況】

幼稚園の施設数は市立2園、私立86園（平成16年度）で、幼児教育を担う私立幼稚園の役割が大変大きなものとなっています。一方、保育所が115所（平成16年度）あり、入園を求める待機児童数は755人となっています。

私立幼稚園では、障害児の受け入れや預かり保育等を実施し、本市としても幼稚園協会への補助による支援をしています。市立幼稚園は、研究実践園として平成15年度から「川崎市幼稚園教育振興計画」に基づき、幼児教育センターと連携をとりながら3年保育で幼児の受け入れを実施しています。

少子化傾向の続く中、幼稚園、保育所のそれぞれの特性を活かしつつ、就学前まで一貫した幼児教育が受けられるよう、幼稚園と保育所とが連携した幼保一元化を求める動きが出てきています。そのため、本市では学識経験者等を委員に含む、川崎市幼保一元化検討会議を設置し、幼稚園及び保育所のあり方や、就学前の幼児にとって何が必要なのか等の課題を、多様な市民のニーズ等も勘案しながら川崎市にふさわしい幼保一元化の基本的なあり方を検討しています。

【課 題】

新たな総合計画や「川崎市幼稚園教育振興計画」・「川崎市行財政改革プラン」等との整合性を図りながら、幼保連携など総合的子育て支援体制の確立のために、民間活力の導入を視野に入れた具体的な検討をしていくことが求められています。

②特別支援教育

【現 況】

本市の障害児教育は、障害のある児童生徒一人ひとりの可能性を最大限伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる生きる力を培うため、その障害の状態や発達状況、特性に応じて特別な配慮のもとにきめ細かな指導を行ってきました。

本市では、聾学校1校、養護学校2校を設置するとともに、障害のある児童生徒が在籍する小中学校にも、障害種別の障害児学級を設置しています。特に、小学校4校には、重複障害児学級（本市では「たんぼぼ学級」といい、養護学校小学部を補完し、小学校の障害児学級と同様の職員配置で運営）を設置し、また、言語や情緒に障害のある児童生徒を対象とした通級指導教室（教育活動の一部を教室設置校へ通って指導を受ける）を設置するなど、一人ひとりのニーズに応じた教育の実現に向けて取り組んでいます。

平成16年度には、これまでの障害児教育の実績を踏まえ、特別な教育的ニーズのある子どもたちへの支援も含めた、新たな方向性を示した「川崎市特別支援教育検討委員会のまとめ」が報告されました。

聾・養護学校、障害児学級の児童生徒数の推移

種 別	平成5年度	平成15年度
小学校障害児学級	517名	750名
中学校障害児学級	183名	249名
聾・養護学校(小・中学部)	113名	131名
通級指導教室	218名	258名
合 計 (①)	1,031名	1,485名
川崎市立小中学校全児童生徒数 (②)	100,355名	89,543名
全児童生徒中における、聾・養護学校等の児童生徒の割合 (①/②)	1.027%	1.658%
全国の児童生徒中における、聾・養護学校等の児童生徒の割合	0.965%	1.477%

(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課 題】

これまでの障害の種類や程度に応じ特別の場で教育を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育活動を行う「特別支援教育」へ向けた取組が必要とされています。

⑬学校評価制度

【現 況】

平成14年度から学識経験者、学校関係者等からなる学校評価システム検討会議において本市の学校評価システムの確立に向けて検討を進めてきました。平成16年度には、検討会議の見解をもとに学校評価システムの構築に向けて調査研究を進め、その成果を冊子にまとめて各学校に配布しました。

【課 題】

調査結果や研究成果をもとに、本市の実情に応じた学校評価システムを構築し、各学校に導入していくことが必要です。各学校が学校評価システムを着実に実施することで、学校教育の取り組みが改善され、より一層自主的、自律的な学校運営や教育活動を展開していくことが求められています。

⑭学校情報の公開

【現 況】

現在、学校では市民に必要な情報を積極的に提供していく姿勢が求められており、地域に開かれた学校として様々な情報を公開していく必要があります。これまで「学校だより」などで保護者や地域に教育活動等をお知らせしてきました。最近では、コンピュータ世帯普及率が71.7%、世帯当たりのインターネットの人口普及率が54.5%（総務省通信利用動向調査平成14年12月）という状況もあり、学校ホームページ（以下HP）に関する問い合わせ等も寄せられるようになってきていることなどから、HPの開設などインターネットを利用した情報の公開に取り組んでいます。

市立学校のインターネットのホームページ開設状況は、小学校が114校中48校で42%、中学校が51校中19校で37%となっています。主な、公開情報としては学校紹介、行事予定、学年の紹介、生徒活動、PTA活動などとなっています。

平成15年度学校HP開設状況（校）

	小学校	中学校	高等学校	聾・養護学校	計
インターネットHP開設校	48	19	10	1	78
インターネットHP未開設校	66	32	0	2	100
計	114	51	10	3	178

（出典）川崎市教育委員会調べ

【課 題】

学校評価システムが十分に機能するように、学校は保護者や市民が求めている情報を的確に公開するなどして、説明責任を果たしていくことが必要です。HPについては、全ての学校がHPを開設することが求められているとともに、開設後は作成更新等の人的・技術的な問題、著作権や肖像権の問題など、課題も多く残されています。

⑮地域と学校の関係

●地域に根ざした特色ある学校づくり

【現 況】

これまでは、全ての学校において同じ教育を保障することを重視する傾向にありましたが、各学校における保護者や地域の方々からの意見、子どもの学習状況や生活状況などが多様化し、これに積極的に対応、

よりよい教育活動を展開していくためにも、外部の教育力の導入が不可欠となっています。また、生涯学習や地域の活性化の視点からも、地域の豊かな資源を活用し、地域や家庭、社会教育施設が学校教育に関わっていくことのあり様も問われています。

平成16年度は、各学校の創意工夫ある取り組みに応じて、19校を対象として、1校あたり上限120万円の予算を配当し、専門性の高い人材が特別非常勤講師として、読み聞かせ、英語活動の指導、創作劇の指導などの教育活動を行っています。また、保護者などの教育ボランティアが、学校図書館での本の整理や読み聞かせ、学校行事の支援など、様々な教育場面で活躍しています。

【課 題】

一人ひとりの児童生徒へのきめ細やかな対応や豊かな体験活動等が求められる中で、ティーチングアシスタントなども含めた専門の指導力を持った人材の活用とともに、地域人材の活用や教育資源を活かす取組が必要とされています。また、学校側の受け入れ態勢、教員とボランティアとの連携のためのシステムづくりなどが求められています。これからの学校は、「開かれた特色ある学校づくり」に努め、教育の様々な課題を保護者や地域社会とともに共有し、子どもたちの夢を育む教育の実現に向け、鋭意努力していく必要があります。

●学校教育推進会議と子どもの参加

【現 況】

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員」の機能と「川崎市子どもの権利に関する条例」の「子どもの参加」の機能の両者を有するものとして、平成14年度から各学校に「学校教育推進会議」が設置されました。現在では、全ての市立学校（幼稚園を含む）で、子どもと大人と一緒に会議を行うなど、保護者、地域の方々とともに、子どもからも学校教育について意見の聴取を行っています。

【課 題】

保護者・地域住民、とともに子どもからも意見を聞くことで、子どもの立場からの学校・地域への希望を知ることができるとともに、地域の方からも子どもたちへ希望を伝えたり話しあったりすることができると思います。今後、子どもと大人と一緒に学校教育推進会議を行うための開催時間の設定、子どもにふさわしい議題、多くの子どもの意見を聞く方法などについて検討が必要です。

⑩学校運営

【現 況】

学校には、児童生徒の指導、教育課程等の研究、事務・管理、渉外等の様々な業務があり、それぞれの教職員が役割を分担しています。近年では、学校に求められる役割が増加する傾向にあります。また、校務の円滑な執行に資するため、職員会議が置かれていますが、校長はこの職員会議を招集し運営する立場にあります。職員会議では、学校の運営方針、教育活動などに関して、職員相互の意見交換等を行っています。

学校運営にかかわる主な業務一覧

分野	具体的な業務例
指導	「学年・学級経営」「児童生徒会活動等」「清掃・給食等の指導」「学校行事」など
研究	「障害児教育・国際理解教育等の各種教育研究」「国語、数学等教科に関する研究」など
事務・管理	「教育計画等の教務に関すること」「文書・学籍等の庶務に関すること」「備品・消耗品、図書、防災・安全等の管理に関すること」など
財務	「学校運営費」「就学奨励」「学校徴収金」「給食会計」など
渉外	「地域内の学校・警察・地域教育会議等との連絡や、学校施設開放などの地域に関すること」「会計・広報等PTAに関すること」

【課 題】

民主的な学校運営を行うとともに、組織の見直しを行い、教職員一人ひとりが組織における自身の立場や役割を理解し、校長・教頭のリーダーシップのもとで役割を果たす関係をつくることで、教職員の指導力の向上や、組織としての機能や力量を高めていくことになり、学校の活性化へとつながります。

特色ある学校づくりや教育活動の活性化を図るためには、校長のリーダーシップのもと、教職員と保護者等が協働して各学校の創意工夫が促進されることを目指すとともに、予算や人事に関して学校の裁量権を拡大し、学校運営における創意工夫が十分に活かせるようにしていく必要があります。

⑩子どもの成長の連続性と校種間の接続

【現 況】

中学校への進学にあたって、学習環境の大幅な変化（教科担任制・部活動・教科学習等）による不安、人間関係における悩みなどにより、学校生活へうまく適応できない場合があります。このことと、中学生の不登校者数の増加や授業への理解度の低下との関係が指摘されています。

本市では、同じ地域の小学校と中学校において、小学生による中学校の授業や部活動の体験、互いの行事の交流や教員同士の情報交換等を通じて、小学生が中学校に対する理解を深めるような活動が多くの学校で行われています。また、平成15年度から1中学校区を小中連携についての研究推進校として、どのような連携が図れるか研究を進めており、さらに、16年度からは、新たに小学校6校、中学校4校を研究推進校に指定し、小学校の英語活動及び中学校の英語、9年間の教育課程等についても研究を進めています。児童生徒が9年間の学校生活を楽しく健やかに過ごせるような環境づくりを目指すことをねらいとしています。

小中連携研究推進校

年 度	小学校	中学校
平成15～16	川中島、藤崎	川中島
平成16～17	宮内、中原、宮前平、生田、南生田、下布田、	宮内、宮前平、南生田、中野島

【課 題】

教育課程の効果的な接続や、中学校の教員の専門性を生かした小学校における学習指導、小学校と中学校の教員の交流による児童生徒指導については、研究推進校での研究成果をもとに、今後も検討を続け、その成果を各校に還元していくことが求められます。

⑩高校教育

【現 況】

現在、5校の川崎市立高等学校は、全日制課程と定時制課程を併設しており、全日制課程に14学科、定時制課程に5学科を設置しています。

平成16年5月現在、全日制課程で学ぶ生徒の数は3,885名、教職員の数は368名となっています。また、川崎高等学校の生活科学科、川崎総合科学高等学校の情報工学科・科学科、橘高等学校のスポーツ科は県下において唯一の学科として注目を浴びています。

定時制課程で学ぶ生徒の数は1,114名、教職員の数は134名となっています。また、橘高等学校では平成6年度から「3年制」を導入し、商業高等学校、高津高等学校においても修業年限を「3年以上」とするなど卒業するまでの年限を弾力的に扱うことによって、生徒の就学目的にあった学習スタイルの工夫に取り組んでいます。

本市では、平成15年5月に「川崎市立高等学校教育振興計画」を策定し、これからの市立高等学校の充実・発展に向けた基本的な考え方と方向性を提示しました。平成15年9月に「川崎市立高等学校学区検討委員会」から市立高等学校全日制課程の通学区域（学区）のあり方についての報告を受け、普通科の通学

区域については平成17年度入学者選抜から市内一学区となりました。また、学校間連携の推進、定時制課程の再編成、人事交流の促進については、平成15年11月・12月にそれぞれ検討委員会を設置し、諸課題の解決に向けた具体的取組内容を検討し、平成16年度中に「検討のまとめ」の報告を受けることとなっています。

【課 題】

高校教育においては、新しい時代に応じた、子どもの夢を育む魅力ある川崎市立高等学校の創造を目指し、学校生活の充実や地域に開かれた学校のあり方、教育条件の整備、定時制教育の一層の充実などの取組を進めていくことが課題となっています。

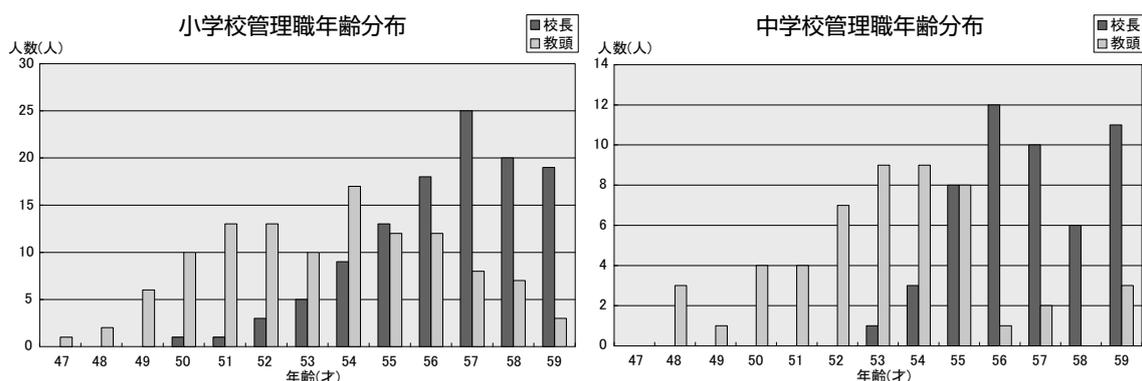
⑱教職員

●管理職の登用

【現 況】

現在は、教育委員会が実施する集団討議、個人面接、小論文の他に、所属校の校長の推薦などを総合的に勘案して、管理職の選考を行っています。選考の際に重視されるポイントは、豊かな経験・教育への情熱・優れた教育実践の実績・高い見識・健康・信望などがあげられます。

小学校、中学校ともに、教頭は53歳前後の年齢が最も多くなっており、校長は55-59歳が大半を占める状況にあります。



(出典) 川崎市教育委員会調べ(平成16年4月1日現在)

【課 題】

管理職の登用については、管理職として必要な知識、経験、現場での職務遂行状況が判断材料として総合的に一層考慮されるような人選方法に改めていく必要があります。

優れた管理職を育成するためには、管理職としての知識や力量を高められる、より実践的な研修を実施していく必要があります。

●教職員の採用・研修・評価

【現 況】

平成15年度には191人、平成16年度には247人が新たに本市の教職員として採用され、平成14年度末には148人、平成15年度末には204人が退職しています。

教職員に対する研修機関として川崎市総合教育センターがあります。研修は新規採用教員研修や10年経験者研修などの必修研修と教育課題・教養に関する内容や教育経営に関する内容などの希望研修とに分かれています。平成15年度に必修研修は15講座、137～138回開催され、1,204人が受講しました。一方、希望研修は72講座378回開催され1,350人が受講しています。

小中学校の教職員については、平成15年4月から神奈川県が導入した新たな人事評価システムを活用し

ています。この制度は学校全体の教育力の向上や学校の活性化を図り、教職員の人材育成・能力開発を目的としたものです。この制度の主なポイントとしては、各教職員が自己目標を設定すること、5段階評価の導入、複数評価の充実、評価結果の本人への開示などがあげられます。

【課 題】

学校教育の成否は、学校教育の直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きく、教員として適格な人材を確保し、教員全体の指導力の一層の向上を図ることは重要な課題となっています。

資質ある教職員の確保のためには、採用試験への応募者を増やし、採用方法の改善を行い、より高い意欲や資質を持った者を採用することが求められています。

研修は、校内研修を充実させるとともに、総合教育センターで行う研修は、初任者も含め、可能な限り全教職員を対象としたものとし、研修内容については実践的で、教員が主体的に取り組めるものに改善していく必要があります。そのためには、今後研修履歴の活用を図ることが重要となってきます。また、指導面等で悩みを抱える教員に対して、精神的な支えとなるような制度や体制の構築が必要です。

児童生徒との適切な関係を築くことができないなどの指導力が不足している教員の存在は、児童生徒に大きな影響を与えるのみならず、保護者等の市立学校への信頼を大きく損なうこととなりますので、適切な対応が求められています。

教職員の人事評価については、新たに導入した人事評価システムの効率的な利活用、見直しが今後の課題とされています。

⑩教育環境

●学校運営上の危機管理

【現 況】

近年、学校では、予測できない事件（池田小学校事件）、事故（個人情報盗難）、災害（阪神淡路大震災）などのリスクが高まっています。学校は、これまで、子どもたちが安心して学べる場であると考えられていましたが、そのような考えは根底から崩れてきています。

危機管理への取組状況（ハード面）

	小学校	中学校	高等学校	特殊学校	幼稚園
学校数	114	51	5	3	2
訪問者用インターホンの設置	114	28	2	3	2
職員室と各階の直通電話の設置	30	—	—	—	—

（出典）川崎市教育委員会調べ（平成16年度）

小学校での危機管理への取組状況（ソフト面）

項 目	実施率 (%)
来校者へのIDカードの携帯義務付け	98
保護者による通学路の安全確保	96
危機管理マニュアルの作成	94
学区の安全マップの作成	69
児童に対する安全教育のカリキュラムへの位置付け	60

（出典）川崎市教育委員会調べ（平成16年度）

【課 題】

学校は児童生徒にとって安全な場所であり、緊急時には、校長を中心に児童生徒の安全を最優先にした行動をとることが重要です。そのためには教職員一人ひとりが、緊急時における対応についての共通理解を図るとともに、各学校の状況に応じた校内協力体制を確立していくことが求められています。また、ハー

ド面においても施設設備の点検や充実を図っていくことが求められています。

今後の主な課題として以下のようなものがあげられます。

- ・ 教職員の危機管理研修の実施（危機的な事象に対する的確な初動体制の整備・確認など）
- ・ 児童生徒に対する安全教育・防災教育の徹底（実践的な避難訓練の実施など）
- ・ 学校・家庭・地域や関連機関との連携

●学校の設備・環境

【現 況】

学校施設の改築や大規模改修工事、耐震補強工事が必要な学校数が83校、複合化した施設が1箇所、再転用可能教室の数が221教室となっています。

学校の改築等に際しては福祉施設等の他の公共施設と合築することや、市民の自主的な学習や活動の場としての活用が図られるよう積極的・多面的な複合化を進めています。

学校の設備・環境について（平成16年4月）

	小学校	中学校	高等学校	特殊学校	幼稚園
学校数	114	51	5	3	2
改築・大規模改修・耐震補強工事必要校数	53	25	2	1	2
複合化施設数	1	0	0	0	0
再転用可能教室の数	123	98	—	—	—

（出典）川崎市教育委員会調べ

【課 題】

今後は、改築時にとどまらず、既存校の大規模改修の際に地域のニーズにあった複合化・有効利用が求められています。同時に、長期的な視野に基づいた、学校の適正規模適正配置の検討が求められています。

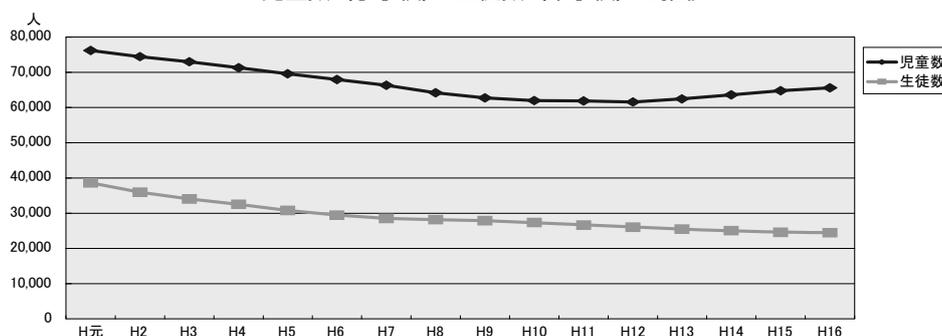
また、「暗い・臭い・汚い」イメージになりがちな学校のトイレ環境などの身近な問題を、子どもたちの意見を取り入れながら解決していくことや、ヒートアイランド現象等、気温上昇に対する学校内の冷房化などの研究が必要とされています。

●学校・園の推移

【現 況】

平成16年度の川崎市立学校（園）は、小学校114校、中学校51校、高等学校（全日制・定時制併置）5校、特殊教育諸学校3校、幼稚園2園です。このうち、小学校、中学校の今後10年間の児童生徒数は、全国的な少子化傾向にもかかわらず増加傾向で推移していくことが予想されます。

児童数（小学校）・生徒数（中学校）の推移



（出典）川崎市教育委員会調べ

小学校一校あたりの平均児童数は575人（最大値は1,509人、最小値は129人）、一校あたりの平均学級数は20.3学級（最大値は44学級、最小値は8学級）となっています。また、小学校一学級あたりの平均児童数は28.3人、一教員に対する平均児童数は19.9人となっています。

中学校一校あたりの平均生徒数は480.2人（最大値は997人、最小値は175人）、一校あたりの平均学級数は15.7学級（最大値は33学級、最小値は6学級）となっています。また、中学校一学級あたりの平均生徒数は30.5人、一教員に対する平均生徒数は15.7人となっています。

平成16年度の規模別学校数

	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	14校	82校	12校	6校
中学校	21校	28校	2校	0校

（出典）川崎市教育委員会調べ

【課 題】

本市の各小学校、中学校では、小規模化と過大規模化が同時に進んだことにより学校規模のアンバランスが生じ、教育環境の不均衡となってきました。小規模校は、教職員にとって児童生徒の状態を把握しやすいなどの利点がある反面、学級編制替えができないことなどにより、子ども同士、保護者同士の関わりが固定化することから、多様な人間関係を築くための地域全体での取組が課題となってきます。また、クラブ活動や部活動などの数が限定されることから、校種間連携や地域スポーツクラブとの連携を図るなど、児童生徒の多様な希望に応えるための場づくりが求められます。

一方、過大規模校は、教員数の確保等で多様な教育活動を展開できますが、児童生徒一人ひとりの理解に応じた指導の充実が求められます。また、特別教室、体育館などの施設設備の効率的な活用、校外学習の活動内容や安全面などの充実が必要です。

●学校施設開放

【現 況】

児童生徒の安全な遊び場、市民の団体活動の場、青少年・地域住民のスポーツ・余暇活動の場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放することを目的に、昭和39年、「学校施設開放事業」が始まりました。

現在、小学校113校（改築校1校をのぞく全校）、中学校51校（全校）、養護学校2校で学校施設を開放しています。開放している施設は、体育館（161校）、校庭（150校・夜間の校庭開放7校）、特別教室（67校）、プール（73校・団体開放、20校・個人開放）となっていますが、特別教室（音楽室や料理室）については、施設の状況により開放が難しい学校もあります。

平成15年度、この事業により学校施設を利用した人は、延べ1,697,469人、67,022団体でした。

また、平成15年度から、市内の全小学校で全ての小学生を対象にした児童健全育成事業、「わくわくプラザ」がはじまっています。平成16年5月1日現在の登録児童数は26,154人で全児童65,545人のうち約40%にのぼっています。

【課 題】

「学校施設開放事業」は、各学校に設置されている「学校施設開放運営委員会」が受け皿となって、地域住民による事業運営が行われていますが、学校に大きな負担がかかっている地域もあります。

また、学校は子どもたちの教育の場であるとともに、地域住民の生活の中にある施設であるため、学校施設を利用する人々に利用上のマナーを理解してもらうことが課題となっています。

さらに、公正で公平な施設利用を展開していくためには、「わくわくプラザ」と「学校施設開放委員会」とのよりよい関係づくりが不可欠となってきます。

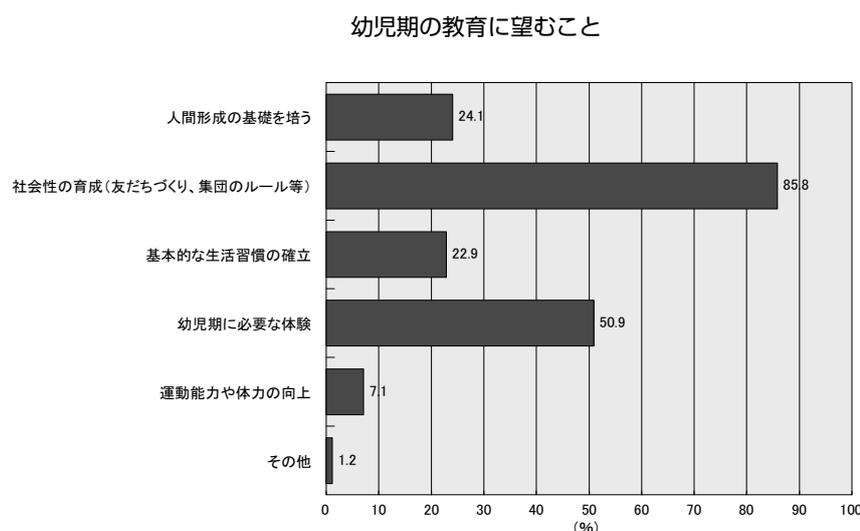
(2) 「家庭・地域における教育」の現況と課題

①幼児期の教育に望まれるもの

【現 状】

幼児期の教育に望むものとしては、「社会性の育成（友だちづくり、集団のルール等）」が85.8%と9割近くで最も多く、次いで「幼児期に必要な体験」を得させたいとするものが、50.9%と半数程度になっています。それ以外はさらにその半分の25%以下であり、この2つが幼児教育で最も重要なものと評価されています。

なお、母親の職業別にみると、職業を持っている母親が専業主婦に比べて「基本的な生活習慣の確立」への希望が高く、本来は家庭で教育されるべき内容についても幼児教育に期待している状況をうかがわれます。



(出典) 川崎市次世代育成支援行動計画策定ニーズアンケート調査報告書(平成16年5月)

【課 題】

幼児期の教育に期待されている役割を果たすために、年齢や保護者の就労形態の如何によって区別することなく、保護者のニーズに的確に応える総合的な子育て支援施策が求められています。

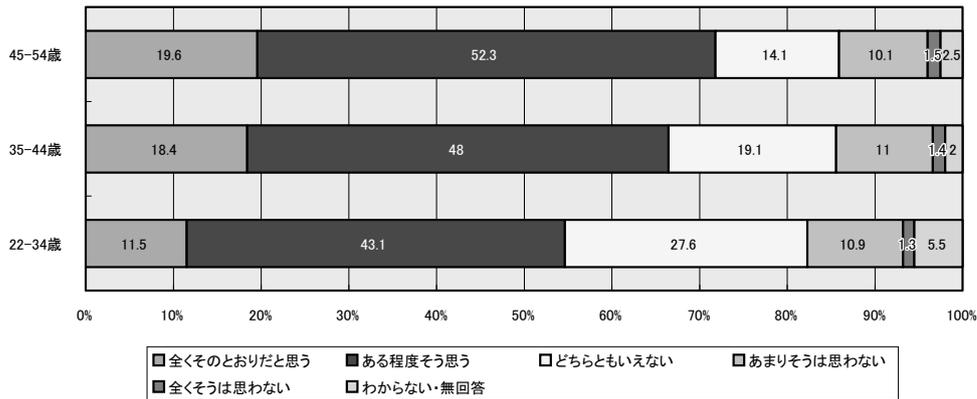
②家庭の教育力

【現 状】

児童虐待、校内暴力、不登校、いじめといった子どもに関わる問題が深刻化する中、都市化、核家族化、少子化、地域における市民同士の交流やつながりの希薄化などを背景として、放任や過保護・過干渉、育児不安、しつけへの自信喪失など、家庭の教育力の低下が指摘されています。

平成13年度に行われた国立教育政策研究所の「家庭の教育力再生に関する調査」によれば、「家庭の教育力が低下しているのではないか」という問いに、20歳代後半から30歳代前半の若い世代で55%、40歳代後半以降の世代では72%が「全くそのとおりだと思う」又は「ある程度そう思う」と答えています。

家庭の教育力の低下について



(出典) 平成13年度「家庭の教育力再生に関する調査研究」(国立教育政策研究所)

【課題】

家庭の教育力の回復には、家庭教育に関する学習機会を提供することだけでなく、学校・家庭・地域の連携により、子育てをサポートしていくことが必要です。今後、NPOを含む子育て関係団体や子育て経験者を中心として、子育て家庭を支援していくためのネットワークを地域で構築していくことが求められています。

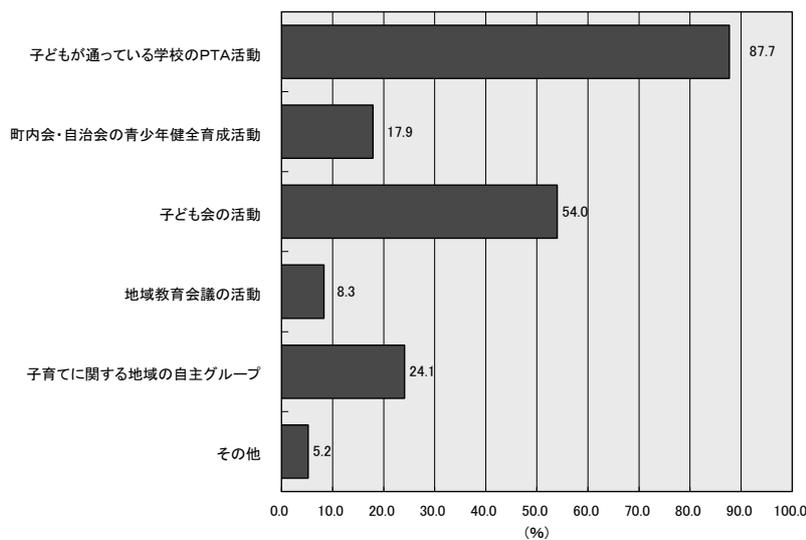
③地域における子育て

【現状】

子どもが就学後の母親を対象に行った調査によれば、地域の子育て活動に参加したことがあるとの回答は80.1%と8割を超えており、積極的に地域の子育てに参加しているように見えます。

活動の内訳は、「PTA活動」が87.7%と多くの部分を占め、次いで「子ども会の活動」が54%、「子育てに関する地域の自主グループ」が24.1%となっています。自主グループへの参加が24.1%に上ることは、積極的な子育て活動として注目されます。

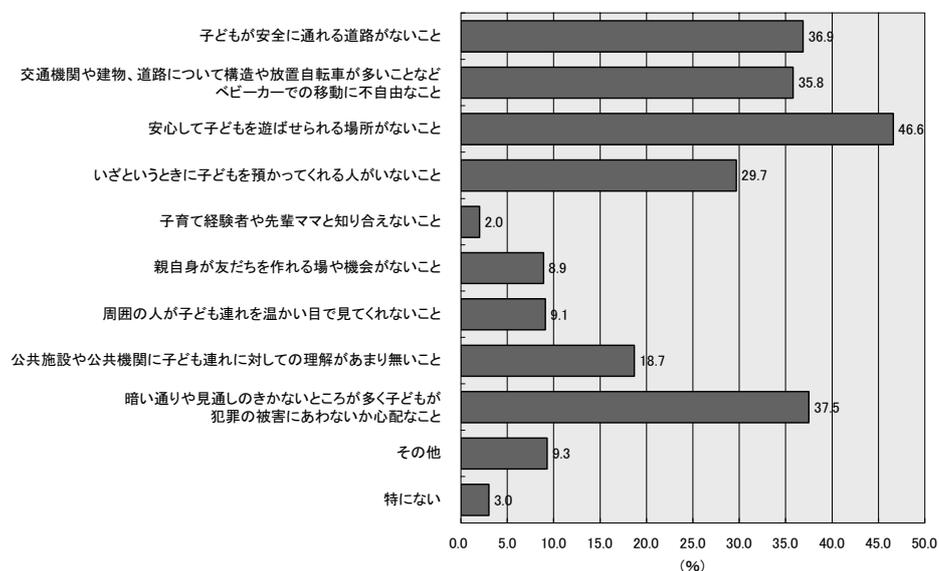
地域における子育てへの参加状況



(出典) 川崎市次世代育成支援行動計画策定ニーズアンケート調査報告書(平成16年5月)

就学前児童の保護者に地域で困ることをあげてもらうと、「安心して子どもを遊ばせる場所がないこと」(46.6%)、「暗い通り等で子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」(37.5%)、「子どもが安全に通れる道路がないこと」(36.9%)、「交通機関や建物、道路でベビーカーの移動に不自由なこと」(35.8%)の順となっています。

地域の中での子育てで困ること



(出典) 川崎市次世代育成支援行動計画策定ニーズアンケート調査報告書 (平成16年5月)

【課 題】

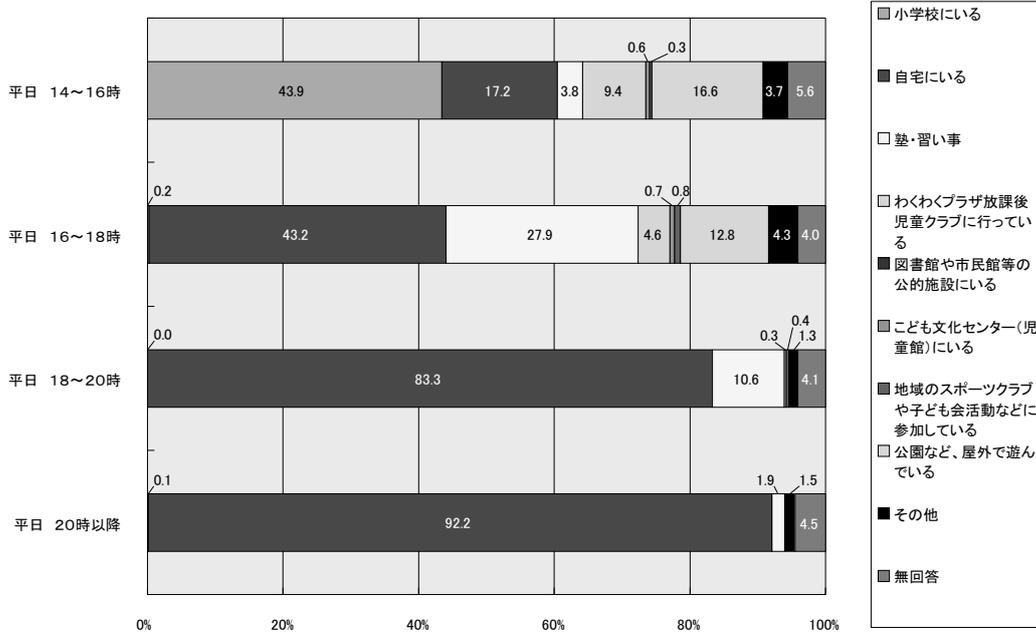
子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に向けて、地域における自主的な子育て活動への支援の充実や、子どもの安全を守る環境づくり、子どもの遊び場・居場所づくりが求められています。

④地域における子どもの姿

【現 状】

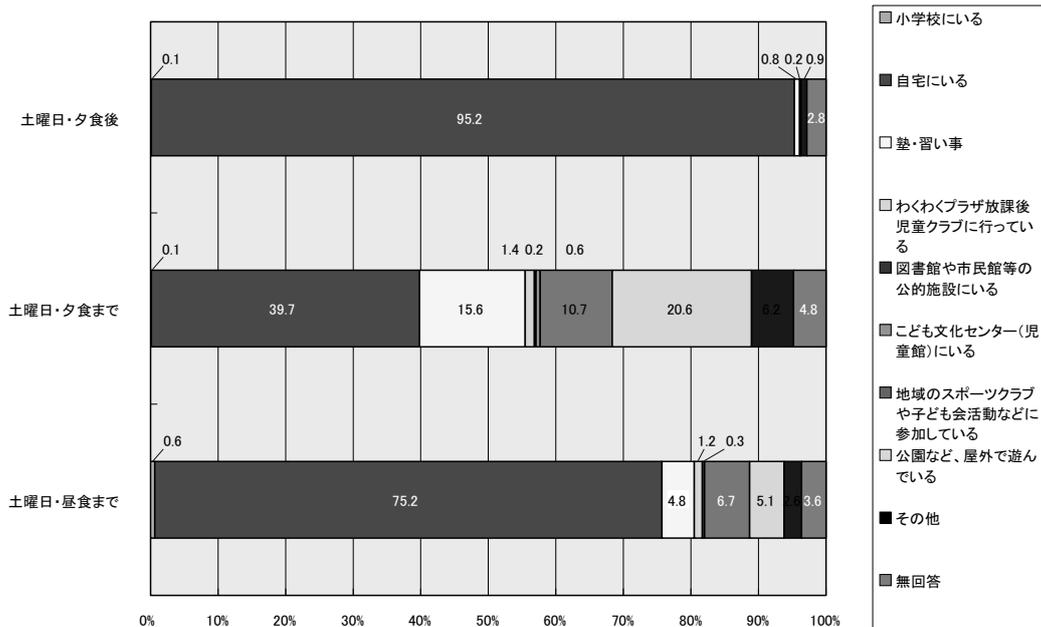
放課後、子どもがどのようなところで過ごしているかを見てみると、「自宅」が「塾・習い事」が多いことが分かります。また、学校5日制の導入に伴い平成14年度から休みになった土曜日は、午後の時間帯で6割以上の子どもが、「塾・習い事」や、「地域のスポーツクラブや子ども会」「公園・屋外」など、自宅の外で過ごしています。

平日の放課後の過ごし方



(出典) 川崎市次世代育成支援行動計画策定ニーズアンケート調査報告書 (平成16年5月)

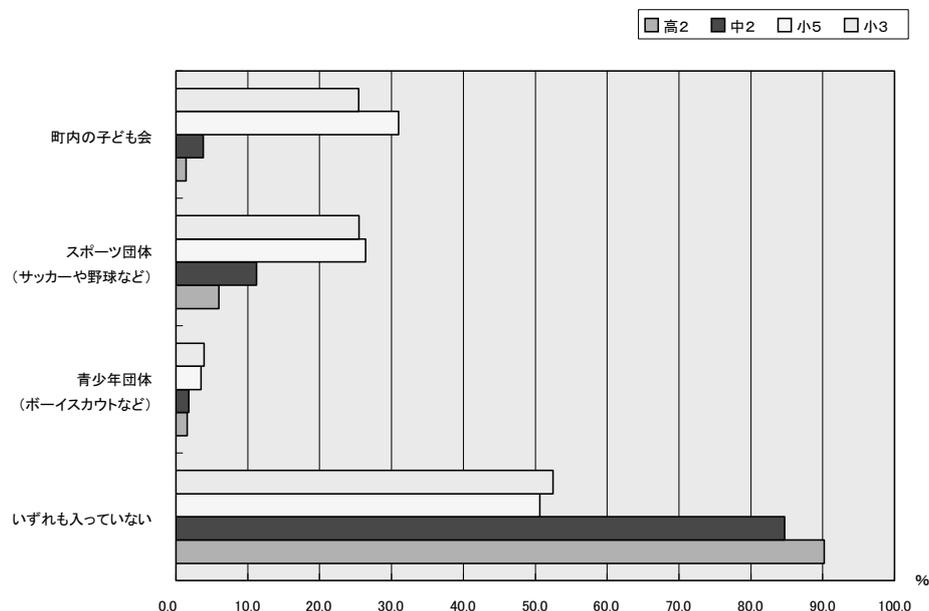
土曜日の過ごし方



(出典) 川崎市次世代育成支援行動計画策定ニーズアンケート調査報告書 (平成16年5月)

地域において、子どもが属している団体については、小学校5年生で子ども会が31%、スポーツ団体が26.4%と答えていますが、中学生、高校生になるとこうした団体やクラブには属していないことが分かります。

地域のクラブや団体への加入状況



(出典) 平成15年度「かわさき・子どもの生活実態調査」(川崎市総合教育センター)

【課 題】

地域社会は、子どもが多くの人々や社会、自然などと直接触れ合う体験の場として重要な役割を担っています。地域の団体やクラブに参加する機会が減る中学生以上の子どもを中心として、地域の中で違う学年や違う学校の子どもの交流し、様々な体験を積む機会が減少しています。

(3) 「社会教育・文化・スポーツ」の現況と課題

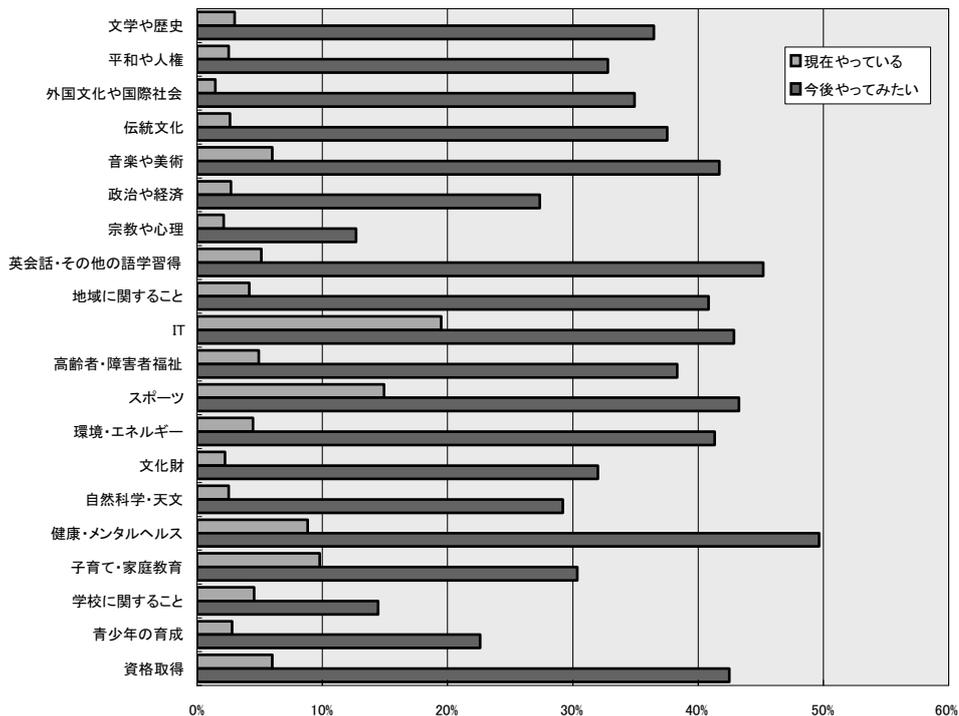
①市民の学習活動

【現況】

平成15年度川崎市市民意識実態調査によると何らかの学習活動・市民活動を行っている市民の割合は約4割となっています。

学習・活動の内容は「IT（コンピュータ・インターネットなど情報通信）に関すること」「体育、スポーツ、レクリエーションに関すること」「子育てや家庭教育に関すること」が上位を占めています。また、今後、取り組んでみたい内容としては、「健康づくりやメンタルヘルスに関すること」が最も高く、その他「英会話・その他の語学習得に関すること」「体育、スポーツ、レクリエーションに関すること」が上位にあがります。

現在実施している／やってみたい学習・市民活動



(出典) 平成15年度川崎市市民意識実態調査

【課題】

市民が生涯にわたっていつでも、どこでも自主的に学習し、活動することができる生涯学習社会の実現が求められています。市民の自主的な学習活動やグループ活動を活性化させるには、学習段階に応じた市民教育や、必要な学習情報の取得や学習相談等が気軽にできる環境を整備することが必要です。

そして、市民と行政の役割分担を明確にし、協働を推進しながら、市民が生涯学習で得た成果を地域にフィードバックしていくことが求められています。

②市民館などの社会教育施設

●市民館

【現況】

市民の生涯学習・市民活動の拠点として、川崎区に教育文化会館が、他の6区には市民館が設置されています。さらに、より身近な地域の生涯学習・市民活動の場として分館6館が整備されています。

教育文化会館・市民館・分館には500人から2,000人を収容する大ホール、会議室、料理室や和室等の学習室があり、様々な学習グループや市民団体等の利用に供しています。平成15年度は全館で延べ

73,000団体が利用しています。

また、市民の幅広い学びを支援する場として、年間を通し各種学級・講座の開設、学習相談、社会教育関係団体への支援等を実施しています。平成15年度は全市で533の学級・講座・講演会等を実施し、延べ117,786人の参加を得ています。そして、これらの事業にボランティアや企画運営委員として関わった市民は延べ34,918人になります。

【課 題】

各区にある市民館、スポーツセンター、こども文化センター等の市民利用施設は、現在、各局が個別に管理しています。その結果、所管局ごとの運営・管理体制の違い、情報共有面の困難等が生じ、利用者から見て利便性に欠ける点があります。そこで、市民にとって身近なこれらの施設のネットワーク化を図ることにより、各施設を多機能化し、地域の実情に応じて、より有効に利用できるようにしていくことが求められています。

●図書館

【現 況】

図書館は現在、各区に1館の地区図書館（蔵書数20万～30万冊）と、より地域に身近な図書館分館5館・閲覧所1箇所（蔵書数3万～5万冊）が整備されています。また、市内20ポイントを回る自動車文庫が整備されています。

幼児から高齢者までの市民が学び・調べ・楽しむ生涯学習施設として、市民の活発な学習・調査活動、読書活動を支えるために、本・雑誌・地域情報・地域資料・市政情報・CDなどを保存・提供しています。同時に、講座、講演会を催すとともに、郷土史研究や読み聞かせボランティアなどの市民の文化活動の場ともなっています。また、この他にも、レファレンス業務、学校図書館との連携による児童サービスなどを実施しています。

平成14年からの図書館システムの更新により、インターネットによる蔵書検索や予約等が可能となり、本の予約件数や貸出し件数が増加しています。平成15年度の貸出し人数は延べ151万人、貸出し冊数は約581万冊となっています。

図書館の利用状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
市民1人あたりの年間資料費	120円	130円	130円
市民1人あたりの年間貸出冊数	3.3冊	3.4冊	4.4冊
市民1人あたりの年間予約件数	0.19件	0.24件	0.59件
総予約件数	約25万件	約32万件	約77万件
総貸出し冊数	約430万冊	約458万冊	約581万冊

平成15年度川崎市立図書館活動報告書40

さらに、パンフレット「えほんだいすき」の作成などを通して、子どもの読書環境の整備と読書活動への支援を行い、「読書のまち・かわさき」事業を進めると同時に、LANの整備により学校図書館との情報共有を進めています。

【課 題】

インターネットの活用により様々な図書館サービスが可能となりましたが、一方で、資料の充実やレファレンス（調査・相談）機能の強化、読書支援など、図書館に対する意見も多様化、高度化しています。

今後は、幅広い市民のニーズに応えられる資料の整備、外国人市民も利用できる資料検索システムの整備、ビジネスや市民生活に役立つ資料の充実、インターネットやCD-ROMなどでの様々な情報の提供などが求められています。

また、学校教育において定着してきている「調べ学習」に対応できる環境整備と、学校図書館への支援・連携を一層推進していくことが求められています。

●青少年教育施設

【現 況】

青少年の健全育成を図り、体験活動を促進する施設として、青少年団体等の宿泊を中心とした施設である「青少年の家」、陶芸や工作など様々なものづくりを体験できる施設としての「青少年創作センター」、広大な自然の中で川崎では体験できない野外活動や自然との交流体験できる「八ヶ岳少年自然の家」、自然の中で野外活動や集団生活が体験できる「黒川青少年野外活動センター」、子どもたちが自由に集い、創りつづけていく「子ども夢パーク」の5施設が整備されています。

【課 題】

地域社会の中に青少年が安心して過ごせる「居場所」が求められているという社会的背景の中で、青少年教育施設を、個人でも気軽に立ち寄ることができる場として機能整備していくことが求められています。

さらに、「川崎市子どもの権利に関する条例」の具体化や、利用者である青少年の声を直接施設運営に生かせるシステムの整備も課題となっています。

③地域教育会議

【現 況】

各中学校区で展開されていた「青少年地域活動促進委員会」を母体として、平成9年度に「行政区地域教育会議」と「中学校区地域教育会議」が、全区、全中学校区（51）に設置されました。地域の教育への参画、学校教育の支援、生涯学習のコーディネートなどを目指して、各地域の特性を生かした活動を展開しています。

「地域教育会議」では主に、「子ども会議」（40校・7行政区）や「教育を語るつどい」（50校・7行政区）などの事業を実施するとともに、広報紙を発行して会議の活動を地域住民や保護者へ伝えています。

行政区地域教育会議における「子ども会議」の開催状況（平成15年度）

	テーマ・回数	延べ参加者数
川崎区地域教育会議	歴史・子ども共和国・権利・福祉・環境【18回】	319人
幸 区地域教育会議	子どもの居場所～みんなで考えよう～【2回】	161人
中原区地域教育会議	「わたしたちの生活と権利を考える」パート6～学校・休日・友達のこと等～【1回】	133人
高津区地域教育会議	自然環境が良い安全なまち“高津”にするために【1回】	52人 (大人の数含まず)
宮前区地域教育会議	地域の人と交流しよう～商店体験、農業体験を通して～ 【1回】	86人
多摩区地域教育会議	「いじめ」無視しないで、みんなで考えてみよう！【5回】	67人
麻生区地域教育会議	「自分達の身近な問題について」～休日の過ごし方、学校施設、子どもの犯罪～【1回】	58人

（出典）川崎市教育委員会調べ

行政区地域教育会議における「教育を語るつどい」の開催状況（平成15年度）

	テーマ・回数	延べ参加者数
川崎区地域教育会議	いきいきと輝く街をめざして～なにか変？今、若者の間でなにかがおきている～【1回】	187人
幸 区地域教育会議	「子どもの居場所～今の子どもたちの姿をみつめよう～“まちを浮遊する子どもたち”」【1回】	81人
中原区地域教育会議	「子どもの権利条例」と今を生きるこどもたち【1回】	109人
高津区地域教育会議	住みよい高津にするためには【1回】	84人
宮前区地域教育会議	大いに語ろう大人も子どもも【1回】	37人
多摩区地域教育会議	地域で子どもを育てよう～あなたにできること あなたがしてほしいこと・「子ども会議」って知っていますか・一緒に考えてみませんか？～子ども達の家や地域での生活について～【3回】	86人
麻生区地域教育会議	今、地域で子どもたちは…【1回】	60人

(出典) 川崎市教育委員会調べ

平成14年に行われた川崎青年会議所のアンケートによると、これらの事業により、「地域・子ども・保護者とのネットワークができた」「地域・保護者の意見交換ができた」「子ども達の話聞く機会ができた」「子どもや地域の実態を把握できた」「弱者への思いやりの心を育むことができた」等の成果が得られたとされています。

【課 題】

「地域教育会議」は、学校・家庭・地域の連携を推進することにより、地域の教育力の向上に寄与することが期待されています。そのためには、「行政区地域教育会議」と「中学校区地域教育会議」の連携、学校との連携、子どもの参画等について、そのあり方を見直し、効率的、効果的に事業を運営していくことが必要です。

また、事務局の仕事について、社会教育施設や学校に負担がかかっている地域もあり、課題となっています。

④学習成果の活用（地域人材、ボランティアの活用）

【現 況】

生涯学習社会の広がりの中で、自らの経験や技術・知識を地域社会に生かしたいという人が増えていきます。

教育文化会館・市民館等では、「市民・行政協働事業」として多くの市民ボランティアが活躍しています（識字・日本語学級ボランティア367人、障害者支援ボランティア271人、保育ボランティア22グループ）。また、「市民自主企画事業」など、多くの事業で企画段階から市民が参画し、事業運営に主体的に関わっています。

【課 題】

教えたい知識・技術を持っている人と、新たに何かを学びたいと思っている人を結びつけられるようなシステムを構築する必要があります。そのためには、それぞれの組織が持っている地域人材に関する情報を統合化し、「人材登録、活用制度」として有効に機能させていくことが必要です。

⑤文化財の保護と活用

【現 況】

市民の貴重な財産である文化財を良好な状態で保存・保護するための施策として、文化財の指定（平成16年4月1日現在、国指定13件、県指定27件、市指定103件）、指定文化財の保存修理、文化財の所在・保存状況の把握のための文化財調査、文化財所有者への日常管理経費の助成と保存修理に対する補助金の

交付、民俗芸能の保存・継承を目的とした保存団体（川崎市民俗芸能保存協会加盟団体35団体）への助成、地元町内会等を母体とした史跡保存会（現在4団体に助成）による史跡の除草・清掃等の環境整備などを行っています。

また、文化財保護への関心を高める目的で、小中学校の総合的な学習において地域の伝統文化や伝統芸能を体験する取組、川崎市民俗芸能保存協会による「民俗芸能発表会」の開催、文化財所有者と地域の文化財ボランティアの協力による「指定文化財現地特別公開」の実施、文化財解説板の設置、文化財保護・調査の成果を公開するための「文化財調査集録」等の刊行、ホームページ上での市域文化財の紹介、なども行われています。

【課 題】

地域の文化財は地域で守るという文化財保護の精神に基づき、市民参加を基本に地域に密着した文化財の保護と活用を推進していく必要があります。そのためには、文化財ボランティアや保存会の育成・活性化、文化財の公開と活用による地域振興、文化財情報のデータベース化と市民への情報提供、講演会の充実などにより、多くの市民に文化財保護への理解を深めてもらうことが課題となっています。

また、文化財指定、保存修理の基本データとなる文化財調査を計画的に進め、貴重な文化財の保護に努めていく必要があります。

⑥博物館施設の運営・整備

【現 況】

本市が設置した博物館施設5館（市民ミュージアム、日本民家園、青少年科学館、岡本太郎美術館、大山街道ふるさと館）及び地名資料室は、それぞれの特性をいかして、調査研究・展示・イベントなど博物館活動を展開し、市民文化の育成、発展を図っています。博物館施設の年間の総利用者数は、約52万人、講座・講演会・イベント・学習活動等への参加者数は、4万4千人余りとなっています。

博物館施設の利用者数（平成15年度）

	総利用者数 （※講座等の参加者含む）	※講座・講演会・イベント等 参加者数
市民ミュージアム	103,511人	12,588人
日本民家園	88,986人	9,294人
青少年科学館	220,283人	17,482人
岡本太郎美術館	70,601人	4,671人
大山街道ふるさと館	37,189人	210人
計	520,570人	44,245人

（出典）川崎市教育委員会調べ

市民の博物館への意見は多様化、高度化しており、市民のための博物館運営のあり方が問われています。そのため、現在、博物館自己点検評価検討委員会においてアンケート調査を行いながら、自己点検評価の実施に向けて準備作業を進めています。

【課 題】

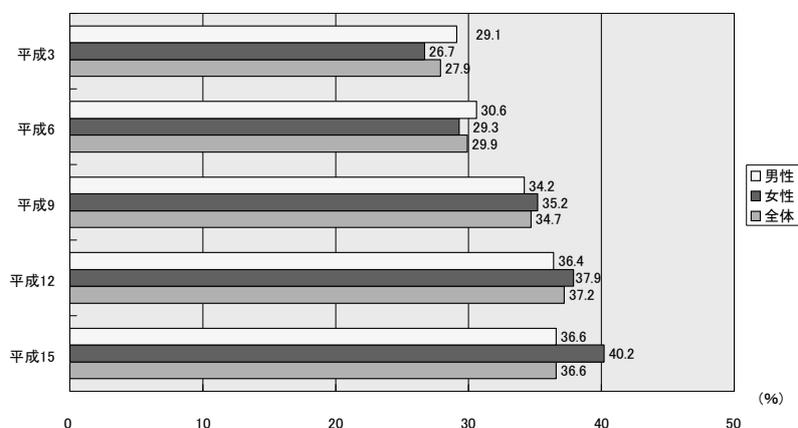
様々な市民ニーズを充分考慮し、効率的、効果的な施設運営のあり方を検討する必要があります。また、入館者数や歳入だけでなく、事業の質を的確に評価していくことも課題となっています。

⑦生涯スポーツの推進（総合型地域スポーツクラブの育成）

【現 況】

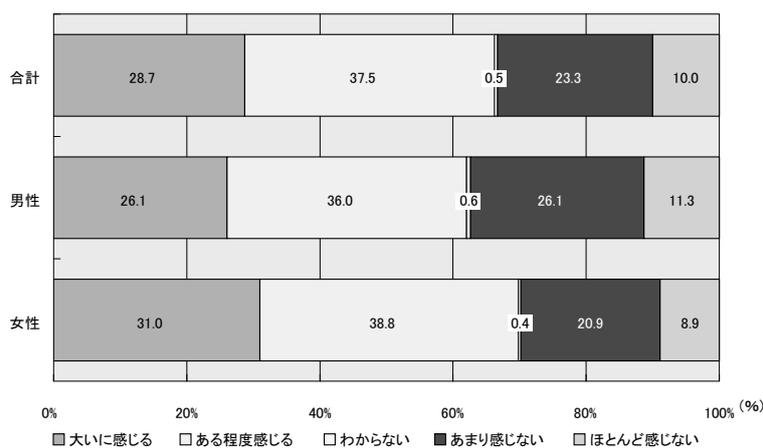
平成16年2月に内閣府が行った「体力・スポーツに関する世論調査」によると、週1回以上スポーツ活動を行っている人の割合は約4割で、普段運動不足を感じている人の割合は、6割以上にのぼります。

週1回以上スポーツ活動を行う人の割合



(出典) 平成15年度「体力・スポーツに関する世論調査」(内閣府)

運動不足を感じる人の割合



(出典) 平成15年度「体力・スポーツに関する世論調査」(内閣府)

このような市民の運動不足、少子高齢者社会の進展、コミュニティの希薄化などが進む中で、市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの振興に向け、総合型地域スポーツクラブの育成を行っています。総合型地域スポーツクラブは、地域住民が会員となって、子どもから高齢者までの誰もが、年齢、関心、技術レベルなどに応じて参加できる、地域住民が自主的に運営するスポーツクラブです。

現在、学識経験者、体育指導委員、学校関係者などで構成する「川崎市総合型地域スポーツクラブ育成連絡協議会」により、地域の自主的な活動を支援しています。

平成14年12月に、本市、最初の総合型地域スポーツクラブが中原区平間地区に誕生し、様々な活動を始めています。また、平成15年1月に高津中学校区を中心とした高津地域をモデル地域として指定し、育成連絡協議会の委員が助言をしながら、総合型地域スポーツクラブ設立に向けた取組を支援しています。その他の地域でも設立に向けた取組がはじまっています。

【課 題】

市民のスポーツ活動や、健康・体力づくりへの関心は高く、市民ニーズの多様化に対応していくためには、スポーツを楽しめる環境づくりを進め、行政主導型のスポーツ振興から、市民が創る・地域が担うスポーツ振興への転換が求められています。そのためには、それぞれの住民に身近な地域に、誰もが様々なスポーツを楽しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」の輪を広げていくことが必要です。

地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブが各地域に設立され、地域のコミュニティ活動の核となるとともに、スポーツセンターと協働して、スポーツ教室等の企画・運営を行うなど、地域に根ざしたスポーツ振興を図っていくことが望まれています。

そのためには、講演会・説明会などを行いながら、総合型地域スポーツクラブの意義、役割、仕組みなどを市民に広め、各地域で理解を深め、設立の気運を高めるとともに、設立手引きなどの資料提供や、クラブ設立・運営の中心となるリーダーやスタッフの育成を行いながら、自主運営・活動を推進するための環境整備を行う必要があります。

⑧スポーツ環境・指導体制の整備

【現 況】

現在6つの屋内スポーツ施設（とどろきアリーナ、体育館、幸スポーツセンター、高津スポーツセンター、麻生スポーツセンター、石川記念武道館）において、各種スポーツ教室や個人開放事業等を実施して、市民が気軽にスポーツに親しむことのできる場や機会を提供しています。各スポーツ施設の利用者数は、平成15年度で約120万人となっています。

まだスポーツ施設が設置されていない宮前区と多摩区では、整備や計画づくりを進めています。宮前区は平成18年度の開設に向け建設を行っています。

スポーツ施設の利用者数（平成15年度）

施設名	団体利用者数	個人利用者数
とどろきアリーナ	354,460人	92,038人
川崎市体育館	125,820人	58,862人
幸スポーツセンター	71,653人	60,835人
高津スポーツセンター	115,513人	96,865人
麻生スポーツセンター	111,187人	69,242人
石川記念武道館	15,861人	20,843人
計	794,494人	398,685人

（注）団体利用者数には会議室利用も含む（出典）川崎市教育委員会調べ

また、地域でのスポーツ振興を図るため、各区・各地区（7区・13地区）に体育指導委員を配置し、地域に密着した活動を展開しながら、スポーツの普及を行っています。

さらに、スポーツ振興のためには、競技力の向上が重要であり、競技スポーツ選手の強化、特にジュニアスポーツの普及と選手の育成・強化、指導者の育成に取り組んでいます。

【課 題】

スポーツ施設の整備・充実、スポーツ振興の基礎的な条件です。市民の健康増進や体力向上を図るため、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる施設として、各区に1館のスポーツセンターの整備を進める必要があります。

また、体育指導委員については、今後さらに、スポーツセンターのスポーツ教室の指導や事業企画、総合型地域スポーツクラブのコーディネーターなどの役割が期待されています。

また、地域で活動するスポーツ指導者や学校における指導者、各種スポーツ団体の指導者等が一体となってスポーツの振興を行っていくことが必要であり、学校、各区体育指導委員会、（財）川崎市体育協会、

川崎市レクリエーション連盟等の連携を強化して、地域に潜在する指導者の掘り起こしと育成・活用を図っていくことが求められています。

⑨市民スポーツ活動の活性化

【現 況】

スポーツセンター等において、スポーツ教室など市民が気軽にスポーツに親しむことのできる場や機会を提供するとともに、ヘルシーウォーク、体育の日記念事業など広く市民が参加できるスポーツ事業などを開催しています。

また、各種スポーツ大会を開催するとともに、川崎市を代表するトップ選手の意識高揚を図るため、神奈川県総合体育大会、市町村対抗かながわ駅伝競走大会などの対外競技に選手を派遣しています。

さらに、シティセールス、地域スポーツの振興、青少年の健全育成、市民生活の活性化などの観点から、川崎フロンターレ後援会を通して市民とともに、川崎フロンターレを支援するなど、川崎をホームタウンとして活躍する各種競技のトップチーム・選手と協働して市民のスポーツ活動を推進しています。

また、ハーフマラソンや、仲間や家族との絆を大切にしながら参加できるリバーサイド駅伝など、本市の自然資源である多摩川を活用したスポーツ大会を実施しています。

【課 題】

各種スポーツ教室の開催や、競技スポーツの成果を発表する場としての市民各種競技大会の開催により、より多くの市民がスポーツ活動を楽しむことができるよう、市民ニーズを把握しながら、実施方法、内容、適正な受益者負担などを検討する必要があります。

また、対外派遣についても、成果を出せるよう新たな振興策を検討する必要があります。

今後も、本市をホームタウンとする川崎フロンターレなどへの支援と協働を進めるとともに、トップ選手を地域で育てる環境づくりが求められています。

⑩地域における多文化共生教育

【現 況】

教育文化会館・市民館では外国人市民等を対象に地域で生活する上で必要な日本語を学習する「識字・日本語学級」を実施しています。外国人市民が日本語を一方的に学ぶのではなく、外国人市民等が持つ様々な文化を日本人市民もともに学び、尊重することを基本としています。また、日本語学習の支援を通し、外国人市民と日本人市民がお互いを尊重し、認め合う、ともに生きる地域社会を目指した教育を進めています。

平成15年度には7施設において14学級が開設され、54カ国、1,321人の外国人市民と462人のボランティアが参加しました。

【課 題】

全ての市民が外国人市民等の抱える問題を理解し、共生社会の創造に取り組んでいくために、多文化共生のための平和人権尊重学習の機会を充実するとともに、「識字・日本語学級」や「多文化フェスタ」など外国人市民等と直接向き合い、協働していく施策も必要とされています。

また、民間における国際交流や外国人市民支援の活動との連携や支援を強化し、様々な機会に多文化共生教育と外国人市民等への学習支援が行われることが必要です。

(4) 「教育行政」の現況と課題

①教育委員会

【現況】

本市の教育委員会については、弁護士、大学教授、医師等様々な職業から、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する50代から70代の男女3名ずつ、計6名の委員が議会の同意を得て任命権者である市長より任命され、教育に関する行政事務を管理執行する独立行政委員会として組織されています。

委員会運営については、近年の社会情勢を反映して、市民からの請願や審議する課題が増加しているため、月1回の定例会に加えて臨時会が適宜開催され、迅速な審議・意思決定に努めています。

【課題】

今後、地方分権の推進に伴う地域における特色のある教育への対応や、社会情勢の更なる変化に対応することが求められています。

②政令市への権限委譲

【現況】

現在、小中学校等の義務教育諸学校の教職員給与費は各道府県が負担していますが、地方分権推進の流れの中で、近々、政令市へ移管されることになっています。それに合わせて、これまで道府県の権限であった学級編制基準及び教職員定数基準の設定権限も、政令市へ移譲されようとしています。これまで、1学級の児童生徒数は40人を基準とし、教職員数も県が定めた基準に基づき各学校に画一的に配置されてきましたが、権限移譲後は、子どもたちがより分かりやすく学び、よりきめ細かな指導を行うための施策として、1学級の定員を35人とするなど、少人数による学級編制が可能となります。

また、教職員定数基準の弾力化により、今まで以上に、地域や各学校の実情に応じた、教職員配置も可能となります。

しかしながら、本市立小中学校等の義務教育諸学校教職員の給与費については、平成15年度は約535億円となっており、今後も児童生徒数が増加傾向にあることから、今後、さらに増加していくことが見込まれています。

【課題】

政令市への教職員給与費移管に伴う権限委譲に際しては、この巨額な費用負担に応じた財源確保など、財政負担の問題を同時に解決していかなければなりません。

③教育委員会事務局

【現況】

教育委員会の事務局には、指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員が教育委員会の任命により配置されており、法令等によって、最小の経費で最大の効果をあげるように、常にその組織及び運営の合理化に努めることと規定されています。

教育委員会事務局の実務としては、教育施策を実現するために、国や県、他の局や関係機関と調整を図りながら事業を実施するとともに、常に市民と接している学校や社会教育施設等に対し、調整・指導等を行っています。

近年、市民ニーズが非常に多様化したことに伴い、業務が関連部局等と重複したり、所管が不明確であったりするなど市民にとってわかりにくいといったことも、問題として生じています。

【課題】

組織体制の課題としては、責任の所在が明確であること、市民にわかりやすく簡素で効率的であること、

多様化している市民ニーズに迅速に対応できることが求められています。そのため、本市の教育施策に基づいた事業を効果的・効率的に展開するために、事務事業の見直しとともに、事務分掌や組織体制の見直しが課題となります。

④教育委員会管轄部署の財務・事務

【現 況】

平成15年度現在、教育委員会の組織は事務局機構として5部12課、教育機関として幼稚園2園、小学校114校、中学校51校、聾・養護学校3校、高等学校（全日制・定時制）5校、社会教育施設等として教育文化会館をはじめとして約40施設を設置して、学校教育、社会教育活動を展開しております。この教育活動に従事する職員は市費・県費の教職員を含めて約6,700名であり、年間の教育予算は約500億円となっています。

平成15年度、川崎市教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人を対象として包括外部監査が実施されました。「平成15年度包括外部監査の結果報告書」においては、教育委員会の事務事業執行のあり方を基本的なところから見直し、改善を図る必要性が指摘され、また、指摘事項では、本市に働く公務員としての事業執行、換言すれば「市民サービス」のあり方という根源的な事柄をも問い掛けられました。

【課 題】

上記外部監査への対応として策定した「教育委員会事務事業改善プラン」において、「事務事業のコスト意識化」「事務事業執行のチェック機能の強化」「事務事業執行組織のスリム化」という3つの改革の視点、それをもとにした5つの取組の考え方（教育委員会事務改善体制の確立、補助・委託事業の執行体制の改革、外部団体の改善、物品管理の徹底、組織の適正化と人件費等の削減）への具体的な対応が求められています。

9 プランに関連する具体的な動き

(1) 文部科学省が進める教育改革

【学習指導要領の改正】

文部科学省では、現在、初等中等教育の改革と大学の構造改革を進めており、中央教育審議会答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」を踏まえ、[確かな学力]を育成し、[生きる力]を育むという新学習指導要領の更なる定着を進め、そのねらいの一層の実現を図るために、平成15年12月26日付けで、小学校、中学校、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領等の一部改正を行ったところです。

【若者自立・挑戦プラン】

若年者の雇用問題に対し政府全体として対策を講ずるため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び内閣府の関係4省では、平成15年4月に関係4大臣による「若者自立・挑戦戦略会議」を発足させ、同年6月には、教育・雇用・産業政策の連携強化等による総合的な人材対策として「若者自立・挑戦プラン」を取りまとめています。文部科学省では、同プランに基づき、小学校段階からの勤労観、職業観の醸成、企業実習と組み合わせた教育の実施、いわゆるフリーターの再教育、高度な専門能力の養成など、それぞれの立場に応じた支援策を「キャリア教育総合計画」として具体化し、将来を担う若者の人間力強化を目指しています。

【子どもの居場所づくり新プラン】

文部科学省では、平成16年度から3ヵ年計画により、子どもたちの思いやりや行動力、協調性、前向きに生きていく力など、心の豊かさは、学校生活だけで身に付くものではなく、家族や同じ地域で暮らす多くの人々たちとふれあいながら得られるものという考えから、地域と家庭と学校が一体となって子どもたちを育てていく、という社会環境をもっと日常的なものとするを指して、全国の学校で放課後や休日に、地域の大人の協力を得て、「子どもの居場所」をつくり、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう、学校、家庭、地域が一体となって取り組む「子どもの居場所づくり新プラン」を実施しています。

(2) 川崎市における教育関連の検討、協議

【幼保一元化に向けた調査検討】

本市では、「幼保一元化」について、縦割り行政による年齢や保護者の就労形態の如何によって区別することなく、多様な機会の選択を保障するという観点から、総合的な子育て支援策を目指して、市内の既存の教育・保育資源を活かし、民間の子育て支援施設が相互に連携・協力して、本市の実情に即した幼保一元化が実現するように取組を進めてきました。

【特別支援教育について】

国際的な潮流や国の動向、本市における障害児教育の現状と課題を踏まえ、従来の特設教育で対象としてきた範囲に、LD、ADHD、高機能自閉症を加え、障害のある児童生徒に対し、関係機関、地域と連携した、総合的な支援体制を確立することを目的として、「川崎市特別支援教育検討委員会」を設置し、今後の本市の特別支援教育の基本方針や特別支援教育を推進する上での教育システムの見直し及び人材育成計画、施設の整備計画について、検討を重ねてきました。

【高等学校教育振興計画について】

川崎市高等学校教育振興計画に基づき、高等学校定時制課程のあり方、学校間連携のあり方、教職員の

人事交流のあり方の3点について、それぞれ委員会（諮問機関）を設置し、高校教育の抱える問題点や現状の把握を行い、今後の方向性について検討してきました。

（3）外部監査と教育委員会事務事業改善プラン

平成15年度、教育委員会及び関連業務を行う財団法人を対象として、地方自治法に基づく包括外部監査が実施されました。監査は多岐、多方面にわたりましたが、それぞれ12項目にわたる監査結果と意見が教育委員会に対し、出されました。その中では、事務事業執行のあり方を基本的なところから見直し、改善を図る必要性が指摘されています。教育委員会としては、この指摘・意見を重く受け止め、「事務事業改善プラン－改善の考え方と主な取り組み－」を作成し、事務事業執行のあり方等の総点検を行うとともに、このプランに基づいて、着実に事務事業の改善を進めています。

（4）川崎市行財政改革プラン

少子高齢化の進む分権社会において、自治体に寄せられる市民の期待は一層の高まりを見せており、それに積極的に答えていかなければならない自治体の責務は、格段に重いものとなっています。一方、本市の財政状況は極めて厳しい状況にあります。今から30年ほど前の高度成長全盛期にその原型が作られた現在の施策体系・サービス提供体制は多くの課題を抱えており、部分的な改良を積み重ねただけでは、極めて近い将来において、現行の市民負担で現行のサービス水準を確保することすら不可能な事態となっています。

そこで、本市は行財政改革プランを策定し、「民間活力を引き出す」ことと、「受益者負担以外の市民負担の増加を回避する」ことを前提として、「市民が求める質の高いサービスを効率的かつ多様に享受できる環境を作り上げる」ことを基本方針に改めて据えて、これまでの施策体系・サービス提供体制を例外なく見直し、中長期的に収支改善を図っているところです。

（5）新たな総合計画と教育プランの関係性

本市では今後の進むべき方向性を具体的に示す「川崎市総合計画」を策定しています。この計画は川崎市全般の将来像となる計画ですから、市ではできるだけ多くの市民の積極的な参加・参画のもとに策定しました。

新総合計画基本構想では、まちづくりの基本目標を実現するために7つの基本政策を設定するとともに、施策全体の枠組みを30の政策の基本方向として掲げています。

かわさき教育プランは、新総合計画基本構想素案段階で示された基本政策Ⅲ「人を育て心を育むまちづくり」と基本政策Ⅵ「個性と魅力が輝くまちづくり」及び、その基本政策に付随する政策の基本方向「子育てを地域全体で支える」、「子どもが生きる力を身につける」「生涯を通じて学び成長する」「地域人材の多様な能力を活かす」「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」「川崎の魅力を育て発信する」「文化・芸術を振興し、地域間交流を進める」などの内容と整合を図りながら策定しました。

10 時代潮流と教育

(1) 少子化

経済・社会の成熟化、男女共同参画の進展、将来への不安などが起因して、わが国の出生率は低下の一途をたどっています。平成19年には、わが国の総人口はピークに達し、その後は、人口減少時代を迎えることが予想されています。そうした人口減少社会では、労働人口の減少とともに、市民一人ひとりの社会における役割が増大するため、子どもの頃から、社会・地域へ貢献する意識の醸成や社会での実践力を身につけるための教育が求められてきます。

また、世帯あたりの子どもの数の減少は、親や親族の過保護、過干渉をもたらし、子どもたちは、より多くの管理・監視の目が働く社会の中で育つケースが多くなります。そうした環境下では、子どもの自立や子ども同士のコミュニケーションが妨げられる傾向にあるため、子どもが自ら考え行動する機会や子ども同士が主導的に交流する場の必要性が問われてきます。

さらに、学校現場においては、児童生徒の減少に応じて、学校や学級の適正規模・適正配置を検討していくとともに、空き教室、廃校などの学校施設を有効に活用していくことで、保護者や地域に開かれた学校を整備していく必要性があります。

(2) 高齢化

医科学の進歩、保健衛生の向上、生活水準の向上などによって、わが国の平均寿命は伸長し、急速に高齢化が進んでおり、平成18年には、65歳以上の人口の割合が20%を超えることが予想されています。そうした高齢社会では、仕事や子育てを終えた高齢者が、元気にいきいきと自らの経験や能力を発揮し、社会を支える重要な一員として新たに活躍することが求められています。

そのためには、高齢者が生涯学習や社会・地域貢献を通じて生きがいを持ち、自己実現を図っていくための多様なニーズにあった学習環境の整備と能力を発揮できる機会の創出が不可欠です。学校施設や社会教育施設においては、高齢者も安心して快適に利用できるための、施設・設備や機器のユニバーサルデザインが必要です。また、地域の歴史・伝統を若い世代へ伝えるための交流の場の確保も重要となります。

さらに、人生を長い目で見たライフプラン、キャリアプランなどを、早い時期から意識するための機会を提供していくことが必要だと考えられます。

(3) 高度情報化

わが国では、インターネットやコンピュータ等の普及に伴い、大量の情報が流動する高度情報社会を迎えており、世界中の誰もが多様な知識や情報を入手し、発信し、交換できる環境が整いつつあります。同時に、専門性の高い多様な知識や情報が付加価値や新たな文化を生み出す知識社会へと移行しています。さらに、いつでもどこでもインターネットにアクセスできる便利なユビキタス社会の到来も間近に迫っています。一方で、テレビゲーム、ビデオ、携帯電話などの情報通信技術の普及や社会経済構造の変化により、子どもたちの間では、コミュニケーション機会の不足が課題とされています。

こうした高度情報化時代には、ITリテラシーと呼ばれる情報通信機器を扱う能力を習得することが重要であるとともに、人と人の直接的なふれあいや実体験の機会の確保も重要となります。さらに、大量な情報の中で、本当に必要な情報を適切に入手していくために必要な、物事を俯瞰する力や物事の見極める力を育成する教育が求められてきます。また、子どもたちの発達に応じた情報環境の提供、インターネット利用上のルール・倫理、情報セキュリティに関する意識の醸成も求められています。

デジタルデバイドと呼ばれる情報通信技術に関する社会層の格差（所得階層、年齢、居住地域などによる格差）だけでなく、情報通信技術を使った学習能力の格差（デジタルラーニングデバイド）を解消するための取組も必要だと考えられます。

一方で、インターネットの普及は、ネットワークを通じた教育関連施設の利用予約サービスの提供、学

校教育・生涯学習に関する最新情報の提供やEラーニングの実施、市民のニーズの把握などを可能としていることから、教育分野においても情報通信ネットワークの効果的な活用は期待されています。

(4) 国際化

高速交通機関の発達、情報通信ネットワークの進展や経済水準の向上に伴い、人、モノ、資金、情報が自由に国境を超えて短時間で移動するグローバル化が急速に進んでいます。21世紀の社会は、異なる民族、宗教、文化が出会ったり、混在したり、衝突したりする可能性が高まることから、自らの地域や民族、国の文化や歴史についての教養を深め、異文化を尊重し、ともに生きる態度や知識を得るための多文化共生教育や誰でも平等に受け入れるための人権尊重教育の重要性が高まっています。

グローバル化が進展する社会では、世界共通ルールをもとに、地球規模での競争が繰り広げられ、誰もが世界を相手に活躍できる可能性が高まります。そうした国際舞台での活躍を可能にするためには、英語をはじめとする他国の言語を駆使した国際コミュニケーション能力はもちろんのこと、技術面や文化面などで海外に負けない競争力の向上が、個人にも、社会にも求められています。

また、外国籍の児童生徒や市民、海外から帰国した児童生徒や市民などへの教育サービスの提供や彼らの力を十分に活かすための教育環境の充実が求められています。

(5) 社会・経済の成熟化

高度情報化と知識社会への移行、グローバル化による大競争時代への突入などの時代潮流の中で、わが国の社会・経済構造は、大きな変化を遂げてきました。製造業が中心の産業構造から、21世紀は高付加価値産業やサービス業が中心の産業構造へと沿革すると同時に、年功賃金や終身雇用などの従来型の雇用慣行が崩れはじめ、契約社員、転職、起業、在宅勤務などの就業形態の多様化が進んでいくことが予想されます。また、このように、産業・就業構造が変革した社会では、物質的な豊かさよりも心の豊かさを求める志向が強くなるとともに、一人ひとりの価値観が多様化するため、教育分野においても、多様な教育ニーズ・学習ニーズへの対応が求められます。

また、人間は誰しも、何不自由なく、常に満たされた状態で生活を続けていくと、精神・頭脳・身体のバランスが不安定になったり、健全な向上心の育成や我慢する力を習得することが困難になったりする可能性が出てきます。したがって、精神・頭脳・身体の健全なバランスやあきらめない気持ち、チャレンジなど精神を養うための教育機会を意図的、戦略的に提供することが必要となっています。

さらに、社会・経済の成熟した時代では、知識や技術の陳腐化が早いと、生涯学び続けることの必要性を認識しておかなければならず、同時に、専門的な知識や技能を絶えず高めていくことが求められています。

(6) 地方分権、住民参加

地方分権の進展とともに、住民に密接した地方自治体が、自らの判断で政策やサービスを決定し、独自性や自立性を確保することが強く求められるようになってきました。また、住民ニーズの多様化に伴って、住民及び地域自らが政策決定やまちづくり、地域活動などに積極的に参画することが求められています。さらに、住民のボランティア活動やNPO・NGOの活動が社会・経済活動の主要な役割の一部を担うようになってきました。

こうした地方分権型の社会では、教育分野においても、地域の自己責任が問われ、今後は、地域格差が生じる方向に進む可能性が高いと考えられます。教育は、地域の魅力と密接に関わっていることから、教育行政が有効に機能している地域は、地域人口が増し、地域が活性化していくことが予想される反面、そうでない地域は、地域自体が衰退していく可能性も否定できません。

その際に、多くの地域住民が学校現場に参画し、学校運営にも主体的に関与していくことが必要であり、また、その前提条件となる教育分野における情報公開を一層進めていく必要があると考えます。

11 関連資料一覧

(1) 事業計画書等

■重点施策1 「川崎式で「生きる力」をつける」

- ・「川崎市における幼保一元化に向けた調査検討結果－中間まとめ－」平成16年4月川崎市幼保連携検討委員会（学事課）
- ・「学校二学期制への取組～試行校の中間まとめ」平成16年12月川崎市教育委員会（指導課）
- ・「川崎市特別支援教育推進計画」平成17年3月川崎市教育委員会（指導課）

■重点施策2 「個性が輝く学校」をつくる」

- ・「川崎市学校評価システム検討会議最終報告」平成17年2月川崎市学校評価システム検討会議（指導課）
- ・「読書のまち・かわさき」子どもの読書活動推進計画」平成16年4月川崎市教育委員会・「読書のまち・かわさき」事業推進委員会（指導課）
- ・「川崎市学校教育活動支援事業の今日的な意義と課題」平成14年3月川崎市学校教育活動支援事業研究協議会（指導課）
- ・「川崎市立高等学校教育振興計画」平成15年5月川崎市教育委員会（高校教育推進担当）
- ・「川崎市立高等学校学校間連携推進委員会」検討のまとめ」平成16年11月川崎市立高等学校学校間連携推進委員会（高校教育推進担当）
- ・「川崎市立高等学校人事交流推進委員会」検討のまとめ」平成16年12月川崎市立高等学校人事交流推進委員会（高校教育推進担当）
- ・「学校安全ハンドブック」平成16年10月川崎市教育委員会（指導課）

■重点施策3 「教職員の力」を伸ばす」

- ・「教員の資質向上に関する調査研究報告書」平成15年3月教員の資質向上施策検討委員会（勤労課）
- ・「教員の資質向上に関する施策（指導力不足等教員への支援）」平成16年1月教員の資質向上施策検討委員会（勤労課）
- ・「教員の資質向上に関する施策（教員表彰制度）」平成16年3月教員の資質向上施策検討委員会（勤労課）

■重点施策4 「地域に開かれた学校施設」にする」

- ・「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方報告」平成15年8月川崎市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会（企画課）
- ・「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置へ向けての取り組み」平成15年12月川崎市教育委員会（企画課）
- ・「こどもはつらつおとないきいき～学校・家庭・地域をつなぐ川崎の教育～」平成14年3月川崎市社会教育委員会（生涯学習推進課）
- ・「平成16年度川崎市学校施設開放事業実施の手引き」平成16年4月川崎市教育委員会・（財）川崎市生涯学習振興事業団（生涯学習推進課）

■重点施策5 「市民の学び」を支援する」

- ・「川崎市生涯学習推進基本計画」平成5年3月川崎市生涯学習推進基本計画策定調査委員会（生涯学習推進課）
- ・「学校を中心とした生涯学習推進への新たなとりくみ」平成15年3月川崎市生涯学習推進懇話会・川崎市教育委員会（生涯学習推進課）
- ・「川崎市生涯スポーツ振興基本構想」平成5年3月川崎市生涯スポーツ振興基本構想策定調査委員会（ス

ポーツ課)

- ・「川崎市生涯スポーツ振興基本計画」平成6年3月川崎市生涯スポーツ振興基本計画策定調査委員会（スポーツ課）
- ・「子育ていいじゃんかわさき～川崎市保育基本計画～」平成14年2月川崎市（健康福祉局少子対策担当）
- ・「子育ていいじゃんかわさき～川崎市保育基本計画～事業推進計画」平成15年5月川崎市（健康福祉局）

■重点施策6 「市民の力」を活かす」

- ・「川崎市における「地域教育会議」の取り組み」平成10年4月川崎市地域教育会議推進協議会・川崎市教育委員会
- ・「市民社会の成熟をめざして一地域での自立と連携」平成16年3月川崎市社会教育委員会議（生涯学習推進課）
- ・「区行政改革の基本方向」平成16年5月川崎市・区行政改革検討委員会（総合企画局政策部）

■その他

- ・「いきいきとした川崎の教育をめざして（報告）」昭和61年11月川崎市教育懇談会（企画課）
- ・「教育委員会事務事業改善プラン」平成16年3月川崎市教育委員会（企画課）
- ・「新総合計画素案」平成17年2月川崎市（総合企画局企画調整課）
- ・「川崎市行財政改革プラン」平成14年9月川崎市（総務局行財政改革推進室）
- ・「第2次川崎市行財政改革プラン素案」平成17年2月川崎市（総務局行財政改革実施本部）
- ・「出資法人の経営改善指針」平成16年4月川崎市（総務局行財政改革実施本部）
- ・「自治基本条例検討委員会報告書」平成16年8月川崎市自治基本条例検討委員会（総合企画局政策部）
- ・「川崎市次世代育成支援対策行動計画かわさき子ども「夢と未来」プラン」平成17年3月川崎市（健康福祉局少子化対策担当）

(2) 年次事業報告書等

- ・「教育かわさき」川崎市教育委員会（企画課）
- ・「学校教育の概要」川崎市教育委員会（学校教育部）
- ・「事業報告書」川崎市総合教育センター
- ・「社会教育要覧」川崎市教育委員会（生涯学習部）
- ・「活動報告書（教育文化会館・市民館）」川崎市教育委員会（生涯学習推進課）
- ・「川崎市図書館活動報告書」川崎市教育委員会（生涯学習推進課）
- ・「川崎のスポーツ事業概要」川崎市教育委員会（スポーツ課）

(3) 調査・統計

- ・「児童・生徒数・学校数等調査」年刊川崎市教育委員会（企画課）
- ・「年刊教育調査統計資料」年刊川崎市教育委員会（企画課）
- ・「川崎市民意識実態調査報告書」年刊川崎市（総務局報道・市民の声担当）
- ・「川崎市政及び区政に関する市民1万人アンケート報告書」平成15年3月川崎市（市民局区政課）
- ・「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」平成15年7月川崎市・川崎市子どもの権利委員会（市民局人権・男女共同参画室）
- ・「かわさき・子どもの生活実態調査」平成15年12月川崎市総合教育センター
- ・「川崎市次世代育成支援行動計画策定ニーズアンケート調査報告書」平成16年5月川崎市（健康福祉局少子化対策担当）

12 語句説明一覧表

語句	最初に出てくるページ	説明
グローバル化	1	世界各地の経済や文化などが、国境や人種を越えて広まっていく状態。
学級崩壊	1	児童の私語や勝手な行動によって授業が成立しない状態が一定期間継続するなど、正常な学級活動ができない状況になった学級。
協働	1	共通の目的の実現のために、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場のもとに協力しあうこと。
ネットワーク化	2	複数の主体が、自立性を保ちながら結合し、情報を相互に交換することなどができる状態。
PDCAサイクル	2	計画(plan)、実施(do)、検証・評価(check)、改善・見直し(action)の頭文字を取ったもの。行政や企業などが、計画から改善までを一貫して行い、さらにそれらを循環させて、次の計画・事業に活かそうという考え方。
コミュニティ	3	人々が共同体としての意識を持ちながら、共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集合体。地域社会。
コミュニケーション能力	5	言葉・文字・身振りなどで、互いに意思や感情を伝達し合い、望ましい対人関係を構築・維持していくための知識や能力。
特別支援教育	5	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。
少人数指導	5	各教科の指導場面ごとに学級の枠を超えて、子どもの学習の習熟状況(習熟度別)や、興味・関心などに基づいた課題設定(課題別)などに応じて少人数の学習グループを作り授業を行う。
自尊感情	6	自分を肯定し、自信を持って価値あるものとして誇ることが出来る気持ち。自分の全てを受け入れ、その存在を認めることのできる感情。(=自己肯定感)
教育課程	7	法令に従って、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画。
巡回相談システム	7	障害児教育に関する専門的知識を持った人が、各学校を巡回しながら、通常級に在籍する障害のある児童生徒に対する指導方法や指導計画等に対する助言を行う。
LD	7	Learning Disabilityの略。日本では一般に「学習障害」と訳される。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。
ADHD	7	Attention-Deficit Hyperactivity Disorderの略。日本では一般に「注意欠陥/多動性障害」と訳される。不注意及び多動性・衝動性を主要な症状とする行動の障害で、社会生活や学校生活を営む上で支障が認められるもの。
高機能自閉症	7	自閉症に属する発達障害の一つ。知的発達に遅れはないが、相手の気持ちや反応を読むことが苦手、一方的な会話、交友関係づくりや変化への対応が苦手、特定の関心事に執着するなどの支障が認められる。
通級指導教室	7	通常の学級に在籍しながら、特別な指導を必要とする児童生徒を対象に、教育活動の一部を通級により指導する教室。言語障害通級指導教室(ことばの教室)7教室、情緒障害通級指導教室3教室を設置している。
特別支援教室	7	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために小・中学校に設置する教室のこと。文部科学省の制度改革により設置が可能になる。
行政区	10	政令指定都市に設けられる区。行政の事務処理の便宜のためにおかれている区域で、自治的機能は持たない。本市には、川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の7つの行政区が置かれている。
社会教育施設	11	市民館、図書館、博物館、美術館、スポーツ施設など、社会教育の振興を図ることを目的とする施設。
市民利用施設	11	こども文化センター、老人いこいの家、保健福祉センター、など、多くの市民が利用する施設。
図書館コーディネーター	11	各学校を訪問して、司書教諭とともに、図書ボランティアや児童生徒の図書委員などに対し、各学校に応じた図書館の運営や読書活動を推進するための的確な助言を行う人。
司書教諭	11	教諭の資格を有し、司書教諭講習を受講して司書教諭の資格を得て、任命権者に司書教諭として発令された者をいう。学校図書館で図書の収集・整理や、児童・生徒が読書に対する興味・関心をもつような取組を行うなど、学校図書館の専門的職務を所掌する。「学校図書館法」の改正により平成15年度から12学級以上の小中高校に、司書教諭を置かなくてはならないことが定められた。
NPO	12	Non Profit Organizationの略。政府・自治体や企業などとは別に、社会貢献活動を行う営利を目的としない組織・団体。特定非営利活動法人。

語 句	最初に出てくるページ	説 明
総合型地域スポーツクラブ	12	地域住民の自主的な運営を原則として、学校などの身近な施設を活用し、子どもから高齢者までが様々なスポーツ・レクリエーションを楽しんだり、指導を受けたりすることができる地域のスポーツクラブ。
ライフステージ	15	人の一生を年齢などによって区切った、それぞれの段階。
フィードバック	15	結果を踏まえて、結果の元となった取組や原因を修正すること。
不登校	15	何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的な要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）。
カリキュラムセンター機能	15	カリキュラム開発についての調査研究、人材の育成や相談、全国の学校及び教育機関の実践事例や研究資料の収集・提供などを通して、各学校に対してカリキュラム編成や教育方法についての効果的な支援や助言を行う機能のこと。
再転用可能教室	17	本来の目的（学校教育）とは異なる用途にあてることができる教室のこと。
デイサービスセンター	18	在宅介護を受けている高齢者に、日帰りで入浴、食事等のサービスや相談・助言、機能訓練などを行う施設。
データベース	21	そこにアクセスすればすべての情報が得られるように、相互に関連するデータを整理・統合して、必要に応じて情報を検索できるしくみ。
レファレンス	21	必要としている資料や情報について、調査方法などをアドバイスしたり、相談に応じたりすること。
シニア世代	21	本市においては、概ね50歳以上の年長者の世代を示す言葉として使っている。
団塊の世代	21	第二次大戦直後のベビー・ブーム時（1947年から1949年まで）に生まれた世代。
キャリア	21	生涯を通じて経験する自らの職場や仕事の履歴。
リカレント教育	22	一度学校を卒業して社会に出た者が、必要に応じて学校やそれに準ずる教育・訓練機関で学習することが可能であるような教育システム。
スクールカウンセラー	29	いじめや不登校、問題行動等の未然防止、早期発見、早期解決を図るため、市立中学校に配置された臨床心理士などの専門家のこと。生徒の悩みに対する助言などを行うとともに、保護者からの相談や教職員の研修にあたっている。
フリースペース	29	不登校やひきこもりなどの人たちに学校以外の居場所を提供する施設。
セクハラ	29	Sexual Harassment（セクシャルハラスメント）の略。学校における「セクハラ」は、学校において教職員が、その立場を利用するなどして、児童生徒とその関係者を不快にさせる性的な言動を行うこと、またはこれを繰り返すこと。
ランチサービス方式	30	希望する生徒が、安全で栄養バランスのとれた昼食用のお弁当を購入することができる方式。中学校で実施。
定時制課程	30	修業年数が3年以上で、夜間その他特別の時間に4時間程度の授業を行うことを前提とした高等学校の課程。
幼保一元化	33	福祉施設である保育園と幼児教育機関である幼稚園が、それぞれの機能を活かしながら一体化していこうとする考え方。
全日制課程	39	修業年数が3年で、昼間に6時間程度の授業を行うことを前提とした高等学校の課程。
eラーニングシステム	41	コンピュータネットワークを活用した教育や研修。利用者はパソコンを使い、自分の都合に合わせて学ぶことができるという特徴がある。
ビオトープ	43	ここでは学校ビオトープを指し、環境教育の教材として学校敷地内に作り出された地域の野生の生き物が自立・循環して生息することのできる空間。
LAN	44	Local Area Network（ローカル・エリア・ネットワーク）の略。庁舎や校舎等で使用されている、コンピュータやプリンター等の情報機器を相互に接続するために設置されたネットワークのこと。
母子保健サービス	48	母子健康手帳交付、乳幼児健康診査、育児相談など、妊娠、出産、育児にわたって、自治体が親と子どもに対して行う保健サービス。
ハード、ソフト	52	プランにおいては、「ハード」とは、建物や設備などの物理的な形の存在するものを意味し、「ソフト」とは、制度やしくみ、人的ネットワークなどの物理的な形の存在しないものを意味する言葉として使っている。
ヤングテレホン相談	54	友だち、家庭、学校など、青少年の悩み事について電話で相談を受ける制度。
アートセンター	60	麻生区並びに新百合ヶ丘周辺地区の文化・芸術施設との連携による、ネットワーク型の文化施設の構想。
アートマネージャー	61	文化施設の運営や文化芸術振興に関する取組みを企画・実施する者。
トップアスリート	65	全国大会で活躍し、オリンピック等の世界大会に出場するような能力を持つ競技者。
包括外部監査	71	平成10年度の地方自治法の改正によって設けられた制度で、都道府県・政令市等が外部の専門家と契約を締結して行う監査。

施策体系一覽表

基本政策 (4)	基本施策 (13)	施策 (52)	ページ	No	事業 (188) *は施策体系の他の場所に再掲されている事業	重点 施策	所管課
1 幼児・学校教育	子どもたちの健やかな成長の保障と「確かな学力」の育成 1-1	いのちの教育・こころの教育の推進 1-1-(1)	28	①	いのち、こころの教育の推進	1-①	指導課
				②	人権尊重教育の推進	1-②	人権共生教育担当
				③	子どもの権利学習の推進 (*)		
				④	性に関する教育の充実		健康教育課・指導課
		いじめ・不登校等への対応 1-1-(2)	29	①	いじめ・不登校等への対応		人権共生教育担当指導課 生涯学習推進課
				②	不登校児童生徒等に対する相談・支援の充実		人権共生教育担当・指導課・センター
				③	人権意識を高めるための研修等の充実		
		健やかな身体育成 1-1-(3)	30	①	健康・体力の向上	1-⑧	指導課・健康教育課
				②	部活動の充実		指導課
				③	健康教育の推進		健康教育課
				④	「食に関する指導」の充実		
				⑤	学校給食の充実		
				⑥	薬物乱用防止教育の充実		健康教育課・指導課
		「確かな学力」の育成 1-1-(4)	30	①	読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底	1-③	指導課・センター
				②	自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成	1-④	
				③	思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実	1-⑤	
				④	表現力・コミュニケーション能力の向上	1-⑥	
				⑤	「確かな学力」にかかる学習状況調査の導入	1-⑦	
		川崎らしさを活かした学習機会の提供 1-1-(5)	31	①	読書のまち・かわさき関連事業の推進 (*)	2-⑦	指導課・生涯学習推進課
				②	音楽のまち・かわさき関連事業の推進		指導課・総合企画局
				③	21世紀子どもサイエンス事業の推進		指導課・文化財課
				④	子どもの権利学習の推進 (再掲)		人権共生教育担当
				⑤	多文化共生教育の推進		人権共生教育担当・指導課
		「生きる力」の向上のための環境づくり 1-1-(6)	32	①	少人数学級等の推進	1-⑨	指導課・教職員課
				②	少人数指導などきめ細かな学習指導の推進	1-⑩	
				③	学校二学期制の導入		
		社会の変化に対応できる能力の育成 1-1-(7)	32	①	情報活用能力の育成		指導課・センター
				②	国際理解教育の推進		
				③	小学校での英語活動の推進		
				④	環境教育の推進		
				⑤	福祉教育の推進		
				⑥	望ましい勤労観・職業観の形成 (キャリア教育の推進)		
		幼児教育の充実 1-1-(8)	33	①	幼稚園教育の充実		学事課
				②	幼保一元化の検討 (*)		学事課・健康福祉局
				③	就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成 (*)		幼児教育センター
				④	幼児教育関係職員の研究・研修		
				⑤	幼児教育センターと関係機関の連携		
				⑥	家庭の教育力の向上 (再掲)	1-⑬・5-⑥	生涯学習推進課
		特別支援教育の推進 1-1-(9)	34	①	小中学校における特別支援教育の推進	1-⑪	指導課・センター
				②	聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり	1-⑫	
				③	聾・養護学校・重複障害児学級の適正配置の検討		
		多様な教育機会・支援体制等の整備 1-1-(10)	34	①	就学援助の実施		学事課
				②	奨学金事業の実施		
				③	学校と家庭の連携・相談の促進 (*)		指導課・センター
④	海外帰国・外国人児童生徒の就学支援・相談体制の充実 (*)						
⑤	夜間学級の実施				指導課		

基本政策 (4)	基本施策 (13)	施策 (52)	ページ	No	事業 (188) *は施策体系の他の場所に再掲されている事業	重点 施策	所管課	
1 幼児・学校教育	地域に根ざした特色ある学校づくり 1-2	創意工夫を発揮できる地域に開かれた学校づくり 1-2-(1)	36	①	学校の裁量権の拡大	2-①	教職員課・学事課・指導課	
				②	学校評価システムの確立	2-③	指導課	
				③	学校の情報公開の推進	2-②	指導課・センター	
				④	学校経営アドバイザーの配置 (再掲)	2-⑤	指導課	
				⑤	川崎市教育改革推進協議会の設置 (再掲)	6-⑦	企画課	
				⑥	効果的な学校運営費等の執行		学事課	
	地域教育資源の活用 1-2-(2)	37	①	①	地域人材等の活用	2-⑧・6-⑤	指導課・生涯学習推進課・スポーツ課	
				②	商店街や企業等との連携による職業体験活動(就労体験)の推進 (*)	2-⑨	指導課・生涯学習推進課	
				③	地域における体験活動の推進 (*)			
				④	ボランティア等の外部人材の確保		教職員課・指導課	
				⑤	地域の文化財を活用した学習機会の提供 (再掲)		指導課・文化財課	
				⑥	地域住民との連携による学校の安全対策の推進		指導課・健康教育課・生涯学習推進課	
	子ども・保護者・地域住民の学校運営への参加促進 1-2-(3)	38	①	①	学校教育推進会議の活動促進 (*)	2-⑩・6-①	指導課	
				②	地域運営学校の設立の検討	2-⑫・6-②		
				③	PTAとの連携		指導課・生涯学習推進課	
				④	中学校区地域教育会議との連携	2-⑪		
	子どもの成長に応じた一貫した教育体制の整備 1-2-(4)	38	①	①	子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善	2-⑥	教職員課・高校担当・指導課・幼児教育センター	
				②	就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成 (再掲)		幼児教育センター	
				③	幼稚園・保育所と小学校との連携の促進		指導課・幼児教育センター	
				④	小中一貫教育の検討		指導課	
				⑤	中高一貫教育の検討		指導課・高校担当	
	地域に根ざした市立高等学校づくり 1-2-(5)	39	①	①	新たな市立高等学校の創造		高校担当	
				②	学校間連携の推進			
				③	家庭・地域との連携			
				④	教育内容の市民への提供			
	教職員の力量形成と自己成長 1-3	教職員の人事管理制度の再構築 1-3-(1)	40	①	管理職登用制度の見直し	3-③	教職員課	
				②	教職員の採用方法の改善	3-②		
				③	人事評価制度の見直し	3-①	教職員課・勤労課	
		実践的な学校・教職員の支援体制づくり 1-3-(2)	41	①	①	総合教育センターの機能強化	3-⑤	センター
					②	教職員に対する専門家等の支援	3-⑦	指導課・センター
					③	教職員相互の相談・支援体制づくり		
					④	指導力不足等教員に対する研修		教職員課・センター
					⑤	外部専門家・研究機関との連携		指導課・センター
		教職員の成長のための研修プログラムの再編 1-3-(3)	41	①	①	ライフステージに応じた教職員研修プログラムへの再編	3-④	教職員課・センター
	②				教職員の自己研修活動への支援		指導課・センター	
	③				教職員のIT活用研修の充実			
④	各学校・各教職員の優れた教育実践の普及				3-⑥	教職員課・指導課・センター		
⑤	教職員の企業等体験研修					教職員課・センター		
学校施設の整備と充実 1-4	安全で快適な学校施設の整備 1-4-(1)	43	①	校舎の耐震性の確保	4-②	計画課		
			②	学校の防犯システムの整備		管理課		
			③	環境に配慮した学校施設整備				
			④	教室等の快適化				
	コミュニティの拠点としての学校の整備 1-4-(2)	44	①	①	学校施設の有効活用の推進 (再掲)	4-④・5-④	管理課・指導課・生涯学習推進課	
				②	他の公共施設等との合築・複合化の推進	4-⑤	計画課	
				③	学校施設管理に関する地域住民との協働の推進		計画課・管理課・生涯学習推進課	

基本政策(4)	基本施策(13)	施策(52)	ページ	No	事業(188) *は施策体系の他の場所に再掲されている事業	重点 施策	所管課
1 幼児・学校教育	学校施設の整備と充実 1-4	効果的な指導を支援する施設設備の整備 1-4-(3)	44	①	ITを活用した学習環境の整備		指導課・センター
				②	少人数指導等に適したスペース・設備の整備		計画課・管理課
		計画的な学校施設の整備 1-4-(4)	44	①	計画的な学校施設の整備	4-①	計画課
				②	学校の適正規模・適正配置	4-③	企画課・計画課
2 家庭・地域における教育	安心して子育てできる地域づくり 2-1	保育サービスの充実 2-1-(1)	47	①	多様な保育サービスの充実		健康福祉局
				②	幼保一元化の検討(再掲)		健康福祉局・学事課
				③	保育・幼児教育に関する情報提供		学事課・幼児教育センター
		子ども向け医療・保健・福祉サービスの充実 2-1-(2)	47	①	小児救急医療体制の充実		健康福祉局
				②	母子保健サービスの向上		
				③	親子参加型健康づくり教室の開催		
				④	障害児発達支援		
		地域の安全性の確保 2-1-(3)	48	①	通学路の安全性の向上		健康教育課
				②	地域における防犯対策の充実		指導課・生涯学習推進課
				③	子どもの安全にかかわる関係機関との連携		指導課
	家庭教育の充実と子育ての支援 2-2	子育ての支援の充実 2-2-(1)	49	①	幼児教育センター、地域子育て支援センターの充実		幼児教育センター・健康福祉局
				②	地域子育て支援活動の充実		生涯学習推進課・健康福祉局
				③	ひとり親家庭の支援		健康福祉局
				④	児童虐待防止体制の強化		
				⑤	子育て支援活動のネットワーク化	5-⑦	生涯学習推進課
		家庭教育・子育てに関する相談機能の強化 2-2-(2)	50	①	学校と家庭の連携・相談の促進(再掲)		指導課・センター
				②	家庭教育・子育てに関する庁内連絡会の開催		生涯学習推進課・健康福祉局
				③	海外帰国・外国人児童生徒等の就学支援・相談体制の充実(再掲)		指導課・センター
	家庭教育・子育てに関する意識啓発 2-2-(3)	50	①	イベントや各種事業における家庭教育・子育てに関する意識啓発の推進		生涯学習推進課・健康福祉局	
			②	企業等に対する子育てしやすい就労環境づくりの要請		市民局・健康福祉局	
子育てネットワークの形成と学習機会の充実 2-2-(4)	52	①	親子参加型事業の展開		生涯学習推進課・健康福祉局		
		②	家庭の教育力の向上(*)	1-⑬・5-⑥	生涯学習推進課		
		③	学級や講座に併設する保育サービスの充実		生涯学習推進課		
		④	家庭教育・子育てに関するデータベースの作成				
子どもが健やかに育つ地域づくり 2-3	居場所・遊び場の確保 2-3-(1)	53	①	こども文化センターの充実		市民局	
			②	わくわくプラザの充実			
			③	子ども夢パークの充実		生涯学習推進課	
			④	子ども会等各種青少年団体の活動支援		生涯学習推進課・市民局	
			⑤	地域スポーツクラブ・団体の育成・活動支援		スポーツ課	
	地域における様々な学習・体験の機会の提供 2-3-(2)	53	①	自然体験・学習・活動の機会と自然系博物館の充実		生涯学習推進課・文化財課	
			②	博物館施設における体験学習の推進		文化財課	
			③	商店街や企業等との連携による職業体験活動(就労体験)の推進(再掲)	2-⑨	指導課・生涯学習推進課	
			④	地域における体験活動の推進(再掲)			
			⑤	読書のまち・かわさき関連事業の推進(再掲)	2-⑦		
青少年の健全な育成の推進 2-3-(3)	53	①	青少年教育施設を拠点とした青少年の居場所づくり		生涯学習推進課		
		②	相談体制の充実		市民局		
		③	非行の早期発見・指導の体制づくり		指導課・生涯学習推進課		

基本政策 (4)	基本施策 (13)	施策 (52)	ページ	No	事業 (188) *は施策体系の他の場所に再掲されている事業	重点 施策	所管課	
3 社会教育・文化・スポーツ	市民が自ら学びいきいきと活動する地域づくり 3-1	市民の主体的な学習を支えるシステムの充実 3-1-1(1)	56	①	市民館を拠点とした生涯学習の推進	5-①	生涯学習推進課	
				②	生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供 (*)		生涯学習推進課・文化財課・スポーツ課	
				③	図書館機能の充実	5-②	生涯学習推進課	
				④	社会教育施設の整備 (*)	5-③		
				⑤	運営審議会の充実			
				⑥	学校施設の有効活用の推進 (*)	4-④・5-④	管理課・指導課・生涯学習推進課	
				⑦	社会教育関係職員の研究・研修		生涯学習推進課・センター	
		行政区を中心とした市民と行政の協働による生涯学習の推進 3-1-2(2)	57		①	行政区生涯学習推進会議の見直し		生涯学習推進課
					②	行政区・中学校区地域教育会議の活性化 (*)	6-③	
					③	行政区における教育支援体制の整備 (再掲)	2-④・6-⑥	
					④	地域教育サポーター制度 (再掲)	4-⑦・6-④	
					⑤	社会教育関係団体・市民活動組織・NPOへの支援、連携		
		市民教育の推進と地域人材の豊かな経験・能力を活かす仕組みづくり 3-1-3(3)	58		①	市民教育の推進	5-⑩	
					②	シニア世代の活力を地域で活かすための支援	5-⑧	
					③	かわさき市民アカデミー事業の推進		
	④				ボランティア活動の支援			
	社会教育施設や市民の学習活動におけるネットワークの構築 3-1-4(4)	59		①	学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化	4-⑥・5-⑤	生涯学習推進課・文化財課・スポーツ課	
				②	生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供 (再掲)		生涯学習推進課	
	社会的自立に向けたキャリアアップのための学習システムの構築 3-1-5(5)	59		①	市内の高校・専門学校・大学・企業との連携	5-⑨	高校担当・生涯学習推進課	
				②	図書館の就労支援・ビジネス支援機能の充実		生涯学習推進課	
	文化・芸術活動の推進 3-2	市民文化・芸術活動の支援 3-2-1(1)	60	①	文化施設の基盤整備とネットワーク化の推進		文化財課・市民局	
				②	市民文化活動の支援と文化活動情報提供システムの構築		センター・市民局	
				③	各種文化・芸術活動のコーディネーターや文化ボランティアの育成		市民局	
				④	文化・芸術交流の推進			
				⑤	地域性・国際性豊かな文化施策の推進			
		文化財の保護・活用 3-2-2(2)	61	①	文化財の調査・保存		文化財課	
				②	橘樹郡衙推定地の保存・整備			
魅力ある博物館づくり 3-2-3(3)		61	①	博物館施設の管理・運営				
			②	市民参加による博物館活動の推進				
音楽によるまちづくりの推進 3-2-4(4)		62	①	各種イベントの開催支援		総合企画局・市民局		
	②		音楽に関する情報発信支援					
	③		ミューザ川崎シンフォニーホールを活用した音楽鑑賞機会の提供や各種コンサートの市内への誘致					
	④		ストリートミュージシャンの演奏場所の確保					
地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進 3-3	生涯スポーツの推進 3-3-1(1)	63	①	総合型地域スポーツクラブの育成	5-⑪	スポーツ課		
			②	多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進				
			③	スポーツ教室など健康・体力保持増進のための事業の推進				
競技力の向上 3-3-2(2)	64	①	各種競技大会の開催・支援					
		②	指導者の養成					
		③	スポーツ団体・協会等との連携					
		④	一貫した指導体制の整備					

基本政策(4)	基本施策(13)	施策(52)	ページ	No	事業(188) *は施策体系の他の場所に再掲されている事業	重点 施策	所管課
3 社会教育・文化・スポーツ	地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進 3-3	スポーツ環境の充実 3-3-(3)	64	①	スポーツ施設の管理・運営		スポーツ課
				②	社会教育施設の整備(再掲)	5-③	生涯学習推進課・文化財課・スポーツ課
				③	スポーツボランティアの育成・活動の場の提供		スポーツ課
				④	スポーツ情報提供の充実		
		ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり 3-3-(4)	65	①	トップチーム・トップアスリートと市民との交流、活動支援		
				②	市民によるホームタウンスポーツの推進		
				③	Jリーグクラブ支援など「みるスポーツ」の環境づくり		スポーツ課・市民局
				④	大規模スポーツイベント等の開催・誘致		スポーツ課
	共に支え生きる社会の創造 3-4	人権教育・啓発の推進 3-4-(1)	66	①	平和・人権学習の推進		生涯学習推進課・センター
				②	男女平等推進学習の充実		生涯学習推進課
				③	人権・同和研修の充実		人権共生教育担当
				④	人権啓発の推進		市民局
		子どもの権利保障の推進 3-4-(2)	67	①	子ども会議の充実		生涯学習推進課・市民局
				②	子どもの権利に配慮した学習機会の提供		生涯学習推進課
				③	かわさき子どもの権利の日事業		市民局
				④	「こどもページ」の充実		
		共生社会の推進 3-4-(3)	67	①	外国人市民のための識字(日本語)学級の充実		生涯学習推進課
				②	障害者社会参加活動の支援		
				③	社会人学級の推進		
				④	図書館における外国人や障害のある市民の学習支援		
4 教育行政	教育支援体制の再編 4-1	市民参加による教育支援体制の充実 4-1-(1)	69	①	行政区・中学校区地域教育会議の活性化(再掲)	6-③	生涯学習推進課
				②	学校教育推進会議の活動促進(再掲)	2-⑩・6-①	指導課
		専門的な教育支援体制の整備 4-1-(2)	70	①	川崎市教育改革推進協議会の設置(*)	6-⑦	企画課
				②	大学や研究機関との連携		センター
	行政区単位での支援体制の整備 4-1-(3)	70	①	行政区における教育支援体制の整備(*)	2-④・6-⑥	企画課・指導課・生涯学習推進課	
			②	学校経営アドバイザーの配置(*)	2-⑤	指導課	
			③	地域教育サポーター制度(*)	4-⑦・6-④	生涯学習推進課	
			④	行政区地域教育会議との連携			
	教育行財政の改革 4-2	教育委員会の事務事業の改善 4-2-(1)	71	①	教育委員会事務の改善体制の確立		事務改善担当・庶務課・教職員課・勤労課・学事課・健康教育課・指導課・生涯学習推進課・文化財課・スポーツ課
				②	補助委託事業執行の改革		
				③	外部団体の改善		
				④	物品管理の徹底		
				⑤	組織の適正化と人件費削減		

現況と課題一覧表

基本政策 (4)	現 況 と 課 題	ページ	担当課	
1 幼児・学校教育	①子どもの権利保障に向けた教育・学習	114	人権共生教育担当	
	②児童生徒指導	●いじめ	115	指導課
		●不登校	115	
		●いわゆる「学級崩壊」	116	
	③子どもの体力	116		
	④学校体育・運動部活動	117		
	⑤給食	118	健康教育課	
	⑥学校生活・授業	118	指導課	
	⑦少人数指導・少人数学級	120	教職員課・指導課	
	⑧外国人教育（多文化共生教育）の推進	120	人権共生教育担当	
	⑨情報環境・情報教育	120	指導課	
	⑩教育における国際化	●EAF・ALTの派遣	121	指導課
		●外国籍児童生徒・海外帰国児童生徒の教育	122	
	⑪幼児教育		123	学事課
	⑫特別支援教育		123	指導課
	⑬学校評価制度		124	
	⑭学校情報の公開		124	
	⑮地域と学校の関係	●地域に根ざした特色ある学校づくり	124	
		●学校教育推進会議と子どもの参加	125	
	⑯学校運営		125	教職員課
⑰子どもの成長の連続性と校種間の接続		126	指導課	
⑱高校教育		126	高校担当	
⑲教職員	●管理職の登用	127	教職員課	
	●教職員の採用・研修・評価	127	教職員課・センター	
⑳教育環境	●学校運営上の危機管理	128	指導課	
	●学校の設備・環境	129	計画課・管理課	
	●学校・園の推移	129	企画課	
	●学校施設開放	130	生涯学習推進課	
2 家庭・地域における教育	①幼児期の教育に望まれるもの	131	学事課・幼教センター	
	②家庭の教育力	131	生涯学習推進課	
	③地域における子育て	132		
	④地域における子どもの姿	134		
3 社会教育・文化・スポーツ	①市民の学習活動	136		
	②市民館などの社会教育施設	●市民館	136	
		●図書館	137	
		●青少年教育施設	138	
	③地域教育会議	138		
	④学習成果の活用（地域人材、ボランティアの活用）	139		
	⑤文化財の保護と活用	139	文化財課	
	⑥博物館施設の運営・整備	140		
	⑦生涯スポーツの推進（総合型地域スポーツクラブの育成）	141	スポーツ課	
	⑧スポーツ環境・指導体制の整備	142		
⑨市民スポーツ活動の活性化	143			
⑩地域における多文化共生教育	143	人権共生教育担当 生涯学習推進課		
4 教育行政	①教育委員会	144	庶務課	
	②政令市への権限委譲	144	勤労課	
	③教育委員会事務局	144	庶務課	
	④教育委員会管轄部署の財務・事務	145	庶務課・企画課 改善担当	

かわさき教育プラン

平成17年3月

編集・発行 川崎市教育委員会
川崎市川崎区宮本町6番地
電話 044-200-3244

表紙デザイン 印刷 有限会社協立印刷社
